

博士論文

高齢者権益保障法における介護保障

—— 立法府解釈からみる家族と国・社会の役割 ——

Rules of Long-term care under Law for the Rights of the Elderly in China

—The roles of Family and Nation from the Perspective of the Legislative Interpretation—

横浜国立大学大学院

国際社会科学府

余 乾生

YU QIANSHENG

目次

はじめに	3
(1) 高齢者の介護ニーズ	3
(2) 高齢者の介護システムの沿革	3
(3) 高齢者の介護システムの先行研究	5
(4) 本論文の目的	9
(5) 研究方法	11
(6) 言葉の整理	13
(7) 各章の構造	14
第1章 高齢者権益保障法の位置づけと仕組み	16
第1節 高齢者の介護法制と高権法	16
第1款 高齢者の介護法制の全体像	16
第2款 高齢者の介護法制における高権法	33
第3款 高齢者の介護法制の課題	38
第2節 高齢者をめぐる法制度と高権法	39
第1款 高齢者をめぐる法制度の内容	39
第2款 高齢者をめぐる法制度と学説	41
第3節 高権法の枠組み	49
第1款 立法の経緯と条文の構造	49
第2款 高権法の特徴	61
第2章 介護保障の前提となる高権法の構造と概念	67
第1節 立法府解釈総則編の構造と概念	67
第1款 2012年法の立法府解釈総則編の全体像	67
第2款 3つの立法目的	68
第3款 高齢化への積極的な対応	73
第4款 高齢者の社会保障システムと高齢者向け社会サービスシステム	77
第5款 高齢者権益保障業務における国の責任	84
第6款 高齢者の権益保障に関する社会全体の責任	91
第7款 高齢者の日	99
第8款 1996年法の立法府解釈	99

第2節 高権法における権益保障.....	105
第1款 中国法における権益.....	105
第2款 不法行為法における権益.....	107
第3款 本論文の立場.....	107
第4款 権益保障の裁判規範性.....	108
第3節 高権法における養老.....	110
第1款 高権法の総則における養老.....	110
第2款 高権法の第2章における養老.....	111
第4節 高権法における高齢事業.....	118
第1款 高齢事業の概念.....	118
第2款 高齢事業の内容.....	119
第3款 国・社会が担う養老.....	122
第3章 高権法における介護保障.....	124
第1節 高権法における家族介護.....	124
第1款 1996年法における家族扶養.....	124
第2款 2012年法における家族扶養.....	134
第2節 高権法における国・社会が担う介護.....	146
第1款 国・社会が担う養老.....	146
第2款 2012年法第30条の国・社会が担う介護.....	166
第3節 介護法制と高権法における介護保障.....	176
第1款 高権法の全体像.....	177
第2款 介護保障をめぐる概念.....	178
第3款 介護保障の具体的な内容.....	186
第4款 高権法における介護保障のあり方.....	197
第5款 介護法制に対する示唆.....	201
おわりに.....	204
(1) 本論文の意義.....	204
(2) 残された課題.....	205
別紙一.....	207
別紙二.....	228

はじめに

(1) 高齢者の介護ニーズ

2019年、中国の総人口は14億人を超過した¹。そのうち65歳以上の人口は1.76億人であった。中国の高齢化率は12.6%に達しており、国連が高齢社会と定めた高齢化率(14%)に近付いている。65歳以上の高齢者の絶対数は、2010年の1.19億人から、9年間で約6千万人弱急増した。

さらに、このような高齢化の深刻化に伴い、高齢者人口の中で、後期高齢者の割合が徐々に上昇しており、自立困難なまたは部分的に自立困難な高齢者の数も顕著に増加している²。2016年に公開された第4回中国の都市農村高齢者の生活状況に対するサンプリング調査によると、高齢者の中で前期高齢者(60~69歳)の占める割合は56.1%、中期高齢者(70~79歳)は30.0%、後期高齢者(80歳以上)は13.9%である。そして、自立困難なまたは部分的に自立困難な高齢者の数は約4063万人に達し、高齢人口総数の18.3%を占めている。

したがって、中国の高齢者の介護ニーズは、高齢化の深刻化を背景に、自立困難な、または部分的に自立困難な高齢者の数の増加に比例して、顕著に増大している。

(2) 高齢者の介護システムの沿革

このように増大している介護ニーズに対応して、中国にも高齢者の介護システムがある。この介護システムの沿革は以下の通り簡単に整理できよう³。

¹ 以下、「国家統計年鑑2020」国家統計局<<http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/2020/indexch.htm>> (2021.2.28参照)(国家统计局. 国家统计年鉴2020[EB/OL].)。

² 以下、「三部門は第4回中国の都市農村高齢者の生活状況に対するサンプリング調査の成果を発表する」民政部<<http://jnjd.mca.gov.cn/article/zyjd/xxck/201610/20161000886652.shtml>> (2021.2.28参照)(民政部. 三部门发布第四次中国城乡老年人生活状况抽样调查成果[EB/OL].)。

³ 以下の中国の高齢者の介護システムの整理は、本論文の第1章第1節で検討した「高齢者の介護法制」を主に参照している。そして、高齢者の介護システムの構成要素については、馬広博「複数の柱をもつ介護に関する社会保障システムの構築への研究」吉林工商学院学报34巻4号(2018)82-97頁(馬広博. 多支柱长期护理社会保障体系构建研究[J]. 吉林工商学院学报, 2018(34-4): 82-97.)、周堅=韋一晨=丁龍華「高齢者の介護制度のモデルに関する国際比較とその示唆」社会保障研究2018年の3号(2018)92-101頁(周堅, 韋一晨, 丁龍華. 老年长期护理制度模式的国际比较及其启示[J]. 社会保障研究, 2018(3): 92-101.)を参照している。その他の部分については、沈潔(編著)『中華圏の高齢者福祉と介護: 中国・香港・台湾』(ミネルヴァ書房, 2007)、増田雅暢(編著)『世界の介護保障』(法律文化社, 第二版, 2014)を参照している。

高齢者の介護システムの沿革

	供給体制	費用負担の仕組み
1949年～1990年代初頭	家族（主要な担い手） 公的な福祉施設（補助的） 高齢者向けサービスの一部	なし
1990年代半ば～2016年	家族（主要な担い手、役割減） 公私による施設・在宅サービス（役割増） 高齢者向けサービスの一部	手当や補助金 （地方・税金）
2016年～2020年	家族と国・社会の役割分担は前の 時期と同様の傾向 高齢者向けサービスから分離	全国レベルの介護保険制度の 構築を目指す（パイロット都 市の選定）

（筆者作成）

高齢者の介護システムは、主に介護サービスを提供する「供給体制」とその費用を調達するための「費用負担の仕組み」で構成されている。それぞれは異なる道を歩んできた。

まず、高齢者の介護システムの供給体制が構築されてきた。建国から1990年代初頭までは、公的な福祉施設（福利院、敬老院等）による低所得の高齢者に対する無料の施設サービス（介護サービスを含む総合的な福祉サービス）を中心に構築された。しかし、この時期は、国の介護に関する役割は補助的なものと考えられており、介護の大部分は家族が担っていた。

そして、一人っ子政策の影響等による核家族化（4：2：1の家族構造）と、寿命の大幅な伸び等による高齢化が急激に進展してきた。1990年代半ばから2016年までは、社会問題となりつつあった高齢者の急増対家族機能の低下の問題を「養老問題」と捉えて、国は公的な福祉施設を発展させた。これとともに、社区⁴、NPO、民間資本等が提供する総合的な高齢者向け施設（介護の機能を含む）・在宅養老（在宅介護を含む）サービス（総じて高齢者向けサービス）を優先して発展させてきた。このことにより、高齢者の介護システムの供給体制

⁴ 社区は「街道弁事処」という中国の末端の行政区画である「街道」（日本の地方自治法上の町に相当する）の管理組織、党の末端組織および居民委員会という民間自治組織から構成されているコミュニティであり、概ね日本の全国社会福祉協議会等で使用されている小学校区のイメージである。

はある程度構築されたといえよう。この時期は、サービスの利用料は原則として個人が負担しており、地方の政策として、税金等を財源とする利用者手当、または、サービス提供者に対する補助金が存在している程度にとどまる。このように、費用負担の仕組みの方はまだ構築されていなかった。また、この時期は、介護の社会化がみられており、家族介護の役割は縮小しているが、家族は依然として、高齢者介護の最も重要な担い手であった。

2016年から2020年までは、国は高齢者の介護システムの費用負担の仕組みの構築に力を注ぎ、全国レベルの介護保険制度の創設に本格的に取り組もうとしている。そのために、全国各地域で、介護保険制度のパイロット都市（現在28の都市）を指定し、地方レベルの介護保険制度の実験を行ってきた。しかし、まだ費用負担の仕組みは構築されているとはいえない。この時期は、介護サービスが総合的な高齢者向けサービスから分離され、独立したサービスとして位置付けられる傾向がみられる。そして、高齢者の介護システムの供給体制は、上記1990年代半ばから2016年までの時期と同様の方向で発展してきた。

（3）高齢者の介護システムの先行研究

上記の高齢者の介護システムについて、様々な側面から研究が行われてきた。その主なものは、以下の通り整理できよう。

第1に、高齢者の介護システムの前提となる高齢者の介護ニーズの把握について、社会調査を手法とする先行研究が多数存在している。例えば、①介護ニーズの定義、評価基準、特徴、現状等について、全国レベルでの調査、都市と農村それぞれに注目して行われた調査、社区に注目して行われた調査、高齢者向け施設に注目して行われた調査、または、介護保険のパイロット都市での調査等が挙げられる⁵。そして、②一人っ子家庭の高齢者、身寄りの

⁵ 全国レベルでの調査として、劉昱瑩＝麻倩＝井坤娟「自立できない高齢者の介護ニーズおよびそれに影響を及ぼす要素に関する研究の進展」医学研究と教育36巻1号（2019）58-62頁（劉昱瑩，麻倩，井坤娟．失能老人長期照护需求及影响因素研究进展 [J]．医学研究与教育，2019（36-1）：58-62.）がある。都市と農村それぞれに注目して行われた調査として、王慧「都市部の自立できない高齢者の介護サービスに関する問題の研究—長沙市を例として」湖南師範大学（2012）〔修士論文〕（王慧．城市失能老人長期照护服务问题研究—以长沙市为例[D]．湖南：湖南师范大学，2012.））、劉濤＝俞潔毅＝朱水華＝蔣華「農村の自立できない高齢者の介護ニーズとその供給に関する研究」護理研究34巻22号（2020）4118-4121頁（劉濤，俞潔毅，朱水華，蔣華．农村失能老人長期照护供给与需求研究 [J]．护理研究，2020（34-22）：4118-4121.）がある。社区に注目して行われた調査として、宋平＝劉曉穎＝劉小溪＝曲鵬禕＝柳韋華「社区の自立できない高齢者の介護ニーズに対する調査研究」護理研究33巻3号（2019）381-385頁（宋平，劉曉穎，劉小溪，曲鵬禕，柳韋華．社区失能老人長期照护需求的调查研究 [J]．护理研究，2019（33-3）：381-385.）がある。高齢者向け施設に注目して行われた調査として、劉定剛＝王淨＝蔣月萍＝況瑩瑩「重慶市の高齢者向け施設における自立できないあるいは部分的に自立できない高齢者の介護の現状」中国老年学雑誌40巻（2020）431-433頁（劉定剛，王淨，蔣月萍，況瑩瑩．重庆市城市养老机构失能、半失能老年群体长期照护现状 [J]．中国老年学杂志，2020（40）：431-433.）がある。介護保険の

ない高齢者（空巢老人）等高齢者のタイプに注目して、介護ニーズの現状について行われた調査がある⁶。さらに、高齢者の介護ニーズとその供給量の関係に注目して、現状を調査した研究がある⁷。

これらの調査は、いずれも高齢者の介護システムの前提となる高齢者の介護ニーズの把握に注目している。しかし、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」には言及していない。

第2に、高齢者の介護システム全体のあり方について、いくつかの先行研究がある。

まず、高齢者の介護システムそのものについて、①家族、民間、保険、扶助等あらゆる要素を考慮した高齢者の介護システムの構築を唱えるものがあり、②諸外国が辿った経緯から中国の高齢者の介護システムの構築に示唆を与えようとするものがある⁸。さらに、③家族と国・社会の役割分担の視点から高齢者の介護システムを検討し、家族の役割は代替不可能なものであると主張する先行研究がある⁹。

これらの高齢者の介護システムそのものについての先行研究では、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」には注目していない。ただし、②の先行研究では、諸外国からの示唆として、介護をめぐる法体系の形成が重要であると指摘したものもある¹⁰。

介護をめぐる法体系の形成、言い換えれば、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」の構築に関する先行研究もある¹¹。しかし、これらの

パイロット都市での調査として、趙元萍＝楊茹侠＝胡大洋＝嚴娟＝韓鳳＝勵建安＝劉洪波＝謝紅「自立できない高齢者の現状—介護保険の自立の度合いに関する評価基準に基づいて」中国老年学雑誌 40 号 (2020) 416-419 頁 (趙元萍, 楊茹侠, 胡大洋, 嚴娟, 韓鳳, 勵建安, 劉洪波, 謝紅. 老年人失能现状-依据长期照护保险的失能评估 [J]. 中国老年学杂志, 2020 (40): 416-419.) がある。

⁶ 王金冬＝劉予玲＝李樹雯「一人っ子家庭の自立できない高齢者の介護ニーズ」中国老年学雑誌 33 号 (2013) 1620-1622 頁 (王金冬, 劉予玲, 李樹雯. 独生子女家庭失能老年人的长期护理需求 [J]. 中国老年学杂志, 2013 (33): 1620-1622.)、劉姪莉＝汪曾子＝邱增輝＝彭双双＝蔣禱「身寄りのないかつ自立できない高齢者の介護の現状およびそれに影響の及ぼす要素—中国の高齢者の健康に影響を及ぼす要素の追跡調査に基づいて」中国老年学雑誌 39 卷 (2019) 5833-5836 頁 (劉姪莉, 汪曾子, 邱增輝, 彭双双, 蔣禱. 空巢失能老人长期照料现状及影响因素-基于中国老年健康影响因素跟踪调查 [J]. 中国老年学杂志, 2019 (39): 5833-5836.)。

⁷ 蘇群＝彭斌霞「中国の自立できない高齢者の介護ニーズとその供給に関する分析」社会保障研究 2014 年の 5 号 (2014) 17-23 頁 (蘇群, 彭斌霞. 我国失能老人的长期照料需求与供给分析 [J]. 社会保障研究, 2014 (5): 17-23.)。

⁸ 馬・前掲論文 (注3) 82-97 頁、周他・前掲論文 (注3) 92-101 頁。

⁹ 宋知行「家族進社会退か、あるいは、社会進家族退か—家族・社会の介護に関する沿革とそれらの調和を図る発展」決策と情報 527 号 (2020) 57-63 頁 (宋知行. 家进社退, 还是社进家退?-家庭与社会长期照护的沿革与协调发展 [J]. 决策与信息, 2020 (527): 57-63.)

¹⁰ 周他・前掲論文 (注3) 96 頁。

¹¹ 王文亮「中国における介護保険制度の試験的実施の背景について」金城学院大学人文・社会科学研究所

研究はまだ数が少ないうえ、主に「高齢者の介護法制」に関する高齢者権益保障法および国の関連政策の羅列にとどまっているといえよう。

したがって、高齢者の介護システム全体のあり方については、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に対する体系的な研究が不足している。

第3に、高齢者の介護システムの構成要素である高齢者の介護サービスの供給体制については、介護サービスをその一部とする高齢者向けサービスに関する研究を含めて、従来膨大な先行研究が存在している。主なものは、以下の通り分類できよう。

具体的には、①高齢者の介護サービスの供給体制全体の構築に向けた研究がある¹²。②さらに、このような供給体制に含まれる各要素（家族、社区、施設、介護人材等）についての研究がみられる。例えば、高齢者の介護を担う家族に関する研究¹³、社区における在宅介護サービスのあり方の研究¹⁴、介護サービスを含む高齢者向け施設サービスの基準に関する研究¹⁵、介護サービスを含む高齢者向けサービスの人材（養老護理員）に関する研究¹⁶等がある。③また、都市と農村あるいは特定の地域における高齢者の介護サービスのあり方に関する研究がある¹⁷。

これらの先行研究には、社会学、福祉学の理論に基づき、調査研究を主要な手法としたものが多くみられる。そして、これらの先行研究は「高齢者の介護法制」について、言及していない場合が多い。言及しているとしても、「高齢者の介護法制」の完備を提唱することに

紀要23巻(2019)15-29頁、韓君玲「中国における高齢者介護システムの現状と課題」社会保障法研究11号(2020)25-36頁。

¹² 丁一「中国の自立できない高齢者の介護サービスの提供モデルを構築する研究」首都経済貿易大学(2014)〔博士論文〕(丁一. 我国失能老人长期照护模式构建研究[D]. 北京:首都经济贸易大学, 2014.)。

¹³ 李艶＝黄永霞＝趙愛平「上海市の社区における自立できない高齢者の家庭内での介護提供者の不安とうつの状態に対する現状調査とそれに影響を及ぼす要素の分析」護理研究33巻1号(2019)91-96頁(李艶, 黄永霞, 赵爱平. 上海市社区失能老人家庭主要照顾者焦虑与抑郁情绪现状调查及影响因素分析[J]. 護理研究, 2019(33-1): 91-96.)。

¹⁴ 張雅偉「都市部の社区における在宅の自立できない高齢者に対する介護サービスの研究」上海師範大学(2017)〔修士論文〕(张雅伟. 城市社区居家失能老人长期照护服务研究[D]. 上海:上海师范大学, 2017.)。

¹⁵ 王章安「高齢者向け施設サービスの基準の体系に関する研究と展望」中国老年学雑誌35巻(2015)2864-2867頁(王章安. 机构养老服务标准体系的研究现状与展望[J]. 中国老年学杂志, 2015(35): 2864-2867.)。

¹⁶ 趙雪伶「北京市の養老護理員の専門化の程度についての研究」首都経済貿易大学(2015)〔修士論文〕(赵雪伶. 北京市养老护理员的专业化程度研究[D]. 北京:首都经济贸易大学, 2015.)。

¹⁷ 張・前掲論文(注14)、張明鎖＝米粟「農村の家庭における高齢者に介護を提供する行為とそれに影響を及ぼす要素の研究」河南社会科学26巻1号(2018)120-124頁(张明锁, 米粟. 农村家庭老年照护行为及其影响因素研究[J]. 河南社会科学, 2018(26-1): 120-124.)。

とどまる¹⁸。

したがって、高齢者の介護サービスの供給体制についても、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に対する研究が不足している。

第4に、高齢者の介護システムの構成要素である費用負担の仕組みについて、2016年に介護保険のパイロット都市が設定されたころから、これに関する先行研究の数が急増している。これらの先行研究は、以下の通り分類できよう。

まず、介護保険の構築に向けて検討する研究がある¹⁹。この種の先行研究の主要な論点は以下の通りまとめられよう。すなわち、a)介護保険の目的（保障水準を含む）、b)保険者の性質（公的・私的・公私混合）、c)被保険者の範囲（被保険者の年齢制限、障害者への適用等）、d)サービス費とサービスの質のコントロール（点数制度、サービス提供者指定制度、代理受領方式およびケアマネジャー・マネジドケア等）、e)介護保険制度とほかの社会保障制度との関係（とりわけ、最低生活保障制度・医療保険制度）、f)税方式と保険方式、g)地域の差異と地域の役割について論じられている。

この種の先行研究は、経済学・社会学の視点からの研究がほとんどであり、「高齢者の介護法制」を検討対象としていない。

次に、2016年から始まった介護保険のパイロット都市の現状確認を主要な内容とする研究がある²⁰。これらの先行研究は、調査研究や文献整理を通じて、一つのパイロット都市を

¹⁸ 王・前掲論文（注15）2866頁。

¹⁹ 劉金濤『高齢者の介護保険制度における研究』（科学出版社、2014）（劉金濤．老年人长期护理保险制度研究 [M]．北京：科学出版社，2014．）、戴卫东『OECD 各国介護保険制度の研究』（中国社会科学出版社、2015）（戴卫东．OECD 国家长期护理保险制度研究 [M]．北京：中国社会科学出版社，2015．）、荆濤『介護保険における理論と実践の研究：高齢者の介護問題を焦点として』（对外经济贸易大学出版社、2015）（荆濤．长期护理保险理论与实践研究：聚焦老龄人口长期照料问题 [M]．北京：对外经济贸易大学出版社，2015．）、戴卫东「私的な介護保険の世界情勢およびその検討」中国医療保険 2016 年の 10 号（2016）64-68 頁（戴卫东．商业长期护理保险的全球趋势及其思考 [J]．中国医疗保险，2016（10）：64-68．）、陳誠誠『独日韓の介護保険制度の比較研究』（中国労働社会保障出版社、2016）（陳誠誠．德日韩长期护理保险制度比较研究 [M]．北京：中国劳动社会保障出版社，2016．）、呂学静「日本の介護保険制度における最新の改革から得られる示唆」中国人力資源社会保障 2016 年の 4 号（2016）23-25 頁（呂学静．日本长期护理保险制度最新改革的启示 [J]．中国人力资源社会保障，2016（4）：23-25 頁）、鐘仁耀＝宋雪程「中国介護保険制度の枠組みの設計に関する研究」新疆師範大学学报 38 卷 1 号（2017）99-107 頁（鐘仁耀，宋雪程．中国长期基本照护保险制度框架设计研究 [J]．新疆师范大学学报，2017（38-1）：99-107．）、左菁「中国の高齢者介護に関する法的保障の仕組みの研究—介護保険制度の実践に基づいて」法制博覧 2020 年の 2 号（2020）1-5 頁（左菁．我国老年护理法律保障机制研究—基于长期护理保险制度实践 [J]．法制博覧，2020（2）：1-5．）、劉歡「中国の介護保険制度の機能、理念および実施の方法」求实 2021 年の 1 号（2021）46-58 頁（劉歡．中国长期护理社会保险制度的功能定位、价值理念与实施路径 [J]．求实，2021（1）：46-58 頁）。

²⁰ 王文亮「中国における介護保険制度の試験的導入」週刊社会保障 2900 号（2016）54-59 頁、沈潔「中国版『介護保険制度』の構想を読み取る」週刊社会保障 2948 号（2017）50-55 頁、劉文＝王若穎「中国のパイロット都市における介護保険の資金調達効率に関する研究—14 のパイロット都市の実証分析」

対象とするものと、複数のパイロット都市を対象とするものがある。そして、この種の先行研究も、「高齢者の介護法制」を検討対象とはしていない。

したがって、介護保険を中心とする費用負担の仕組みの先行研究でも、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に関する検討が不足しているといえよう。

(4) 本論文の目的

第1に、上記の高齢者の介護システムの先行研究を総じてみると、高齢者の介護システムの前提となる高齢者の介護ニーズの把握、高齢者の介護システム全体のあり方、高齢者の介護システムの構成要素である高齢者の介護サービスの供給体制、費用負担の仕組みがそれぞれ検討されてきた。しかし、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に関する検討、とりわけ、体系的な検討が不足している。このような「高齢者の介護法制」のあり方についての研究は、これから必要とされるであろう高齢者の介護システムの規範化、習近平政権で提唱されている法治国家を構築する方向性において、重要な意義をもつであろう。

したがって、本論文では、高齢者の介護システムを規範化するための前段階として、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」のあり方に注目したい。

この点、「高齢者の介護法制」は、本論文の第1章第1節（高齢者の介護法制の具体的な仕組みは本節を参照）で検討する通り、隅々まで「高齢者權益保障法」と関係している。そして、当分の間、「高齢者權益保障法」は高齢者の介護法制における唯一の法律でもある。

したがって、本論文では、高齢者の介護システムを規範化するための前段階として、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」のあり方に注目し、とりわけ、「高齢者の介護法制」の隅々まで関係し、「高齢者の介護法制」における唯一の法律である「高齢者權益保障法」を細かく分析したい。

第2に、ここでは、本論文の分析の主な対象である「高齢者權益保障法」の先行研究を確認する。

西北人口 2020 年の 5 号 (2020) 29-45 頁 (刘文, 王若颖. 我国试点城市长期护理保险筹资效率研究—基于 14 个试点城市的实证分析 [J]. 西北人口, 2020 (5) : 29-45 頁)、孫敬華「中国の介護保険制度のパイロット都市：現状、問題と対策—青島市を例として」法治・社会 170 号 (2020) 81-87 頁 (孙敬华. 我国长期护理保险制度试点：现状、问题及对策—以青島市为例 [J]. 法治·社会, 2020 (170) : 81-87 頁)。

「高齢者權益保障法」に関する先行研究は多岐にわたっている。2012年の抜本的な法改正を境として、それ以前の先行研究は概ね、高齢者權益保障法の特徴、意義、不十分な点等のまとめを主要な内容とした²¹。この時期の先行研究をみると、高齢者權益保障法はスローガンのようなもののように読み取れよう。これに対して、2012年の法改正後、高齢者權益保障法の先行研究は、個別の法的な論点を中心に、高齢者權益保障法について言及する形でなされている場合が多い。例えば、①親孝行の美德と子が親を扶養する義務との関係で、高齢者權益保障法を検討する研究²²、②扶養費の紛争と関連して、高齢者權益保障法を言及する研究²³、③高齢者の精神的なニーズの保障という視点から、高齢者權益保障法に言及する研究²⁴、④高齢者の後見制度と関連して、高齢者權益保障法に言及する研究²⁵、⑤高齢者の犯罪と関連して、高齢者權益保障法に言及する研究²⁶、⑥高齢者向け施設の管理義務等に関して、高齢者權益保障法に言及する研究²⁷、⑦社会保障の各立法（社会保険法等）との関連で、高齢者權益保障法を検討する研究²⁸等がある。しかし、2012年の法改正後の先行研究の多くは、法的な論点と関連している高齢者權益保障法の条文に言及する程度にとどまり、高齢者權益保障法の構造、立法の経緯、条文についての解釈等は重視されていない。

²¹ 阿計「天に代わって道を行く：中国は高齢者のために立法している」政府法制1996年の11号（1996）7-13頁（阿計．替天行道：中国为老年人立法 [J]．政府法制，1996（11）：7-13.）、黄薇「高齢者事業の発展および高齢者の合法的な權益を保障する重要な法律—『中華人民共和国高齢者權益保障法』の簡単紹介」人大工作報道1996年の21号（1996）10-12頁（黄薇．发展老年事业保障老年人合法权益的重要法律—《中华人民共和国老年人权益保障法》简介 [J]．人大工作通讯，1996（21）：10-12.）。

²² 喻中「親孝行の規範化の終了と法治の始まり—『高齢者權益保障法』第17条を切口として」山東大学学报（哲学社会科学版）2015年の2号（2015）20-29頁（喻中．孝治的终结与法治的兴起—从《老年人权益保障法》第17条切入 [J]．山东大学学报（哲学社会科学版），2015（2）：20-29.）。

²³ 孫碩「卑属から尊属への扶養費をめぐる紛争の解決手段に関する研究」遼寧公安司法管理幹部学院学报91号（2017）87-91頁（孫碩．赡养费纠纷的解决路径研究 [J]．辽宁公安司法管理干部学院学报，2017（91）：87-91.）。

²⁴ 陳雄＝劉雪婷「高齢者の精神的ニーズの立法による保障の研究」南華大学学报（社会科学版）20卷3号（2019）82-89頁（陳雄，劉雪婷．老年人精神需求立法保障研究 [J]．南华大学学报（社会科学版），2019（20-3）：82-89.）。

²⁵ 李家興「中国の任意成年後見制度の反省と再構築—『高齢者權益保障法』第26条を切口として」法制博覽2017年の2号（2017）102-103頁（李家興．我国成年意定监护制度的反思与重构—以《老年人权益保障法》第26条为视角 [J]．法制博覽，2017（2）：102-103.）

²⁶ 李应敏「高齢者の犯罪の特徴、原因および予防策—近年の高齢者の犯罪をサンプルとして」公民と法2015年の4号（2015）54-57頁（李应敏．论老年人犯罪案件的特点、成因及预防对策—以近年来办理的老年人犯罪案件为样本 [J]．公民与法，2015（4）：54-57.）。

²⁷ 趙曼＝朱麗君「設立許可の廢止：高齢者向け施設の設立後の監督に関する研究」社会保障研究2020年の2号（2020）13-19頁（趙曼，朱麗君．取消设立许可：养老机构事中事后监管研究 [J]．社会保障研究，2020（2）：13-19.）。

²⁸ 肖金明『高齢者權益保障立法の研究』（山東大学出版社、2015）（肖金明．老年人权益保障立法研究 [M]．山东：山东大学出版社，2015.）、李濤『中国の高齡化問題への法的対応に関する研究』（武漢大学出版社、2017）（李濤．我国人口老龄化问题的法律应对研究 [M]．武汉：武汉大学出版社，2017.）。

上記の先行研究とは別に、a) 高齢者の権益保障²⁹、b) 高齢者をめぐる法体系・法学³⁰、c) 高齢者権益保障法の法改正³¹、d) 高齢者権益保障法に関連する裁判例³²という4つのテーマに関しては、高齢者権益保障法が立法されてから、継続的に研究がなされてきた。しかし、これらの先行研究も、概ね高齢者権益保障法の関連条文に言及する程度にとどまり、高齢者権益保障法の構造、立法の経緯、条文についての解釈等を重視してはいない。

結局のところ、高齢者権益保障法の構造、立法の経緯、条文についての解釈等は詳細に分析されていない。このため、上記の先行研究を踏まえても、高齢者権益保障法はどのような法理念を実現しようとしているのか。そして、どのような構造を有しているのか。さらに、各条文はどのように解釈し、使用すべきかという点等については、課題として残ったままである。また、高齢者権益保障法における「介護保障」のあり方に的を絞った議論があるとはいえない。

本論文の研究対象である「高齢者の介護法制」のあり方からみると、高齢者の介護法制の隅々まで関係し、高齢者の介護法制についての唯一の法律である「高齢者権益保障法」の内容は不明確である。その中で規定されている「介護保障」、すなわち、直接高齢者の介護法制の内容となる部分のあり方について、「高齢者権益保障法」では何を規定しているのかも不明確であるといえよう。

以上から、本論文の目的は、高齢者の介護システムを規範化するために、「高齢者の介護法制」のあり方に注目し、とりわけ、「高齢者権益保障法」の内容を明らかにし、さらに、その中で規定されている「介護保障」、それも直接高齢者の介護法制の内容となる部分のあり方を明らかにすることである。

(5) 研究方法

一般的に、法律の条文の意味を明らかにするためには、法解釈の手法を使用する³³。中国

²⁹ 劉玉民『高齢者の権益保護』（中国民主法制出版社、2015）（刘玉民．老年人权益保护 [M]．北京：中国民主法制出版社，2015．）。

³⁰ 李曉農「中国の高齢者権益保障の法体系」中国衛生法制第27巻2号（2019）10—13頁（李曉農．我国的老年权益保障法律体系 [J]．中国卫生法制，2019（27-1）：10-13．）。

³¹ 曾慶敏「『高齢者権益保障法』を修正すべし」法学雑誌25巻（2004）14-16頁（曾慶敏．《老年人权益保障法》应予修正 [J]．法学杂志（立法研究），2004（25）：14-16．）。

³² ミミ・ツォウ（橋本有生訳）「講演 中国および国際的なコンテキストにおける高齢者法の発展——人の相互関係に基づく解釈への展望——」比較法学=Comparative law review 51巻3号（2018）87-104頁。

³³ 以下、林修三『法令解釈の常識』（日本評論社、第2版、1993）、末川博（編）『法学入門 第6版補訂版』（有斐閣、2014）、梁慧星「法解釈方法論の基本問題」中外法学1993年の1号（1993）15-22頁（梁

でも、著名な民法学者である梁慧星は法解釈について、以下の通り説明している。

第1に、法解釈は具体的な事案に対する法の適用と密接な関係にある³⁴。まず、事案に関係する法律の条文を選定し、当該条文の意味を究明したうえで、判断枠組みを設定する。そして、具体的な事案をあてはめて、結論を導き出す。このような具体的な事案に対する法の適用の過程全体は広義の法解釈であり、その過程の一部である、選定された法律の条文の意味を究明することが狭義の法解釈である。

第2に、法律の条文を解釈するとき、その方法として、具体的には、①法律の条文の文面の意味および通常の使い方を確認する文理解釈、②法律の全体の構造および法律の条文の関係性を重視する体系解釈、③立法者の意思を重視する立法解釈が順次挙げられている³⁵。その他、法律の条文を解釈する方法として、拡大解釈、縮小解釈、当然解釈、類推解釈、目的解釈、合憲性解釈、比較法解釈等の方法も挙げられている。

本論文では、高齢者権益保障法という法律の構造・意味等を明らかにしたい。具体的な事案に対する法の適用の検討ではないが、法律の条文を解釈する方法を使用する³⁶。すなわち、本論文では、a) 文理解釈と体系解釈の方法を念頭において、高齢者権益保障法の条文を重視し、その構造を明らかにしたい。b) 立法解釈の方法を念頭において、高齢者権益保障法の立法の経緯、そして、立法府の意思を確認したい。そして、立法府の意思を確認する材料としては、高齢者権益保障法に対する二つの立法府解釈³⁷を使用する。上記の「第2に」で示したその他の方法は材料が不足しているため、本論文では使用しない。

したがって、本論文では、高齢者権益保障法の条文の構造、立法の経緯、立法府解釈の内容を解明することを通じて、高齢者権益保障法における介護保障のあり方を明らかにしたい。

慧星. 法解释方法论的基本问题 [J]. 中外法学, 1993 (1) : 15-22. (以下、「梁1」という。)。梁慧星「法律の解釈方法を論じて」中外法学 1993 年の 1 号 (1993) 47-64 頁 (梁慧星, 论法律解释方法 [J]. 比较法研究, 1993 (1) : 47-64.) (以下、「梁2」という。)

³⁴ 梁1・前掲論文 (注 33) 15-22 頁。

³⁵ 梁2・前掲論文 (注 33) 47-64 頁。

³⁶ 梁2・前掲論文 (注 33) 47-64 頁。

³⁷ 高齢者権益保障法に対する二つの立法府解釈は、①田敬科=張同春編『中華人民共和国高齢者権益保障法の解釈』(華齡出版社、1997) (田敬科, 張同春主編, 中华人民共和国老年人权益保障法释义 [M]. 北京: 華齡出版社, 1997.), ②全国人民代表大会内務司法委員会内務室他 (編著)『中華人民共和国高齢者権益保障法の読本』(華齡出版社、2013) (人大内司委内務室等編著, 中华人民共和国老年人权益保障法读本 [M]. 北京: 華齡出版社, 2013.) である。①は、立法府に所属し、立法に参加した者が高齢者権益保障法の行政や司法のために出版した逐条解釈の書籍である。②は、立法府の名義で出された、2012 年の抜本的な法改正についての逐条解釈の書籍である。議事録が確認できない中国の現状において、これらは、高齢者権益保障法を研究するための最も重要な資料といえよう。

上記の通り、本論文では、法解釈の手法を用いて、高齢者権益保障法そのものを検討する。中国の介護を含む政策分野においては、このような法解釈を通じた研究はほとんどみられない。この点は本論文の独自性の一つであり、介護法制の規範化を目的とするためには必要であるといえよう。この独自性は、日本の社会保障法分野における法解釈、老人福祉法・高齢社会対策基本法等の仕組みの研究を土台とすることで可能となったものである。また、政策分野では、中日間の比較法研究は少ない。本論文では、政策を規定している高齢者権益保障法を法解釈の手法で分析する。これにより、将来政策分野で、中日間の比較法研究が本格的に行われるための土台作りに貢献したい。

(6) 言葉の整理

第1章に入る前に、本論文の重要な言葉を整理する。

①「高齢者権益保障法」：高齢者権益保障法は、1996年に立法され、2009年、2012年、2015年、2018年と、計4回の法改正を経た。以下では、高齢者権益保障法を「高権法」という。さらに、法の立法時および2012年の法改正後のバージョン（最も重要な二つのバージョン）を、それぞれ「1996年法、2012年法」という。詳細な立法経緯と内容は本論文第1章第3節で検討する。

②「権益」：本論文における権益は、基本的に高権法上の権益を意味する。すなわち「権利」を意味する。具体的には、主として、憲法・法律で規定している国民一般の権利および高齢者にとっての特別な権利（a. 国および社会から物質的な支援を受ける権利、b. 社会サービスを楽しむ権利、c. 社会的優遇を楽しむ権利、d. 社会の発展に参加して発展の成果を楽しむ権利（2012年法第3条2項））を指す。なお、高権法上の権益の意味の詳細については、本論文の第2章第1節と第2節を参照されたい。

③「国・社会」：本論文における国・社会は、基本的に高権法上の国・社会を意味する。すなわち、国は中央政府と地方政府を指し、社会は国、家族、高齢者自身以外の主体、例えば、NPOや企業を指す。詳細は本論文の第2章第1節を参照されたい。

④「養老」：本論文における養老は、基本的に高権法上の養老を意味する。その養老には、「高齢者が余生を営むこと」と「高齢者を養うこと」という二つの意味がある。そして、養老には、「美德としての養老」と「方法としての養老」という二つの性質がある。さらに、養老の射程は、所得、医療、介護、精神的ケア等幅広いものを含む。

そして、「美德としての養老」とは、高齢者に対する経済的な養い、生活の世話および精

精神的な扶養を内容とする中国の伝統的な美德を意味する。このような「美德としての養老」は、高齢者に満足感、自由、幸福、温もりを与え、孤独感を減少させることを含意している。

また、「方法としての養老」の担い手は、国、社会、家族、高齢者自身の四者である。四者の担い手すべてを含む場合は「養老」、家族のみが担い手である場合は「家族扶養」、家族、高齢者自身以外の「国・社会」のみが担い手である場合は「高齢者向け……」または「国・社会が担う養老」という表現を使用する。

さらに、「家族扶養」とは、高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹または共同生活をしている嫁もしくは婿等の「家族の構成員」（扶養義務者とその他同居の親族）が高齢者に対して、経済的な扶養、生活の世話および精神的な慰藉を提供する「養老の方法」を指す。

最後に、「国・社会が担う養老」とは、国（中央と地方政府）・社会（NPO や企業等の国、家族、高齢者自身以外）が担う、高齢者の社会保障システムを指す。

なお、中国では養老の概念に関して、合意された定義があるとはいえない。詳細は本論文の第2章第1節と第3節、第3章第3節第2款を参照されたい。

⑤「高齢事業」：本論文における高齢事業は、基本的に高権法上の高齢事業を意味する。すなわち、国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）を意味する。詳細は本論文の第2章第1節と第4節を参照されたい。

⑥「介護」：本論文における介護は、基本的に高権法上の介護を意味する。すなわち、高齢者の生活の世話を指す。具体的には、家族介護と国・社会が担う介護に分かれている。詳細は本論文の第3章第1節と第2節を参照されたい。

⑦「役割」と「義務」：本論文における役割と義務は、基本的に高権法上の役割と義務を意味する。すなわち、条文上「……をする／行う」という表現、「……をしなければならない（義務）」という表現および「……をすることができる」という表現を総じて、「役割」という。そして、「……をしなければならない（義務）」という表現のみを指す場合は、「義務」という。

ただし、本論文の「はじめに」と「第1章第1節」においては、上記の言葉の概念は必ずしも高権法上の概念と同様ではない。

（7）各章の構造

上記（4）と（5）の通り、本論文では、高齢者の介護システムを規範化する前段階として、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」のあ

り方に注目し、とりわけ、高齢者の介護法制の隅々まで関係し、高齢者の介護法制における唯一の法律である高権法の内容を明らかにする。さらに、その中で規定されている「介護保障」、直接高齢者の介護法制の内容となる部分のあり方を明らかにしたい。そのために、本論文では、高権法の条文の構造、立法の経緯、立法府解釈の内容を解明していく。

具体的には、まず、本論文の第1章第1節で、高権法および中央政府の関連政策の整理を通じて、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」のあり方と高権法の「高齢者の介護法制」における位置づけを明らかにする。そして、第1章第2節では、介護に限定せず、高齢者をめぐる法制度一般における高権法の位置づけを確認する。これによって、高権法の位置づけを明らかにしたい。

続いて、本論文の第1章第3節では、高権法の条文の構造を確認する。ここでは、文理解釈、体系解釈を行う。また、同節では、高権法の立法の経緯も説明する。これは後の立法解釈の準備である。

次に、本論文の第2章を通じて、高権法の二つの立法府解釈の総則編を細かく分析し（同第1節）、高権法における重要概念である、権益（同第2節）、養老（同第3節）、高齢事業（同第4節）の整理を中心に行う。これによって、高権法の基本的な仕組みを整理する。

続いて、本論文の第3章第1節では、高権法における家族介護を含む家族扶養を整理し、同第2節では、高権法における「国・社会が担う介護」を含む「国・社会が担う養老」を整理する。これによって、高権法の仕組みをさらに具体的に掘り下げ、その仕組みの中に規定されている介護保障（家族介護と国・社会が担う介護）のあり方も確認する。

なお、本論文では立法府解釈の内容を忠実に整理するため、第2章第1節と第3章の第1節第2節では分析や評価を基本的に行わない。そのうえで、第3章第3節で、上記すべての章の内容を再整理し、高権法における介護保障を細かく分析し、この介護保障が高齢者の介護法制へ与える示唆を明らかにしたい。

第1章 高齢者権益保障法の位置づけと仕組み

第1節 高齢者の介護法制と高権法

本節では高齢者の介護法制と高権法との関係を明らかにすることを通じて、高権法の位置づけを確認する。そのために、まず、下記第1款で、「はじめに」で説明した「高齢者の介護システム」の根拠となる「高齢者の介護法制」の全体像を確認する。

第1款 高齢者の介護法制の全体像

高齢者の介護法制の全体像を把握するために、1994年から2020年の間、連続で公布された5つの「高齢事業」に関する政府の公文書（政策）を確認したい。

第1に、時系列で、高齢者の介護法制を構成する最初の国レベルの政策は、1994年12月14日に、元国家計画生育委員会、元労働部、民政部等が公布した『中国高齢事業七年発展要綱（1994-2000）』の発行に関する通知（关于印发《中国老龄工作七年发展纲要（1994-2000年）》的通知）であろう³⁸。以下は、「七年要綱」という。

この「七年要綱」という政策は、「高齢事業」について、高齢者の「権益保障」、高齢者の介護サービスを含む「養老」のあり方等を規定している³⁹。その内容を要約すると、以下の通りである。

ア) 背景

1982年の国連による「高齢化に関するウィーン国際行動計画(Vienna International Plan of Action on Ageing)」⁴⁰を始めとして、高齢化問題が国際的に注目されている。中国も、

³⁸ 中国の高齢者の介護法制の構築を念頭に、国レベルの法律と政策の関係性を示す整理は不足している。本論文の整理は、高権法を研究するための最も重要な文献である1996年法と2012年法に対する二つの立法府解釈を材料として、その中で説明された国レベルの政策を糸口に、各政策の内容を確認しつつ試みを行ったものである。なお、当該二つの立法府解釈は、前掲（注37）を参照。

また、時系列で中国の高齢者の介護法制の最初の国レベルの政策を本文通り選択したことについて、韓君玲「中国における高齢者介護システムの現状と課題」社会保障法研究11号（2020）27頁も同様な見解を示しているといえよう。他の中国の高齢者の介護法制についての論文として、王文亮「中国における介護保険制度の試験的実施の背景について」金城学院大学人文・社会科学研究所紀要23巻（2019）15-29頁が挙げられる。

³⁹ 本論文の第1章第1節で述べている政策における「権益保障」、「高齢事業」、「養老」等の概念は、必ずしも本論文の主要な検討対象である高権法における同様な概念（本論文第2章参照）と一致しないことに留意する必要がある。本論文の第1章第1節では、主に、これらの政策はどのように介護を規定しているのか、そして、これらの政策の関係および高権法との関係に注目している。

⁴⁰ 「高齢者」国際連合広報センター

HP<https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/integration/ageing/>（2020.11.14参照）。

高齢化の急激な進行に直面している⁴¹。これは高齢者のみならず、政治、経済、文化等社会のあらゆる分野に影響を及ぼす社会問題であり、国（政府）・社会が適切な対応を行わなければならない。現在（当時）高齢事業の問題点として、①高齢者のニーズに対して、財政投入が不足していること、②退職高齢者の生活水準が低下していること、③農村部の高齢者の養老問題が顕著であること、④高齢者向け施設が著しく不足していること、⑤地域的に高齢事業の体制と資金調達に不備があることが挙げられている。

イ) 方針

①高齢事業の目的を「高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある」ことの実現と設定する。②経済の発展は高齢事業の礎であることを再認識する。③高齢者自身の役割を十分に発揮できる積極的な養老（やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある）を促進する。④養老のあり方について、家族扶養（経済的な支え、生活の世話、精神的な慰藉）と国・社会が担う養老（高齢者向け福祉施設の増加、社会サービスの範囲の拡大）の組み合わせを促進し、経済的に支えることのみならず、精神的にも支えることが掲げられている。⑤立法と教育との組み合わせを促進し、高齢者の権益を保障しながら、敬老・養老の美德を発揚する。

ウ) 内容（1994－2000）

a) 国は3年前後の時間で、「高齢者権益保障法」を立法する。各地域では、高齢者に関する法規を完備し、高齢者の権益を侵害する案件を厳重に取り扱う。b) 国・社会、家族が担い手となる高齢者の社会保障システムを構築する（「高齢になっても養ってもらえ」ることの実現）⁴²。c) 都市部と農村部の医療保障制度を構築する（「医療を受けることができるこ

⁴¹ 「七年要綱」で挙げられている1994年当時の高齢化の状況は次の通りである。60歳以上の高齢者は1億を超えており、年平均3%のスピードで増加している。そして、80歳以上の高齢者の増加率は年平均5.4%であり、60歳以上の高齢者の増加率を顕著に上回っている。

⁴² 国・社会、家族が担い手とする高齢者の社会保障システムの具体的な内容は以下の通りであると「七年要綱」が説明している。①都市部と農村部の高齢者が貧困脱却できるよう、政府は公的な支援を提供する。②都市部では、a) 物価・経済発展の度合いに応じて給付水準が調整される都市住民の年金制度を構築すること、b) 都市住民の最低生活費を設定し、これを下回る場合、高齢者に支援を行うこと、c) 高齢者の家族扶養が行えない家庭に対して支援を行うこと、d) 高齢者、とりわけ障害をもつ高齢者の生活の世話（介護）に対して、社区サービスを促進することが挙げられている。③農村部では、a) 家族扶養を基礎とし（子が親を養うという養老の美德の発揚）、社区の役割を果たして、高齢者の生活水準が家族の構成員の生活水準を下回らないように保障すること、b) 公的な支援が必要とする高齢者の保障を行うこと、c) 高齢者の労働義務を減免すること、d) 農村部の年金制度を模索し、徐々に構築すること、e) 扶養義務者の役割分担を規定する扶養協議の締結を推進すること、f) 健康な高齢者に対して養殖業等の産業への参加を促進すること、g) 条件が整っている地域では、農産業を営んで高齢者に資金を提供する養老基地を構築することが挙げられている。

との実現)⁴³。d)健康な高齢者の社会参加率を35%から50%以上に引き上げる(「やること
がある」ことの実現)。e)高齢者に対する教育を促進する(「学ぶことができ」ことの実現)
⁴⁴。f)メディア(映画、出版会等を含む)による高齢者が楽しめる番組等を推進し、条件の
整っている地域では、高齢者の活動センターを建設する(「楽しみがある」ことの実現)。g)
高齢者の福祉施設を増加させ、高齢者に対する社会サービスの提供を拡大する⁴⁵。h)都市計
画、居住区的设计において、高齢者のニーズを考慮する。i)高齢者の福祉に関する企業を促
進し、一般企業が高齢者のために商品を開発することを促進する。j)高齢化問題の研究を促
進し、5年前後で実用性のある対策を提出する。

エ) 手段

①高齢事業を「国民の経済および社会の発展計画」に取り入れる(各地域も同様)。②高
齢事業の管理体制を改革完備する。③高齢化問題に関する宣伝を強化し、国民や関連組織の
高齢者問題への意識を向上させる。④社会全体(中央政府、地方政府、民間企業、個人等)
に対して、高齢事業の資金調達を促進する。⑤高齢者の組織(高齢者の自治組織、高齢者協
会等)の役割を促進する。⑥高齢事業に関する国際交流を促進する。⑦国は高齢事業を政府
の業務の一環と設定する。

上記の「七年要綱」の内容を踏まえて、まず、介護との関係でみると、ア)背景の④、イ)
方針の④、ウ)内容のb)とg)は、高齢者の介護サービスを含む「養老」のあり方、とりわ
け、高齢者向けサービス(施設サービス、社区サービス等)を抽象的に規定している。した
がって、「七年要綱」は、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定
する形で、高齢者の介護サービスを規定しているといえよう。

そして、他の政策との関係でみると、ア)背景の最初の一文は、国連の公文書を言及して
いる。その他、中国の政策を言及してはいない。したがって、この事実も時系列で、「七年

⁴³ 都市部と農村部の医療保障制度の具体的な内容は以下の通りであると「七年要綱」が説明している。①
都市部の医療保険制度を構築し、農村部の集団投資、個人投資または集団と個人の共同投資の形での合作
医療制度を促進する。②高齢者に対して保健教育を行い、体育活動・トレーニングを促進する。③高齢者
の疾病に関する研究を促進する。④条件の整っている都市等は高齢者の病院、クリニック、看護・リハビ
リ施設等を建設する。⑤高齢者向け訪問医療サービス、家庭病床を促進する。⑥医療機関は高齢者を優先
してサービスを提供する。⑦高齢者に対する医療人材を育成する。

⁴⁴ 高齢者に対する教育の具体的な内容は以下の通りであると「七年要綱」が説明している。①メディアの
高齢者教育における役割(高齢者に対する情報伝達のツール)を促進する。②高齢者の大学・学校を重要
な教育の施設として推進する。③各地域での高齢者の活動センター等は高齢者のニーズに合う教育のイベ
ントを開催する。

⁴⁵ 「七年要綱」は、高齢者の福祉施設の例として、高齢者アパート、ターミナルケア施設、福利院(都
市)、敬老院(農村)等を挙げている。そして、社会サービスについて、社区を土台とする各種のサービ
ス(生活に関するサービス等)の提供システムを挙げている。

要綱」は高齢者の介護法制を構成する最初の国レベルの政策であるということの根拠となる。

また、高権法との関係でみると、ウ)内容の a)は、高権法を立法することを計画した。

第2に、時系列で、高齢者の介護法制を構成する次の国レベルの政策は、2001年7月22日に、国務院が公布した「第十次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画要綱の発行に関する通知(2001-2005、国発〔2001〕26号)」(国务院关于印发中国老龄事业发展“十五”计划纲要的通知(国发〔2001〕26号))である。以下は、「第十次要綱」という。

この「第十次要綱」は、「七年要綱」の続きであり、「七年要綱」を修正する形で「高齢事業」について規定している。その内容を要約すると、以下の通りである。

ア) 根拠

「第十次要綱」は「高齢者權益保障法」、中国共産党中央委員会、国務院が公布した「高齢事業の強化に関する決定(中発〔2000〕13号)」(《中共中央、国务院关于加强老龄工作的决定》(中发〔2000〕13号))および「第十次五ヵ年計画」(《中华人民共和国国民经济和社会发展第十个五年计划纲要》)に基づき、作成されている。

イ) 背景

「第十次要綱」によると、1994年の「七年要綱」の後、1999年に「全国高齢事業委員会」が設立され、2000年に上記「高齢事業の強化に関する決定(中発〔2000〕13号)」が公布された。そして、社会の実情として中国の高齢事業が速いスピードで発展してきた。同時に、高齢事業の発展は高齢化⁴⁶に追い付いていないこと、高齢者の社会保障システムに不備があること、高齢者のための施設・商品・サービスが不足していること、高齢者の精神的・文化的な生活が不足していること、高齢者の權益が度々侵害されていることという問題点も挙げられている。

ウ) 方針

「第十次要綱」の内容をみると、まず、「七年要綱」から改正された方針は以下の通りである。①高齢事業の目的としての「高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある」ことの実現を新たな段階に後押しす

⁴⁶ 「第十次要綱」で挙げられている2001年当時の高齢化の状況は次の通りである。60歳以上の高齢者は総人口の10%を超過している。予測として、2015年に60歳以上の高齢者は2億を超過し、総人口の14%を占める。中国の高齢化は、①スピードが速い、②高齢人口の絶対数が多い、③地域間の差が大きい、④経済の発展が高齢化に対応できていないという特徴がある。

る。②高齢者の精神的・文化的な生活を促進する。③法律と道徳的な教育との組み合わせを促進し、高齢者の権益を保障しながら、敬老・養老の美德を発揚する。④経済の発展（社会主義市場経済）と高齢事業の発展との調和を促進する。⑤家族扶養と国・社会が担う養老の組み合わせを促進し、経済的に支えることのみならず、精神的にも支えることを促進する。

次に、「七年要綱」と比較すると、追加された方針は以下の通りである。⑥都市部と農村部の区別を考慮した高齢者の社会保障システムを構築する。⑦都市部の社区を基礎とする高齢者の管理・サービスの提供システムを構築する。⑧高齢事業の財政調達の仕組みを構築し、高齢事業の管理運営システムを完備する。

エ) 内容 (2001-2005)

「第十次要綱」の内容をみると、「七年要綱」から改正された内容は以下の通りである。①国・社会、家族を担い手とする高齢者の経済支援システムを構築し、高齢者の生活水準を経済の発展と共に向上させる⁴⁷。②都市部と農村部の医療保健サービスシステムを構築する⁴⁸。③生活の世話サービスの提供システムを構築する⁴⁹。④高齢者の教育等を含む高齢者の精神的・文化的な生活を促進する⁵⁰。⑤「高齢者権益保障法」を軸として、高齢者の権益保

⁴⁷ 国・社会、家族を担い手とする高齢者の経済支援システムの具体的な内容は以下の通りであると「第十次要綱」が説明している。①都市部では、a) 統一的で完備された年金制度を構築すること、b) 年金制度のカバー範囲を拡大し、個人型の貯蓄性のある年金を促進すること、c) 年金給付が経済の発展、物価、賃金の変動に応じて調整されること、d) 年金の財源調達のツールを増やすこと、e) 国・社会のあらゆる主体が低所得の高齢者の最低生活保障を行うことが挙げられている。②農村部では、a) 土地による生活保障、家族扶養、国・社会が担う養老の組み合わせを促進すること、b) 主に家族扶養に頼ること、c) 公的な支援を必要とする高齢者の保障を行うこと、d) 扶養義務者の役割分担を規定する扶養協議の締結を推進すること、e) 健康な高齢者に対して自分で自分を支えることを激励すること、f) 一人っ子政策の家庭に対する経済保障制度を構築すること、g) 条件が整っている地域では、高齢者全員に対する公費による経済支援制度を構築すること、h) 都市化における高齢者の養老問題に対応することが挙げられている。

⁴⁸ 都市部と農村部の医療保健サービスシステムの具体的な内容は以下の通りであると「第十次要綱」が説明している。①高齢者の医療に対する基本的なニーズに対応し、社区の医療・衛生サービスを基礎とする高齢者の医療保健サービスシステムを構築する。②保健教育、疾病の予防を推進する（保健教育の普及率について、都市部では80%、農村部では50%を目標とする。疾病の予防について、高齢者の体育・トレーニングの参加率を40-50%まで引き上げる）。③都市部の被用者の基本医療保険制度を構築し、農村部では、多様な医療保健の保障方法を探る。都市部と農村部の低所得の高齢者への医療扶助制度を構築する。④医療資源の不均衡を是正する。⑤高齢者を優先して医療サービスを提供する。

⁴⁹ 生活の世話サービスの提供システムの具体的な内容は以下の通りであると「第十次要綱」が説明している。①高齢者向け施設のネットワークを構築する（都市部のベッド数を10床/1000人の高齢者にし、農村部の敬老院のカバー率を90%に引き上げる）。国は公的な福祉施設を発展させるとともに、社区、NPO、民間資本等が提供する高齢者向け施設を重点的に促進する。②社区を拠り所とする高齢者の生活の世話サービスの提供システムを構築する（社区の総合的なサービスセンターを構築し、訪問サービス、デイケアサービス、精神的な慰藉サービス、家族の支援サービスを提供する）。③②の提供システムの管理運営体制およびサービスの提供に関する人材を整備・確保する。サービス提供人材をトレーニングする制度を作成し、トレーニング率を60-80%まで引き上げる。④都市計画、居住区の設計等において、高齢者のニーズを考慮する。

⁵⁰ 高齢者の精神的・文化的な生活の促進の具体的な内容は以下の通りであると「第十次要綱」が説明している。①メディア（映画、出版会等を含む）が宣伝の役割を果たして、高齢化に対する意識を向上させ、

障を促進する⁵¹。

オ) 手段

「第十次要綱」の内容をみると、まず、「七年要綱」から改正された手段は以下の通りである。①国は高齢事業を政府の業務の一環として設定し、高齢事業の管理体制を構築完備し、役割分担を明確にする。②高齢事業を「国民の経済および社会の発展計画」に取り入れて、実情に応じて、政府からの投入を増加する。③宝くじ、民間企業等あらゆる主体から財源調達を図る。④高齢者問題の研究、国際交流等を促進し、高齢事業の人材育成を図る。

次に、「七年要綱」と比較すると、追加された手段は以下の通りである。⑤高齢者産業を促進し、イノベーションを激励する。⑥「第十次要綱」の施行の評価制度を構築する（2005年での全面評価）。

上記の「第十次要綱」の内容を踏まえて、「七年要綱」での検討と同様に、まず、介護との関係を確認する。ウ) 方針の⑤と⑦、エ) 内容の③は、「七年要綱」と同様に、高齢者の介護サービスを含む「養老」のあり方、とりわけ、高齢者向けサービス（施設サービス、社区サービス等）を抽象的に規定している。したがって、「第十次要綱」も、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスを規定しているといえよう。

そして、他の政策との関係でみると、ア) 根拠では、「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」と「第十次五カ年計画」という政策が挙げられている。その理由は言及されていないが、以下の通り推測できよう。まず、前者について、「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」は、中国共産党中央委員会が「高齢事業」に関して公布した公文書であり、国务院が公布した「第十次要綱」より権威的である。そして、後者について、当時有効であった1996年法第5条1項は、「高齢事業」を国民の経済および社会の発展計画（各五カ年計画を含む）に取り入れると規定していた。

敬老・養老・助老の美德を発揚する。②敬老・養老の美德を小学校の教材に編入する。③高齢事業に貢献してきた組織・個人等に表彰および報奨を行う。④高齢者の活動センターを促進し、公園、図書館、体育館、博物館等の公共活動の場が高齢者に便宜を提供する。⑤メディアが提供する高齢者が楽しめる番組等を推進する。⑥高齢者の教育ネットワーク（学校、図書館等の連携等）を構築し、高齢者のニーズに合う教育活動を行う。⑦高齢者の社会参加を促進する。

⁵¹ 高齢者の権益保障の促進の具体的な内容は以下の通りであると「第十次要綱」が説明している。①「高齢者権益保障法」の実施細則（日本の施行規則に相当する、実際には作成されなかった）を作成し、高齢者の社会福祉等に関する法規を作成し、状況に応じて、地方政府は行政法規・規則を作成する。②高齢者の権益保障の法的な仕組み（法律相談・援助、訴訟における費用の減免等）を構築する。③「高齢者権益保障法」に関する宣伝・教育、その施行の監督を促進する。

また、高権法との関係でみると、ア) 根拠では、1996年法が「第十次要綱」の根拠と挙げられている。その理由は上記1996年法第5条1項の存在であるといえよう。そして、ウ) 方針の③、エ) 内容の⑤は、高齢者の権益保障の点において、高権法の役割を抽象的に規定している。これは、高権法は「高齢事業」全体の根拠というより、政策の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見える。

第3に、時系列で、高齢者の介護法制を構成する次の国レベルの政策は、2006年8月16日に、全国高齢事業委員会が公布した『第十一次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画(2006-2010)』の発行に関する通知(全国高齢委発〔2006〕7号)「关于印发《中国老龄事业发展“十一五”规划》的通知(全国老龄委发〔2006〕7号)」である。以下は、「第十一次計画」という。

この「第十一次計画」は、「第十次要綱」の続きであり、「第十次要綱」を修正する形で「高齢事業」について規定している。その内容を要約すると、以下の通りである。

ア) 根拠

「第十一次計画」は「第十一次五ヵ年計画」(《中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要》)、「高齢者権益保障法」、中国共産党中央委員会、国務院が公布した「高齢事業の強化に関する決定(中発〔2000〕13号)」(《中共中央、国务院关于加强老龄工作的决定》(中发〔2000〕13号))に基づき、作成されている。

イ) 背景

2001年の「第十次要綱」の後、中国の高齢事業が速いスピードで発展してきた。しかし、高齢化⁵²が顕著に加速している背景で、農村部の高齢者問題の深刻化、国・社会が担う養老の負担増、社区サービスに対するニーズの増大等により、養老問題が喫緊の課題となっている。

ウ) 方針

「第十一次計画」の内容をみると、まず、「第十次要綱」から改正された方針は以下の通りである。①科学的な発展の観念に基づき、高齢事業と経済・社会の発展との調和を図る。②高齢事業の目的としての「高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、や

⁵² 「第十一次計画」で挙げられている2010年の高齢化の予測は次の通りである。2010年の60歳以上の高齢者は1.74億人に到達し、総人口の12.78%を占める。そのうち、80歳以上の高齢者は2132万人に到達し、高齢人口の12.25%を占める。そして、中国の高齢化のピークを2030年と予測し、準備時間がわずか25年しかないことに危機感を示している。

ることがあり、学ぶことができ、楽しみがある」ことの実現に対して、より良い前提条件を整備する。③国の実情に立脚し、イノベーションを促進し、地域差、都市部と農村部の経済状況等を考慮して、高齢化対策を制定する。④財源が確保され、その他の保障制度との連携が取れた持続可能な高齢者の社会保障システムを完備し、経済的、精神的に高齢者の生活の質を向上させる。⑤国（政府）・社会（個人を含む）、家族の役割を發揮し、高齢者向けサービスシステムを構築する。⑥高齢化に対応できる効率的な高齢事業の管理体制を完備する。⑦高齢者の権益を保障し、敬老・養老・助老の美德を發揚する。

次に、「第十次要綱」と比較すると、追加された方針は以下の通りである。⑧高齢者のニーズに対応する高齢者の商品の市場を形成する。⑨高齢政策・法規の体系を構築する。

エ) 内容（2006-2010）

「第十一次計画」の内容をみると、まず、「第十次要綱」から改正された内容は以下の通りである。①年金、医療、最低生活保障、福祉サービスを中心とする高齢者の社会保障システムを構築する⁵³。②公共施設、高齢者向け施設、高齢者のニーズを考慮した都市・居住区等の建設を中心とする高齢事業のインフラを整備する⁵⁴。③高齢者の教育、文化・体育活動を中心とする高齢者の精神的・文化的な生活を保障する⁵⁵。④「高齢者権益保障法」の改正、高齢者の法律援助等を含む高齢者の権益保障を促進する⁵⁶。⑤高齢者の人材開発を含む高齢

⁵³ 高齢者の社会保障システムの主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①年金について、a) 都市部では、被用者年金を改正完備し、その適用対象を徐々に拡大させる。b) 農村部では、その他の保障制度との連携が取れた農村部の年金制度を模索する。②医療について、a) 都市部では、医療保障制度を完備し、高齢者に医療へのアクセスを優遇する。そして、社区を基礎とする保健医療サービスシステムを構築完備し、高齢者の保健教育の普及率を85%まで引き上げる。b) 農村部では、医療施設の建設を促進し、高齢者の医療水準を向上させる。そして、高齢者の保健教育の普及率を55%まで引き上げる。c) 都市部と農村部の医療扶助制度を構築完備する。③最低生活保障について、a) 都市部では、すべての低所得の高齢者を最低生活保障の対象とする。b) 農村部では、労働力のない低所得の高齢者を最低生活保障の対象とする。④福祉サービスについて、低所得の高齢者に対する福祉サービスを続けて促進するとともに、在宅を基礎とし、社区を拠り所として、施設を補足とする高齢者の福祉サービスシステムを構築する。そして、民間企業等を激励して、各種の高齢者に対する福祉サービスを提供する施設を建設する。

⁵⁴ 高齢事業のインフラの主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①公共施設について、社区における高齢者の各種の施設（活動センター等）の建設に資金の投入を拡大する。そして、公園、図書館、博物館等の公共施設は高齢者のアクセスに便宜を提供する。②高齢者向け施設について、政府と民間資本からの投入を増加させる。2010年まで、低所得の高齢者を対象に、都市部では、80万のベッドを増加させ、農村部では220万のベッドを増加させる。③都市・居住区の建設について、公共交通システムのバリアフリーを実現し、高齢者の住宅、有料老人ホーム等の建設基準を制定する。

⁵⁵ 高齢者の精神的・文化的な生活の主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①高齢者の教育について、2010年までに高齢者の学校を1万箇所増加させる。②高齢者の文化・体育活動について、メディア等は高齢者のために、映画、番組等を開発し、各地域では高齢者の文化・体育活動を積極的に行う。

⁵⁶ 高齢者の権益保障の主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①「高齢者権益保障法」の法改正を図る。そして、その実施細則等（日本の施行規則に相当する。実際には制定されなかった）を制定する。②高齢者の法律援助を行い、法的機関は高齢者に便宜を提供する。③「高齢者権益保障法」に関する

者の社会参加を促進する⁵⁷。

次に、「第十次要綱」と比較すると、追加された内容は⑥高齢者に対する民間サービスを含む高齢者産業を促進することである⁵⁸。

オ) 手段

「第十一次計画」の内容をみると、まず、「第十次要綱」から改正された手段は以下の通りである。①国は高齢事業を確かに政府の業務の一環として設定し、役割分担を明確にする。②高齢事業（とりわけ、高齢者向け施設）への財政投入を増加し、宝くじ、民間企業、外資等あらゆる主体から財源調達を図る。③高齢者問題の研究、国際交流等を促進し、高齢事業の人材育成、とりわけ、高齢者に対してサービスを提供する人材の確保（専門学校、資格の創設等）を図る。④「第十一次計画」の施行の評価を行う（2010年での全面評価）。

次に、「第十次要綱」と比較すると、追加された手段は⑤高齢事業の管理部門および高齢者の組織（高齢者の自治組織等）の機能を強化するというものである。

上記の「第十一次計画」の内容を踏まえて、まず、介護との関係を確認する。ウ) 方針の⑤、エ) 内容の①②⑥は、「第十次要綱」と同様に、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービス（福祉サービス、施設サービス、民間サービス等）を抽象的に規定している。したがって、「第十一次計画」も、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスを規定しているといえよう。

そして、他の政策との関係でみると、ア) 根拠では、「第十一次五ヵ年計画」と「第十次要綱」と同様な「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」という政策が挙げられている。その理由も言及されていないが、「第十次要綱」での分析と同様であるといえよう。

また、高権法との関係でみると、ア) 根拠では、1996年法も「第十一次計画」の根拠と挙げられている。その理由も「第十次要綱」での分析と同様に、1996年法第5条1項の存在であるといえよう。そして、ウ) 方針の⑦、エ) 内容の④は、「第十次要綱」と同様に、高

る宣伝をし、敬老・養老・助老の美德を発揚し、関連の表彰イベント等を行う。④高齢者の権益を侵害する場合の法的な対応を適切に行う。

⁵⁷ 高齢者の社会参加の主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①高齢者の経験・知識を生かして、高齢者の社会参加を促進する。②健康な高齢者の社会貢献を促進する。③高齢者人材のデータベースを構築し、高齢者の人材センターを設立する。

⁵⁸ 高齢者産業の主要な内容は以下の通りである（「第十一次計画」）。①政府の指導監督の役割を果たし、高齢者産業を国民経済発展の計画に取り組む。②民間資本が社区を単位とする民間サービス（介護、医療、保健、リハビリ、看護、教育、娯楽等）の提供を促進する。③民間資本が高齢者のための商品を開発し、高齢者の市場を開拓することを促進する。

高齢者の権益保障の点において、高権法の役割を抽象的に規定している。これは、高権法は「高齢事業」全体の根拠というより、政策の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見える。また、エ) 内容の④は、高権法を改正することを計画している。

第4に、時系列で、高齢者の介護法制を構成する次の国レベルの政策は、2011年9月17日に、国務院が公布した「第十二次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画の発行に関する通知（2011-2015、国発〔2011〕28号）」（国务院关于印发中国老龄事业发展“十二五”规划的通知（国发〔2011〕28号））である。以下は、「第十二次計画」という。

この「第十二次計画」は、「第十一次計画」の続きであり、「第十一次計画」を修正する形で「高齢事業」について規定している。その内容を要約すると、以下の通りである⁵⁹。

ア) 根拠

「第十二次計画」は「第十二次五ヵ年計画」（《中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要》）、「高齢者権益保障法」、中国共産党中央委員会、国務院が公布した「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」（《中共中央、国务院关于加强老龄工作的决定》（中发〔2000〕13号））に基づき、作成されている。

イ) 背景

「第十一次計画」の間、中国の高齢事業が急成長をとげた。同時に、高齢化⁶⁰が急激に進む中、以下の問題点が挙げられている。①高齢事業の発展は高齢化に追い付いていないことが顕在化している。②国・社会が担う養老がまだ保障されていない。③公益性のある高齢者向けサービス施設やサービスネットワークの構築が後れている。④民間資本による高齢者向けサービス市場の発展がまだ不十分である。⑤高齢事業の管理体制が依然として脆弱である。⑥高齢者の権益の侵害が依然として発生している。

ウ) 方針

「第十二次計画」の内容をみると、まず、「第十一次計画」から改正された方針は以下の通りである。①科学的な発展の観念に基づき、国の実情に立脚し、イノベーションを促進し

⁵⁹ 以下は、「高齢者事業発展『第12次5五ヵ年計画』（和文）」JICAのHP<<https://www.jica.go.jp/china/office/others/pr/shiryuu.html>>（2020.11.18参照）をも参照。

⁶⁰ 「第十二次計画」で挙げられている2015年の高齢化の予測は次の通りである。2015年の60歳以上の高齢者は、2011年の1.78億人から2.21億人まで増加し（年平均で860万人増）、総人口の16%を占める（年平均で0.54ポイント増）。そして、2030年には高齢者人口が倍増すると予測する。また、高齢化の一つの特徴として、高齢者のみの世帯（空巢老人）の増加と核家族化が顕著であると説明されている。

て、高齢者に対応する戦略の体系（中長期の計画を含む）、年金の保障体系、高齢者健康支援体系、高齢者向けサービスシステム、高齢者の快適な居住、高齢者の管理体系を構築完備する。②高齢事業の目的としての「高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある」ことの実現を図り、高齢者が社会の発展の成果を享受するよう努力する。③高齢事業と経済・社会の発展との調和を図る。④国（政府）・社会（個人を含む）、家族の役割を發揮し、財源が確保された、社会全体が参加する持続可能な高齢者の社会保障システムを完備し、経済的、精神的に高齢者の生活を保障する。⑤地域差、都市部と農村部の経済状況等を考慮して、高齢化対策を制定する。⑥高齢者に関する政策・法規の完備を促進し、高齢者の權益を保障し、敬老・養老・助老の美德を發揚する。

次に、「第十一次計画」と比較すると、追加された方針は⑦高齢者向け社会サービスシステムを促進し、在宅を基礎とし、社区に依拠し、施設が支えるシステムを構築するというものである。

エ) 内容 (2011-2015)

「第十二次計画」の内容をみると、まず、「第十一次計画」から改正された内容は以下の通りである。①年金、医療保険、最低生活保障、福祉サービス・手当を中心とする高齢者の社会保障システムを促進・完備する⁶¹。②医療施設の建設、保健教育を含む高齢者の保健医療を促進する⁶²。③在宅サービス、施設サービス等を含む高齢者向け社会サービスシステム

⁶¹ 高齢者の社会保障システムの主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①年金について、a) 都市部と農村部の住民（被用者ではない）を対象とする年金制度を構築する。b) 都市部の被用者年金を完備する。c) 企業年金と職域年金を促進し、民間保険の年金への補足の機能を促進する。②医療保険について、a) 都市部の被用者基本医療保険、都市部の住民基本医療保険、農村部の新型合作医療制度を促進する。b) 各医療保険制度の間のポータビリティを向上させ、民間保険の補足機能を促進する。③最低生活保障について、a) 都市部と農村部の最低生活保障制度を完備し、すべての低所得の高齢者を最低生活保障の対象とする。b) 都市部と農村部の医療扶助制度を完備する。④福祉サービスについて、a) すべての高齢者に対する普遍的な福祉サービスを促進する。b) 高齢者の優遇政策を促進する。c) 条件の整っている地域では、高齢者に対して、生活・サービス等に関する手当の制度を構築する。

⁶² 高齢者の保健医療の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者の保健医療の施設の建設および人材の確保を促進する。②予防の一環として、最も身近な保健医療施設は65歳以上の高齢者に対して、健康管理サービスを提供し、個人の健康プロフィールを行う。③高齢者に対して、保健教育を促進する。

を構築する⁶³。④バリアフリー等の理念を含む高齢者の快適な居住環境を整備する⁶⁴。⑤高齢者のための商品、高齢者の旅行等を含む高齢者産業を促進する⁶⁵。⑥高齢者の教育、文化・体育活動、社会参加を中心とする高齢者の精神的・文化的な生活を保障する⁶⁶。⑦「高齢者権益保障法」の改正、高齢者の法律援助等を含む高齢者の権益保障を促進する⁶⁷。

次に、「第十一次計画」と比較すると、追加された内容は以下の通りである。⑧支援政策の制定等を含む高齢者の家族への支援を行う⁶⁸。⑨退職高齢者の管理を含む高齢者の管理体制を構築完備する⁶⁹。⑩高齢者に関する政策の根拠となる高齢者に対する研究を推進する⁷⁰。⑪高齢者に関する国際交流を推進する。

⁶³ 高齢者向け社会サービスシステムの主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者向け在宅サービスについて、a)在宅サービスを提供するネットワークを構築し、そのカバー率を都市部では100%、農村部では50%-80%まで引き上げる。b)在宅サービスの内容は、介護、看護、医療サービス、補助設備の設置、精神的慰藉、法律援助、緊急支援等とする。②高齢者向け社区サービスについて、高齢者に対するデイケアおよび短期入所サービスを中心とする。③高齢者向け施設サービスについて、a)政府の投入と社会（民間資本を含む）の投入を拡大させる。b)高齢者向け施設のベッド数は、高齢者千人ごとに30床を目標とする。c)2015年まで、各種のベッド数を総じて342万増加させる。④看護・リハビリサービスについて、a)看護・リハビリ・ターミナルケアの機能を有する高齢者向け施設を優先して発展させる。b)高齢者の民間保険として介護保険制度を促進する。⑤高齢者向け社会サービスシステムの管理監督を図り、とりわけ、高齢者向け施設の許可、管理・監督制度を構築する。

⁶⁴ 高齢者の快適な居住環境の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①都市計画について、高齢者のニーズに合わせて、高齢者の生活圏（高齢者の生活のリズム、特徴に適合したインフラ等）を構築する。②高齢者の住宅、設備等の基準を整理し、適用させる。③バリアフリーの都市・居住区の建設・改造を促進する。④高齢者フレンドリーの生活環境を構築するという理念を促進する。

⁶⁵ 高齢者産業の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者産業を国民経済発展の計画に取り込む。②民間資本が高齢者のための商品を開発し、高齢者の市場を開拓することを促進する。③高齢者の旅行に関するビジネスを促進する。④高齢者産業の管理監督（商品の品質管理等）を強化する。

⁶⁶ 高齢者の精神的・文化的な生活の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者の教育について、高齢者の学校の規模を拡大するとともに、教育の内容を拡充する。②高齢者の文化活動について、メディア等は高齢者のために、映画、番組等を開発し、各地域では高齢者の文化活動を積極的に行う。③高齢者の体育活動について、高齢者の体育をする場所を確保し、体育活動の参加率を50%以上に引き上げる。④高齢者の社会参加について、高齢者の人材センターの構築・完備、高齢者のボランティア活動を促進する。

⁶⁷ 高齢者の権益保障の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①「高齢者権益保障法」の法改正を図る。②高齢者の権益保障の仕組みを完備する。具体的には、a)敬老・養老の美德を発揚し、家族の調和を図る。b)孤立、自立できない等の高齢者を権益保障の重要な対象とする。c)高齢者向け施設の管理監督を強化し、高齢者虐待等を取り締まる。③高齢者の法律援助を行い、高齢者の医療、年金、最低生活保障、家族扶養、住宅、婚姻関係等を重要視し、法的機関等は高齢者に便宜を提供する。④義務教育において、敬老・養老の美德を発揚し、学校で敬老・養老の環境を構築する。

⁶⁸ 高齢者の家族への支援の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①家族が高齢者と同居する、または、高齢者の近いところで住むことを促進する。②高齢者への家族扶養を支える政策を構築する（戸籍移動に関する制度、家族介護に対する支援政策等）。③敬老・養老の美德を発揚し、家族愛による支え合いを促進する。

⁶⁹ 高齢者の管理体制の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者の管理体制を強化する。②各地域で、高齢事業委員会を設置し、80%以上の退職高齢者を管理することを目標とする。

⁷⁰ 高齢者に対する研究の主要な内容は以下の通りである（「第十二次計画」）。①高齢者に対する研究の人材育成を促進する。②高齢事業に関するデータサイエンスを促進し、都市部と農村部の高齢者に対する追跡システムを完備する。

オ) 手段

「第十二次計画」の内容をみると、「第十一次計画」から改正された手段は以下の通りである。①国は高齢事業を政府の業務の一環として設定し、経済の発展の計画に取り込み、政府の中の役割分担を明確にする。②イノベーションを促進し、高齢事業の他の制度との連携、高齢事業の財政調達、民間資源・社区における資源の活用、高齢事業の管理（高齢者の自治組織等の管理を含む）等をめぐって、研究を行い、政策・法規を完備する。③高齢事業への財政投入を増加し、政府、民間企業等（慈善事業を含む）あらゆる主体から財源調達を図る。④高齢事業の人材育成、とりわけ、高齢者に対してサービスを提供する人材の確保（専門学校、資格認定等）を図る。⑤「第十二次計画」の施行の評価を行う（2015年での全面評価）。

上記の「第十二次計画」の内容を踏まえて、まず、介護との関係を確認する。ウ) 方針の①と⑦、エ) 内容の③は、「第十一次計画」と同様に、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービス（在宅サービス、社区サービス、施設サービス等）を抽象的に規定している。したがって、「第十二次計画」も、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスを規定しているといえよう。

そして、他の政策との関係でみると、ア) 根拠では、「第十二次五ヵ年計画」と「第十一次計画」と同様な「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」という政策が挙げられている。その理由も言及されていないが、「第十次要綱」での分析と同様であるといえよう。

また、高権法との関係でみると、ア) 根拠では、1996年法も「第十二次計画」の根拠と挙げられている。その理由も「第十次要綱」での分析と同様に、1996年法第5条1項の存在であるといえよう。そして、ウ) 方針の⑥、エ) 内容の⑦は、「第十一次計画」と同様に、高齢者の権益保障の点において、高権法の役割を抽象的に規定している。これは、高権法は「高齢事業」全体の根拠というより、政策の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見える。また、エ) 内容の⑦も、「第十一次計画」と同様に、高権法を改正することを計画している。

第5に、時系列で、高齢者の介護法制を構成する次の国レベルの政策は、2017年2月28日に、国务院が公布した「第十三次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画および高齢者向けシステムの建設計画の発行に関する通知（2016-2020、国発〔2017〕13号）」（国务院关于印发“十三五”国家老龄事业发展和养老体系建设规划的通知（国发〔2017〕13号））

である。以下は、「第十三次計画」という。

この「第十三次計画」は、「第十二次計画」の続きであり、「第十二次計画」を修正する形で「高齢事業」について規定している。その内容を要約すると、以下の通りである⁷¹。

ア) 根拠

「第十三次計画」は「高齢者權益保障法」および「第十三次五ヵ年計画」(《中華人民共和國国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要》)に基づき、作成されている。

イ) 背景

「第十二次計画」の間、中国の高齢事業は実質的な発展をとげた⁷²。同時に、高齢化⁷³が深刻化する中、以下の問題点が挙げられている。①高齢者に関する法規・政策の体系的、実用性等について不備が顕著である。②都市部と農村部の間、そして地域間の高齢事業の発展および高齢者向けシステムの発展の不均衡が顕著である。③高齢者向けサービスの供給およびその供給の人材が不足しており、サービスの質にも改善の余地がある。④高齢者向け商品等の市場に混乱がみられる。⑤高齢事業の運営管理体制が十分ではない。

ウ) 方針

「第十三次計画」の内容をみると、まず、「第十二次計画」から改正された方針は以下の通りである。①高齢者の生活を保障し、向上させる。高齢者の福祉を促進し、敬老・養老・助老の美德を発揚する。社会全体の支え合い(高齢者の社会参加、社会全体の高齢事業と高齢者向けシステムの構築への参加)を促進する。②高齢者の社会保障システムの不備を改正し、資源の合理的な分配を念頭において、高齢者に提供する公的なサービスを保障する。③高齢化への対応と経済・社会の発展との調和を図る。高齢事業の発展と高齢者向けシステムの構築に際して、都市部と農村部の間、地域間等の調和を図る。これによって、高齢者に対する経済的な保障、サービス保障と精神的ケアを図る。④在宅を基礎とし、社区に依拠し、

⁷¹ 以下は、「國務院『第13次五ヵ年計画』国家高齢・老齡事業の發展及び養老体系の構築計画(和文)」JICAのHP<<https://www.jica.go.jp/china/office/others/pr/shiryuu.html>>(2020.11.18参照)をも参照。

⁷² 「第十三次計画」では、「第十二次計画」の間の成果を図表化して挙げている。例えば、都市部の被用者年金の被保険者数は3.54億人であり、予定の3.57億人を下回っている。達成率は99%である。そして、高齢者向け施設における高齢者千人ごとのベッド数は30.3床であり、予定の30床を超えている。達成率は101%である。

⁷³ 「第十三次計画」で挙げられている2020年の高齢化の予測は次の通りである。2020年の60歳以上の高齢者は、約2.55億人まで増加し、総人口の約17.8%を占める。そして、80歳以上の高齢者は約2900万人に到達し、独居の高齢者または高齢者のみの世帯を合わせて、は約1.18億人がいる。また、高齢者の社会保障支出は増加傾向にあり、農村部に居住する人口の高齢化はさらに深刻化する可能性が高いとも説明されている。

施設を補足とし、医療と介護が連携している高齢者向けサービスシステムを完備する。⑤高齢者に関する政策・法規を完備する。

次に、「第十二次計画」と比較すると、追加された方針は以下の通りである。⑥社会全体が積極的に高齢化に対応する。⑦高齢事業の運営と高齢者向けシステムの構築等に際して、政府が指導し、市場が自主的に発展する仕組みを形成する。これによって、監督された市場の競争システムを導入し、サービスの質の向上およびイノベーションを促進する。⑧社会保険、社会福祉、社会救助等の社会保障制度と慈善事業との連携を図り、高齢者の基本的な生活、医療、介護等のニーズを保障する。

エ) 内容 (2016-2020)

「第十三次計画」の内容をみると、「第十二次計画」から改正された内容は以下の通りである。①社会保険、社会福祉、社会救助、慈善事業を中心とする高齢者の社会保障システムを促進・完備する⁷⁴。②在宅サービス、施設サービス等を含む高齢者向けサービスシステムを完備する⁷⁵。③医療と高齢者向けサービスとの連携、疾病の予防を含む高齢者の健康支援

⁷⁴ 高齢者の社会保障システムの主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①年金について、a) 賦課方式と個人積立方式が連携している年金制度を完備する。b) 職域年金、企業年金、個人貯蓄型年金、民間保険等の多層的な年金制度を構築する。c) 年金のポータビリティを向上させる。d) 都市部の被用者年金、都市部と農村部の住民の年金のカバー率を90%まで引き上げる。②医療保険について、a) 医療保険のカバー率を95%以上に引き上げる。b) 医療保険の自己負担率を調整し、保険料徴収の仕組みを調整する。c) 医療保険の適用地域外の使用に対する現地決済の仕組みを促進する。d) 大病保険（重い病気に対する医療保険）を強化する。③介護保険制度の模索について、a) 介護保険のパイロット都市は、介護保険と重度障害者の介護手当、自立できない低所得の高齢者の介護手当等との整合性を確保し、資源の効率性を図る。b) 民間保険の介護に関する商品開発を促進し、高齢者の介護ニーズの多様化に対応する。④社会福祉について、a) 低所得等の高齢者を中心に、ケアサービス（総合的な福祉サービスであり、医療、介護、娯楽、移動等の高齢者向けサービスを含む）を提供する。b) 自立できない低所得の高齢者等に対して手当を提供する。c) 農村部において、一人っ子政策等を実施した世帯に対する扶助制度を構築する。⑤社会救助制度について、a) すべての条件を満たしている高齢者は最低生活保障の対象者になることを確保する。b) 医療扶助制度を完備し、重病医療に対する扶助制度を構築する。c) ホームレスの高齢者を救助する。d) 農村部において、最低生活保障制度と「扶貧政策」（貧困の救助制度）の連携を図る。⑥慈善事業について、a) 高齢者に慈善活動（ボランティア活動、慈善信託、安全知識の教育等）を行うことを奨励する。b) 慈善組織、慈善活動を促進しつつ、その管理・監督を強化し、高齢者の権益の侵害を取り締まる。c) 慈善組織等と民政部門との連携を図る。

⁷⁵ 高齢者向けサービスシステムの主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢者向け在宅サービスについて、a) 家族扶養を支える政策の体系を構築し、子が親と同居し、扶養義務、家族介護の義務を果たすことを支援する。b) 都市部と農村部の社区において、高齢者のみの世帯を定期的に訪問するサービスを促進する。c) 都市部と農村部の社区がつなぎの役割を果たして、在宅養老の情報を集めて、社区におけるデイケアセンター等の高齢者向けサービス施設と連携し、高齢者個々人のニーズに対応したサービスを提供する。d) 高齢者が隣人同士の助け合いに参加することを促進する。e) 条件の整っている地域では、障害、自立できない、80歳以上の高齢者等を対象に、居宅・設備の改造を行い、さらに、その中の低所得の高齢者を対象に適当な手当を給付する。f) 政府が民間企業等からサービスを購入して高齢者に与える仕組みを促進し、質の高い高齢者向け在宅・社区サービス施設の発展（公営、民間に運営を委託する、民営）を促進する。②高齢者向け施設について、a) 公営の施設の民営化を促進し（政府運営の高齢者向けベッドの数は総数の50%以下を占めることを目標とする）、その運営管理の基準等を制定する。b) ニーズの高い高齢者の入所を優先する。c) 政府は高齢者に関する市場の自由競争を促進し、民間資本が高齢

システムを促進する⁷⁶。④高齢者のための商品、高齢者向けサービス等を含む高齢者の市場を促進する⁷⁷。⑤バリアフリー、環境フレンドリー等の理念を含む高齢者の快適な居住環境を整備する⁷⁸。⑥高齢者の教育、文化活動を中心とする高齢者の精神的・文化的な生活の質を向上させる⁷⁹。⑦人材開発、ボランティア活動を含む高齢者の社会参加を促進する⁸⁰。⑧法規・政策の体系の構築、高齢者の紛争解決等を含む高齢者の権益保障を促進する⁸¹。

オ) 手段

者向け施設を設置することに便宜を図り、その施設の運営管理に対して支援および指導を行う。d) 高齢者向け施設のサービス評価システムを構築し、高齢者向け施設の分類・第三者評価・リスク管理の仕組みを構築する。③農村部における高齢者向けサービスについて、a) 最も困難な高齢者を中心に高齢者向けサービスを提供し、その質を保障する。b) 住民の間の助け合い（隣人同士、ボランティア等の助け合い）を促進して、高齢者の生活を保障する。c) 自治組織としての村民委員会、農村部の社区におけるサービス施設等の役割を果たして、高齢者にサービスを提供する。

⁷⁶ 高齢者の健康支援システムの主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢者向け施設と医療施設との連携を促進し、とりわけ、中医学と高齢者向け施設との連携を促進する。そして、高齢者向け施設が規定に基づき、医療、看護、ターミナルケア等のサービスを提供することを促進し（看護付きのベッド数は総数の30%以上を目標とする）、そのサービスに対して医療保険を適用する。②高齢者に対して、保健教育を行い、予防の一環として、最も身近な保健医療施設は65歳以上の高齢者に対して、健康管理サービスを提供し、個人の健康プロフィールを行う（65歳以上の高齢者の健康管理を行う比率を70%まで引き上げる）。そして、高齢者の疾病に対する早期診断を促進する。③高齢者に関する医療を促進し、高齢者の診療科を設立する。そして、高齢者の医療へのアクセスに便宜を提供する。④高齢者の体育活動を促進し、2020年までに、90%の地域で高齢者の体育に関する組織を設立する。

⁷⁷ 高齢者の市場についての主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢者向けサービス業、高齢者の健康・保健産業、高齢者の旅行、文化、娯楽等の産業の連携を促進し、新たな高齢者に関する産業（金融、インターネット等）の形成を促進する。②民間資本が高齢者のための商品を開発し、高齢者の市場を開拓することを促進する。③新しい技術（最新の医療、金融、インターネット等に関する技術）の使用により、高齢者のための商品の完成度を向上させることを促進する。

⁷⁸ 高齢者の快適な居住環境の主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①バリアフリーに関する法規の遵守を促進する。②高齢者の交通の利用、情報の収集、社区サービスのアクセス等におけるバリアフリーの改造・設計を促進する。③バリアフリーの都市・居住区の建設・改造を促進する。④高齢者の居宅の安全性を確保し、エネルギーの節約等の環境フレンドリー理念を導入する。⑤敬老・養老・助老の美德を发扬し、高齢者フレンドリーの高齢者の生活圏を構築する。

⁷⁹ 高齢者の精神的・文化的な生活の主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢者の教育について、高齢者の教育の資源を拡充し、社区における高齢者の教育を優先して発展させる。そして、2020年まで、県レベル以上の都市ごとに、1箇所以上の高齢者の大学があることを目標とする。②高齢者の文化活動について、文化的なサービスを提供するネットワーク（電子図書館、メディア等）を構築し、高齢者の文化活動の場所を提供する。③高齢者の精神的ケアを図り、家族の構成員の高齢者に対するコミュニケーション、医療衛生機関によるカウンセリング等を促進する。

⁸⁰ 高齢者の社会参加の主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢者の積極的に生活を営む観念の構築を後押しし、高齢者が社会貢献することを促進する。②高齢者の起業を支援し、申請に応じて低所得の高齢者に訓練・能力開発を行う。③高齢者のボランティア活動を促進し、2020年まで、登録された高齢者ボランティアの数を高齢者総人口の12%に引き上げる。④高齢者の組織への管理を強化し、社会に貢献できるよう国が支援、指導を行う。

⁸¹ 高齢者の権益保障の主要な内容は以下の通りである（「第十三次計画」）。①高齢事業に関する法規・政策の体系の構築を促進し、高齢者の権益を保障する（例えば、高齢者の後見制度、高齢者の社会サービス、社会的優遇、社会参加等の制度、これらに対する財政投入、サービス評価、管理監督、表彰等の制度の構築が挙げられている）。②高齢者の権益保障に関する法規・政策の実施体制を強化し、これを評価する制度を構築する。③高齢者の紛争解決、苦情処理、法律援助等のためにネットワーク（ホットライン等）を構築する。④高齢者の権益保障に関する法規等についての宣伝を促進する。

「第十三次計画」の内容をみると、まず、「第十二次計画」から改正された手段は以下の通りである。①経済・社会の発展の実情に応じて、政府、宝くじ、民間企業等（慈善事業を含む）あらゆる主体からの投入を図り、高齢事業の安定的な財源調達の仕組みを構築する。②高齢事業の人材育成のシステムを構築し、老年医学、高齢者のリハビリ、看護、介護、保健、心理状況等における人材を育成し、その待遇を改善する。③国内の高齢化、高齢事業、それに関する法規・政策等の宣伝を促進し、国際的な交流を促進する。④高齢者および高齢化に対する研究を促進し、高齢事業の統計広報を定期的に公表し、中長期の高齢化対策を制定する。⑤国は高齢事業を政府の業務の一環として設定し、経済の発展の計画に取り込み、政府の中の役割分担を明確にする。⑥管理・監督を強化し、第三者評価制度を完備する。次に、「第十二次計画」と比較すると、追加された手段は以下の通りである。⑦データサイエンス、情報伝達システムを促進し、情報の透明性を向上させる。⑧高齢者の組織、社区、高齢者の元の職場等高齢者と最も近い主体を中心に、高齢事業の運営管理を展開する。

上記の「第十三次計画」の内容を踏まえて、まず、介護との関係を確認する。ウ)方針の③と④、エ)内容の②は、「第十二次計画」と同様に、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービス（在宅サービス、社区サービス、施設サービス等）を抽象的に規定している。これとは別に、ウ)方針の⑧、エ)内容の①は、新たに、高齢者の介護ニーズを明言し、介護サービスのみならず、介護に関する費用負担の仕組み（公的な介護保険とそのパイロット都市、民間の介護保険、介護手当等）を抽象的に規定している。したがって、「第十三次計画」は、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスを規定している。一方、高齢者の介護ニーズを独立のものと明言し、介護サービスとその費用負担の仕組みを高齢者向けサービスの仕組みから分離して、抽象的に規定しているいえよう。

そして、他の政策との関係でみると、ア)根拠では、「第十三次五ヵ年計画」という政策のみが挙げられている。その理由は言及されていないが、以下の通り推測できよう。まず、「第十次要綱」から「第十二次計画」まで根拠とされつつあった「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」は、15年を経て時代に合わなくなっている。よって、「第十三次計画」では根拠とされなかった。そして、「第十三次五ヵ年計画」を根拠とするのは、1996年法から改正された2012年法は、その第6条1項で、1996年法第5条1項と同様に「高齢事業」を国民の経済および社会の発展計画（各五ヵ年計画を含む）に取り入れると規定しているからである。

また、高権法との関係でみると、ア) 根拠では、2012 年法は「第十三次計画」の根拠と挙げられている。その理由は上記の 2012 年法第 6 条 1 項の存在であるといえよう。そして、エ) 内容の⑧は、「第十二次計画」と同様に、高齢者の権益保障の点において、高権法の役割を抽象的に規定している。これは、高権法は「高齢事業」全体の根拠というより、政策の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見える。

上記の通り、1994 年から 2020 年まで連続で公布された 5 つの国レベルの政策を確認した。これらの政策の内容によって、1994 年からの介護に関する政策の全体像が伺える。

「七年要綱」から「第十二次計画」まで（1994～2015）、介護に関する政策は、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスの供給体制を規定している。これに対して、「第十三次計画」から（2016～）、介護に関する政策は、以前と同様に、高齢者の介護サービスを含む高齢者向けサービスを抽象的に規定する形で、高齢者の介護サービスを規定している一方、新たに、高齢者の介護ニーズを独立のものと明言し、介護サービス（供給体制）のみならず、介護の費用負担の仕組み（介護保険の試み、介護手当等）も抽象的に規定している。すなわち、高齢者の介護は、高齢者の養老のあり方（とりわけ、高齢者向けサービスの仕組み）から分離していく傾向があるといえよう。

このような介護に関する政策は、上記 1994 年から 2020 年まで連続で公布された 5 つの国レベルの政策（「七年要綱」、「第十次要綱」、「第十一次計画」、「第十二次計画」、「第十三次計画」）で規定されている。そして、これら 5 つの公文書は、高権法、各五ヵ年計画、中国共産党中央委員会が公布したより権威的な公文書を根拠としている。したがって、介護に関する政策を規定している「高齢者の介護法制」は、高権法、各五ヵ年計画、中国共産党中央委員会が公布したより権威的な公文書を根拠とし、「高齢事業」を内容とする上記 1994 年から 2020 年まで連続で公布された 5 つの国レベルの政策を主要な仕組みとしているといえよう。

第 2 款 高齢者の介護法制における高権法

上記第 1 款で、高齢者の介護法制の主要な仕組み（全体像）が明らかになった。本節の目的である高権法の位置づけを確認するために、ここでは、さらに高齢者の介護法制と高権法との関係を明らかにしたい。

上記の通り、高齢者の介護法制の主要な仕組みは、1994年から2020年まで連続で公布された5つの国レベルの政策（「七年要綱」、「第十次要綱」、「第十一次計画」、「第十二次計画」、「第十三次計画」）であり、高権法をその根拠としている。そして、各政策の具体的な内容を見ると、高権法は各政策の内容である「高齢事業」全体の根拠というより、「高齢事業」の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見える。

議論を深めるために、以下は、高齢者の介護法制の主要な仕組みを補足する各政策を確認しつつ、それらと高権法との関係を明らかにしたい。高齢者の介護法制の主要な仕組みを補足する政策は、直接に介護について規定している政策と、介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）について規定している政策と大別できよう。

第1に、直接に介護について規定している政策として、主に以下の3つが挙げられよう。

①2016年6月27日に、人的資源社会保障部弁公庁が公布した「介護保険制度のパイロット都市に関する指導意見（人社庁発〔2016〕80号）」（人力资源社会保障部办公厅关于开展长期护理保险制度试点的指导意见（人社厅发〔2016〕80号））がある。この政策では、2020年までに全国レベルの介護保険を構築するために、河北省承德市、上海市等の14のパイロット都市が設定された（北京市はパイロット都市と設定されなかったが、介護保険の実験に参加した）。②2020年9月10日に、国家医保局⁸²と財政部が公布した「介護保険制度のパイロット都市に関する指導意見（医保発〔2020〕37号）」（关于扩大长期护理保险制度试点的指导意见（医保发〔2020〕37号））がある。この政策は①の政策の延長線であり、さらに北京、天津を始めとする新たな14のパイロット都市が追加された。そして、全国レベルの介護保険の構築の期限は2025年までに延長されている。①と②の政策は中国の介護をめぐる費用負担の仕組みについて規定している。また政策の根拠として、①の政策は「第十三次五ヵ年計画」を根拠として明示したが、②の政策はその根拠となるものを明示しなかった。ただし、下記本論文の第3章第2節と第3節で分析した通り、2012年法第30条は介護の費用負担の仕組みを規定しているため、①と②の政策は2012年法第30条（現行の高権法も同様）の具体化であるといえよう。

上記①と②の政策が介護の費用負担の仕組みを規定していることに対して、③の政策は

⁸² 2018年の憲法改正により新設された国家医療保障局は、それまでに、人的資源社会保障部が担当していた介護保険制度の創設・改正を引き継いでいる。「機構の職能」国家医疗保障局HP<<http://www.nhsa.gov.cn/col/col116/index.html>>（2021.2.27参照）（国家医疗保障局. 机构职能 [EB/OL]. [2021-02-27]. <http://www.nhsa.gov.cn/col/col116/index.html>.）。

介護サービスのあり方（供給体制）について規定している。2017年6月6日に、国务院弁公室が「高齢者の介護サービスの項目を制定し実施することに関する意見（国弁発〔2017〕52号）」（关于制定和实施老年人照顾服务项目的意见（国办发〔2017〕52号））を公布した。この③の政策では、高齢者の権益保障という理念を介護サービスのあり方に反映すべきと規定しており、そして、高権法を政策の根拠として明示した。

したがって、直接に介護について規定している政策のうち、介護の費用負担の仕組みを規定している政策は高権法第30条の具体化であり、介護サービスのあり方（供給体制）について規定している政策は明確に高権法を根拠としていることになる。

また、政策内容からみれば、上記の①②③の政策はいずれも抽象的であり、介護の供給体制、または、費用負担の仕組みの具体的なあり方は地方（とりわけ、パイロット都市）に任せることになろう⁸³。

第2に、介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）について規定している政策として、主に以下の2種類が挙げられよう。

①総論的に、介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）を規定している政策として、a) 2011年12月16日に、国务院弁公庁が公布した「高齢者向け社会サービスシステムを構築する計画（2011-2015）（国弁発〔2011〕60号）」（国务院办公厅关于印发社会养老服务体系建设规划（2011-2015年）的通知（国办发〔2011〕60号））やb) 2019年3月29日に国务院弁公庁が公布した「国务院弁公庁の高齢者向けサービスの発展を推進することに関する意見（国弁発〔2019〕5号）」（国务院办公厅关于推进养老服务发展的意见（国办发〔2019〕5号））がある。a)の政策は、「第十三次五ヵ年計画」および上記高齢者の介護法制の主要な仕組みの一部である「第十二次計画」を明確に政策の根拠と書いている。これに対して、b)の政策は、根拠を明示していない。

②各論的に、介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）を規定している政策が多数存在している。例えば、中国で話題となった「在宅養老（居家养老）」について、a) 2008年1月29日に、全国高齢事業委員会弁公室、民政部等が公布した「高齢者向け在宅サービスを全面的に推進することに関する意見（全国老齡弁発〔2008〕4号）」（关于全面推进居家养老服务工作的意见（全国老齡办〔2008〕4号））がある。そして、同様に

⁸³ 韓・前掲注（11）28-30頁、王・前掲注（11）21-25頁。

話題となった「医療サービスと高齢者向けサービスの結合（医养結合）」について、2013年9月28日に、国務院が公布した「健康サービス業の発展を促進することに関する若干の意見（国発〔2013〕40号）」（关于促进健康服务业发展的若干意见（国发〔2013〕40号））がある。このa)とb)の政策では、いずれも根拠を明示していない。これに対して、高齢者向け施設について規定している以下のc)、d)、e)の政策では、すべて高権法を根拠として明示している。c)2013年6月28日に、民政部は「高齢者向け施設の設立許可に関する方法（民政部令第48号）」（养老机构设立许可办法（民政部令第48号））を公布した。この政策は2018年の高権法の改正にともない、2019年に廃止された。d)2013年6月28日に、民政部は「高齢者向け施設の管理方法（民政部令第49号）」（养老机构管理办法（民政部令第49号））を公布した。この政策も2018年の高権法の改正にともない、2020年9月1日に、民政部が公布した「高齢者向け施設の管理方法（民政部令第66号）」（养老机构管理办法（民政部令第66号））に改正された。

したがって、介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）について規定している政策において、少なくとも、高齢者向け施設についての政策は高権法を根拠とし、さらに、高権法の改正の影響を受けて、改正してきたといえよう。

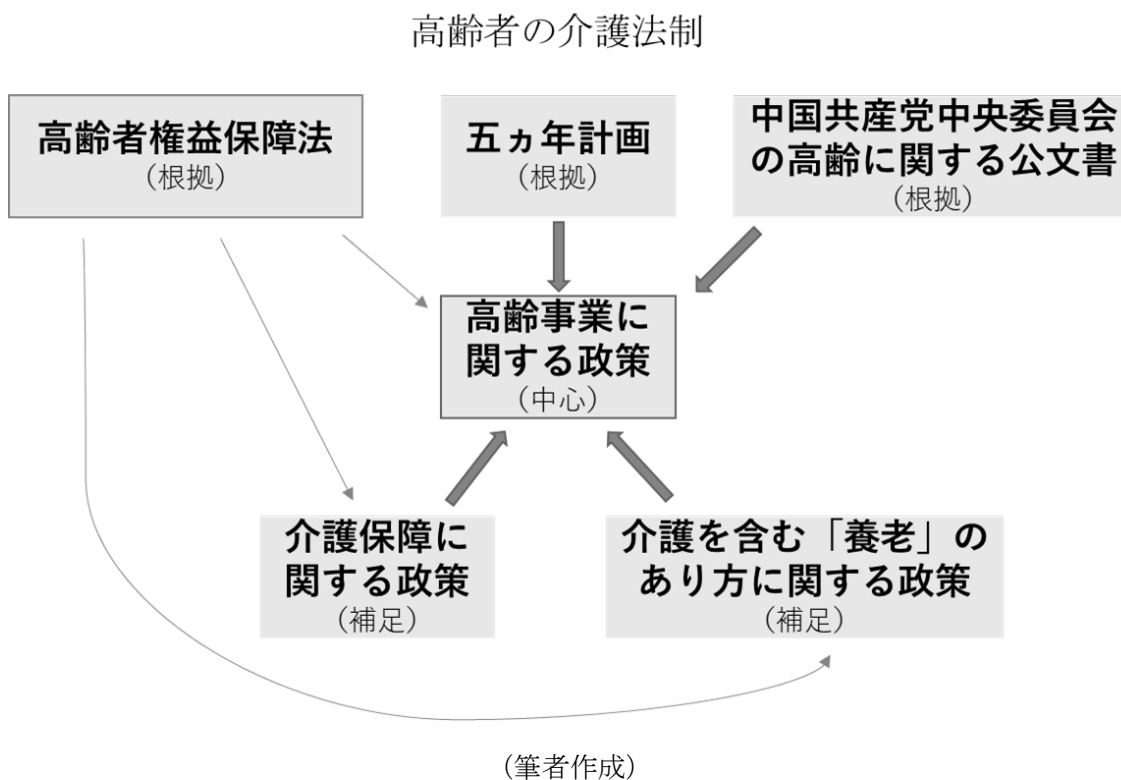
上記の検討を踏まえて、ここでは、まず、高齢者の介護法制をもう一度整理したい。高齢者の介護法制は、その主要な仕組み（高権法、各五ヵ年計画、中国共産党中央委員会が公布したより権威的な公文書を根拠とし、「高齢事業」を内容とする上記1994年から2020年まで連続で公布された5つの国レベルの政策）と、それを補足する各政策（①直接に介護について規定している政策、②介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）について規定している政策）によって構成されている。さらに、①直接に介護について規定している政策は、a)介護の費用負担の仕組みを規定している政策と、b)介護サービスのあり方（供給体制）を規定している政策に分かれており、②介護を含む「養老」のあり方（とりわけ、高齢者向けサービス）について規定している政策は、総論的および各論的という2種類の政策に分かれているといえよう。

そして、本節の目的である高権法の高齢者の介護法制における位置づけを確認したい。まず、上記高齢者の介護法制の主要な仕組みの5つの政策の具体的な内容をみると、高権法は各政策の内容である「高齢事業」全体の根拠というより、「高齢事業」の一部である高齢者の権益保障の根拠として、扱われているに過ぎないように見えるが、仕組み上高権法は、高

高齢者の介護法制の主要な仕組みの根拠である。そして、高齢者の介護法制の主要な仕組みを補足する各政策からみれば、①直接に介護について規定している政策のうち、介護の費用負担の仕組みを規定している政策は高権法第 30 条の具体化であり、介護サービスのあり方(供給体制)について規定している政策は明確に高権法を根拠としている。一方、②介護を含む「養老」のあり方(とりわけ、高齢者向けサービス)について規定している政策において、少なくとも、各論的の種類に属している高齢者向け施設についての政策は高権法を根拠とし、さらに、高権法の改正の影響を受けて、改正してきた。

したがって、高権法は、高齢者の介護法制の隅々まで関係している法律であり、当分の間、高齢者の介護法制における唯一の法律でもあるといえよう。

なお、上記の第 1 章第 1 款と同第 2 款の内容を図で表示すると以下の通りになる。



第3款 高齢者の介護法制の課題

本節の最後の部分として、上記の高齢者の介護法制の検討を踏まえて、その問題点を整理したい。まず、高齢者の介護サービスのあり方（供給体制）はある程度構築されているが、包括的な高齢者向けサービスを中心として構築されてきたといえよう。そのため、介護サービス自体のあり方については、抽象的な規定が存在しているが、不明確なところが多い。したがって、今後、規範的に介護保険と連携するときに、介護サービス自体のあり方について問われる余地があるといえよう。一方で、費用負担の仕組みは現在構築する段階にあり、国の方針としては、不明確なところが大いにある⁸⁴。そして、両者を総合的に統括する実用性のある理念はまだみられないといえよう⁸⁵。

以下は、高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係している高権法の仕組みを明らかにしたい。とりわけ、直接に高齢者の介護法制の内容となれる高権法における介護保障のあり方を明らかにし、高齢者の介護法制に対して示唆を得たい。

⁸⁴ 韓・前掲注（11）28-30頁、王・前掲注（11）21-25頁。

⁸⁵ 韓・前掲注（11）33-34頁。

第2節 高齢者をめぐる法制度と高権法

高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係している高権法の仕組みを明らかにするために、まず、高齢者をめぐる法制度との関係から、一般的に高権法の位置づけを確認する。

第1款 高齢者をめぐる法制度の内容

中国の現行の憲法⁸⁶において、高齢者と関係する条文は第33条3項（高齢者を含む国民の人権）、第44条（仕事から引退した後の保障）、第45条1項（高齢者を含む国民が国から物質的な支援を受ける権利）、第49条3項（子が親を扶養する義務）、第49条4項（高齢者の婚姻の自由および虐待の禁止）がある。

中国の民法分野について、民法総則、婚姻法、相続法、養子縁組法等の法律⁸⁷において、諸々の高齢者関係の条文が存在する。具体的にみると、民法総則においては、子の親に対する扶養義務を規定する第26条2項、高齢者を含む成年後見制度を規定する第21条から第24条および第28条から第39条が挙げられる。

婚姻法においては、1980年の立法により、高齢者の「権益」⁸⁸保障が基本原則として追加され（1980年婚姻法第2条2項）、将来の高齢化社会に対応するため、法的な家族関係が祖父母・孫（1980年婚姻法第22条）、兄弟姉妹（1980年婚姻法第23条）まで拡大された⁸⁹。2001年改正後の婚姻法第2条2項は1980年婚姻法の高齢者の権益保障の原則を引き継いで

⁸⁶ 中国の憲法は1954年、1975年、1978年と1982年の四つのバージョンがあり、現行の憲法は1982年憲法である。そして、現行の憲法は1988年、1993年、1999年、2004年、2018年において、5回の法改正を経た。

⁸⁷ 中国の民法総則は2017年3月15日に中華人民共和国第12期全国人民代表大会第5回会議で可決され、2017年10月1日に施行された。当該法律は現在中国で進行している民法典の編纂の一環であり、その内容は1987年施行され、2009年に法改正された民法通則に類似している。中国の婚姻法は1950年と1980年の二つのバージョンがあり、2001年に1980年のバージョンを改正した。中国の相続法は1985年に立法、施行されたものである。中国の養子縁組法は1991年に立法され、1998年に法改正されたものである。なお、2021年現在、上記の法律は、民法典の施行により、すべて効力を失った。

⁸⁸ 「権益」という表現は、中国の法律でしばしば使用されている。婚姻法以外には、不法行為法第1条、高齢者権益保障法第1条、消費者権益保護法第1条、女性権益保障法第1条、障がい者保障法第1条、未成年者保護法第1条等が挙げられる。「権益」の解釈について、特殊なグループの権利（法律出版社法規センター（編）『中華人民共和国婚姻法注釈付きバージョン』（法律出版社、2017）7頁（法律出版社法規中心編。中華人民共和国婚姻法注釈本 [M]. 北京：法律出版社、2017：7.））、法的に規定される権利と保障すべき利益（麦鋭『中華人民共和国高齢者権益保障法注釈付きバージョン』（法律出版社、2014）3頁（麦鋭。中華人民共和国老年人權益保障法注釈本 [M]. 北京：法律出版社、2014：3.））等がある。「権益」の概念は合意されたものではないといえよう。

⁸⁹ 李妍淑「中国家族法（1）」戸籍時報741号（2016）3-4頁。ただし、1980年立法に見られる法的な家族関係の拡大に対して、中国の核家族化の一因となる計画生育（1980年婚姻法2条3項）も1980年の立法時に盛り込まれた点に留意する必要がある。

いる。そして、家族における敬老の義務を規定する 2001 年改正後の婚姻法第 4 条の後段がある。当該二つの条文は、原則規定であり、直接的に裁判規範となれないといわれる点に注意する必要がある⁹⁰。続いて、2001 年改正後の婚姻法第 20 条（高齢者を含む夫婦間の扶養）、第 21 条（子から親への扶養）、第 26 条（養子縁組による養子から里親への扶養）、第 27 条 2 項（父母の再婚相手と扶養）、第 28 条（孫から祖父母への扶養）、第 29 条（高齢者を含む兄弟間の扶養）、第 30 条後段（父母の再婚と扶養）の高齢者に関する規定がある。最後に、扶養義務の不履行の救済について、2001 年改正後の婚姻法第 44 条 2 項（高齢者を含む遺棄と扶養）、第 48 条（扶養義務等不履行の強制執行）が規定されている。

相続法においては、その枠組み全体が高齢者と関係しており、養子縁組法においては、養子の里親に対する扶養義務を規定する第 23 条 1 項がある。

中国の刑法⁹¹においては、満 75 歳以上を要件として、高齢者を優遇する制度がある。それらは、第 17 条の 1（刑事責任の軽減等）、第 49 条 2 項（死刑の不適用等）、第 72 条 1 項（刑の執行の猶予等）である。そして、第 260 条の 1（高齢者虐待）、第 261 条（高齢者に対する遺棄）等という高齢者に対する犯罪およびその刑罰が規定されている。

中国の労働法分野においては、例えば、退職制度を規定している「国务院の高齢、障害等の幹部の処遇に関する暫定弁法」と「国务院の労働者の退職に関する暫定弁法」⁹²が高齢者をめぐる法規定である。

中国の高齢者權益保障法自体は高齢者をめぐる法律であり、その具体的な内容は下記（第 3 節）で述べられている。当該法律に基づいて、中国の各省、自治区、直轄市等における高齢者權益保障条例という地方立法がある。例えば、2018 年に立法された河北省高齢者權益保障条例、同年に立法された上海市高齢者權益保障条例等が挙げられる⁹³。

最後に、中国の各社会保険制度を規定する社会保険法⁹⁴、最低生活保障制度等を規定する、

⁹⁰ 法律出版社法規センター・前掲書（注 88）7 頁。

⁹¹ 中国の刑法は、2020 年 2 月の時点で、1979 年立法され、1980 年施行された以降 2020 年 2 月現在まで、1997 年、1999 年、2001 年 8 月、2001 年 12 月、2002 年、2005 年、2006 年、2009 年、2011 年、2015 年、2017 年において、計 11 回の法改正を経た。

⁹² この二つの行政法規（国発（1978）104 号）（《国务院关于安置老弱病残干部的暂行办法》、《国务院关于工人退休、退职的暂行办法》（国发（1978）104 号））は 1987 年 5 月 24 日第 5 期全国人民代表大会の常務委員会第 2 回会議によって成立され、2020 年 2 月現在有効である。

⁹³ 高齢者權益保障条例という形式の地方立法は高齢者權益保障法の立法以前でもみられる。例えば、北京市高齢者權益保障条例は 1995 年に立法され、2013 年に法改正が検討されたが、まだ改正されていない。北京市司法局「『北京市高齢者權益保障条例』の法改正のための検討会が市民生局で開く」（《北京市老年人權益保障条例》立項论证会在市民政局召开）北京市政府 HP <<http://sfj.beijing.gov.cn/sfj/sfdt/ywdt82/jcgz20/478924/index.html>>（2020.2.27 参照）。

⁹⁴ 社会保険法は 2010 年に立法され、2011 年に施行され、2018 年末に法改正された法律である。主とし

行政法規としての社会救助暫定弁法⁹⁵も、高齢者を重要な対象者として想定している点において、高齢者をめぐる法規定と考えられる。

本節は上記の高齢者をめぐる主要な法規定等を総じて、中国の「高齢者をめぐる法制度」の内容とする。

第2款 高齢者をめぐる法制度と学説

前述のように、中国では高齢化の進展につれて、高齢者をめぐって、諸々の法律、行政法規・規則、地方立法が制定されてきて、高齢者をめぐる法制度に関する議論も徐々に出現してきた。しかし、このような議論はまだ初期段階にあり、整理もされていない状態であるといえよう。以下は、近年中国での高齢者をめぐる法制度に関する議論を踏まえて、①高齢者をめぐる法制度に関する表現の仕方、②高齢者をめぐる法体系、③高齢者をめぐる法学という3つのキーワードに沿って、高齢者をめぐる法制度の学説を整理したい。

(1) 高齢者をめぐる法制度に関する表現の仕方

高齢者をめぐる法制度に関して、諸々の表現(概念)が出現しており、まだ明白に整理されていない。大まかに高齢者をめぐるすべての法律、行政法規・規則、地方立法を指す「高齢者をめぐる法制度」、高齢者をめぐる法律、法規等の体系性を示す「高齢者をめぐる法体系」および学問としての「高齢者をめぐる法学」という3つの表現にまとめられると分析する⁹⁶。さらに、「高齢者をめぐる法体系」のうち、「高齢者權益保障の法体系」という高齢者

て、養老保険(年金)、医療保険、労災保険、失業保険(雇用保険)、育児保険を規定している。2019年3月に、中国の国務院弁公庁が「国務院弁公庁全面的に育児保険と被用者基本医療保険の合併実施を推進することに関する意見」(国弁発(2019)10号)《《国务院办公厅关于全面推进生育保险和职工基本医疗保险合并实施的意见》(国办发(2019)10号)》を交付し、2019年末までに、全国範囲で、育児保険と医療保険の合併実施を目指していたが、現状はまだ明らかになっていない。そして、この動向に応じて、社会保険法自体の改正の動きもまだみられていない。

⁹⁵ 社会救助暫定弁法は中央政府の国務院が2014年に制定・施行したものであり、2019年に改正された。2020年2月現在、中国は社会救助暫定弁法で規定する社会救助(生活保護)制度に関して、本格的に国レベルの立法化をしようとしている。

⁹⁶ 王文軍=劉雲=潘重陽「中国の高齢者をめぐる法制度の体系の構築を論ずる大綱」大連海事大学学报12巻3号(2013)49-53頁(王文军,刘云,潘重陽.中国老龄法制体系构建论纲[J].大连海事大学学报(社会科学版),2013(12-3):49-53.)、肖金明「完備の中国的高齢者をめぐる法体系の試み」法学論壇147号(2013)27-35頁(肖金明.构建完善的中国特色老年法制体系[J].法学论坛,2013(147):27-35.)、肖輝=孫文勝「我が国における高齢者をめぐる法学の学問および高齢者をめぐる法体系の構築の試み」河北法学35巻1号(2017)107-118頁(肖辉,孙文胜.构建我国老年法学学科和老年法体系初探[J].河北法学,2017(35-1):107-118.)、孫娟娟「高齢者をめぐる法学という学問の構築に関する若干の課題の検討」老年科学研究2巻2号(2014)3-11頁(孙娟娟.关于老龄法学学科建设若干问题的探讨[J].老龄科学研究,2014(2-9):3-11.)、李金杏「高齢者の權益を保護する法制度の体系を完備する—高齢者をめぐる精神扶養の法制度の構築を視点として」財經政法情報2014年の2号(2014)61-65頁

の權益に注目する法体系の表現がみられる⁹⁷。また、「高齢」(社会現象であり、高齢者個人も含まれる)と「高齢者」(高齢者個人)を区別し、その区別に依拠して、細かく「高齢者をめぐる法制度」に関する表現(概念)を分類している立場がある⁹⁸。

なお、「高齢者をめぐる法制度」は「高齢者をめぐる法体系」および「高齢者をめぐる法学」の基礎であり、その内容は上記(第1款)の通りである。以下は「高齢者をめぐる法体系」および「高齢者をめぐる法学」についてさらに説明する。

(2) 高齢者をめぐる法体系

1) 高齢者をめぐる法体系の現状

中国の高齢者をめぐる法体系の現状に対して、大まかに二つの立場があると分析する。一つは高齢者をめぐる法体系がすでに存在するが、さらなる改善が必要とされる立場であり⁹⁹、もう一つは高齢者をめぐる法制度が存在するが、高齢者をめぐる法体系がまだ構築されていないとする立場である¹⁰⁰。さらに、前者の立場には、中国の憲法で規定された権利が

(李金杏・完善保护老年人权益的法制体系—以建立老年精神赡养法律制度为视角 [J]. 财经政法资讯, 2014 (2): 61-65.)、李春斌「人口高齢化の法的対応—高齢者をめぐる法学の立法モデルおよび体系の構築を中心に」甘肃社会科学 2011 年の 2 号 (2011) 150—153 頁 (李春斌. 人口老齡化的法律应对—以老年法学的立法模式和体系构建为中心 [J]. 甘肃社会科学, 2011 (2): 150-153.)、晏英「日本における高齢者權益保障の法体系およびその示唆」中華人民共和國共產黨山西省委員會黨校學報 2017 年の 10 号 (2017) 91—94 頁 (晏英. 日本老年人權益保障的法律体系及其启示 [J]. 中共山西省委黨校學報, 2017 (10): 91-94.)。

⁹⁷ 李金杏・前掲論文(注96)61頁、晏英・前掲論文(注96)91頁。

⁹⁸ 孫娟娟・前掲論文(注96)8頁。当該論文は、「高齢」(老齡)と「高齢者」(老年)が異なる概念であると指摘している。前者は社会の形態、あるいは社会現象に関する概念であり、一般的には高齢社会(高齢者個人を含む)を意味し、後者は人そのものに関する概念であり、一般的には高齢者個人を意味すると整理されている。「高齢」と「高齢者」の概念の区別は、中国の行政システム(政府の中にある「高齢業務システム」(老齡工作系統))の内では通説となっていることも説明されている。この点については、本節も支持する。しかし、本節は、「高齢」と「高齢者」の概念をそのまま利用するのではなく、「高齢者をめぐる」という表現を使用し、「高齢」と「高齢者」の概念を包括する。そのうえ、孫娟娟・前掲論文(注96)は「高齢者をめぐる法制度」に関する表現(概念)を①高齢化という社会現象の側面を含み、射程の広い「高齢法学」(老齡法学)、②対象が高齢者個人の法律問題に収束される「高齢者法学」(老年法学)、③高齢化という社会現象の側面を含み、法制度全般を指す「高齢法制度」(老齡法制)、④高齢化という社会現象の側面を含み、法規の体系性を示す「高齢法体系」(老齡法律体系)、⑤人としての高齢者に関する法律(老年法律)、⑥社会現象としての高齢に関する法律(老齡法律)に分けて整理している。さらに、前記表現(概念)の関係について、①の「高齢法学」は②の「高齢者法学」を包含し、①は射程が同じである③の「高齢法制度」と④の「高齢法体系」を研究対象としつつ、③と④は①の研究成果でもあると説明している。また、⑤の「高齢者に関する法律」は高齢者の「權益保障」を主な目的とする法律であり、⑥の「高齢に関する法律」はあまり相応しくない表現であると説明している。本節はこのような細かな表現およびそれらの関係等については意見を保留する。

⁹⁹ 肖輝等・前掲論文(注96)114—115頁、李金杏・前掲論文(注96)62頁、李春斌・前掲論文(注96)151頁。

¹⁰⁰ 王文軍等・前掲論文(注96)49頁、肖金明・前掲論文(注96)27頁、晏英・前掲論文(注96)93頁。

高齢者権益保障法により具現化されることにより、高齢者の権益に注目する高齢者権益保障の法体系が徐々に形成されていると主張する説がみられる¹⁰¹。後者の立場には、高齢者権益保障法の立法を始めとして、中国の高齢者をめぐる法制度の蓄積がみられるが、当該蓄積は高齢者個人個人の権益保障を重視する一方、高齢化の背景において高齢者グループがもたらす種々の社会問題に対応しきれていないと指摘し、高齢者をめぐる法体系をこれから構築すべきであると主張する説がみられる¹⁰²。

2) 高齢者をめぐる法体系のモデル

高齢者をめぐる法体系を構築するためのモデルについて、①高齢者をめぐって特別な立法を行うモデル、②特別な立法ではなく、高齢者と関係する既存の各法律（民法・刑法等）の中に、高齢者に対する規定を設けるモデル、③上記①のモデルを主要なモデルとして、上記②のモデルを補助的に利用する混合モデルが主張されている¹⁰³。②のモデルを支持して、高齢者をめぐる法体系は概念的なものであり、特別な立法（例：高齢者法典）を目指すべきではなく、民法・刑法・労働法・教育法等様々な法分野に委ねるものであると主張する説がある¹⁰⁴。③のモデルを支持して、高齢者権益保障法という高齢者をめぐる特別な立法を軸として、中国の特徴に相応しい高齢者をめぐる法体系を構築すべきであると主張する説¹⁰⁵、高齢者権益保障法は伝統的な高齢者をめぐる特別な立法であり、法実務上においても重要な役割を果たしていると評価し、③のモデルを支持する説¹⁰⁶がみられる。なお、①のモデルを支持する説は本節の参考文献の範囲内では見当たらない。

また、高齢者の権益保障を重視し、高齢者権益保障の法体系を構築すべく¹⁰⁷、高齢者に関する特別立法としての高齢者権益保障法は当該法体系の核として相応しいと主張する説¹⁰⁸がみられる。当該説も③のモデルを支持していると評価できよう。

3) 高齢者をめぐる法体系の理念

¹⁰¹ 李金杏・前掲論文（注96）62頁。

¹⁰² 王文軍等・前掲論文（注96）49頁。

¹⁰³ 李春斌・前掲論文（注96）150-151頁。

¹⁰⁴ 王文軍等・前掲論文（注96）49頁。

¹⁰⁵ 肖金明・前掲論文（注96）27頁。

¹⁰⁶ 李春斌・前掲論文（注96）151頁。

¹⁰⁷ 李金杏・前掲論文（注96）63頁、李春斌・前掲論文（注96）151頁、晏英・前掲論文（注96）93頁。

¹⁰⁸ 李金杏・前掲論文（注96）63頁、晏英・前掲論文（注96）93頁。

高齢者をめぐる法体系を構築するための理念は学説により諸々述べられている。例えば、高齢者をめぐる法律・法規を社会法に分類し、社会法における理念は高齢者をめぐる法体系に及ぶと主張する上で、中央政府が定めた高齢者に関する政策の理念（例：各五か年計画における高齢者に関する理念）、すべての高齢者が平等に保障を受けられる普遍主義の理念、国（政府）の責任を基礎として、社会の力も利用する責任分担の理念、中央政府のみならず、地方立法も重視する理念、中国国内の状況に立脚し、外国の経験を補助的に取り込む理念¹⁰⁹も主張する説がある¹¹⁰。また、ア.積極的に高齢化に対応する理念、イ.特殊なグループの権益を保障する理念、ウ.社会における公平および正義を取り込む理念、エ.総合的・調和的・持続可能であるという理念、オ.共同責任の理念等を主張し、それらの理念は a.人権保障、b.公平・正義、c.科学的な発展と責任・義務分担の理念から由来すると主張する説がある¹¹¹。

以上の学説による高齢者をめぐる法体系の理念には、国・社会等の責任分担の理念、公平・平等の理念、および中国の状況に立脚する理念がある程度合意されているように見える。しかし、それぞれの理念に対する詳細な分析がさらに必要とされる一方、全体的にみると、高齢者をめぐる法体系の理念に対する合意があるとはいえない。

4) 高齢者をめぐる法体系の内容

上記1)の高齢者をめぐる法体系がすでに存在するが、さらなる改善が必要とされる立場から、高齢者権益保障法という高齢者をめぐる特別な立法が存在し、既存の法分野（民法等）に高齢者と関係する規定がある程度存在すること（上記2)③のモデル）によって、高齢者をめぐる法体系がすでに存在するが、さらに高齢者をめぐる特別な立法（例：高齢者差別・虐待禁止法、高齢者介護保険法等）を行う必要があり、高齢者をめぐる法体系の内容にそれらすべてを取り込むべきであると主張する説がある¹¹²。また、憲法を基本法とし、高齢者

¹⁰⁹ 中国国内の状況に立脚し、外国の経験を補助的に取り込む理念を支持するのは多数説であると説明されており、当該理念が挙げられた理由は、中国の高齢者をめぐる法制度の蓄積の経緯、中国の都市・農村に存在する大きなギャップ、高齢化の速さと経済発展水準の低さ、伝統文化における家族扶養の意識の存在という考慮要素があるからであると説明されている。王文軍等・前掲論文（注96）50頁。それ以外に、肖輝等・前掲論文（注96）116頁も当該理念を支持する。また、先進国からの示唆を踏まえ、中国の特徴を考慮した高齢者権益保障の法体系を構築すべきであると主張する説もある。李金杏・前掲論文（注96）62-63頁。

¹¹⁰ 王文軍等・前掲論文（注96）49-50頁。

¹¹¹ 肖金明・前掲論文（注96）27-28頁。さらに、この説は、イ.およびa.について、高齢者を特殊なグループと評価し、その権益保障（法的な権益と福祉的な権益）の重要性を強調していると主張し、エ.、オ.、c.について、国・社会・家族の役割分担を強調し、それによって、調和、かつ、持続可能な高齢者をめぐる法体系の構築を主張する。

¹¹² 李春斌・前掲論文（注96）151-153頁。

をめぐる特別な立法としての高齢者権益保障法を中核として、関連法規（民法、行政法、刑法、社会保険法等）、関連通達・政策（年金、医療、高齢者向け施設・サービス、高齢者住宅等）、地方立法を含む高齢者をめぐる法体系（上記 2）③のモデル）がすでに存在すると主張し、法体系において、道徳的価値（中国の伝統文化）も重視し、法律、行政法規・通達、他の規範性のあるものを合わせて法体系を厳密に整理すべきであるという改善のポイントを主張し、高齢者をめぐる法体系の内容にそれらすべてを取り込むべきであると主張する説がある¹¹³。さらに、高齢者権益保障法は憲法の規定している権利の具現化であり、他の既存の法分野における高齢者と関係する規定と合わせて、高齢者権益保障の法体系がある程度存在する（上記 2）③のモデル）が、憲法と高齢者権益保障法の関係性をさらに明確にし、高齢者権益保障法の章立て（とりわけ、社会保障、社会参加の章）に沿って、高齢者の権益保障をめぐる特別な立法を行うべきであり、それらすべてを高齢者権益保障の法体系の内容とすべきであると主張する説がある¹¹⁴。

上記 1) の高齢者をめぐる法制度は存在するが、高齢者をめぐる法体系がまだ構築されていないとする立場から、今後構築される高齢者をめぐる法体系の内容は、高齢者権益保障法を中核として、その下級法律・法規（例：行政立法）の立法を通じて、さらに具体化すること、憲法上の根拠規定を明確にし、関連法律（例：婚姻法、相続法、社会保険法、女性の権益保障法、障害者権益保障法等）の中に存在する高齢者に関する規定と高齢者権益保障法との関係性を明らかにすること、地域の特徴を重視して、地方立法を完備させることである（上記 2）③のモデル）と主張する説がある¹¹⁵。さらに、高齢者をめぐる法体系がまだ構築されていない立場から、今後構築される高齢者権益保障の法体系の内容は、高齢者権益保障法を軸として、社会福祉、医療保健、生活の世話、所得保障という四つの分野の法規定を完備させること、現存の大量な行政通達を法律化し、まだ存在しない介護保険法を特別に立法し、立法により、高齢者にサービスを提供する人材の専門性を担保することを含むべきである（上記 2）③のモデル）と主張する説がある¹¹⁶。また、高齢者をめぐる法体系がまだ構築されていない立場から、今後構築される高齢者をめぐる法体系の内容は、国・市場・家族の役割という 3 つの側面から構成されると主張する説がある¹¹⁷。それぞれの側面に対して、

¹¹³ 肖輝等・前掲論文（注 96）114-116 頁。

¹¹⁴ 李金杏・前掲論文（注 96）63 頁。

¹¹⁵ 肖金明・前掲論文（注 96）28 頁。

¹¹⁶ 晏英・前掲論文（注 96）93-94 頁。

¹¹⁷ 以下、王文軍等・前掲論文（注 96）51-53 頁。

社会保険に関する法律・法規、高齢者に対するサービス・製品を規律する法律・法規、家族扶養に関する法律・法規がそれぞれの側面の具現化であると主張し、高齢者権益保障法は例として挙げられていない（上記2）②のモデル）。

以上の学説により、高齢者をめぐる法体系の内容はさまざまであり、合意がなされたわけではない。しかし、少なくとも二つの共通点がみられると分析する。まず、例外があるが、多くの学説は高齢者権益保障法を重視し、高齢者をめぐる法体系の中核として位置付けている。そして、高齢者をめぐる法体系の内容からみて、学説はほとんど、高齢者をめぐる特別な立法を主として、高齢者と関係する既存の各法分野における規定を補助的に位置づける上記2）③の混合モデルを使用している。

（3） 高齢者をめぐる法学

中国では、高齢者をめぐる法学はまだ存在しないが、これから構築すべきであると主張されている。以下はこのような学問としての高齢者をめぐる法学に関する学説を整理する。

1) 高齢者をめぐる法学の必要性・定義

高齢化の急速な進展への対応¹¹⁸、人権保障の観点から、高齢者グループの弱者性による保障のニーズ¹¹⁹、既存システムの不備¹²⁰、中国の科学的な発展の要請¹²¹から高齢者をめぐる法学の必要性が主張されている。

高齢者をめぐる法学の定義について、高齢者をめぐる法学とは、a. 法学と高齢者をめぐる科学の交差領域であると主張する説があり¹²²、b. 理論法学をベースに、法学に共通している方法で、隣接の法律の学問、一般法学およびその他特別な法学の研究成果を吸収し、並びに高齢者をめぐる法学に関する実践を踏まえてなされた新たな独立している学問であると主張する説があり¹²³、c. 高齢者をめぐる法的現象およびその内在の論理を研究対象として、基本理論の研究、高齢者をめぐる国内立法の研究、比較法研究およびその他の関連研究を含む体系的な学問であると主張する説がある¹²⁴。

¹¹⁸ 肖輝等・前掲論文（注96）108頁、孫娟娟・前掲論文（注96）3-6頁。

¹¹⁹ 孫娟娟・前掲論文（注96）6-7頁。

¹²⁰ 肖輝等・前掲論文（注96）109頁。

¹²¹ 孫娟娟・前掲論文（注96）7頁。

¹²² 孫娟娟・前掲論文（注96）8頁。

¹²³ 李春斌・前掲論文（注96）150頁。

¹²⁴ 肖輝等・前掲論文（注96）110-111頁。

2) 高齢者をめぐる法学の射程・特徴・理念および展望

高齢者をめぐる法学の射程として、法制史、現行法制度、比較法、高齢化による法的課題等を挙げている説があり¹²⁵、高齢者の権益保障および高齢者をめぐるあらゆる社会関係を調整する仕方を挙げている説もある¹²⁶。

高齢者をめぐる法学の特徴として、現存の法学と異なって、新しい学問であると主張する説がある¹²⁷。とりわけ、高齢者をめぐる法学は伝統法学を超えて、婚姻法、相続法、刑法等の法分野を跨ぐことおよび老年学等ほかの学問分野と交差することから生ずる複合性が指摘され¹²⁸、高齢期のみを研究すれば足りるものではないという広範性、中年世代を中心に社会を考える思考パターンから高齢世帯を十分に考慮した思考パターンへの転換が必要とされること¹²⁹や理論と実務を結びつける必要性¹³⁰からみる研究手法の特殊性が主張されている。

高齢者をめぐる法学の理念について、①高齢化の社会的な価値および高齢者個々人の社会的価値には、プラス・マイナスの両側面があり、プラスの側面をさらに模索・利用する理念、②絶対的な利益の均等化ではなく、いかなる年齢であっても尊厳を持ち、差別されず、社会の経済発展に平等に参加する権利・機会を有する「年齢の平等」を重視する理念が主張されている¹³¹。

高齢者をめぐる法学の展望について、現段階では、研究はまだ初期段階であり、さまざまな領域に分散していて、十分な注目を集めていないが、今後、高齢化の進展および国・社会が重視していく傾向からすれば、高齢者をめぐる法学の将来は有望であると予測されている¹³²。

¹²⁵ 孫娟娟・前掲論文（注96）8頁。この説は、とりわけ、マクロ（中国の高齢化を把握し、憲法改正を図る全体的な視点）・中間（人口構造の変化が経済・政治・文化、社会、エコに対する影響、高齢者グループと他のグループとの間で生じた法的課題等を具体的に分析する視点）・ミクロ（高齢者個々人の権益保障の視点）という3つの視点に分けて、高齢者をめぐる法学の射程内の対象を研究すべきであると主張する。

¹²⁶ 肖輝等・前掲論文（注96）109-110頁。

¹²⁷ 以下、孫娟娟・前掲論文（注96）7-9頁。

¹²⁸ 肖輝等・前掲論文（注96）111-112頁、孫娟娟・前掲論文（注96）8-9頁。

¹²⁹ 孫娟娟・前掲論文（注96）9頁。

¹³⁰ 肖輝等・前掲論文（注96）109頁。

¹³¹ 孫娟娟・前掲論文（注96）10頁。

¹³² 肖輝等・前掲論文（注96）118頁、孫娟娟・前掲論文（注96）10-11頁。

以上によれば、中国の高齢者をめぐる法制度に関して、「高齢者をめぐる法制度」そのもの、「高齢者をめぐる法体系」および「高齢者をめぐる法学」に分けて、それぞれにある程度の蓄積がみられて、今後の研究の礎となるであろう。

また、上記の学説からまとめると、以下の2点が指摘できよう。第一に、中国の高齢者をめぐる法制度の学説における「高齢者」の捉え方がある程度みられる。具体的には、①高齢者をグループとしてとらえて、高齢化の現象として理解する捉え方があり、高齢者を高齢者個人としてとらえる捉え方がある¹³³。この二つの捉え方の両立がみられる。②高齢者を特殊なグループとして捉えて、その特殊性は高齢者が弱者あるいは保障される対象であることに由来する捉え方が多くみられる¹³⁴。一方、同様に高齢者を特殊なグループとして捉えるが、その特殊性は高齢者が社会にプラスの価値のある強い存在であることに由来する捉え方もある¹³⁵。第二に、高齢者をめぐる法制度に関して、高齢者權益保障法は重要視され、今後の最重要研究対象であるといえよう。

しかし、中国の高齢者をめぐる法制度に関する研究は、現段階では、上記より深みのあるものがなく、本節はその現状の整理にとどまる。当該研究における各学説の関係・比較、高齢者の捉え方の是非、または中国の高齢者をめぐる法制度のあるべき姿等諸々の検討のポイントが存在するが、今後の研究課題とする。また、上記の中国の高齢者をめぐる法制度に関する研究は法理論からの整理である。それと異なる視点で、高齢者を対象とする現場から事象を抽出・整理して分析することも重要である。このような現場からの事象分析も今後の研究課題とする。

ただ、高齢者權益保障法が高齢者をめぐる総合的な特別立法であり、学説により極めて重視されているため、今後中国の高齢者をめぐる法制度に関する研究を進めるための核であると本節は理解している。

上記の分析により、高権法が高齢者をめぐる法制度における位置づけが整理された。これは、将来高齢者の介護法制をめぐって法体系を構築したいときに、参考になれるといえよう。以下は、はじめにで説明した通り、高権法を中心に提起して、その立法の経緯、条文の構造および特徴を分析する。

¹³³ 孫娟娟・前掲論文（注96）7-8頁。

¹³⁴ 肖輝等・前掲論文（注96）108頁、李金杏・前掲論文（注？）65頁、李春斌・前掲論文（注96）152-153頁、孫娟娟・前掲論文（注96）10頁。

¹³⁵ 孫娟娟・前掲論文（注96）10頁。

第3節 高権法の枠組み

はじめに述べた通り、高権法に関する先行研究は、立法の経緯、条文の構造、立法府の意思を重視していない。高権法の基本情報としての沿革、特徴等を日本に紹介する文献も多くはない¹³⁶。以下は、高権法の立法の経緯と条文の構造に注目して、そこからみられる特徴を分析する。なお、高権法の条文について、(別紙一)を参照。

第1款 立法の経緯と条文の構造

(1) 立法および4回の法改正

2021年3月現在、中国の高齢者権益保障法は1996年第8期全国人民代表大会常務委員会第21回会議により成立し、「1996年8月29日中華人民共和国主席令第73号」により公表され、1996年10月1日に施行された(詳細な経緯は下記(2)参照)。その後、2009年、2012年、2015年、2018年に、計4回の法改正を経た¹³⁷。

4回の法改正について、最初に、2009年の第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で、「治安管理の罰則に関する条例」が「治安管理罰則法」に改名された。それを受けて、同会議で出された「一部分の法律の修改に関する決定」により、1996年法の第46条、第48条の同名称のあるところも改正された。したがって、2009年の法改正は名称の改正にとどまる。

¹³⁶ 高齢者権益保障法を日本に紹介する文献としては、以下の3つの文献が代表的である。清水由賀「改正『高齢者権益保障法』と中国の高齢者政策——『頻繁に親元に帰れ』条項に着目して」社学研論集23巻(2014)121-133頁、朴光駿「中国高齢者権益保障法2012年改正の内容と課題」佛教大学社会福祉学部論集10号(2014)33-47頁、宮尾恵美(海外立法情報調査室)「中国 高齢者権益保障法の改正(2012年改正)」国立国会図書館HP<
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544690_po_02540209.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>(2020.2.12参照)。

¹³⁷ 中国の法改正は一般的に「修改」と称する(立法法第2条1項)。2000年頃以降、法改正の具体的なやり方はさらに3つの種類に定着している。それらは「修訂」、「修改に関する決定」、「修正案」である。「修訂」および「修改に関する決定」が一般の法律を改正する場合に使用されるものである。それに対して、「修正案」は憲法および刑法等の基本法律の改正に使用されるものである。そして、「修訂」は法律の基本原則および主要な条項を改正する場合、または全面改正をする場合に使用されるものであるが、「修改に関する決定」および「修正案」は一部改正、または用語および名称の改正に使用されるものである。また、「修訂」の場合は、新たな法律が創設されることに等しく、「修訂」を経た新法が有効になった時点で、旧法が効力を失う。これに対して、「修改に関する決定」および「修正案」が有効になったとしても、旧法の効力が続行し、「修改」および「修正」された部分のみ効力を失う。李正斌(北京市人民代表大会常務委員会研究室主任)『『修訂』、『修改に関する決定』および『修正案』の使い分け』檢察日報(2012.6.11)(北京市人大常委会研究室主任 李正斌「“修正案”、“修訂”与“修改に関する決定”应用之辨」檢察日報(2012.6.11))。従って、2012年の法改正が「修訂」であるため、2013年7月1日に2012年法が施行された時点で、それ以前の法は効力を失った。一方、2009年、2015年および2018年の法改正は何れも「修改に関する決定」であり、改正は数条程度にとどまるため、それらの法改正以前の法は効力を失わない。

続いて、2012年の第11期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で、法の全体に及ぶ抜本的な法改正が行われ、「2012年12月28日中華人民共和国主席令第72号」により公表され、2013年7月1日に2012年法は施行された（詳細な経緯は下記（3）参照）。この法改正は全面改正の故に重要視され、高齢者をめぐる問題にさらなる注目を集めた。この法改正の後、2012年法が高齢者の小憲法と呼ばれることもある¹³⁸。

その後、2015年の第12期全国人民代表大会常務委員会第14回会議で、「『中華人民共和国電力法』等の六つの法律の修改に関する決定」により、2012年法の第40条2項の「営利性の高齢者向けサービス施設用の土地」が「公益性の高齢者向けサービス施設用の土地」に変更された。そして、同第44条1項の「高齢者向け施設」が「公益性の高齢者向け施設」に変更されたうえで、新たな内容が挿入され、同条の新たな2項とされた（元の2項は現行法3項である）。当該新たな2項の内容は「営利性の高齢者向け施設を設立するため、工商行政管理部門で登記手続きを完了した後、県以上の政府の民政部門に行政許可を申請しなければならない。」である。これらの改正は法の内容を大きく変化させるものではない。

最後に、2018年12月29日の第十三期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において、「『中華人民共和国労働法』等7つの法律の修改に関する決定」が出された。当該修改に関する決定により、法の内容が5か所改正された。具体的には、①元の第43条が削除された。②元の第44条が現行法第43条とされ、当該条文の内容も改正された。当該条文の内容は、同条1項「公益性の高齢者向け施設を設立するとき、法に従い相応の登記をしなければならない。」、同条2項「営利性の高齢者向け施設を設立するとき、市場監督管理部門にて、登記をしなければならない。」、同条3項「高齢者向け施設の登記後、即時にサービスを提供することができる、同時に県以上の政府部門にて記録を残す。」である。③新たな条文が設定され、現行法第44条とされた。当該条文の内容は、同条1項「地方政府は担当行政区域内の高齢者向け施設の管理の統括を強化し、高齢者向け施設の総合監督・管理制度を構築する。」、同条2項「県以上の政府の民政部門は高齢者向け施設の指導、監督および管理を担当し、その他の関連部門は職責・役割分担に応じて、高齢者向け施設を監督する。」である。④新たな第45条が挿入された（元の第45条以降の条文は一条ずつ繰り下げられた）。当該条文の内容は、同条1項「県以上の政府の民生部門は、法に従い監督・検査の職責を履行する。以下の措置を採ることができる。（一）高齢者向け施設と個人に対して、状況を問い合わせ

¹³⁸ 呉国平「高齢者權益の法的保障に関する研究」広州大学学报（社会科学版）16卷3号（2017）31頁（呉国平．老年人權益的法律保障研究 [J]．廣州大学学报（社会科学版），2017（16-3）：31．）。

る；(二) 法律違反の恐れのある高齢者向け施設に立ち入り、現場検査を行う；(三) 関連契約書、手形、帳簿およびその他の関連資料を閲覧また複製する；(四) 人の健康と生命・財産の安全を脅かすリスクのある高齢者向け施設を発見したとき、期限を設定して改正を命じ、当該期限を過ぎても改正しないとき、休業して正すように命ずる。」、同条2項「県以上の政府の民生部門が高齢者向け施設の法律違反の恐れのある行為を調査するとき、『中華人民共和国行政強制法』およびその他の関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。」である。⑤元の第78条が削除された。これらの改正は高齢者向け施設に限定された改正であり、法の内容を大きく変化させるものではない。

こうした法の沿革からみれば、1996年の立法の後、2012年の法改正以外には、大きな法改正がみられない。したがって、法の研究については、高齢者をめぐる問題を正面から取り扱う1996年法はもちろん、抜本的な法改正を経た2012年法も重要な位置を有しているといえよう。以下は1996年法および2012年法を取り上げて、分析する。

また、法分野からみれば、高権法は中国でこれから構築するであろう社会保障法または高齢者法に属すると理解する。というのも、現在中国には日本のような社会保障法分野が存在しているとは言い難いが、習近平政権が提唱する社会主義的な法治国家に従い、これから社会保障法分野を本格的に構築する可能性がある¹³⁹。そして、日本で高齢者法分野の構築に向けた議論が進められているように¹⁴⁰、中国でも高齢化の急激な進行に伴い、高齢者をめぐる法的問題に対応した高齢者をめぐる法制度の体系（高齢者法分野）の構築に関する議論が行われている（前第2節）。高権法は中国の社会保険法（典型的な社会保障法）と密接な関係にあるため社会保障法に分類することができ、高齢者を対象とすることから、高齢者法に属するともいえる。ただし、この点については、今後の進展に応じて変化する可能性があるため、さらに検討していく必要がある。

なお、実際の運用に当たって、高権法は高齢者を対象とする各種の政策の策定と密接な関

¹³⁹ 中国の社会保障法分野については、中国の社会保険法を中心に、歴史的な視点から法体系の整理を形式的に行うものがある。劉翠霄（編著）『中華人民共和国社会保障法治の歴史 1949—2011』（商務印書館、2014）（劉翠霄（編著）・中華人民共和国社会保障法治史 1949—2011 [M]. 北京：商務印書館，2014.）。しかし、社会保障法分野を支える法理念、その法理念を実現するための各法律・行政法規・地方の条例等の関係性は議論されておらず、実際の運用ではほとんど行政通達に頼り、さらに、裁判規範にもなっていない点から、中国には社会保障法分野が存在するとは言えないと一般的に考えられている。

¹⁴⁰ 樋口範雄『超高齢社会の法律、何が問題なのか』（朝日新聞出版、2015）、樋口範雄＝関ふ佐子『高齢者法 長寿社会の法の基礎』（東京大学出版、2019）。そして、関ふ佐子が主催している高齢者法研究会がある（HP「高齢者法 JAPAN」<<http://elderlawjapan.ynu.ac.jp/>>参照）。

係にあり¹⁴¹、中国の婚姻法における子が親を「扶養」する義務との関連で、裁判規範ともなっている¹⁴²。このような法の実際の運用も重要な研究素材であるが、本論文では検討の対象としない。

(2) 1996年法の立法経緯と条文の構造

1) 立法の背景

1996年法の立法背景は以下の通り整理する。まず、社会的背景として、高齢化の進展が顕著にみられていた¹⁴³。

続いて、高齢者政策からみれば、①全国レベルでは「家族養老」が主要な「養老¹⁴⁴」の方式として認識されつつ、「養老の社会化」も避けられない傾向として認識されていた¹⁴⁵。さらに、「社会養老」の一番重要な手段として、養老保険（年金）制度が位置づけられた¹⁴⁶。また、1994年12月14日に中央政府の十部門連名で「中国の高齢業務七年の発展要綱（1994-2000）」が作成され、政府が主導し、高齢者のために行われ、幅広い内容を有する「高齢事業」が規定された。②地域レベルでは、全国各地において、高齢者の精神扶養、住宅等の二

¹⁴¹ 例えば、2012年法第30条の介護保障に関する条項は、2016年から行われた全国レベルの介護保険の創設（「介護保険制度のパイロット都市に関する人的資源と社会保障部事務庁の指導意見」（人社庁発〔2016〕80号）（人力资源社会保障部办公厅关于开展长期护理保险制度试点的指导意见（人社厅发〔2016〕80号））と密接な関係にある。

¹⁴² 2012年法第18条を参照し、2013年7月1日に中国で初めて家族の親を訪問する義務についての事案が江蘇省無錫市の裁判所で判断された。張寛明＝苟連静「77歳の婦人が娘を被告として『常に自分を訪問せよ』と裁判所に訴えた」（77岁老太诉请女儿“常回家看看”）無錫市裁判所HP <<http://wxzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2013/07/id/3859414.shtml>>（2020.2.26参照）。

¹⁴³ 阿計「天に代わって道を行く：中国は高齢者のために立法している」政府法制1996年の11号（1996）7-8頁（阿計、替天行道：中国为老年人立法[J]。政府法制，1996（11）：7-8.）、相自成「人口高齢化およびその法的対策—中国最初の『高齢者權益保障法』を評価して」中国法律1996年の4号（1996）12頁（相自成、人口老齡化及其法律对策—评中国第一部《老年人权益保障法》[J]。中国法律，1996（4）：12.）、徐周同「銀色の浪：中国の世紀の変わり目の衝撃は—『高齢者權益保障法』の実施の際に書く」社会工作1996年の5号（1996）7-8頁（徐周同、銀色浪潮：中国世紀之交冲击波—写在《老年人权益保障法》实施之际[J]。社会工作，1996（5）：7-8.）、楊文忠「高齢者權益保障法の実施に当たって注意すべき若干の問題」河北法学1997年の2号（1997）42頁（楊文忠、实施老年人权益保障法应注意的几个问题[J]。河北法学，1997（2）：42.）、劉伝江「中国の人口高齢化の将来と対策の専門家の検討会に関する要約」社会学研究1993年の6号（1993）108-110頁（劉伝江、中国人口老齡化前景与对策专家研讨会综述[J]。社会学研究，1993（6）：108-110.）

¹⁴⁴ ここの「養老」は社会政策等の分野における社会問題として認識されている。阿計・前掲論文（注143）10-11頁、徐周同・前掲論文（注143）8頁。「養老」の文字は一般的に①老後生活を営む、②高齢者を養う（扶養する）ということの意味する。なお、「養老」を「扶養」と同一視する見解もみられる。清水由賀・前掲論文（注136）121頁。また、「養老」の内容は所得、医療、介護、精神等幅広いものであり、中国では、とりわけ、高齢者權益保障法における法的な「養老」の概念に関して、合意された定義があるとはいえない。本節は無理に翻訳するより、法律用語として「養老」をそのまま使用する。

¹⁴⁵ 阿計・前掲論文（注143）10-11頁。

¹⁴⁶ 徐周同・前掲論文（注143）8頁。

ーズに対応する諸々の政策が実施されていた¹⁴⁷。

次に、高齢者に関する立法の状況について、①高齢者に関する法規定（憲法、法律、地方立法¹⁴⁸）は存在していたが、体系的なものではなかったため、人々に十分な影響を及ぼしていなかったと評価された¹⁴⁹。②当時中国では、社会的弱者を保障・保護するために、1990年の「障害者保障法」、1991年の「未成年者保護法」、1992年の「女性權益保障法」が立法され、高齢者も社会的弱者として捉えられ、高齢者のための特別立法が主張されていた¹⁵⁰。

最後に、社会の高齢者に対する態度について、文化大革命の影響により敬老・養老の伝統的な美德の喪失がみられた¹⁵¹。さらに、高齢者が「余計なもの」、「重荷」であるという論調が現われた¹⁵²。その論調に対抗し、政府が主導で高齢者の価値を唱えていた。そして、社会的に高齢者虐待等、高齢者の權益の侵害が多く存在していた¹⁵³。

2) 立法の流れ

具体的な立法の流れを以下の通り整理する。

1994年4月から、第8期全国人民代表大会の内務司法委員会は、同全国人民代表大会の常務委員会の五ヵ年立法計画により、民政部、人事部、労働部、中国老齡協会等の関連部門と共に、1996年法の起草を始めた¹⁵⁴。同内務司法委員会は国内外の資料の整理と共に、地方の現地調査、関連部門・学者・高齢者団体の意見聴取を行い、同内務司法委員会第41回

¹⁴⁷ 例えば、当時上海市の高齢者に付き添い、家事・話し合い等をし、時給を受ける「陪老員」があり、天津市の高齢者の話し合いの場としての「高齢者チャットステーション」が存在していた。徐周同・前掲論文（注143）8-9頁。また、全国各地で高齢者福祉施設が建設されていた。阿計・前掲論文（注143）11頁。

¹⁴⁸ 1996年以前、中国において、28の省・自治区・直轄市で高齢者の權益を保障する地方立法が存在していた。黄薇「高齢者事業の発展および高齢者の合法的な權益を保障する重要な法律—『中華人民共和国高齢者權益保障法』の簡単紹介」人大工作報道1996年の21号（1996）10頁（黄薇・发展老年事业保障老年人合法权益的重要法律—《中华人民共和国老年人权益保障法》简介 [J]. 人大工作通讯, 1996 (21): 10.）、阿計・前掲論文（注143）12頁。

¹⁴⁹ 屈野「高齢者の合法的な權益の保護を論じて」現代法学1995年の6号（1995）80頁（屈野・论老年人合法权益的保护 [J]. 现代法学, 1995 (6): 80.）。

¹⁵⁰ 曾慶敏「『高齢者權益保障法』を修正すべし」法学雑誌25卷（2004）14頁（曾庆敏.《老年人权益保障法》应予以修正 [J]. 法学杂志（立法研究）, 2004 (25): 14.）、阿計・前掲論文（注143）8頁。

¹⁵¹ 以下、屈野・前掲論文（注143）78-80頁。

¹⁵² 高齢者が「余計なもの」という論調の背景として、①高齢者政治の弊害の除去により、官僚終身制が廃止されたこと、②高齢者の社会的価値が減少すると考えて、高齢者を軽蔑する論調の存在、③高齢者の社会保障の不十分により、さらに高齢者を弱体化させていたことが挙げられている。曾慶敏・前掲論文（注？）14頁。

¹⁵³ 阿計・前掲論文（注143）8-10頁。

¹⁵⁴ 以下、『『中華人民共和国高齢者權益保障法（草案）』の説明』（关于《中华人民共和国老年人权益保障法（草案）》的说明）全国人民代表大会HP<http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1996-06/28/content_1479991.htm>（2020.2.21参照）。

会議を経て、1996年6月28日に、第8期全国人民代表大会の常務委員会第20回会議で1996年法の草案を提出した。審議の後、全国人民代表大会の法律委員会および全国人民代表大会の常務委員会の法制業務委員会は同内務司法委員会と共に、中央政府の関連部門、専門家に対してさらに意見徴収を行った¹⁵⁵。そして、同年8月13日、19日に、同法律委員会はさらに審議を行い、同19日に1996年法の草案に対して修正意見を出した。これにより、1996年法の修正草案が成立した。その後、同法律委員会は同26日、27日にも審議を行い、同28日に前記1996年法の修正草案に対してさらに修正意見を出した。最後には、上記(1)の通り、同29日に1996年法が成立した。

3) 条文の構造

1996年法の条文によれば、同法は50条で構成され、6章に分かれている。

第1章は「総則」である。その内容について、①高齢者の權益保障、高齢者事業の発展、敬老・養老の美德の発揚という3つの法の目的(同第1条)が規定されている。②高齢者(満60歳以上)の定義(同第2条)が規定されている。③法の目的を受けて、高齢者の社会保障制度の完備等(同第3条)、高齢者の權益の内容(国および社会から物質的な支援を受ける権利、社会の発展の成果を享受する権利)等(同第4条)、高齢者事業、高齢者權益保障業務のやり方(同第5条)、高齢者の權益保障に対する社会全体の役割(同第6条)、敬老・養老の道徳的教育および報奨(同第7条、第8条)、高齢者の法律を遵守する義務(同第9条)が規定されている。

第2章は「家族扶養¹⁵⁶」であり、家族の法的役割を規定している。その内容について、①家族は高齢者の養老の主要な担い手であること等(同第10条)が規定されている。②高齢者に対する扶養義務者の経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰藉¹⁵⁷という3つの義務(同第11条)、医療を保障する義務(同第12条)、住宅を保障する義務(同第13条)が規定されている。③その他、高齢者が田畑等を請け負っている場合の扶養義務者の管理義務(同第14条)、扶養義務者の扶養義務の履行等(同第15条)、高齢者とその配偶者の間、

¹⁵⁵ 以下、田敬科＝張同春編『中華人民共和国高齢者權益保障法の解釈』(華齡出版社、1997)159-164頁(田敬科、張同春主編、中華人民共和国老年人權益保障法釋義[M]、北京：華齡出版社、1997、159-164)。

¹⁵⁶ 高齢者權益保障法において、①子から親への扶養(「贍養」)、②同輩の者(例：配偶者、兄弟)の間の扶養(「扶養」)および③親から子への扶養(「抚養」)という三種類の扶養が存在している。本節では、統一的に「扶養」という。

¹⁵⁷ 精神的な慰藉は精神扶養の意味を有するが、原文忠実のため、本節はそのまま使用する。

兄弟姉妹間の扶養義務（同第 16 条）、扶養義務者間の扶養の役割分担を決定する扶養契約（同第 17 条）、扶養義務者と高齢者の婚姻の自由（同第 18 条）、家族における高齢者財産の保護（同 19 条）が規定されている。

第 3 章は「社会保障」であり、国・社会の法的役割を規定している。その内容について、①高齢者の所得保障として、年金制度が最初に規定されている（同第 20 条から第 22 条）。さらに、低所得高齢者のための公的扶助制度（同第 23 条）および家族以外の個人・組織との間で結ぶ扶養契約等（同第 24 条）が規定されている。②高齢者の医療保障として、医療保険（同第 25 条）、医療扶助（同第 26 条）が規定されており、高齢者に対する医療給付の優遇（同第 27 条）、高齢者医療・保健の推進（同第 28 条）が規定されている。③高齢者の住宅保障として、政策的住宅の分配および都市の設計における高齢者への配慮（同第 29 条、第 30 条）が規定されている。④高齢者に対する他の保障として、高齢者の教育（同第 31 条）、文化活動（同第 32 条）、福祉施設（同第 33 条）、生活用具（同第 34 条）、社区サービス（同第 35 条）、観光・交通等に対する優遇（同第 36 条）、法的支援（同第 39 条）、農村高齢者の義務労働の免除（同第 37 条）、高齢者権益保障の宣伝（同第 38 条）が規定されている。

第 4 章は「社会発展への参加」である。高齢者の知識・経験等を重視し（同第 40 条）、8 つの項目を列挙し（同第 41 条）、高齢者の社会参加による収入の確保も規定しつつ（同第 42 条）、高齢者の社会参加を促進している。

第 5 章は「法的責任」である。その内容は、関連部門（裁判所・公務員等）の高齢者の権益保障への法的責任および罰則（同第 43 条、第 44 条）、家族構成員の高齢者に対する民事・刑事責任（同第 45 条、第 48 条）、高齢者虐待等の刑事責任（同第 46 条）、高齢者婚姻の自由に関する刑事責任（同第 47 条）である。

第 6 章は「付則」であり、少数民族の習慣への法的配慮（同第 49 条）および 1996 年法の施行日（同第 50 条）を規定している。

（3） 2012 年の法改正の経緯と条文の構造

1) 法改正の背景

上記（1）の通り、2009 年の法改正は名称の改正にとどまる。1996 年の立法の後から 2012 年の抜本的な法改正までの長い間大きな法改正がみられなかった。

2012 年の法改正の社会的・政策的背景として、まず挙げられるのは中国の高齢化の加速

と深刻化である¹⁵⁸。続いて、かつて、1996年法および社会通念上、高齢者の養老の主要な担い手は家族とされてきた（上記（2）1）3））が、要介護高齢者の増加、少子化・核家族化や出稼ぎ等による高齢者の独居問題が深刻化するにつれて、高齢者の養老の主要な担い手は家族のみでは済まなくなったことが挙げられる。さらに、1996年法の第二の目的であり、当時始まったばかりの高齢者事業（上記（2）3））が促進され、当該事業に関する経験や政策の蓄積がみられたことが挙げられる。とりわけ、高齢者事業の一環である社区や高齢者向け施設が家族の代わりに、各種のサービスを提供するようになりつつあったことも挙げられる。

学説的背景として、1996年の立法時に法理論および調査の不足により、1996年法の基本原則、具体的な内容の不備が存在することが指摘され、立法後の社会の変化に対応できず、法体系化に失敗したこと、実用性のある下級の行政法規等が作成されていないことが指摘されていた¹⁵⁹。そして、1996年法の立法の後、徐々に高齢者の権益保障に関する裁判例が蓄積されつつあるといわれる¹⁶⁰が、1996年法の裁判実用性は乏しく、批判が高まっていた¹⁶¹。こうした背景において、2012年の法改正が始まった。

2) 法改正の流れ

法改正の流れを以下のように整理する¹⁶²。最初に、民政部と全国高齢者事業委員会弁公室は、2007年に1996年法の改正作業を開始した。その後、全国人民代表大会の内務司法委

¹⁵⁸ 以下、①2012年の法改正のための『中華人民共和国高齢者権益保障法（修訂草案）』の説明（关于《中华人民共和国老年人权益保障法（修订草案）》的说明）全国人民代表大会 HP<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2015-12/28/content_1957520.htm>（2020.2.13参照）、②清水由賀・前掲論文（注136）123頁、③朴光駿・前掲論文（注136）34-41頁、④宮尾恵美・前掲論文（注136）。そして、①では、高齢化の加速と深刻化を示すため、1999年、60歳以上の高齢者は総人口の10%を超えていたが、2012年末には、その割合が13.26%に上った。2012年末に、60歳以上の高齢者総数は1.78億であり、推計として、2025年には3億、2033年には4億となると予想されている等のデータが挙げられている。また、③は、中国の少子化について一人っ子政策を紹介し、高齢者の独居問題について2011年前後のデータを挙げて、高齢者向け施設について2013年の政府からの助成金のデータを挙げている。

¹⁵⁹ 鄭春賢「我が国の『高齢者権益保障法』の修訂に関する若干の問題の思考」北京労働保障職業学院学报第6巻4号（2012）11-12頁（鄭春賢，我国《老年人权益保障法》修订若干问题思考[J]，北京劳动保障职业学院学报，2012（6-4）：11-12.）。

¹⁶⁰ 于鴻＝程穎＝張志剛「高齢者の合法的な権益を侵害する案件に関する分析」当代法学2002年の8号（2002）140-141頁（于鴻，程穎，張志剛，关于侵害老年人合法权益案件的分析[J]，当代法学，2002（8）：140-141.）。

¹⁶¹ 曾慶敏・前掲論文（注31）14-16頁。

¹⁶² 以下、全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他（編著）『中華人民共和国高齢者権益保障法の読本』（華齡出版社、2013）21-22頁（人大内司委内務室等編著，中华人民共和国老年人权益保障法读本[M]，北京：華齡出版社，2013，21-22）、清水由賀・前掲論文（注136）122頁、宮尾恵美・前掲論文（注136）。

委員会は2011年3月から法改正の担当者となり、国务院法制弁公室を加え、上記2機関と連携した法改正のグループを形成させた。同年5月から7月まで全国人民代表大会の常務委員会は、全国で1996年法の実施状況を調査し、各地から意見を収集した。これらの調査・意見の収集に基づき、同年8月末から9月初旬までに、法改正のグループは検討を重ね、あらゆる意見を総合して、法改正の草案を作成した。その後、2012年6月に第11期全国人民代表大会の常務委員会第27回会議で、法改正の草案の第1回の審議が行われた。同年7月6日に当該法改正の草案が公開され、同年8月5日に掛けて意見を公募した。このプロセスを経て、さらに検討が加えられ、同年8月に法改正の草案の第二版が作成された¹⁶³。同年12月24日に同常務委員会の第30回会議で第2回の審議を経て、最後には、上記(1)の通り、同年12月28日に2012年法が成立した。

3) 法改正の主要な内容

条文に注目してみれば、2012年法の全85条のうち、新たに設けられた条文の数は38であり、1996年法の条文を改正した条文の数は37である¹⁶⁴。残りの10個の条文が1996年法の条文と同様である。

章立てからみれば、2012年法は9章で構成されている。2012年法は1996年法の第3章「社会保障」を拡充して、第3章「社会保障」、そして新たに第4章「社会サービス」、第5章「社会的優遇」および第6章「快適な居住環境」を設けた¹⁶⁵。それら以外の章について、2012年法は1996年法と同様である。

2012年法各章の主要な法改正は以下の通りである。第1章「総則」では、①高齢者の権益の内容に関して、高齢者の社会サービス・社会的優遇を享受する権利および社会の発展に参加する権利が新たに設けられた(同第3条2項)。②積極的に高齢化に対応することが国の長期的な戦略の一つであると新たに規定された(同第4条1項)。③高齢者の社会保障、

¹⁶³ 現在一般的に、この法改正の草案の第二版が調べられない。前掲「修訂草案」(注158)は最初の法改正の草案である。

¹⁶⁴ 以下3)全体は、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)25-31、317-339頁参照。なお、2012年法の条文全体は「中華人民共和国高齢者權益保障法(和文仮訳)」JICAのHP<https://www.jica.go.jp/china/office/others/pr/ku57pq0000226d5k-att/houritu_01.pdf>(2020.2.23参照)も参照。

¹⁶⁵ 2012年法は新たに3つの章を設ける理由として、社会の変化により、もともと1996年法第3章「社会保障」に属している内容は2012年法の4つの章に分けるレベルに達しているからであると説明され、2012年法における「社会保障」の範囲も1996年法より縮小されたと説明されている。全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書(注37)25-26頁。

社会サービス、社会的優遇に対する原則規定が新たに設けられた（同第5条）。④高齢事業¹⁶⁶、高齢者権益保障業務のやり方に関して、国の責務がさらに明確化された（同第6条）。

第2章「家族扶養」では、①家族の養老の役割に関して、「養老は在宅を基礎とする」と新たに規定された（同第13条）。②医療を保障する義務に加えて、介護を必要とする場合、介護を受けさせることが扶養義務者の義務として新たに規定された（同第15条2項）。③高齢者の精神的なニーズに対して、家族の親を訪問する義務が新たに設けられた（同第18条）。④事理弁識能力を欠く高齢者のために、高齢者の後見が新たに設けられた（同第26条）。⑤国が家族養老に対して、支援政策を構築することが新たに規定された（同第27条）。

第3章「社会保障」では1996年法第3章「社会保障」における所得保障（年金・公的扶助）（同第20条～第24条）、医療保障のなかの医療保険（同第25条）・医療扶助（同第26条）および住宅保障のなかの政策的住宅の分配（同第29条）に対する改正・拡充が行われた。2012年法第3章の主要な法改正は以下の通りである：①低所得の高齢者が公的医療保険に加入するときの保険料の政府補助が新たに設けられた（同第29条）。②高齢者の介護に対する国の介護事業と介護手当が新たに設けられた（同第30条）。③高齢者の公的扶助の対象には、経済的な困窮者とホームレス等新たな類型が設けられた（同第31条）。④その他、高齢者の福祉制度の推進（同第33条）、高齢者の慈善事業（同第35条）等が新たに規定された。

第4章「社会サービス」は新たに設けられた章であり、1996年法第3章における医療保障のなかの高齢者医療・保健の推進（同第28条）、高齢者の他の保障のなかの福祉施設（同第33条）・生活用具（同第34条）・社区サービス（同第35条）を社会サービスに分類し、それらの内容を改正・拡充したものである。2012年法第4章の主要な法改正は以下の通りである：①政府の高齢者向けサービス（介護・精神的な慰藉に関するサービスを含む）に対する法的役割が新たに設けられた（同第37条から第39条）。②高齢者にサービスを提供する高齢者向け施設をめぐって、政府の役割、施設基準、手続き（建設・終了・サービス契約等）、管理監督、人材育成等が新たに設けられた（同第40条から第48条）。③高齢者医療に関する予防サービス・ターミナルケア等およびそれらに対する国の役割が新たに規定された（同第49条、第50条）。④民間が主導する高齢者に商品・サービスを提供する高齢産業

¹⁶⁶ 1996年法の「高齢者事業」という表現は2012年法の「高齢事業」という表現に改正されたが、法改正の資料において、その理由は説明されていない。本節は前掲（注143）孫娟娟の意見に賛成し、「高齢者事業」は高齢者個人々々を中心とする事業であり、「高齢事業」は高齢社会（高齢者個人々々を含む）という社会現象を対象とする事業であると理解している。以下は「高齢事業」に統一する。

が新たに規定され、当該産業に関する国の役割が新たに規定された（同第 51 条）。

第 5 章「社会的優遇」は新たに設けられた章であり、1996 年法第 3 章における高齢者に対する医療給付の優遇（同第 27 条）、観光・交通等の優遇（同第 36 条）、法的支援（同第 39 条）、農村高齢者の義務労働の免除（同第 37 条）という各高齢者を優遇する条文をまとめて、改正し、さらにそれらの内容を拡充したものである。2012 年法第 5 章の主要な法改正は以下の通りである：①政府の高齢者の優遇に対する役割が新たに規定された（同第 52 条から第 54 条）。②博物館、美術館等の公共施設の高齢者への優遇が新たに設けられた（同第 58 条）。

第 6 章「快適な居住環境」は新たに設けられた章であり、1996 年法第 3 章の都市の設計における高齢者への配慮（同第 30 条）から発展してきたものである。2012 年法第 6 章の主要な法改正として、高齢者の居住環境に対する国の法的役割が新たに、ある程度具体的に規定されたことが挙げられる（同第 60 条から第 64 条）。

第 7 章「社会発展への参加」では、①高齢者組織の高齢者の社会参加への役割が新たに設けられた（同第 66 条）。②高齢者の権益保障の観点から、法律・政策等の作成において、高齢者および高齢者組織への意見聴取等が新たに設けられた（同第 67 条）。③1996 年法第 3 章「社会保障」の高齢者の教育（同第 31 条）、文化活動（同第 32 条）が 2012 年法の第 70 条と第 71 条として、この章に再分類された。

第 8 章「法的責任」は、主に 2012 年の法改正に新たに明記された高齢者向け施設等（第 4 章）および高齢者の優遇（第 5 章）に対して、相応の法的責任を追加したものである。主要な法改正は以下の通りである：①許可を得ずに高齢者向け施設を設立する場合（同第 78 条）、高齢者向け施設及びその従業員が高齢者の権益を侵害する場合（同第 79 条）、高齢者向け施設に関する政府の行政管理部門が職権乱用もしくは職務怠慢をする場合（同第 80 条）の法的責任が新たに設けられた。②高齢者関連の工事が国の定める基準に違反する場合、又は所有者がバリアフリー施設のメンテナンスおよび管理の職責を果たさない場合の法的責任が新たに設けられた（同第 82 条）。③高齢者を優遇する義務に違反する場合の法的責任が新たに設けられた（同第 81 条）。

第 9 章「附則」について、2012 年法の施行前に設立された高齢者向け施設への対処方法が新たに規定された（同第 84 条）。

以上 1996 年法の条文の構造（(2) 3）と 2012 年の法改正の主要な内容（(3) 3）を比

較すると、その重要なポイントは以下の表の通りにまとめられよう。

(表 1¹⁶⁷) 1996 年法と 2012 年法の比較表

各章の内容のポイント		1996 年法	2012 年法	各章の法改正のポイント	
○3つの法の目的 ○高齢者の定義	9 箇条 (1~9)	第 1 章 総則	第 1 章 総則	12 箇条 (1~12)	○高齢者の 権益の内容 の拡充 ○国の役割 の強化
家族の法的 役割	10 箇条 (10~19)	第 2 章 家族扶養	第 2 章 家族扶養	15 箇条 (13~27)	○家族の養 老の役割の 変化 ○介護・親 を訪問する 義務の明記
国・社会の 法的役割	20 箇条 (20~39)	第 3 章 社会保障	第 3 章 社会保障	9 箇条 (28~36)	国・社会の 法的役割の 充実と拡大
			第 4 章 社会サービス	15 箇条 (37~51)	
			第 5 章 社会的優遇	8 箇条 (52~59)	
			第 6 章 快適な居住環境	5 箇条 (60~64)	
○高齢者の知識・経験等の重視 ○社会参加	3 箇条 (40~42)	第 4 章 社会発展への参加	第 7 章 社会発展への参加	7 箇条 (65~71)	高齢者自身の役割の拡大

¹⁶⁷ 以下、本論文の表と図の番号は、各節ごとにリセットされる。

への促進					
高齢者の權益保障に関する、行政・民事・刑事責任	6 箇条 (43～48)	第 5 章 法的責任	第 8 章 法的責任	11 箇条 (72～82)	高齢者向け施設等に対する新たな法的責任の追加
少数民族の習慣への法的配慮	2 箇条 (49～50)	第 6 章 附則	第 9 章 附則	3 箇条 (83～85)	法改正前の高齢者向け施設の処理
全 50 箇条			全 85 箇条		

(筆者作成)

第 2 款 高権法の特徴

高権法に関する先行研究は条文の構造を重視しているとはいえないため、ここでは上記の具体的な高権法の条文の構造を主要な根拠として、高権法の特徴を検討する。

(1) 權益保障と養老

上記法の条文の内容により、法は高齢者の「權益保障」をタイトルとしている。さらに、法の第 1 条において、高齢者の「權益保障」が第一の法の目的とされている。条文の構造からみれば、高齢者の「權益保障」は法の主要な目的であり、ほかの法の目的（高齢事業の発展および敬老・養老の美德の発揚）（同第 1 条）および各章の内容は高齢者の「權益保障」の具現化であると分析する¹⁶⁸。すなわち、条文の構造からみれば、第三の法の目的における美德としての「養老」および第 2 章家族扶養における「養老」の概念は「權益保障」の概念に属していると本節は分析する¹⁶⁹。

¹⁶⁸ この点を支持するものとして、①立法府解釈として、高齢者の「權益保障」は 1996 年法の「根本的な目的」とであるとされている。田等・前掲書（注 37）3 頁。②学説として、1996 年法は高齢者の「權益保障」を実現するため、各章で家族の「養老」等の責任、国・社会の責任、高齢者自身の責任を規定していると説明されている。楊文忠・前掲論文（注 143）42-43 頁。

¹⁶⁹ 高齢者權益保障法に関して、「養老」と「權益保障」の概念の関係性はあまり論じてこなかった。一方、社会政策等の分野において、「養老」政策が圧倒的に多い。しかし、「權益保障」の概念は重視されず、「養老」政策の一部分と理解されるようである。したがって、「養老」と「權益保障」の法的な関係性を明らかにする必要がある。

(2) 3つの主体と他法との関係

1996年法の条文からみれば、a. 1996年法の法の目的や原則を定める総則以外に、第2章「家族扶養」は家族の法的役割を、第3章「社会保障」は国・社会の法的役割を、第4章「社会発展への参加」は高齢者自身の法的役割を規定している。すなわち、1996年法において、高齢者の権益保障を担う主体は家族、国・社会および高齢者自身という3つであると分析する¹⁷⁰。

b. 1996年法第2章は同第10条の家族は高齢者の「養老」の主要な担い手である等という規定以外に、主に中国の民法分野の婚姻法において「扶養」の概念を用いて、扶養義務者の法的役割を規定している。同時に、1996年法第3章、第4章は中国の行政立法に属する内容であり、同第5章の内容はほとんど高齢者がらみの者を対象に、既存の中国の法律の中の行政・民事・刑事責任の条項を利用しているのみである。すなわち、1996年法は他の法分野と重複する部分が多く、異なる法分野の組み合わせであるという側面が否定できないと分析する¹⁷¹。

上記1996年法のaとbの特徴は、2012年の法改正を経て、高齢者の権益保障を担う主体の役割分担が変化し、各章において、大幅な法改正があったが、2012年法においても同様の特徴が指摘できると分析する¹⁷²。

(3) 高権法の条文の独自の機能

上記の通り、1996年法は異なる法分野の組み合わせであるという側面が否定できないと主張した。しかし、これは1996年法がそれらの法分野のそれぞれの条文の機能（考え方）に支配され、法の条文には独自の機能（考え方）がないとまで主張しているわけではない。

1996年法第2章と第3章の構造を比較すると、家族と国・社会の法的役割の構造は似ていることに気づくであろう。すなわち、家族の法的役割のうち、同第10条の養老の主要な担い手等および第11条の生活面の世話（介護）および精神的な慰藉の義務を除けば、その

¹⁷⁰ この点を支持する学説は前掲（注168）②の学説である。

¹⁷¹ この点について、1996年法の他の法分野と重複する部分は単なる強調の意味しか持たず、高齢者の権益保障に対する特別立法という意味がないという見解がある。曾慶敏・前掲論文（注31）15-16頁。

¹⁷² 立法府解釈の内容として、2012年の法改正の指針において、他の法分野との重複および矛盾を回避する理念がある。全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注37）23頁。この理念により、2012年法の他の法分野との重複が減少したが、特に第2章家族扶養において、まだ多くの重複がみられる。

法的役割は国・社会の法的役割と同様に、高齢者の所得、医療、住宅、その他に対する保障で構成されている（表2）。

このような構造は社会政策的にみれば普通の構造であるが、婚姻法の家族扶養から見れば、いささか不自然な構造であり、婚姻法の家族扶養義務以上の法的役割を家族にも課している¹⁷³。このような家族の法的役割の項目と国・社会の法的役割の項目とを対応させている構造により、1996年法は婚姻法の家族扶養を手段として、政策的な意味合いを組み込み、社会的な高齢者問題（例：養老問題）を解決させる意図があると本節は理解している。したがって、少なくとも、1996年法の第2章は婚姻法における家族扶養の条文以上に、独自の社会的な高齢者問題を解決する機能を有しているといえよう。

また、2012年法については、上記の通り、2012年の法改正により、同第2章（家族の法的役割）において、婚姻法の扶養義務としてあまり主張されなかった介護・高齢者の精神的なニーズに対応する親を訪問する義務が新たに明記された（同第15条2項、第18条）。一方、同第3章から第6章（国・社会の法的役割）において、介護に対する役割（同第30条等）、精神的な慰藉に対する役割（同第37条等）が新たに設けられた。このような法改正の項目を加えると、1996年法でみられる家族の法的役割の項目と国・社会の法的役割の項目との対応が、2012年法においてさらに強化されているといえよう。したがって、2012年法第2章の条文も独自の社会的な高齢者問題を解決する機能を有しているといえよう。

（表2）1996年法第2章と第3章条文構造の比較表

家族の法的役割（第2章 家族扶養）	国・社会の法的役割（第3章 社会保障）
養老の主要な担い手（同第10条）	
高齢者の経済的な扶養義務（所得を保障する）	高齢者の所得保障（同第20条から第24条）
高齢者の生活面の世話（介護）をする義務	
高齢者の精神的な慰藉をする義務（同第11条）	

¹⁷³ 一つの具体例を挙げると、1996年法第11条3項は「扶養義務者の配偶者は扶養義務者が扶養義務を履行するのに協力しなければならない」と規定している。この条項の「配偶者」の協力義務は婚姻法等になく、婚姻法等との整合性を考慮したうえで、1996年法が独自に規定したものであると説明されている。黄薇・前掲論文（注143）10-11頁。この条項は現行法にも存在している（現行法14条3項）。

高齢者の医療を保障する義務（同第 12 条）	高齢者の医療保障（同第 25 条から第 28 条）
高齢者の住宅を保障する義務（同第 13 条）	高齢者の住宅保障（同第 29 条、第 30 条）
高齢者のその他に対する義務 （同第 14 条から第 19 条）	高齢者の他の保障（同第 31 条から第 39 条）

（筆者作成）

（４） 家族と国・社会の法的役割の変化

高権法の特徴として、一番注目を集めるのは家族と国・社会の法的役割の変化である。1996 年法の立法当時から、家族は高齢者の養老の主要な担い手であること等（同第 10 条）の規定をはじめとして、1996 年法は家族に対して、高い負担を課しているものと認識されてきた¹⁷⁴。とりわけ、2012 年の法改正において、高齢者の精神的なニーズに対応して、新たに設けられた家族の親を訪問する義務（同第 18 条）が家族の法的役割にさらなる注目を集めた¹⁷⁵。

確かに、1996 年法第 2 章からみれば、家族は幅広い法的役割を担っていると本節も理解している（婚姻法の家族扶養以上に、独自の社会的な高齢者問題を解決する機能を含む（上記（3）））。

そして、上記 2012 年の法改正の内容からみれば、2012 年法は第 2 章「家族扶養」の項目をさらに追加した（扶養義務者の介護義務（同第 15 条 2 項）、高齢者の精神的なニーズに対する家族の親を訪問する義務（同第 18 条）を含む）。この法改正の事実から 1996 年法より、2012 年法は家族の法的役割を拡充・強化したように一見みえるかもしれない¹⁷⁶。しかし、1996 年法第 10 条、第 11 条はすでに総合的に家族の経済的、世話（介護）的、精神的な役割を規定している。したがって、2012 年法第 2 章における介護義務（同第 15 条 2 項）と訪問義務（同第 18 条）の新設は 1996 年法の家族の法的役割の拡充・強化ではなく、1996 年法第 10 条、第 11 条（2012 年法第 13 条、第 14 条）における世話（介護）的、精神的な役

¹⁷⁴ 朴光駿・前掲論文（注 136）33 頁。

¹⁷⁵ 2012 年法第 18 条と関連して、2013 年 7 月 1 日に中国最初の家族の親を訪問する義務の事案が江蘇省無錫市の裁判所で判決された。張寛明＝苟連静「77 歳の婦人が娘を被告として『常に自分を訪問せよ』と裁判所に訴えた」(77 岁老太诉请女儿“常回家看看”) 無錫市裁判所 HP <<http://wxzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2013/07/id/3859414.shtml>> (2020. 2. 26 参照)。

¹⁷⁶ この点について、高齢者の精神的なニーズに対する家族の親を訪問する義務（同第 18 条）という法改正に注目し、2012 年法は家族の法的役割を一層強化したと主張し、この家族の法的役割の強化こそが 2012 年法が一番目の特徴と主張する見解がある（国・社会の法的役割についてあまり言及しなかった）。朴光駿・前掲論文（注 136）42-43 頁。

割の具現化に過ぎないと本節は理解している。同時に、2012 年法第 2 章には、「養老は在宅を基礎とする」という規定（同第 13 条）、事理弁識能力を欠く高齢者のための高齢者の後見制度（同第 26 条）、国の家族養老に対する支援政策（同第 27 条）という家族の法的役割を軽減する法改正がある。したがって、2012 年法は 1996 年法の家族の法的役割をさらに具体化し、軽減していると本節は理解している¹⁷⁷。

国・社会の法的役割について、2012 年法第 1 章「総則」に、国・社会の法的役割の拡充を示す法改正として、積極的に高齢化に対応することを国の長期的な戦略と位置付けること（同 4 条 1 項）、高齢者向け社会サービスシステム構築の国の責任（同第 5 条 2 項）、高齢事業、高齢者権益保障業務のやり方に関して、国の責務の明確化（2012 年法 6 条）等がある。そして、2012 年法第 3 章から第 6 章において、国・社会の法的役割の充実と拡大は顕著に表れている（上記第 1 款（3）3）。したがって、2012 年法は 1996 年法の国・社会の法的役割を充実・拡大していると本節は理解している¹⁷⁸。

最後に、高権法における家族と国・社会の法的役割の変化をまとめると、2012 年法は 1996 年法の家族の法的役割をさらに具体化し、軽減しており、国・社会の法的役割を充実・拡大しているといえよう¹⁷⁹。

（5） 高権法における高齢者の捉え方

まず、1996 年法は 2012 年法と同様に高齢者を年齢（満 60 歳以上）の基準で定義している（同第 2 条）。次に、1996 年法は高齢者の権益の内容を①国・社会から物質的な支援を受ける権利、②社会の発展の成果を享受する権利とし（同第 4 条）、2012 年法は③社会サービス・社会的優遇を享受する権利および④社会の発展に参加する権利を高齢者の権益の内容に加えている（同第 3 条）¹⁸⁰。続いて、1996 年法と 2012 年法は高齢者を保障・優遇される

¹⁷⁷ この点について、1996 年法第 10 条の「主要」という用語から 2012 年法第 13 条の「基礎」という用語に法改正されたという事実のみに依拠して、家族の法的役割が軽減されたといえない。やはり、高齢者の精神的なニーズに対する家族の親を訪問する義務（同第 18 条）等の法改正から、2012 年法は家族の法的役割を強化していると評価すべきであると主張する見解がある。清水由賀・前掲論文（注 136）127 頁。

¹⁷⁸ この点について、本節と同様な見解として、清水由賀・前掲論文（注 136）130 頁を参照。

¹⁷⁹ 本節のこの主張を支持するものとして、立法府解釈として、2012 年の法改正の指針において、養老に関する家族の法的役割と国・社会の法的役割を合理的に定めるため、家族機能の低下を考慮して、家族の法的役割を基礎的とし、国・社会の法的役割を主導的とするという理念がある。全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注 37）23-24 頁。

¹⁸⁰ これら的高齢者の権益の内容は高齢者特有のニーズに対応していると立法府解釈が説明している。田敬科等・前掲書（注 37）10 頁、全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注 37）26 頁。しかし、それ以上にどのような高齢者特有のニーズがあるかについての説明はない。

対象として位置付けており（1996年法第2章、第3章；2012年法第2章から第6章）、社会発展への参加者として重視している（1996年法第4章；2012年法第7章）と分析する¹⁸¹。さらに、1996年法第2章では、高齢者はより個人として保障され、同第3章、第4章では、高齢者はよりグループとして捉えられていると分析する。この点は2012年法第2章（個人）、同第3章から第7章（グループ）に対しても同様であると分析する。

以上は高権法における高齢者の捉え方であり、この捉え方は上記高齢者をめぐる法制度の学説における高齢者の捉え方と類似している（上記第2節第2款）。この高齢者の捉え方の是非は今後中国の高齢者をめぐる法制度の研究の重要な課題となろう。

なお、高権法は社会全体の高齢者に対する意識の向上を積極的に推進している点に注意する必要がある（例：1996年法における敬老・養老の道徳的教育および報奨（同第7条、第8条）；2012年法における高齢化に関する教育の推進（同第8条）、陰暦の9月9日高齢者節の設置（同第12条））。

¹⁸¹ 立法府解釈として、高齢者は保障・優遇される対象である理由として、高齢者は弱者であり、社会に貢献してきたことが挙げられている。田敬科等・前掲書（注37）2頁。そして、立法府解釈として、高齢者は社会の発展の参加者として重視される理由として、高齢者は巨大な人材集団であり、社会の発展の参加に強烈な願望があることが挙げられている。全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注37）30-31頁。2012年法はより高齢者の人材集団（グループ）という強い側面を重視していると本節は理解している。

第2章 介護保障の前提となる高権法の構造と概念

第1章第3節では、高権法の立法経緯を確認し、さらに条文の構造を分析することによって、高権法の条文上の特徴を明らかにした。本論文の第2章からは、立法者の意思を確認する。以下は「はじめに」で説明した二つの立法府解釈を主要な材料として、高権法を分析したい。本論文の第2章では、立法府解釈の総則編を中心に分析を行う。

第1節 立法府解釈総則編の構造と概念

まず、2012年法の立法府解釈の総則編を確認する。忠実に立法府解釈の内容を把握するために、以下の第1款から第7款までは分析を控えている。なお、2012年法の立法府解釈の総則の翻訳について、(別紙二)を参照。

第1款 2012年法の立法府解釈総則編の全体像

最初に、概観すると、2012年法の立法府解釈の総則編は次の通り6節に分かれている¹⁸²。それらは、第1節「法の立法目的」、第2節「国の長期的な戦略である高齢化への積極的な対応」、第3節「高齢者の社会保障システムおよび高齢者向け社会サービスシステム」、第4節「国の高齢者権益保障業務における責任」、第5節「社会全体の共同責任と位置付けられる高齢者の権益保障」、第6節「毎年陰暦の9月9日を高齢者の日に」である。それぞれの節は2012年法の総則の各条文について説明している。しかし、2012年法の条文の順序に沿って説明しているわけではない。具体的には、第1節は2012年法第1条、第2条、第3条と第11条、第2節は2012年法第4条1項、第3節は2012年法第5条1項、2項、第4節は2012年法第6条、第9条、第10条、第5節は2012年法第4条2項、第7条、第8条、第6節は2012年法第12条についてを説明している¹⁸³。また、2012年法第3条1項および第5条3項については説明がない。

次に、2012年法の立法府解釈総則編における各節の順番に沿って、それぞれの節の中に説明されているものと説明されていないものを確認しながら、そのまとめを行う。

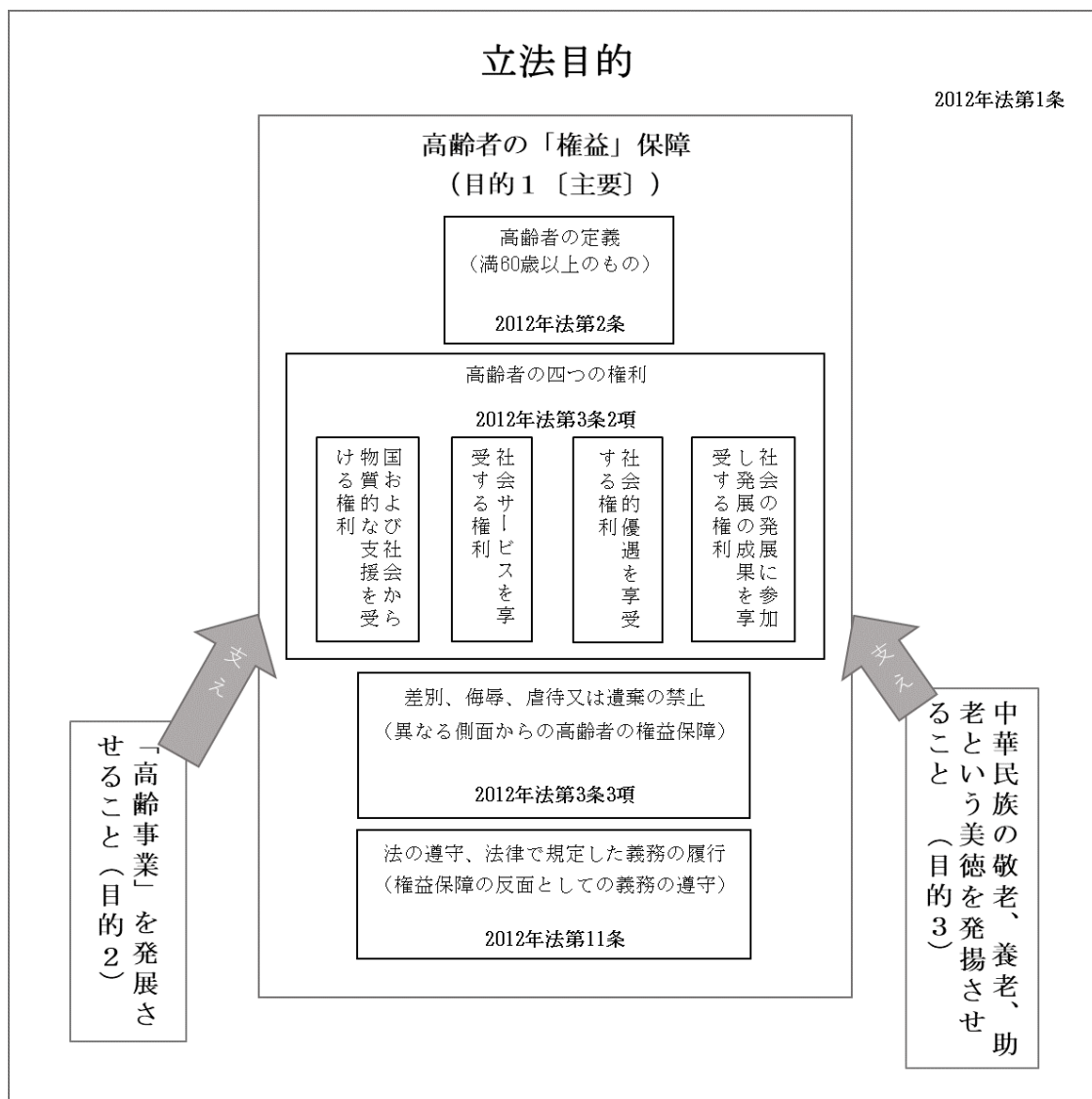
¹⁸² 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)35-63頁。

¹⁸³ 2012年法の立法府解釈の総則編の各節は、それぞれ2012年法の何条について説明しているのかを明確に表現していないところが多い。これは本節の整理である。

第2款 3つの立法目的

2012年法の立法府解釈の総則編第1節は主に立法の目的について述べている。イメージ図（図1）と合わせて、2012年法の立法府解釈の総則編第1節の内容を説明する。

（図1）2012年法の目的のイメージ図



（筆者作成）

(1) 立法の目的

2012年法の立法府解釈の総則編第1節によると、2012年法の立法目的は以下の3つに収

束するとされている¹⁸⁴。それらは①高齢者の「権益¹⁸⁵」を保障し、②「高齢事業¹⁸⁶」を發展させ、③中華民族の「敬老」、「養老¹⁸⁷」、「助老」という美徳を發揚¹⁸⁸させる（2012年法第1条）ことである。3つの目的のうち、①高齢者の「権益」保障は2012年法の主要な目的であると説明されている。そして、これらの目的は抽象的であり、その具体的な意味は、直接または間接的に、2012年法の他の条文の文言から理解できるとされている。以下（2）（3）（4）では、2012年法の立法府解釈の総則編第1節における上記3つの目的それぞれについて、より具体的に説明する。

（2）高齢者の「権益」保障

上記の通り、2012年法の第一の（主要な）目的として、高齢者の「権益」保障が挙げられている¹⁸⁹。この目的を明確化するために、2012年法の立法府解釈の総則編第1節はさらに「高齢者」の定義（2012年法第2条）および「権益」の保障（2012年法第3条2項、3項；第11条）について説明している。

「高齢者」の定義（2012年法第2条）について、2012年法の立法府解釈の総則編第1節は以下の通り説明している¹⁹⁰。2012年法は年齢を基準とする形で、高齢者を満60歳以上のものと定義した。「満60歳以上」という線引きは1996年法の高齢者の定義をそのまま引き継いだものである。年齢以外にも身体状況、精神状況、社会との関係等諸々な要素が基準となると考えられるが、実際に利用するのは困難である。そこで、中国のあらゆる現状を総合

¹⁸⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）35頁。

¹⁸⁵ 原文は「合法的な権益」という表現となっている。しかし、その意味について説明はない。一方、1996年法第4条1項と2012年法第3条1項には「法律に基づき有する権益」という表現があり、2012年法第1条の「合法的な権益」とはどのような関係にあるのかをさらに検討する必要がある。本節では立法府解釈の説明において、「合法的な権益」と「権益」の文言を区別せずに使用する。そして、立法府解釈における「権益」の概念の整理は、本節第8款（2）（ア）を参照。

¹⁸⁶ 「高齢事業」の概念については、正面から説明されていない。立法府解釈における「高齢事業」の概念の整理は、本節第8款（2）（イ）を参照。また、2012年法の立法府解釈の原文においては、「高齢業務」という文言も存在する。本節では原文の文理および文言の意味から、「高齢事業」と「高齢業務」を合わせて、「高齢事業」という。

¹⁸⁷ 「養老」は一般的に①老後生活を営む、②高齢者を養う（扶養する）ことを意味する。また、「養老」の内容は所得、医療、介護、精神的ケア等を含み幅広いものである。中国では、とりわけ、高齢者権益保障法における「養老」の概念に関して、合意された定義があるとはいえない。本節は「養老」の四つの担い手（国、社会、家族、高齢者自身）を基準に、高齢者自身を含む場合は「養老」、家族のみが担い手である場合は「扶養」、家族、高齢者自身以外の「国・社会」のみが担い手である場合は「高齢者向け…」と翻訳する。そして、2012年法第1条における「養老」は美徳を指すため、上記の分類とは別枠であると考え、「養老」という言葉をそのまま使用する。また、立法府解釈における「敬老」、「養老」、「助老」の概念の整理は、本節第8款（2）（ウ）を参照。

¹⁸⁸ 本節における「發揚」は美徳を崇高なものとして掲げて、發展・向上させることを意味する。

¹⁸⁹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）35頁。

¹⁹⁰ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）35-36頁。

考慮したうえで、「満 60 歳以上」という年齢基準が妥当であると捉えられている。

「権益」の保障について、2012 年法の立法府解釈の総則編第 1 節は、まず 2012 年法第 3 条 2 項を挙げて、その条文に規定されている高齢者の四つの権利を強調している¹⁹¹。その四つの権利の内容は以下の通りである。①国および社会から物質的な支援を受ける権利、②社会サービスを享受する権利、③社会的優遇を享受する権利、④社会の発展に参加して発展の成果を享受する権利である。

①国および社会から物質的な支援を受ける権利は、中国の憲法 45 条に基づく、経済的保障の権利であり、国民が高齢、疾病、労働力喪失に際して国および社会に対して、物質的な支援を主張する権利である¹⁹²。さらに、この権利は国が以前から保障している国民の基本的権利の一つであり、「高齢者は当該権利を享受する最も主要なグループである」と強調されている。

②社会サービスを享受する権利は 2012 年法に新たに加わった権利である¹⁹³。この権利は国民が最低限度の生活、介護、医療、保健等においてニーズを満たすため、国・社会が提供する各種の関連サービスを享受する権利であると説明されている。90 年代以前「養老」の主要な担い手は家族であったため、当時この権利は強調されていなかった。しかし、その後家族の負担能力の低下により「養老の社会化」がみられ、この権利は 2012 年の法改正時に新設されたわけである。

③社会的優遇を享受する権利も 2012 年法に新たに加わったものであるが、具体的に定義されてはいない¹⁹⁴。ただし、この権利を説明するために高齢者の「優遇証明書」が例として挙げられている。当該証明書は 2012 年の法改正前から、中国の多くの地域において高齢者に与え始められ、高齢者は当該証明書により公共施設の利用等に際して優遇されるようになった。この権利を設けた理由としては、親孝行という伝統的な美德および高齢者がグループとして国に貢献してきた点が挙げられている。さらに、2012 年法 3 条 2 項はこの権利の実現、普及化および均等化に寄与していると説明されている。

④社会の発展に参加して発展の成果を享受する権利はさらに二つの権利に分けて説明されている¹⁹⁵。すなわち、「社会の発展に参加」する権利と社会の「発展の成果を享受する権

¹⁹¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）36 頁。

¹⁹² 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）36-37 頁。

¹⁹³ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）37 頁。

¹⁹⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）37-38 頁。

¹⁹⁵ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）38 頁。

利」である。前者の権利は 2012 年の法改正において、新たに追加されたものであり、高齢者が十分に自分自身の才能および長所を生かし、その能力の範囲内において社会に貢献する権利である。前者の権利を設けた理由としては以下の三点が挙げられている。a. 高齢者は莫大な人的資源であり、高齢化対策の重要な一環である。b. 大多数の高齢者は社会に対して引き続き貢献したい意識があり、貢献の機会を保障することにより高齢者の意思を尊重し、その生活の質を向上させる。c. 高齢者が社会の発展に参加することを実現するためには、地方政府が関連政策を検討・作成し、高齢者の社会発展への参加を奨励・支援することが重要である。2012 年法が前者の権利を設けたのは、地方政府の関連業務を指導するためでもあると説明されている。後者の権利は、胡錦濤政権の科学的な発展の理念の一部である「発展は人民のため、発展は人民に頼り、発展の成果は人民と共有」という考えに基づき設けられた。後者の権利を有する者は高齢者を含む国民全体である。後者の権利を実現するために、各社会的事業の促進、基本的な公共サービスの均等化の促進、収入の分配および調整、速度と質、効率と公平のバランス、経済の発展と民生の改善の有機的な組み合わせが挙げられている。しかし、後者の権利について具体的な定義はない。

また、「権益」の保障について、2012 年法の立法府解釈の総則編第 1 節は、2012 年法第 3 条 3 項の「高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止する」という条文を挙げた¹⁹⁶。この条文は上記の高齢者の四つの権利保障と異なる側面から高齢者の「権益」を保障していると説明されているが、それ以上の説明はない。

さらに、権利には義務が付くものであるという点を理由に、高齢者の「権益」保障を強調する一方で、「高齢者は法を遵守し、法律で規定された義務を履行しなければならない」（2012 年法第 11 条）という義務の遵守も「権益」の保障の一部であると簡単に説明されている¹⁹⁷。

しかし、2012 年法の立法府解釈の総則編において、「権益」そのものの意味および「権益」と「権利」の関係は説明されていない。さらに、2012 年法の立法府解釈の総則編第 1 節では「高齢者の特殊な権益を明示した」¹⁹⁸と説明されているが、上記高齢者の四つの権利と高齢者の特殊な「権益」の関係は説明されていない。

¹⁹⁶ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）38 頁。

¹⁹⁷ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）39 頁。

¹⁹⁸ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）38 頁。

(3) 「高齢事業」を発展させること

上記の通り、2012年法の第二の目的は「高齢事業」を発展させることである（2012年法第1条）¹⁹⁹。そして、「高齢事業」という表現は2012年の法改正により新たに設けられた²⁰⁰。しかし、2012年法の立法府解釈の総則編では正面から「高齢事業」の意味を説明していない。「高齢事業」の位置づけは、従来中国が重視してきたものであり、近年経済・社会の総合的な発展の重要な手段であるものの、発展の度合いは不十分であり、2012年法の主要な目的である高齢者の「権益」保障のために更に促進させなければならないものである。また、「高齢事業」を発展させるという2012年法の第二の目的の内容は、2012年法の「社会保障」（第3章）、「社会サービス」（第4章）等の章の条文に反映されている。その内容は1996年法の内容と比較すると、さらに具体化し、増加していると説明されている。

(4) 中国の「敬老」・「養老」・「助老」という美德を発揚させること

2012年法の第三の目的は中華民族の「敬老」、「養老」、「助老」という美德を発揚させることである（2012年法第1条）²⁰¹。2012年法の立法府解釈の総則編第1節はこの部分について、まず「敬老」と「養老」を一体化し、中国の伝統的な美德であるそれらは、現在および今後も継続的に発揚させる必要があると説明した。しかし、直接的に「敬老」、「養老」を定義してはいない。間接的に「敬老」、「養老」の説明として、複数の親孝行の実例が挙げられている。そのうえで、すべての社会の構成員に対して、小さなことから始めて、高齢者をケア・扶助し、親孝行し、高齢者を敬うことを呼び掛けている。

また、「助老」という概念が2012年の法改正において、新たに追加されたと説明されている²⁰²。しかし、「助老」についても直接的な定義はない。間接的に「助老」は「敬老」、「養老」という中国の伝統的な美德の延長線にあり、中国の伝統文化の発揚、2012年法の第一の目的である高齢者の「権益」保障において積極的な意義をもっていると説明されている。

以上(1) - (4)の内容を踏まえると、2012年法の立法府解釈の総則編第1節における2012年法第1条の3つの立法目的は次の通りまとめられよう。2012年法第1条は①高齢者の「権

¹⁹⁹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）39頁。

²⁰⁰ 1996年法では「高齢者事業」という表現がある（1996年法第1条）。しかし、「高齢者事業」が「高齢事業」に改正された理由およびそれらの意味について、立法府解釈では説明されていない。

²⁰¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）39-40頁。

²⁰² 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）40頁。

益」保障、②「高齢事業」を発展させること、③中国の「敬老」、「養老」、「助老」という美徳を発揚させることを立法目的としている。

①高齢者の「権益」保障は2012年法の主要な目的であり、その意味は2012年法第2条（高齢者の定義）、2012年法第3条2項（高齢者の四つの権利）、2012年法第3条3項（差別、侮辱、虐待又は遺棄の禁止）および2012年法第11条（法の遵守、法律で規定された義務の履行）によりある程度具体化している。すなわち、高齢者の「権益」保障の意味は次の通りである。高齢者（満60歳以上の者）の四つの権利を保障し、高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止することで四つの権利保障と異なる側面から高齢者の「権益」を保障し、さらに、「権益」保障に対応する形で高齢者に法を遵守する義務を課した。

②「高齢事業」を発展させることは経済・社会の総合的な発展の重要な手段であり、2012年法の主要な目的である高齢者の「権益」保障のために更に促進させなければならない。

③中国の「敬老」、「養老」、「助老」という美徳の発揚において、「敬老」、「養老」は中国の伝統的な美徳であり、「助老」はその美徳の延長線にある。さらに、この2012年法第1条の第三の目的は中国の伝統文化の発揚、2012年法第一の目的である高齢者の「権益」保障において積極的な意義をもつ。

したがって、2012年法第1条における3つの立法目的の関係性は次の通りであるといえよう。①の目的は2012年法の主要な目的であり、②と③の目的はそれぞれ独自の意義を持ちながら、①の目的の実現を支えている。

第3款 高齢化への積極的な対応

2012年法の立法府解釈の総則編第2節は、主に「高齢化への積極的な対応」²⁰³（2012年法第4条1項）について説明している。イメージ図（図2）と合わせて、2012年法の立法府解釈の総則編第2節の内容を説明する。

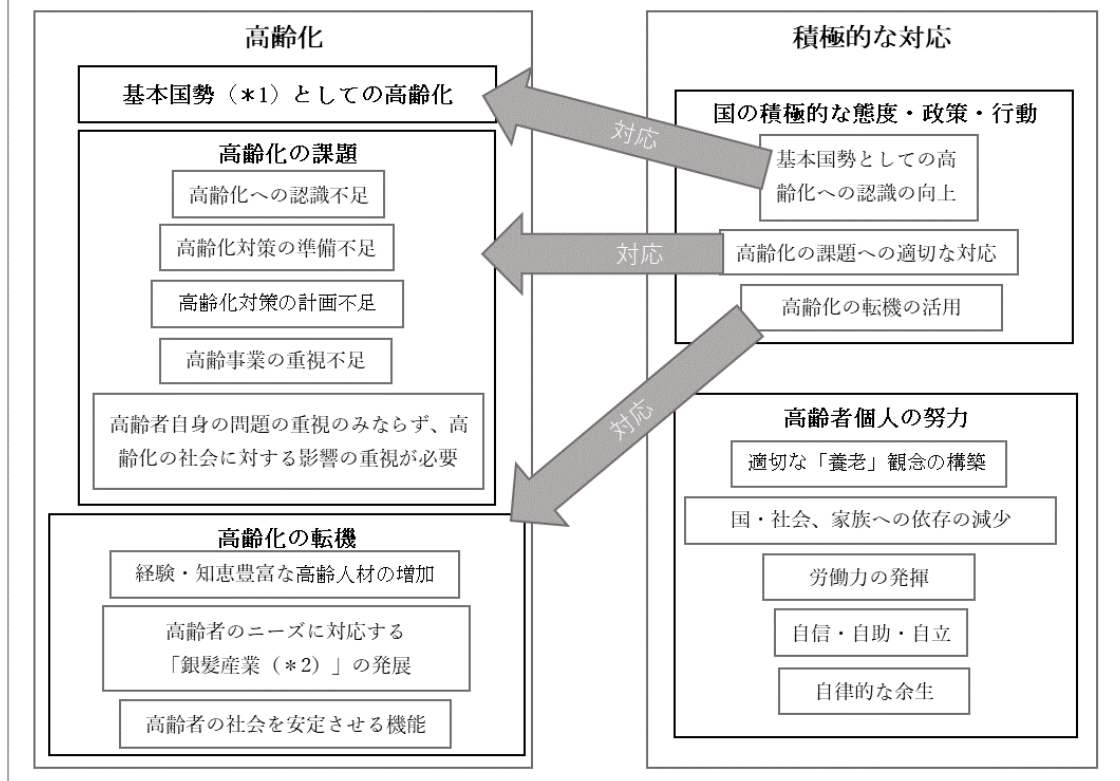
（図2）高齢化への積極的な対応のイメージ図

²⁰³ 2012年法の立法府解釈は「積極的な高齢化」と「人口高齢化への積極的な対応」の二つの表現を使用している。本節は文理および文言の意味から、この二つの表現を同義と捉えている。また、2012年法の立法府解釈は「人口高齢化」と「高齢化」の二つの表現を使用している。本節は文理および文言の意味から、この二つの表現も同義と捉えている。以下では「人口高齢化」と「高齢化」を「高齢化」と表現し、「積極的な高齢化」と「人口高齢化への積極的な対応」を「高齢化への積極的な対応」と表現する。

高齢化への積極的な対応

(国の長期的な戦略、将来に向かう重要な指針・法原則)

2012年法4条1項



(筆者作成) *1 基本国勢については、本節 (2) 参照

*2 銀髪産業については、注 (35) 参照

(1) 「高齢化への積極的な対応」の位置づけ

2012年法の立法府解釈の総則編第2節は、「高齢化への積極的な対応」は国の「長期的な戦略」の一つであると説明している(2012年法第4条1項)²⁰⁴。したがって、「高齢化への積極的な対応」は中国の「長期的な戦略」の一つであると位置づけられている。さらに、「高齢化への積極的な対応」は2012年の法改正において、新たに設けられた重要な指針および法原則であり、将来に向かって重要な意義をもつものであると位置づけられている。

「高齢化への積極的な対応」の位置づけとは別に、2012年法の立法府解釈の総則編第2節は、「高齢化への積極的な対応」の意味を具体的に説明している。以下の(2)、(3)、(4)では、「高齢化」、「積極的な対応」、「長期的な戦略」それぞれについて説明する。

²⁰⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)40頁。

(2) 「高齢化」について

最初に、高齢化は21世紀において中国の「基本的な国勢」（中国にとって、影響が広く・深く、時間的に長く続く状況）であると説明されている²⁰⁵。さらに、高齢化の影響として、経済発展の方向・速度の変化、家族保障機能の弱体化、社会保障の負担増、消費構造の変化、政治状況の変化等が挙げられている。

続いて、高齢化の課題については、以下五つの主要な課題が挙げられている²⁰⁶。①中国は高齢化の激的な進行について、認識が不足している。②高齢化の経済・社会の発展に対する深刻な影響について、対応策が十分に準備されていない。③前記②の対応策において、計画性が欠けている。④「高齢事業」はまだ重要な位置におかれていない。⑤これまで中国の高齢化への対応は高齢者の社会保障・高齢者向け社会サービスの構築に力を注いでおり、高齢者自身の課題（例：高齢者の生活保障・世話、精神的なニーズ）に着目してきた。しかし、高齢化が経済・社会の発展全体にもたらしている全面的・構造的・長期的な影響については、十分に注目していない。さらに、後者は徐々に顕著化してきた。

最後に、高齢化の転機について、以下3つの主要な点が挙げられている²⁰⁷。①経験・知恵が豊富な高齢人材が増加している。②高齢者のニーズに対応する「銀髪産業」²⁰⁸の発展が見込まれている。「銀髪産業」は新しい産業として、新たな経済成長を後押しし、新たな就業の機会を増加させていく見込みがある。③高齢者は経験豊富であり、人生観、世界観および価値観が比較的安定し、社会に関する物事の観察・思考は比較的成熟している。これら高齢者の社会に対する影響および文化・教育の機能は社会の安定にとって有益である。

(3) 「積極的な対応」について

「高齢化への積極的な対応」における「積極的な対応」は以下の意味をもっていると説明されている²⁰⁹。第一に、上記(2)の「高齢化」に対応し、国は積極的な態度、政策、行動

²⁰⁵ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）40-41頁。

²⁰⁶ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）41-42頁。

²⁰⁷ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）42-44頁。

²⁰⁸ 「銀髪産業」は高齢化により増大しつつある高齢者の市場・労働・消費等に関するニーズを対象とする新たな産業であると説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）43-44頁。

²⁰⁹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）40-44頁。

をもって高齢化に対応しなければならない²¹⁰。具体的には、国は①高齢化という基本的な国勢への認識を高め、②高齢化の課題に適切に対処し、③高齢化の転機を活用する。第二に、「高齢化への積極的な対応」を実現するために、高齢者個人に対して以下の五つの努力を求めている²¹¹。①「養老」に対する適切な観念を築くこと、②国・社会、家族に対して、必要以上に依存しないこと、③最大限、労働力を発揮すること、④さらなる自信をもち、自助努力と自立を進めること、⑤自律的に自身の余生をよりよく計画すること。

(4) 「長期的な戦略」について

中国では国の政策のうち総合的、長期的、決定的な影響力を有している政策は「基本国策」²¹²と位置付けられている²¹³。2012年の法改正において、①「基本国策」の定義が抽象的であり、②政策の性質を慎重に判断すべきである点から、「高齢化への積極的な対応」を「長期的な戦略」とするのみで、「基本国策」まで昇格させなかった。しかし「長期的な戦略」は「基本国策」と同様に影響力をもつと説明されている。

以上(1) - (4)の内容を踏まえると、2012年法の立法府解釈の総則編第2節における「高齢化への積極的な対応」は次の通りまとめられよう。「高齢化への積極的な対応」は2012年の法改正時に、新たに設けられた内容であり、「基本国策」までは昇格されなかったが、将来に向けた国の「長期的な戦略」として、重要な指針・原則としての役割を有している。「高齢化への積極的な対応」の意味は、中国の高齢化に対して、国および高齢者個人が積極的に対応するということである。その手段は高齢化に対する認識の向上を踏まえて、高齢化の課題への対処のみならず、高齢化の転機の観点も促進するということである。また、高齢者自身の課題のみならず、高齢化という現象の社会全体への影響も注目されている。

²¹⁰ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）60頁。

²¹¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）61頁。

²¹² 中国の「基本国策」の例としては、「計画生育」（一人っ子政策）、「環境保護」、「改革開放」、「資源の節約（資源保護）」、「土地を十分大切にし、合理的に利用すること」、「実質的な耕地の保護」、「男女平等」、「土壌の保持・保全」等が挙げられる。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）45頁。

²¹³ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）44-45頁。

第4款 高齢者の社会保障システムと高齢者向け社会サービスシステム

2012年法の立法府解釈の総則編第3節は、主に中国の「高齢者の社会保障システム」²¹⁴（2012年法第5条1項）および中国の「高齢者向け社会サービスシステム」（2012年法第5条2項）について説明している。イメージ図（下記（1）における（図3）、下記（2）における（図4））と合わせて、2012年法の立法府解釈の総則編第3節の内容を分析する。

（1）高齢者の社会保障システム

（図3）高齢者の社会保障システムのイメージ図



（筆者作成）

²¹⁴ 2012年法の立法府解釈の総則編第3節では、「社会保障」、「社会保障システム」、「社会保障制度」、または「高齢者の社会保障」、「高齢者の社会保障システム」、「高齢者の社会保障制度」という表現がみられるが、これらの表現が意図する内容は明白に区別されていない。この点、これらの表現の中で、もっとも多く使用されているのは「社会保障システム」および「高齢者の社会保障システム」である。また、2012年法の立法府解釈では、社会保障の構造（システム）および高齢者の社会保障の構造（システム）について主として説明されている。したがって、本節は「社会保障」、「社会保障システム」、「社会保障制度」を総じて「社会保障システム」と表現し、「高齢者の社会保障」、「高齢者の社会保障システム」、「高齢者の社会保障制度」を総じて「高齢者の社会保障システム」と表現する。

2012年法の立法府解釈の総則編第3節の前半は、「国は多層的な社会保障システムを構築し、高齢者に対する保障水準を段階的に向上させる」と規定する2012年法第5条1項について説明している²¹⁵。具体的には、①新たに設けられた条文は「高齢者の社会保障システム」の基本原則を掲げるものであると位置づけられている。②「社会保障システム」および「高齢者の社会保障システム」の概念については、以下の通り説明している。

まず、「社会保障システム」は、国民に基本的な生活保障を提供し、社会における分配を調整し、高齢、疾病、失業、労働力喪失等の状況に対応して、国・社会から物質的なサポートおよびサービスを提供するための制度であると定義されている²¹⁶。そして、「社会保障システム」は、国民が経済・社会の発展の成果を享受するための重要な手段であり、社会主義を基本とする調和的な社会を構築するための基礎である。国民生活のセーフティーネットとしての機能、社会の安定装置としての機能、再分配の機能および国の安全保障制度としての機能をもっている。続いて、「高齢者の社会保障システム」は、「社会保障システム」の一部とされており、「高齢者の社会保障システム」および「社会保障システム」の内容は、①社会保険（保険としての経済的な保障）、②社会救助（国や民間組織等も含む社会からの低収入の国民に対する経済的な最低限度の生活保障）、③社会福祉（サービス保障）という3つの部分に分かれている。

なお、2012年法第5条1項における「多層的」、「段階的」および「保障水準」という文言については説明がない。

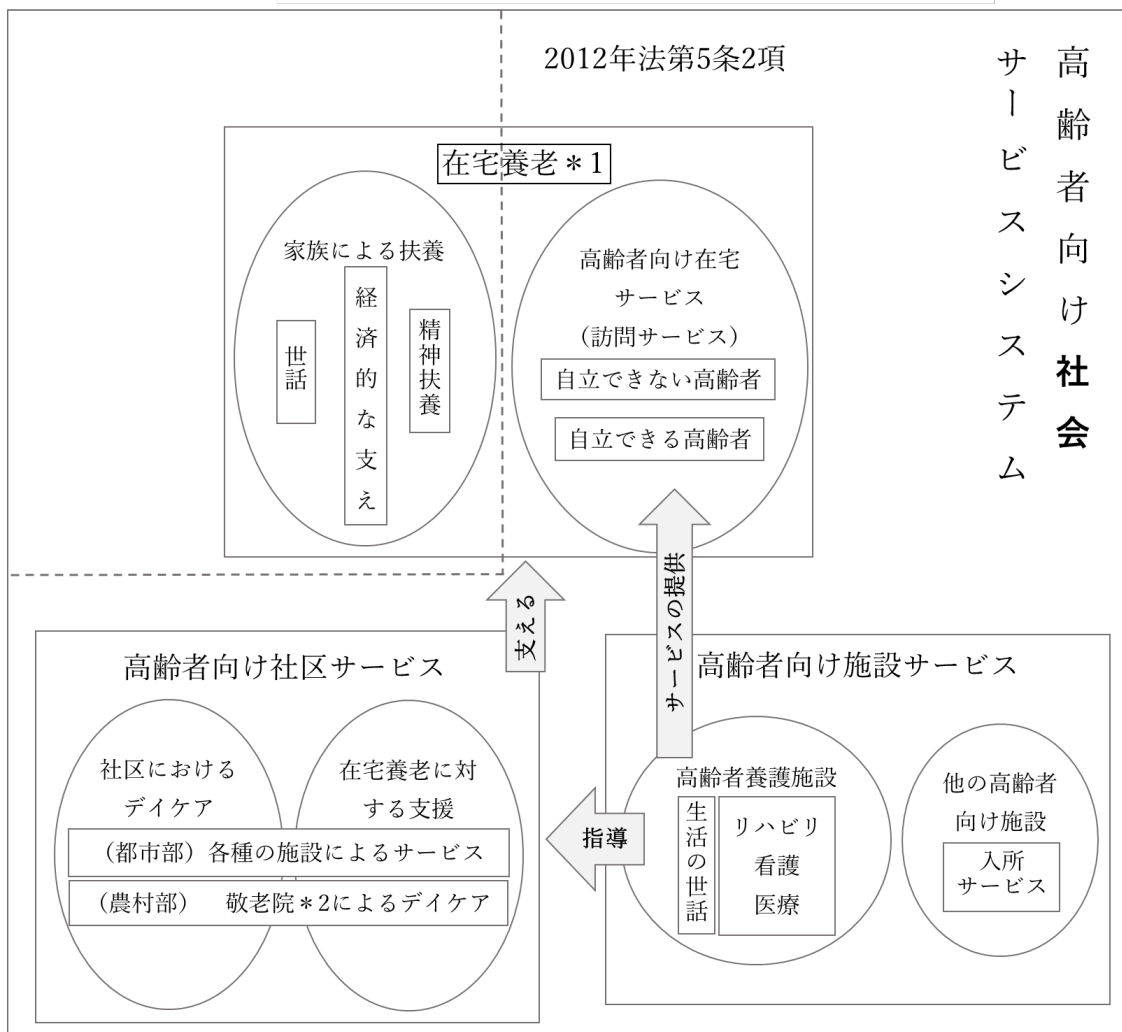
(2) 高齢者向け社会サービスシステム

(図4) 高齢者向け社会サービスシステムのイメージ図

²¹⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他（編著）『中華人民共和国高齢者權益保障法読本』（華齡出版社、2013）45頁（人大内司委内務室等編著、中華人民共和国老年人權益保障法讀本[M]、北京：華齡出版社、2013：45.）参照。

²¹⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）45-47頁。

高齢者向けサービスシステム



(筆者作成)

*1 「在宅養老」の「家族による扶養」は「高齢者向けサービスシステム」に属しているが、「高齢者向け社会サービスシステム」に属していない

*2 敬老院については、注（226）参照

2012年法は「国は在宅を基礎とし、社区に依拠し、施設²¹⁷が支える高齢者向け社会サービスシステムを構築、完備する」と規定している（2012年法第5条2項）。2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半によると、当該条文は今後の中国における「高齢者向け社会サ

²¹⁷ 原文は「機構」であるが、本節は、原文の文脈に基づき、「機構」と「施設」を同一視し、「施設」という言葉に統一して使用する。ただし、「施設」はより建築物・設備というハードウェアがイメージされており、「機構」はハードウェアを含むが、より人員・仕組み・制度というソフトウェアがイメージされていると理解している。

サービスシステム」の構築に向けて基本原則を掲げるために、新たに設けられたものである。これは、2012年法の重要な特徴および評価すべき点でもあると説明されている²¹⁸。2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半は、以下の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の通り、さらに「高齢者向け社会サービスシステム」、「在宅養老」、「高齢者向け社区サービス」、「高齢者向け施設サービス」について説明している。

（ア）高齢者向け社会サービスシステム

2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」の意味を明らかにするために、2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半は、まず、「高齢者向けサービスシステム」について説明している²¹⁹。具体的には、「高齢者向けサービスシステム」は高齢者の生活に対して全面的なサービス支援を提供するシステムであり、その提供主体は、家族、国・社会であり、一般的には物的・経済的支援を含まない。続いて、「高齢者向け社会サービスシステム」について説明している。具体的には、①「高齢者向け社会サービスシステム」の目的は、「高齢者向けサービス」へのニーズに応えることおよび高齢者の生活の質を向上させることである。②その内容は生活の世話、リハビリ、高齢者向けの精神的なサービス、緊急援助、社会参加の機会等を提供するものである。③その提供水準は社会の経済レベルに適応するものである。④その提供枠組みは、a)施設、組織、人材および技術という要素が形成するネットワークと b)当該ネットワークに対応するサービス・運営の基準、監督の仕組みである。また、「高齢者向け社会サービスシステム」の構築は高齢化に対応する「長期的な戦略」の一部であり、政府が主導し、社会が支援し、サービス内容を充実させ、サービス基準を完備させ、国民の日々増加している高齢者向けサービスへのニーズを満たすための継続的な過程であると説明されている²²⁰。

さらに、2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」は主に、「在宅養老」、「高齢者向け社区サービス」および「高齢者向け施設サービス」によりなされると説明されている²²¹。

（イ）在宅養老

²¹⁸ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

²¹⁹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

²²⁰ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）49頁。

²²¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半において説明されている「在宅養老」は、2012年法第5条2項の「在宅を基礎と」とするという文言と同義である²²²。「在宅養老」は高齢者が家で老後生活を送り、卑属から尊属への経済的な支え、世話、精神扶養等の「家族による扶養」を享受し、家政サービス、医療サービス、リハビリ・保健サービス、精神的なサービス等の訪問サービスとしての「高齢者向け在宅サービス」をも受けることができる仕組みである²²³。さらに、「高齢者向け在宅サービス」とは、①身体状況が比較的よい、基本的に自立した生活ができる高齢者に対するサービス（例としては、家庭サービス、高齢者食堂、法律サービス等が挙げられている）、②自立した生活ができない、高齢、独居等の高齢者に対するサービス（例としては、家事、補助器具の設置、出前、バリアフリー環境への改造、緊急コールおよび安全サポート等が挙げられている）に分かれている。

なお、上記の例として挙げられている諸サービスの定義や諸サービスの間の関係性については説明されていない。

（ウ）高齢者向け社区サービス

2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半において説明されている「高齢者向け社区サービス」は、2012年法第5条2項の「社区に依拠」とするという文言と同義である²²⁴。

第一に、「高齢者向け社区サービス」の機能は、「社区におけるデイケア」および「在宅養老に対する支援」である²²⁵。第二に、同サービスは「高齢者向け在宅サービス」の重要な支えであると位置付けられている。第三に、同サービスの対象は、主として社区に属し、昼間に世話をする人のいない高齢者である。さらに、同サービスの具体的な形式は都市部と農村部とに分けて説明されている。都市部の形式としては、「社区サービス施設」、「高齢者向け施設」等の施設の建設が重点的に促進され、それらの施設によるサービスが中心となる。そのうえで、都市部では、多様なボランティア活動および高齢者が互いに支え合うことも促進され、より多くの人々が「高齢者向け社区サービス」に参加するよう呼び掛けられている。また、農村部の形式は、都市化および新農村プロジェクトの一部として取り扱われており、主に「敬老院」²²⁶をベースに、「高齢者向けベッド」を設けて、デイケアおよび短期入所サ

²²² 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

²²³ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47-49頁。

²²⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

²²⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47-49頁。

²²⁶ 「敬老院」は中国の農村部における、身寄りの無い高齢者に対する福祉施設である。

ービスを提供することが中心となる。そのうえで、段階的に地域的な「高齢者向けサービスセンター」を構築し、それによりサービスを提供することも目指されている。

しかし、上記都市部における「社区サービス施設」、「高齢者向け施設」等、農村部における「敬老院」、「高齢者向けサービスセンター」の定義や機能は説明されていない。また、それらの「高齢者向け社区サービス」、「高齢者向け在宅サービス」および後述する「高齢者向け施設サービス」の位置づけ等も説明されていない。

(エ) 高齢者向け施設サービス

2012年法の立法府解釈の総則編第3節の後半において説明されている「高齢者向け施設サービス」は、2012年法第5条2項の「施設が支える」という文言と同義である²²⁷。

「高齢者向け施設サービス」については、第一に、「高齢者向けサービス施設」を建設し、その施設がサービスを提供する方式で「高齢者向け施設サービス」を進めることが説明されている²²⁸。第二に、上記「高齢者向けサービス施設」は主として「高齢者養護施設」およびその他の「高齢者向け施設」を含んでいる。さらに、上記「高齢者養護施設」は、自立する能力を喪失した高齢者および部分的に自立する能力を喪失した高齢者を対象に相応なサービスを提供するものである。その施設が提供するサービスの内容は①生活の世話、②リハビリ・看護、③緊急救助である。そして、「高齢者養護施設」は「高齢者向け社区サービス」における組織および人員をトレーニング・指導し、「高齢者向け在宅サービス」を提供・促進し、模範を示す役割を果たす必要がある。「高齢者養護施設」においては、医療施設の設立も奨励されている。また、上記のその他の「高齢者向け施設」とは、各自の特徴に合わせて、異なる類型の高齢者に入所ケア等のサービスを提供するものである。

以上(1)(2)の内容を踏まえて、2012年法第5条1項、2項については以下の通り整理できよう。

まず、2012年法第5条1項における「高齢者の社会保障システム」は高齢者を対象とする制度であり、中国の「社会保障システム」の一部である。主に①社会保険、②社会救助、③社会福祉の3つの部分によって構成されている。そのうち、①は保険の形を利用し、②は保険と異なる形で国民に経済的な保障を提供している。それに対して、③はサービス保障で

²²⁷ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47頁。

²²⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）47-49頁。

あり、保障手段は①や②とは異なるといえよう。

続いて、2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」は、家族および高齢者個人以外の主体（国・社会）で形成されるネットワークが提供主体となり、「高齢者向けサービス」へのニーズに応えることおよび高齢者の生活の質の向上を目的とする。そして、社会の経済レベルに応じて、生活の世話やリハビリ等のサービス保障を提供するものであるといえよう。この点、中国の「高齢者向けサービスシステム」の提供主体は家族、国・社会であり、提供内容はサービス保障であると説明されている。したがって、提供内容からすれば、「高齢者向け社会サービスシステム」は「高齢者向けサービスシステム」の一部である。他方で、家族という提供主体は「高齢者向けサービスシステム」に含まれるが、「高齢者向け社会サービスシステム」には含まれないといえよう。

また、2012年法の立法府解釈は2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」が2012年法の重要な特徴であると評価しており、これを重視しているといえよう。

以上の「高齢者の社会保障システム」および「高齢者向け社会サービスシステム」の整理を踏まえると、「高齢者向け社会サービスシステム」はサービス保障であり、「高齢者の社会保障システム」の構成要素における③社会福祉（サービス保障）と親和性が高いと分析できよう。したがって、2012年法の立法府解釈によると、2012年法第5条1項と同2項の関係は、2項の「高齢者向け社会サービスシステム」は1項の「高齢者の社会保障システム」における社会福祉に属し、社会福祉を具体化したものとして重視されていると理解できよう。

次に、2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」の構成要素は「在宅養老」、「高齢者向け社区サービス」および「高齢者向け施設サービス」であると説明されている。そのうち、「在宅養老」は高齢者の家をベースとして、a)高齢者自身が老後生活を送り、b)家族からの扶養を受け、c)国・社会からの「高齢者向け在宅サービス」（訪問サービス）を受ける仕組みである。

上記の通り、2012年法の立法府解釈において、「高齢者向けサービスシステム」の提供主体は家族、国・社会であり、「高齢者向け社会サービスシステム」の提供主体は家族および高齢者個人以外の主体（国・社会）で形成されるネットワークである。すると、上記「在宅養老」の構成要素のうち、提供主体が国・社会であるc)は「高齢者向けサービスシステム」および「高齢者向け社会サービスシステム」の双方に属している。しかし、提供主体が家族であるb)は「高齢者向けサービスシステム」に属しているが、「高齢者向け社会サービ

システム」には属していない。そして、提供主体が高齢者自身である a)は「高齢者向けサービスシステム」および「高齢者向け社会サービスシステム」のどちらにも属していないと整理できよう。したがって、上記の(図4)では、「在宅養老」の箱の中に提供主体が高齢者自身である a)の内容を省略し、提供主体が家族である b)の内容を「高齢者向けサービスシステム」のみに分類している。

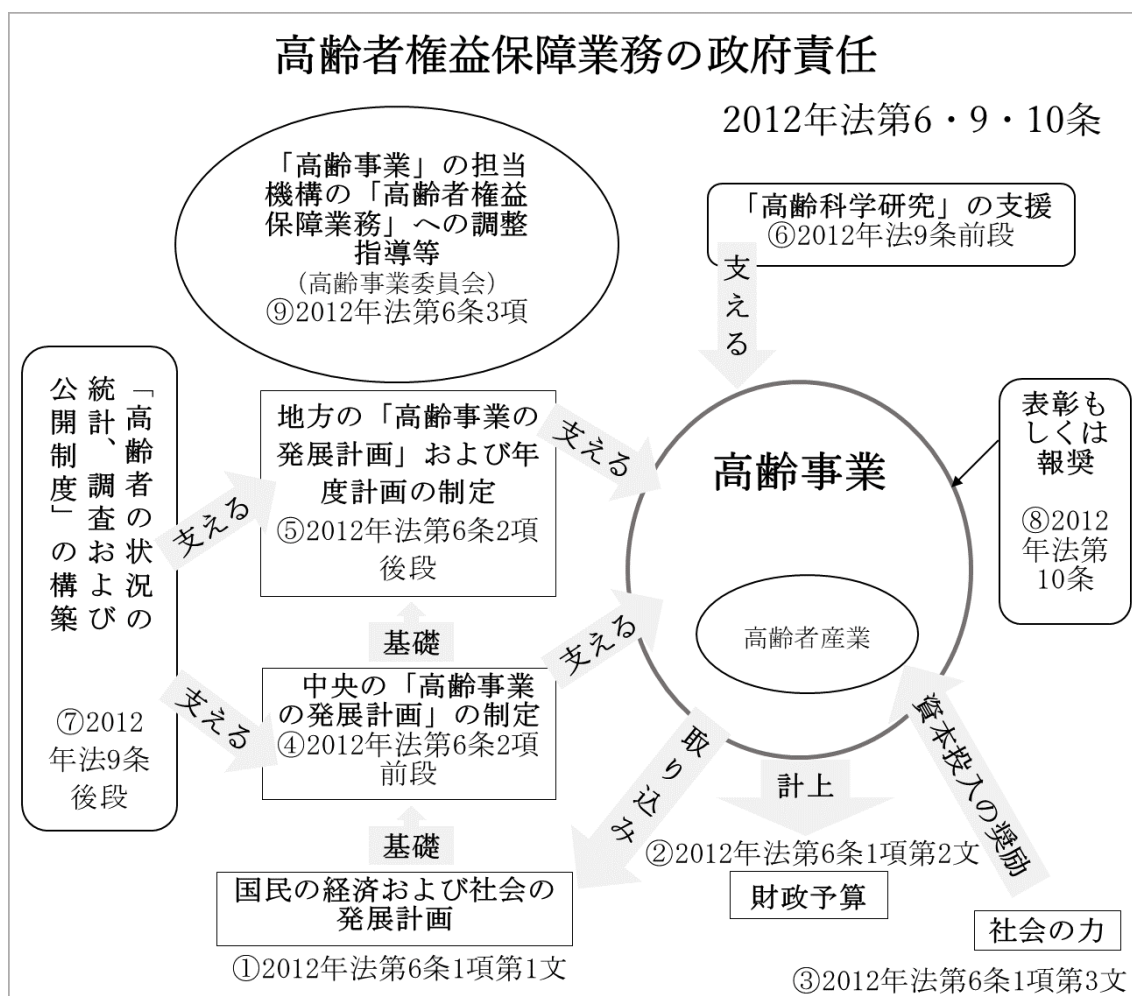
また、2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」の構成要素のうち、「高齢者向け社区サービス」の機能は「社区におけるデイケア」および「在宅養老に対する支援」と説明されている。したがって、2012年法の立法府解釈においては、「社区におけるデイケア」を「在宅養老に対する支援」の手段と設定せず、「在宅養老」と同列に取り扱っていると理解できよう。すなわち、2012年法の立法府解釈は「高齢者向け社区サービス」を単なる「在宅養老」の一環(「在宅養老」の支援)と位置づけず、「社区におけるデイケア」の重要性から、「社区」の役割を強調し、重視していると理解できよう。そのうえで、都市部と農村部とでは、「高齢者向け社区サービス」の形式が異なると説明しており、都市部ではより「社区サービス施設」、「高齢者向け施設」等の施設の建設を重視し、農村部ではより「社区におけるデイケア」(敬老院)サービスを重視しているといえよう。

最後に、2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」の構成要素のうち、「高齢者向け施設サービス」は、施設による入所サービスのみならず、上記「高齢者向け社区サービス」の支援および「在宅養老」における「高齢者向け在宅サービス」(訪問サービス)も提供している点が特徴といえよう。すなわち、「高齢者向け施設サービス」では、入所サービスが中心となるものの、在宅および社区の機能強化をも計画されている点が注目に値する。

第5款 高齢者權益保障業務における国の責任

2012年法の立法府解釈の総則編第4節は、主に中国の「高齢者權益保障業務」の国(政府)の責任(2012年法第6条、第9条、第10条)について説明している。イメージ図(図5)と合わせて、2012年法の立法府解釈の総則編第4節の内容を説明する。

(図5) 高齢者權益保障業務における政府責任のイメージ図



(筆者作成)

(1) 「高齢者権益保障業務」の政府責任

2012年法の立法府解釈の総則編第4節によると、まず、修正された2012年法が「高齢者権益保障業務」の政府²²⁹の責任を強化している²³⁰。当該政府責任の具体的な内容は、以下で説明する(2)「高齢事業」の「国民の経済および社会の発展計画」への取り込み(2012年法第6条1項)、(3)「高齢事業」の経費の「財政予算」への取り込み(2012年法第6条1項)、(4)「高齢事業の発展計画」の制定(2012年法第6条2項)、(5)「高齢科学研究」への支援と「高齢者状況の統計、調査および公開制度」の構築(2012年法第9条)、(6)表彰もしくは報奨(2012年法第10条)、(7)「高齢事業」の担当機関(2012年法第6条3項)である。

²²⁹ 本節第5款の全体における「政府」は「国(地方政府を含む)」の意味である。

²³⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)50頁。

しかし、本節第5款の全体において、「高齢事業」、「高齢者権益保障業務」という用語が使用されているが、正面からそれらの定義、関係性等については説明していない。

(2) 「高齢事業」の「国民の経済および社会の発展計画」への取り込み

2012年法の立法府解釈の総則編第4節によると、まず、2012年法第6条1項第1文は「高齢事業」の「国民の経済および社会の発展計画」への取り込みを政府の責任と明確に規定している²³¹。続いて、全国またはある一定の地域の経済・社会の発展を導く公文書としての「国民の経済および社会の発展計画」²³²に「高齢事業」を取り込むことの意義については、a)政府およびその各関連部門が「高齢事業」を重視し、積極的にそれを徹底・実施することは有益であり、b)政府およびその各関連部門が全国またはある一定の地域の経済・社会の発展の総合的な計画を踏まえて、「高齢事業」を促進することは有益であると説明されている。

(3) 「高齢事業」の経費の「財政予算」への計上

2012年法の立法府解釈の総則編第4節によると、まず、2012年法第6条1項第2文は「高齢事業」の経費の「財政予算」への計上を政府の責任と明確に規定している²³³。法的な効力を持つ、政府の基本的な財政収支の計画としての「財政予算」²³⁴に「高齢事業」を計

²³¹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）50-51頁。

²³² 「国民の経済および社会の発展計画」（例えば各五ヵ年計画）は、全国またはある地域の経済・社会の発展のガイドラインであり、戦略的な公文書である。その機能は全国またはある地域の経済、社会、文化をめぐる業務を導くものである。「国民の経済および社会の発展計画」の種類は、①行政区画により、国家レベルの計画、省（自治区、直轄市）レベルの計画、市・県レベルの計画に分かれている。②対象および機能により、全体計画、特定計画、地域計画に分かれている。具体的には、a)国家レベルの全体計画、省（自治区、直轄市）レベルの全体計画および市・県レベルの全体計画は、それぞれ、同レベルの政府がその編制を主催し、同レベルの政府発展改革部門が関連部門と共同で草案の起草を担当する。b)対象を限定する特定計画は、各レベルの政府の関連部門がその編制を主催し、同レベルの政府に報告し、批准を求める。なお、特定計画には、上のレベルの政府に報告し、同意を求める必要がある場合がある。c)一つの省（自治区、直轄市）を超える地域計画は、國務院発展改革部門が主催して、國務院の関連部門および当該地域内の省（自治区、直轄市）政府の関連部門が当該計画を編制する。さらに、一般的には、国家レベルの全体計画、省（自治区、直轄市）レベルの全体計画および地域計画の有効期間は5年であるが、10年以上の場合もある。市・県レベルの全体計画および各特定計画の期間は必要に応じて確定する。

「国民の経済および社会の発展計画」は、政府が国全体を把握し、あらゆる分野での調整を行うための重要な手段であり、経済の調整、市場の管理監督、社会の管理および公共サービス等の責任を履行するための重要な根拠である。「国民の経済および社会の発展計画」の編制および実施は、政府が制定した戦略目標の実現、市場の不備に対する補完、資源の有効的な配置、「ともに豊かになろう」という政策の促進および経済・社会の発展の調和に対して、重要な意義を持つ。

以上、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）50-51頁。

²³³ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）51-52頁。

²³⁴ 「公共財産予算」とも呼ばれる「財政予算」は、政府の基本的な財政収支の計画を指している。収支の

上することの意義は、a)「高齢事業」の経費を安定的に保障できること、b)「高齢事業」と経済・社会との調和を促進することである。また、立法府解釈は、「高齢事業」の発展に必要な経費は、政府の予算の投入のみでは足りないことを理由に、2012年法第6条1項第3文は、政府の財政投入を強調したうえで、明確に「高齢事業」に対して社会からの投資を奨励すると規定し、これも政府の責任の一つとしていると説明している。政府は経済的な手段、優遇政策等各種の措置を通じて、社会の資本（政府以外の資本）が高齢者を対象とする「高齢者産業」に入ることを奨励し、社会の力が「高齢事業」に参加することを奨励している。

しかし、ここにおいて、上記の「高齢事業」、「高齢者産業」についてのさらなる説明はない。また、前段落の最後の一文によると、「高齢者産業」への投資は社会の力が「高齢事業」に参加する手段であり、「高齢者産業」は「高齢事業」の一部であると理解できよう。

(4)「高齢事業の発展計画」の制定

2012年法の立法府解釈の総則編第4節によると、まず、「高齢事業の発展計画」は5年ごとに作成され、全国またはある地域における「高齢事業」を発展させるための全体的な要綱であり、戦略的な意義を持つ指導性のある書類である²³⁵。続いて、「高齢事業の発展計画」の機能は以下の通りとしている。a)社会全体の高齢という現象に対する意識、高齢化に対応する責任感および使命感の向上、並びに各政府部門、各地域等の統一的な行動に有益である。b)全面的・計画的・段階的に高齢者の最も現実的で喫緊の「養老」の課題を解決し、高齢者の生命・生活の質の改善に有益である。c)胡錦濤政権の科学的な発展という理念の実現、「高齢事業」の展開・促進、「高齢事業」と経済・社会の調和等に有益である。さらに、2012年の法改正までの「高齢事業の発展計画」の状況については、1994年に元中華人民共和国

内容を分類する特定のリストを参考に、財政収入・支出の詳細を明らかにして、政府の財政収支の状況を反映するものである。「財政予算」の機能としては、①人々に政府活動の範囲および方向性を示していると同時に、②政府の政策の意図および目標を示している。「財政予算」は、「一般財政予算収入」および「一般財政予算支出」で構成されている。前者は主に、政府部門に所属している公共事業組織が取得した財政割当金、行政組織の予算外の資金、公共事業による収入、公共事業組織の経営による収入等を指す。後者は、政府部門およびそれに属している公共事業組織の行政経費、各事業経費、社会保障支出、基本建設支出、ポテンシャル開発・変革の支出等を指す。「財政予算」は、一般の予算計画と異なり、法的な制約を受け、法的な効力を持つ。具体的には、①「財政予算」の基本的な内容としての等級区分、収支の内容、管理に関する職権の区分等は「予算法」で規定されている。②予算の編制、執行および決算の過程も「予算法」の下で行われている。③「財政予算」編制後、国家権力機関の批准を経てから、初めて公布・実施できる。④予算の執行過程は、厳格な法的な制約を受けており、法定プロセスを経ずに、何人も予算の規定している各収支項目を変更できない。このような法的な管理によって、政府の財政行為が国民の監督下に置かれるようになる。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）51頁。

²³⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）52頁。

家計画委員会、民生部等の部門が連名で「中国高齢業務七年の発展の要綱（1994－2000）」を制定した。これをはじめとして、2001年から、中国は上記の「国民の経済および社会の発展計画」に基づき、5年ごとに中央の「高齢事業の発展計画」を編制してきたと立法府解釈は説明している。そして、県以上の多数の地方政府も中央の同計画および現地の実情に基づき、地方の「高齢事業の発展計画」を作成してきており、同計画の作成は県以上の政府の重要な責任となっている。最後に、以上の「高齢事業の発展計画」の機能および2012年の法改正までの同計画の状況を踏まえて、2012年法は新たに「国务院は国の『高齢事業の発展計画』を制定する。県以上の地方政府は国の『高齢事業の発展計画』に基づき、当該行政区の『高齢事業の発展計画』および年度計画を制定する」という規定（2012年法第6条2項）を設けている。

(5) 「高齢科学研究」への支援と「高齢者状況の統計・調査および公開制度」の構築

2012年法の立法府解釈の総則編第4節によると、まず、「国は『高齢科学研究』を支援し、高齢者の状況を統計、調査および公開する制度を構築する」という規定（2012年法第9条）が新たに設けられた²³⁶。続いて、2012年法の立法府解釈の総則編第4節は、高齢化の深刻性、都市・農村の二元構造等中国の複雑な国勢を強調したうえで、このような複雑な国勢を把握して、「高齢事業」を遂行するためには、積極的に促進されかつ有効的な「高齢科学研究」の存在が前提となると説明している。この点は2012年法9条前段（「国は高齢科学研究を支援」する）を新たに設けた理由でもある。また、2012年法9条後段（「高齢者の状況を統計、調査および公開する制度を構築する」）を新たに設けた理由は、「高齢者状況の統計・調査および公開制度」²³⁷が「高齢事業の発展計画」および高齢に関わる政策の制定に重要な役割を持つためであると説明されている。

(6) 表彰もしくは報奨

2012年法の立法府解釈の総則編第4節は、「高齢事業」の表彰もしくは報奨（2012年法第

²³⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）53-54頁。

²³⁷ 2012年法第9条後段における「高齢者状況の統計・調査および公開制度」について、中国は1980年代に、初歩的な「高齢事業の統計指標体系」および「高齢統計業務制度」を設けた。その後全国の高齢者人口の状況を4回調査し、「高齢事業」の科学的な政策の決定に重要な根拠を提供してきたと説明されている。そして、各地でも相次いで、高齢者人口の増加と「高齢事業」の発展における「統計監視測定制度」を設けて、高齢者人口と「高齢事業」の統計資料を編制し、政府各部門の高齢に関わる政策の作成に根拠を提供してきたと説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）53頁。

10 条) について、以下の通り説明している²³⁸。2012 年法第 10 条表彰もしくは報奨は、行政処罰（日本の不利益処分に相当する）等の処罰的な政策と異なり、激励的な政策として合理的に使用することにより、国・社会および国民個人がさらに有益なことをなすよう、人々を激励することを目的としている。そして、「高齢事業」の表彰もしくは報奨を行う主体は、政府および関連部門である。その対象者は、高齢者の「権益」保障および「敬老」、「養老」、「助老」が評価された組織、家庭あるいは個人であり、または、社会の発展に参加し、際立って貢献した高齢者である。その表彰もしくは報奨の形式は²³⁹、国の関連規定に従う。

(7) 「高齢事業」の担当機関

2012 年法は障害者保障法、女性権益保障法等の法律にある障害者業務機関、女性業務機関の規定を参考にし、各地の実情を最大限尊重して、1996 年法第 5 条 2 項を 2012 年法第 6 条 3 項の「県以上の政府における『高齢事業』の担当機関は、関連部門が『高齢者権益保障業務』を良好に行うよう、それらを組織、調整、指導、督促する責任を負う」に変更したと説明されている²⁴⁰。上記 2012 年法第 6 条 3 項における「高齢事業」の担当機関は、政府の組織上「高齢事業委員会」という仕組みをとっている。「高齢事業委員会」は、概ね、「全国高齢事業委員会」と「地方高齢事業委員会」に分かれており、全国または各地の「高齢事業」を指導、督促、調整している²⁴¹。

²³⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）54 頁。

²³⁹ 中国の関連法規により、「高齢事業」の表彰もしくは報奨の形式には、主に名誉称号の授与、通達による表彰、命令による表彰、功績の記録、賞状・名誉証書・メダルの授与または奨励金・賞品の授与等がある。現在、国家レベルの「高齢事業」にかかわる表彰もしくは報奨の名目には、「全国高齢事業先進ユニット」、「全国高齢事業先進個人」等がある。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）54 頁。

²⁴⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）54-55 頁。

²⁴¹ 「全国高齢事業委員会」は、全国の「高齢事業」の検討・調整機関であり、1999 年 10 月に設立された。2013 年現在の構成メンバーは、中国共産党中央委員会組織部、中国共産党中央委員会宣伝部、中国共産党中央直属機関の業務委員会、中国共産党中央と国家機関の業務委員会、外交部、国家発展と改革委員会、教育部、中国国家民族事務委員会、公安部、民政部、司法部、財政部、人的資源と社会保障部、住宅と都市農村建設部、文化部、衛生部、国家人口計画生育委員会、国家税務総局、国家放送とテレビ総局、新聞出版総署、国家体育総局、国家統計局、国家観光局、中国人民解放軍総政治部、中華全国総組合、中国共産主義青年団中央、中華女性連合会、中国高齢協会等の 28 機関である。「全国高齢事業委員会」の主任は、一般的に国務院の「高齢事業」を担当する副総理が務める。その副主任は、国務院の「高齢事業」を担当する副秘書長、民生部部長等が務める。民生部部長は、「全国高齢事業委員会」の弁公室の主任をも務める。「全国高齢事業委員会」の弁公室は、常務副主任を別に設けて、日常の業務を行う。

国務院の決定により、「全国高齢事業委員会」の主要な責務は、（1）「高齢事業」の発展の戦略および重大な政策を検討、制定し、関連部門が「高齢事業」の発展計画を実施するよう、調整、促進することである。（2）関連部門が高齢者の権益を保障するよう、調整、促進することである。（3）関連部門が「高齢事業」に対して、指導および総合管理を強化するよう、調整、促進し、高齢者の心身の健康に有益なあ

なお、上記「高齢事業」の担当機関の説明において、「高齢事業」、「高齢者権益保障業務」という表現は使用されているが、それぞれの定義、関係性等は明白に説明されていない。

以上の(1) - (7) から、2012年法における中国の「高齢者権益保障業務」の政府責任(2012年法第6条、第9条、第10条)は、以下の通り整理できよう。

「高齢者権益保障業務」の政府責任の内容は次の9項目である。①「高齢事業」を「国民の経済および社会の発展計画」に取り込むこと(2012年法第6条1項第1文)、②「高齢事業」の経費を「財政予算」に計上すること(2012年法第6条1項第2文)、③「高齢事業」に対して社会からの投資を奨励すること(2012年法第6条1項第3文)、④国の「高齢事業の発展計画」を制定すること(2012年法第6条2項前段)、⑤地方の「高齢事業の発展計画」および年度計画を制定すること(2012年法第6条2項後段)、⑥「高齢科学研究」を支援すること(2012年法第9条前段)、⑦「高齢者状況の統計・調査および公開制度」を構築すること(2012年法第9条後段)、⑧「高齢事業」の表彰もしくは報奨の制度を実施すること(2012年法第10条)、⑨県以上の政府における「高齢事業」の担当機関は、関連部門が「高齢者権益保障業務」を良好に行うよう、それらを組織、調整、指導、督促すること(2012年法第6条3項)である。

上記9つの「高齢者権益保障業務」における政府責任の関係、または、それらの「高齢事業」との関係は、以下の通り整理できよう(上記(図5)を参照。) ²⁴²。まず、①は大局的な視点で「高齢事業」を促進する点が特徴であり、④における国の「高齢事業の発展計画」の制定の基盤となっている。④は⑤にある地方の「高齢事業の発展計画」および年度計画の制定の基盤となる。そのうえ、⑦は④と⑤の「高齢事業の発展計画」の制定に科学的な根拠を提供し、④と⑤の同計画は全国または地域の「高齢事業」を導く。以上の①、④、⑤、⑦により、「高齢事業」が計画されている。

続いて、②は「財政予算」を通じて「高齢事業」全体の財源を確保しており、③は「社会

らゆる活動を促進することである。(4) 各省、自治区、直轄市の「高齢事業」を指導、督促および検査することである。(5) 中国国内における国連およびほかの国際組織の高齢事務に関連する重要な活動を組織、調整することである。

現段階において、各地では「高齢事業委員会」の設置が一般的であり、その仕組みは「全国高齢事業委員会」とほぼ同様である。ただし、具体的な構成メンバーが異なる。「地方高齢事業委員会」の構成メンバーの責務も「全国高齢事業委員会」の構成メンバーの責務と類似している。

以上、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)55頁。

²⁴² 以下の①-⑨は前段落で示した9つの「高齢者権益保障業務」における政府の責任を指す。

の力」を奨励する形で「高齢事業」に含まれる「高齢者産業」の財源を生みだそうとしている。さらに、⑥は「高齢事業」の科学的なサポートの根拠となっている。⑧は「高齢事業」の表彰もしくは報奨の制度を実施する政府の責任、⑨は「高齢事業」の担当機関が「高齢者権益保障業務」の調整、指導等を行うことを定めている。

以上によると、2012年法の立法府解釈の総則編第4節における「高齢者権益保障業務」の9つの政府責任は、すべて「高齢事業」と密接な関係にあり、政府は「高齢事業」を支援・促進等することで、「高齢者権益保障業務」を行うことになるといえよう。とはいえ、2012年法の立法府解釈の総則編第4節全体からは、「高齢者権益保障業務」の定義等について、正面からの説明はない。

第6款 高齢者の権益保障に関する社会全体の責任

2012年法の立法府解釈の総則編第5節は、主に高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任²⁴³について説明している（2012年法第4条2項、第7条、第8条）。イメージ図（下記（1）の（図6）、下記（2）の（図7））と合わせて、2012年法の立法府解釈の総則編第5節の内容を説明する。

（1）「高齢事業」の基本目標

（図6）「高齢事業」の基本目標のイメージ図

²⁴³ 「責任」の原文は、「共同責任」である。この点、2012年法の立法府解釈の総則編第5節によると、当該責任の具体的な内容は、2012年法第7条2項、3項、4項および第8条に規定されている。それらの条文の内容は、「社会全体」における各主体、例えば、国家機関、社会団体、企業・事業ユニットおよびその他の組織（2012年法第7条2項）、または民間自治組織および高齢者組織（同法同条3項）それぞれの責任であり、これらの各主体が連携して責任を果たす（「共同責任」という規定があるとはいえない。したがって、本節では第6款における「共同責任」と「責任」の双方について、「責任」と表現する。

「高齢事業」の基本目標

2012年法4条2項

高齢者の「権益」を保障する各種の制度の完備

高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善すること

高齢になっても養われることができ、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現すること

(筆者作成)

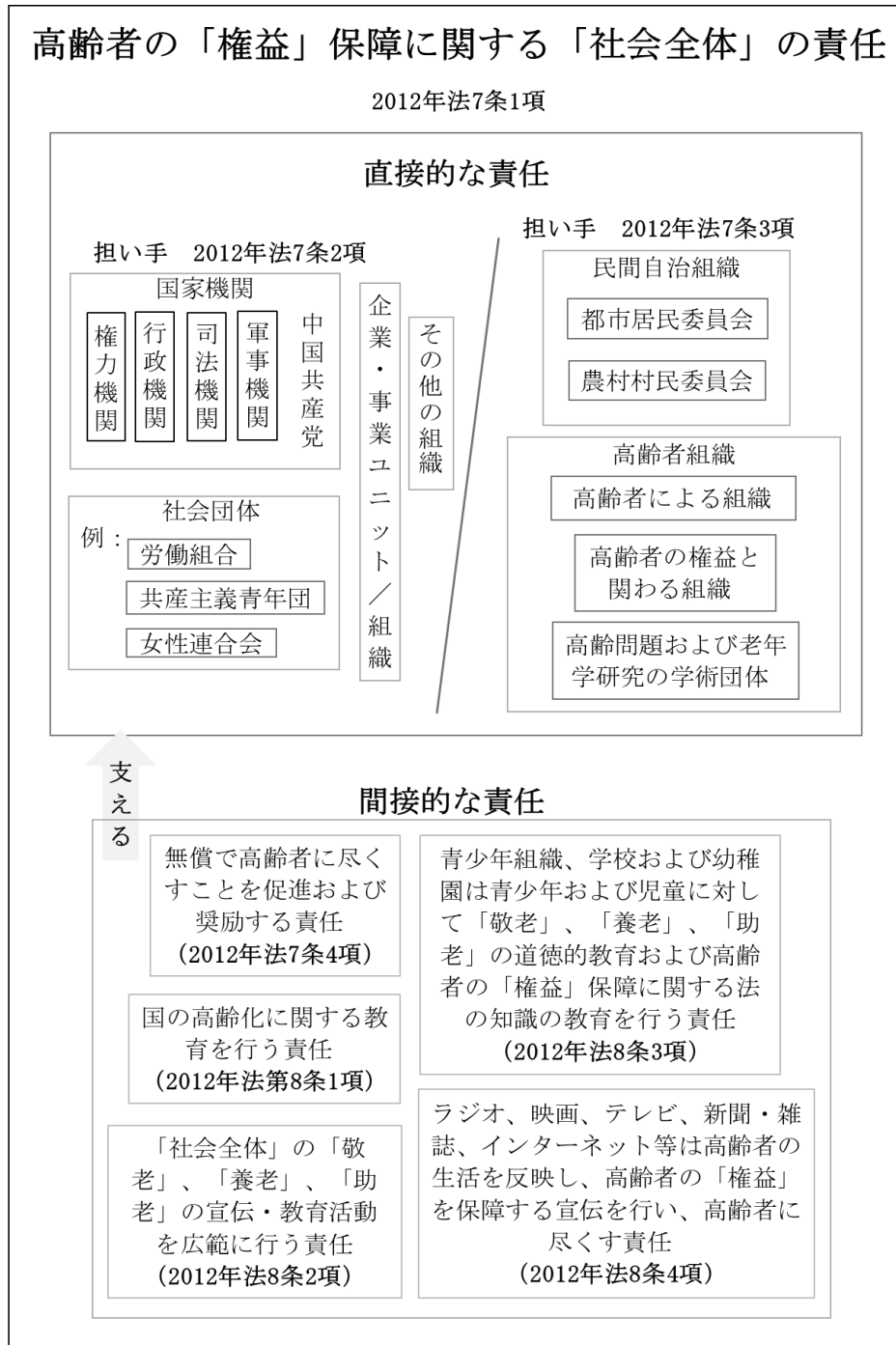
2012年法の立法府解釈の総則編第5節によると、まず、2012年法第4条2項が「高齢事業」の基本目標を規定している²⁴⁴。続いて、2012年法第4条2項の規定に基づき、「高齢事業」の基本目標の内容は、a)高齢者の「権益」を保障する各種の制度の完備、b)高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善すること、c)高齢になっても養われることができ、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現することであると説明されている。「高齢事業」の基本目標の担い手は「国および社会」である。さらに、上記「高齢事業」の基本目標を実現するために、高齢者の「権益」保障は、「社会全体」の責任である(2012年法第7条1項)と規定されている。そのうえで、2012年法第7条2項、3項、4項、第8条は、2012年法第7条1項における「社会全体」の責任について、各主要な担い手の責任を原則的に規定している。

以下(2)では、上記2012年法第7条2項、3項、4項、第8条の具体的な内容について説明する。

²⁴⁴ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)56頁。

(2) 高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任

(図7) 高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任のイメージ



(ア) 国家機関、社会团体、企業・事業ユニットおよびその他の組織の責任

2012年法第7条2項は、国家機関、社会团体、企業・事業ユニット²⁴⁵およびその他の組織が「高齢者権益保障業務」を良好に行わなければならないと規定している。同項は、高齢者の「権益」保障における国家機関、社会团体、企業・事業ユニットおよびその他の組織それぞれの責任について言及していると説明されている²⁴⁶。具体的には、①立法・行政・司法等の手段を通じて、経済・政治・文化等の分野で、各種の措置を進め、「高齢者権益保障業務」を有効に促進し、高齢者の「権益」の侵害を阻止し、制裁を与えている。これができる国家機関は、権力機関（各レベルの人民代表大会およびその常務委員会）、行政機関（権力機関の執行機関であり、國務院および地方政府を含む）、司法機関（裁判機関と検察機関）および軍事機関（解放軍総政治部等）という4種類の機関に分かれている。これらの機関が「高齢者権益保障業務」に対して、非常に重要な責任を担っている²⁴⁷。②中国の国民が自発的に組織し、メンバーの共通目標を実現するために、その定款に従って活動する非営利組織である社会团体も、「高齢者権益保障業務」に対して、相応の責任を担っている。主とし

²⁴⁵ 一般的に「事業ユニット」（原文は「事業単位」）は、国家機関ではないものの、国が設立した公益性のある組織を指しており、公益性のある事業（教育、衛生等）を担っている。また、2012年法第7条2項の条文における「事業ユニット」の表現は、1996年法第6条2項の「事業組織」という表現を改正したものであるが、2012年法の立法府解釈の総則編第5節では、「事業組織」という表現が多く使用されている。この点、2012年法の立法府解釈の総則編第5節では、「事業ユニット」が「事業組織」の単なる別の言い方に過ぎないという可能性が高いことに留意する必要がある。なお、本節は法改正された「事業ユニット」の表現を重視し、「事業ユニット」という表現を使用する。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）56-59頁。

²⁴⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）56-59頁。

²⁴⁷ 高齢者の「権益」保障に対する、権力機関、行政機関、司法機関および軍事機関という4種類の国家機関それぞれの具体的な責任は、以下の通り説明されている。まず、権力機関は、「高齢者権益保障業務」に対して、主に3つの責任を担っている。一つ目は、高齢者の「権益」保障に関連する法律・法規の制定である。二つ目は、高齢者の「権益」保障に関する法規の実施状況を検査・監督することである。主としては、行政に対する監査および特定項目に関する報告の聴き取りである。三つ目は、「高齢者権益保障業務」の重要な検討事項に対して、決定を行うことである。続いて、行政機関は、高齢者の「権益」保障に関して、各レベルの政府がそれぞれの責任を果たす必要がある。例えば、國務院は、関連行政法規を制定し、行政措置を規定し、決定・命令を公布し、または発展計画・ガイドラインを制定する責任がある。地方政府は、法規に基づき、当該地域の高齢者の「権益」保障の行政規則・政策を制定する責任がある。各レベルの政府の関連部門は、具体的な業務を担当する責任がある。次に、司法機関としての検察機関の責任は、主に告発・告訴によって、高齢者の「権益」を侵害する犯罪行為を阻止することである。司法機関としての裁判機関の責任は、高齢者の「権益」がらみの案件を審理することである。最後に、軍事機関は、「高齢者権益保障業務」に対して、重要な責任を担っている。例えば、解放軍総政治部は、全国「高齢事業委員会」のメンバーであり、党の中央、國務院、中央軍事委員会の高齢の幹部向けの業務に関する方針、政策の作成、それらの実行等を一貫して担う。そのうえで、軍の高齢の幹部向けの業務を統括し、軍の退職幹部向けの業務の政策、法規、制度および計画を起草・定めること等を担っている。各関連軍事機関は、日常の業務の中で、「高齢事業」も担っている。また、中国共産党は、各レベルの党の組織の政治、組織、思想のリーダーを務めていることにより、高齢者の「権益」保障に対する相応の保障責任を担っていることが追加説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）56-58頁。

て、各労働組合、共産主義青年団および女性連合会が例として挙げられている²⁴⁸。③a)自ら経営する経済組織としての企業ユニット、b)非営利を目的とする組織である事業ユニット、c)法律に基づいて設立され、一定の組織と財産を有するが、法人格のない組織であるその他の組織がある²⁴⁹。これらは、その職員が高齢者となる場合、また、その職員の家族に高齢者がいる場合、一定程度の「高齢者権益保障業務」を担う責任がある。

(イ) 民間自治組織および高齢者組織の責任

2012年法第7条3項は高齢者の「権益」保障に関する民間自治組織および高齢者組織の責任を規定している²⁵⁰。まず、居住者の自治教育・自治管理・自治サービスを担う民間自治組織は、都市部と農村部とに分かれており、それぞれが都市居民委員会と農村村民委員会である²⁵¹。それらは多くの「高齢者権益保障業務」の末端の業務²⁵²を担う責任がある。続いて、高齢者によるおよび高齢者の「権益」に関わる各種の組織である高齢者組織（大まかに、高齢者による組織、高齢者の「権益」と関わる組織、高齢問題および老年学の研究学術

²⁴⁸ 社会団体の中で、まず、労働組合の責任は、主に a) 「高齢事業」に関する政策の制定に積極的に参加すること、b) 退職者の生活を考慮し、退職者の意見とニーズを積極的に反映する等実質的に退職者の「権益」を保障すること、c) 2012年法第4条2項における目標（「五つの老有」と呼ばれる場合がある）が退職者に対しても実現できるよう、あらゆる活動を実施・指導・促進すること、d) 関連部門を積極的にサポートし、退職者の管理を社区に移行する業務を推進することである。続いて、共産主義青年団の責任は、①主に青少年に対して敬老の教育活動を幅広く展開すること、②青年のボランティアおよび少年先鋒隊員（共産党関連の団体に属する小学生等）を動員し、多様な高齢者向けサービスを行うこと、③青少年と高齢者のコミュニケーションを増加させ、共同で社会の発展へ参加するよう促進すること等である。最後に、女性連合会の責任は、主に a) 女性高齢者の「権益」を法に従って保障すること、b) 女性高齢者の「権益」の政策設定および実施に参加・促進すること、c) 女性高齢者に健康的な社会環境を作り出し、女性高齢者の社会における役割を十分に発揮させること等であると説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）58-59頁。

²⁴⁹ その他の組織は、中国の民法通則（1986年制定、1987年施行、2009年改正、2017年に、中国の民法総則が施行されたが、民法通則は依然として効力を失っていない）では規定されていない。このような実際に存在しているが、法人ではない社会組織の利益を保障するために、中国の民事訴訟法は、2012年法第7条2項において、その他の組織が民事訴訟の当事者になれると規定していると立法府解釈は説明している。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）59頁。

²⁵⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）59-60頁。

²⁵¹ 都市居民委員会と農村村民委員会は、憲法および関連法の規定により設置され、主任、副主任および数人の委員で構成されており、そのメンバーは居住者の選挙により選ばれる。そして、居民委員会および村民委員会は、ニーズに応じて、人民調停、治安の維持、公共衛生等の委員会を設置する。主に担当居住地域の公共の業務および公益事業を担い、民間の紛争を調停し、社会の治安を維持し、文化の発展に協力し、政府に居住者の意見・提言を反映し、居住者の要求を申し出るといった任務を担当すると説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）59頁。

²⁵² 都市居民委員会と農村村民委員会が担う「高齢者権益保障業務」の末端の業務としては、高齢者の文化体育活動、多種多様な「高齢者向け在宅サービス」、高齢者の「権益」に関係する紛争の調停、担当地域内の高齢者の意見・建議を反映すること、高齢者のボランティア活動への参加を促進すること等が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）59頁。

団体に分類される)²⁵³は、高齢者の要求を反映し、高齢者の「権益」を保障し、高齢者のために機能する責任があると説明されている。

(ウ) 高齢化に関する教育を行う国の責任

2012年の法改正の時、「国は高齢化の状況に関する教育を行い、社会全体が積極的に人口高齢化に対応する意識を向上させる」(2012年法第8条1項)という規定が新たに設けられた²⁵⁴。同項の目的は、広範囲な宣伝および教育により、a)社会全体の高齢化の状況に対する認識度を高めること、b)自発的に高齢化問題に立ち向かう意識を向上させること、c)中国社会で「高齢化への積極的な対応」という観念を築くこと、d)積極的な態度・政策・行動で高齢化に対応し、「高齢事業」の発展に力を注ぎ、高齢者の「権益」を実質的に保障することであると説明されている。

(エ) 「社会全体」の「敬老」・「養老」・「助老」の宣伝・教育活動を広範に行う責任

まず、2012年法第8条2項は、「社会全体」が「敬老」、「養老」、「助老」の宣伝・教育を広範に行い、高齢者を尊重、気遣い、支援する社会的な風潮を確立するという責任を負うと規定している²⁵⁵。2012年法の立法府解釈の総則編第5節は、同条を設けた理由を以下の通り説明している。①「敬老」、「養老」、「助老」という伝統的な美德が重要である。そして、②当該伝統的な美德の宣伝・教育を広範に行い、高齢者を尊重、気遣い、支援する社会的な風潮を確立することは、a)社会主義の文化の重要な一環であり、b)国民の道徳における重要な内容であり、c)世代間の調和を促進する、そして、高齢の国民の生活を保障・改善するための有効な手段であり、d)高齢化に対応する重要な手段でもある。続いて、2012年法第8条3項は、青少年組織、学校および幼稚園が青少年および児童に対して「敬老」、「養老」、「助老」の道徳的教育および高齢者の「権益」保障に関する法の知識の教育を行う責任を負うと規定している。同条を設けた理由は、青少年と児童が中国の未来であり、「敬老」、「養老」、「助老」の宣伝・教育の重要な対象という点にある。さらに、2012年法第8条4項は、ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等が高齢者の生活を反映し、高齢者の「権

²⁵³ 3つに分類された高齢者組織、それぞれの例を挙げると、高齢者による組織としては、高齢者協会、高齢の科学従事者協会、高齢の教授協会がある。高齢者の「権益」と関わる社会組織としては、高齢者財団がある。高齢問題および老年学の研究学術団体としては、老年学会、老年医学会がある。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)60頁。

²⁵⁴ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)60頁。

²⁵⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)60-61頁。

益」保障の宣伝を行い、高齢者に尽くす責任を負うと規定している。同条を設けた理由は以下の通りと説明されている。高齢者は社会から遠ざかる可能性の高い特殊なグループである。ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等は、①高齢者の生活状況、抱える特殊な問題、願望、ニーズ等を反映するための重要な媒介であり、②高齢者グループに合理的な生き方を教育、指導するための重要な手段である。したがって、より多くの人が高齢者を知り、高齢者をケアし、高齢者を手助けし、高齢者を尊重するために、また、高齢者がよりよい生き方を選択できるために、ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等に対して同条の責任が設けられている。

(オ) 無償で高齢者に尽くすことを促進および奨励する責任

2012年法第7条4項は、無償で高齢者に尽くすこと²⁵⁶を促進、奨励する責任を規定している²⁵⁷。同条を設けた理由は以下の通りと説明されている。①同責任は「敬老」、「養老」、「助老」という重要な美德の具体化である。②同責任は奉仕、友愛、助け合い等のボランティアの精神を具体化しており、社会全体の力を動員して高齢者に尽くすためにボランティア活動を促進し、高齢者という弱者グループの困難を解決し、彼らの生活の質を向上させるために有益である。

上記の(1)(2)を踏まえると、2012年法の立法府解釈の総則編第5節によると、高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任は以下の通り整理できよう。

まず、「高齢者権益保障業務」という表現と高齢者の「権益」保障という表現との関係を確認する。上記(2)の(ア)(イ)によれば、両者はほぼ同義で使用されている。したがって、「高齢者の『権益』保障」と「高齢者権益保障業務」の範囲は同様であり、前者は保障の対象を強調し、後者は保障の具体的な作業を強調している表現と理解できよう。

続いて、高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任、という表現における「社会全体」の概念を確認する。上記(1)によれば、2012年法第7条1項における「社会全体」の概念は、①国(国家機関、地方政府も含む)と②社会(社会団体、企業・事業ユニットおよびその他の組織、民間自治組織、高齢者組織、青少年組織、学校および幼稚園、ラジオ、

²⁵⁶ 「無償で高齢者に尽くす」とは、金銭的な報酬を目的とせず、自発的に自分自身の時間、知識、技能をもって、高齢者に生活の世話、精神の慰め等各種のサービスを提供する活動であると説明されている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)62頁。

²⁵⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)61-62頁。

映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等)を含むものであると理解できよう²⁵⁸。

最後に、上記の(1)(2)を踏まえて、高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任をめぐる条文の関係性について整理する。第一、当該責任は、2012年法第7条1項により正面から規定されており、同法同条2項、3項、4項、同法第8条の各規定により具体化されている。その中で、2012年法第7条2項、3項における責任の担い手(国家機関、社会団体、企業・事業ユニットおよびその他の組織、民間自治組織、高齢者組織)は、高齢者の「権益」保障(または「高齢者権益保障業務」)について直接的に関与する責任(例えば、国家機関は、立法を通じて高齢者の「権益」を保障する)を負うといえよう。これに対して、2012年法第7条4項、第8条における責任の担い手(国、青少年組織、学校および幼稚園、ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等)は、教育、宣伝、奨励の手段を通じて、高齢者の「権益」保障(または「高齢者権益保障業務」)の重要性を「社会全体」に意識させ、間接的に高齢者の「権益」を保障することになるといえよう。したがって、2012年法第7条2項、3項における高齢者の「権益」保障に関する責任を直接的な責任と分類し、2012年法第7条4項、第8条における高齢者の「権益」保障に関する責任を間接的な責任と分類できよう。さらに、この間接的な責任は、直接的な責任を支えているといえよう。第二、高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任が設定された目的は「高齢事業」の基本目標(2012年法第4条2項)を実現するためであると説明されている。したがって、2012年法第7条、第8条は2012年法第4条2項の手段であり、それを支えていると理解できよう。同時に、2012年法の第1条の通り、高齢者の「権益」保障は法の主要な目的であり、2012年法第7条1項も高齢者の「権益」保障を明記している。したがって、2012年法第7条、第8条は高齢者の「権益」保障を主要な目的としており、2012年法第4条2項の「高齢事業」の基本目標を実現する手段であると理解できよう。

²⁵⁸ 2012年法第7条1項における「社会全体」の概念は、同法同条2項、3項、4項、同法第8条それぞれの責任主体から整理できるといえよう。具体的にみると、2012年法第7条4項の責任主体は、明示されていないことおよび同法第8条2項の責任主体は、「社会全体」であることを除き、その他の条文は参照に値する。2012年法第7条2項の責任主体は、国家機関、社会団体、企業・事業ユニットおよびその他の組織である。そして、同法同条3項の責任主体は、民間自治組織および高齢者組織であり、同法第8条1項の責任主体は国であり、同法第8条3項の責任主体は、青少年組織、学校および幼稚園であり、同法第8条4項の責任主体は、ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等である。これらの責任主体をまとめると、本文の結論になる。

第7款 高齢者の日

2012年法の立法府解釈の総則編第6節は、中国の高齢者の日について説明している²⁵⁹。2012年法第12条は、新たに毎年陰暦の9月9日を高齢者の日と規定している。当該祝日が法律によって規定されたのは、深く関係した文化と社会通念に起因すると説明されている。具体的には、①中国の伝統文化において高齢者を象徴する祝日を設ける考えが根強く存在すること、②2012年の法改正に至るまで、数多くの地域が、地元の高齢者の日を制定していること²⁶⁰、③国際的に高齢者を象徴する祝日が多く存在すること、④高齢者の日の法定化により、国が高齢者を尊重する立場を表明し、「社会全体」の注目を高齢者に集め、中華民族の伝統文化と「敬老」、「養老」、「助老」の美德を発揚させることができることが高齢者の日を設けた理由として挙げられている。

第8款 1996年法の立法府解釈

(1) 本節第1款から本節第7款の小括

1996年法の立法府解釈を分析する意義を示すために、2012年法の立法府解釈で明らかとなった点をまとめることにする。

本節第1款から本節第7款で検討した通り、2012年法の立法府解釈の総則編は、順番に①法の3つの目的(2012年法第1条、第2条、第3条2項・3項、第11条)、②新設された「高齢化への積極的な対応」の法理念(2012年法第4条1項)、③新設された「高齢者の社会保障システム」および「高齢者向け社会サービスシステム」(2012年法第5条1項、2項)、④「高齢者権益保障業務」の政府責任(2012年法第6条、第9条、第10条)、⑤「高齢事業」の基本目標(2012年法第4条2項)および高齢者の「権益」保障に関する「社会全体」の責任(2012年法第7条、第8条)、⑥新設された高齢者の日(2012年法第12条)について説明している。

①の分析を通じて、高齢者の「権益」保障は、法の主要な目的であり、「高齢事業」を発

²⁵⁹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)62-63頁。

²⁶⁰ 2012年法の立法府解釈の総則編第6節によれば、2012年の法改正まで、多くの地域で制定されていたのは「敬老の日」であった。2012年の法改正の時、多くの組織と専門家・学者は「敬老の日」を「高齢者の日」に変更すべく提言した。その理由は以下の二つである。一つ目は、中国の「女性の日」、「青年の日」、「児童の日」、「教師の日」等の祝日は、祝う対象で命名しており、これに倣って、「敬老の日」を「高齢者の日」に変更すべきである。二つ目は、敬老は重陽節(各地での敬老の日)の際のみに行うものではないからである。その後、あらゆる意見を総合的に考慮した結果、「高齢者の日」と規定されることになった。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)63頁。

展させるという第2の目的および中国の「敬老」、「養老」、「助老」という美德を発揚させるという第3の目的は、独自の意義を持ちながら、主要な目的の実現を支えていることが分かった。主要な目的における「權益」保障の構造が、ある程度明らかとなった。なお、「權益」そのものの意味および「權益」と「権利」の関係、並びに「高齢事業」、「敬老」、「養老」、「助老」という美德については立法府解釈は説明していない。

②の分析を通じて、「高齢化への積極的な対応」は国の「長期的な戦略」であり、新たに設けられた重要な指針・原則であることがわかった。そして、「高齢化への積極的な対応」の担い手としては、国および高齢者個人の双方の存在が強調されている。また、対応の手段としては、高齢化についての認識の向上および高齢化の課題への対応のみならず、高齢化の転機（高齢人材の増加、高齢者を対象とする産業の発展等）の活用も重要視されているといえよう。最後に、注目されているのは、高齢者自身の問題を超えて、高齢化という現象の社会に対する影響であることが伺える。

③の分析を通じて、「高齢者の社会保障システム」および「高齢者向け社会サービスシステム」の仕組みがある程度明らかとなった。「高齢者向け社会サービスシステム」は「高齢者の社会保障システム」における社会福祉に属し、社会福祉の一つの具体化であり、「高齢者向け社会サービスシステム」の構築は重視されていることが読み取れよう。

④の分析を通じて、「高齢者權益保障業務」に対する政府責任の構造が明らかとなった。そして、9つの政府責任はすべて「高齢事業」と密接な関係にあり、政府は「高齢事業」を支援・促進する等して、「高齢者權益保障業務」を行うことになる。なお、「高齢者權益保障業務」の定義は、正面から説明されていない。

⑤の分析を通じて、「高齢事業」の基本目標の内容および高齢者の「權益」保障に関する「社会全体」の責任の仕組みが明らかとなった。そして、法の主要な目的としての高齢者の「權益」保障と「高齢者權益保障業務」の範囲は同様であった。さらに、国・社会の具体的な内容を示す形で「社会全体」の概念が提示された。また、2012年法第7条、第8条は高齢者の「權益」保障を同条項の主要な目的としており、權益の保障は2012年法第4条2項の「高齢事業」の基本目標を実現する手段であった。

⑥の分析を通じて、高齢者の日が新たに設けられた理由がわかった。そして、高齢者の日には、国が高齢者を尊重する立場を表明し、「社会全体」の注目を高齢者に集め、中華民族の「敬老」、「養老」、「助老」の美德を発揚させる意義があることがわかった。

上記でまとめた①および④には、2012年法の立法府解釈の総則編では正面から説明され

ていないものがあつた。以下では、1996年法の立法府解釈の内容を参照することにより、これらの点をさらに検討する。また、2012年法第3条1項（「国は高齢者が法律に基づき有する權益を保障する」）および第5条3項（「社会全体が高齢者を優遇するよう奨励する」）についての説明も2012年法の立法府解釈にはない。前者は1996年法第4条1項を引き継いだものであるため、前者についても、1996年法の立法府解釈から検討する。後者は2012年の法改正で新たに設けられた条項であるため、1996年法の立法府解釈からも分析することはできない。

(2) 1996年法の立法府解釈からの補充

(ア) 「權益」保障

「高齢者が法律に基づき有する權益」（1996年法第4条1項、2012年法第3条1項）について、1996年法の立法府解釈は以下の通り説明している。「法律に基づき有する權益（権利）」とは、憲法・法律で規定されている権利である²⁶¹。憲法で定められている様々な国民の権利は、高齢者權益保障法が定める「權益」の根拠であり、法の保障の中心となる²⁶²。また、高齢者には特別な権利（特別に保障が必要な権利、1996年法第4条2項）があり、他の法分野との重複を避けるために、法はこれら的高齢者の特別な権利について重点的に規定している²⁶³。したがって、1996年法の立法府解釈によると、「權益」は憲法・法律で規定されている権利であり、法の主要な保障である。当該「權益」は国民一般の権利と高齢者にとっての特別な権利で構成されているといえよう。

上記の通り、2012年法の立法府解釈は、「權益」そのものの意味および「權益」と「権利」の関係を説明していない。上記の1996年法の立法府解釈（1996年法第4条1項および2項）の見解をそのまま踏襲している可能性が高いといえよう。すると、1996年法第4条2項を

²⁶¹ 田敬科＝張同春編『中華人民共和国高齢者權益保障法の解釈』（華齡出版社、1997）9頁（田敬科，張同春主編，中華人民共和國老年人權益保障法釋義[M]，北京：華齡出版社，1997：9。）参照。

²⁶² 田等・前掲書（注37）6、9-10頁。挙げられた憲法の権利と義務は、高齢・疾病・労働力喪失の場合に国および社会から物質的な支援を受ける権利（憲法第45条1項）、子が親を扶養する義務（同法第49条3項）、高齢者虐待の禁止（同第49条第4項）、国民の労働の権利（同第42条）、労働者の休息の権利（同第43条）、国・社会による退職後の生活保障（同第44条）、その他の国民の政治・人身・財産に関する権利（同第33条から第50条）である。なお、憲法第49条3項と異なり、法は孫や祖父母を含む「卑属から尊属への扶養」という文言を使用していることに留意する必要がある。この点、中国の婚姻法における扶養も法と同様である。

²⁶³ 田等・前掲書（注37）10-11頁。高齢者の特別な権利として、国および社会から物質的な支援を受ける権利（憲法第45条1項、1996年法第4条2項前段）および社会の発展の成果を享受する権利（1996年法第4条2項後段）が挙げられている。当該二つの権利は、2012年の法改正によって、四つの権利となった（2012年法第3条2項）。

拡充した 2012 年法第 3 条 2 項の四つの権利も高齢者にとっての特別な権利であるといえよう。

したがって、本節第 2 款で分析した 2012 年法の立法府解釈の「権益」保障の理解と合わせると、「権益」保障とは、憲法・法律で規定されている国民一般の権利および高齢者の特別な権利（2012 年法第 3 条 2 項の四つの権利）の保障、高齢者の差別、侮辱、虐待又は遺棄の禁止（2012 年法第 3 条 3 項）並びに法を遵守する高齢者の義務（2012 年法第 11 条）であるといえよう²⁶⁴。

また、1996 年法の立法府解釈によると、高齢者の「権益」保障（1996 年法第 1 条等）と「高齢者権益保障業務」（1996 年法第 5 条 2 項）の範囲は同様である²⁶⁵。この理解は、2012 年法の立法府解釈の理解と同様である。したがって、「高齢者権益保障業務」は、高齢者の「権益」保障を対象とする具体的な業務であると分析できよう（上記（本節第 6 款）参照）。

（イ）「高齢事業」

1996 年法では、「高齢者事業」と表現されているが、2012 年の法改正によって、「高齢事業」と改名された（1996 年法第 1 条、2012 年法第 1 条）。しかし、2012 年法の立法府解釈は、改正の理由や「高齢事業」の定義等について説明していない。したがって、2012 年法の立法府解釈は、1996 年法の立法府解釈における「高齢者事業」の説明を引き継いでいる可能性が高いといえよう。以下、1996 年法の立法府解釈における「高齢者事業」の説明を確認する。

1996 年法の立法府解釈では、「高齢者事業」は、高齢者のための事業であり、諸々の側面を含む社会性・公益性の強い事業であるとされている²⁶⁶。同事業を担う主体は、国（政府）と社会（社会組織・個人、外資等）である。「高齢者事業」の内容は、①高齢者のために社会保障制度を構築すること（年金、医療保険等）、②高齢者のために各種の福祉施設（福利院²⁶⁷、老人ホーム、敬老院等）を建設すること、③高齢者に多様なサービス（社区における高齢者向けサービス、訪問サービス等）および優遇措置（観光・交通の優遇、建物の建設に

²⁶⁴法を遵守する義務を高齢者に課す（2012 年法第 11 条）ことも高齢者の「権益」保障の内容となっている。この理由について、立法府解釈は「権利には義務が付くものである」という点を説明しているのみである。この点については、さらなる検討が必要であろう。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）24 頁。

²⁶⁵ 田等・前掲書（注 37）13-14 頁。

²⁶⁶ 以下、田等・前掲書（注 37）3-4 頁。

²⁶⁷ 「福利院」は、日本の特別養護老人ホームに相当すると理解する。

おける高齢者に対する配慮等)を提供すること等である。

すなわち、「高齢事業」は諸々の側面を有している高齢者（高齢）のための事業であり、国・社会がその担い手を務める、社会性・公益性の強い事業であるといえよう。ただし、具体的な内容については、2012年法の関連条文を分析する必要がある。また、同事業の基本目標は、上記本節第6款の通り、a)高齢者の「権益」を保障する各種の制度の完備、b)高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善すること、c)高齢になっても養われることができ、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現することである。

(ウ)「敬老」・「養老」・「助老」という美德

本節第2款で記載した2012年法の立法府解釈によれば、「敬老」、「養老」は中国の伝統的な美德であり、新たに設けられた「助老」は、その美德の延長線にあると説明されているのみである(2012年法第1条)。

1996年法の立法府解釈では、「敬老」、「養老」は伝統的な美德であり、その内容は高齢者を、経済的に養い、生活の世話をし、精神的に扶養することであると説明されている(1996年法第1条)²⁶⁸。そして、「敬老」、「養老」の特徴は、①高齢者を経済的に保障すると同時に、精神的にも保障することであり、②中国の伝統的な美德でありながら、歴史的にも(西漢から清まで)法的な義務であるとなっている点である。さらに、「敬老」、「養老」の美德の具体的な内容は、a)高齢者に満足感、自由、幸福、温もりを与えて、孤独感を減少させること、b)高齢者を尊重し、ケアし、手助けするという良好な社会の風潮を形成することである。最後に、「敬老」、「養老」以外に、「尊老」、「愛老」、「助老」等の高齢者を対象とする美德の表現が各種存在しているが、それらはすべて「敬老」、「養老」に含まれていると説明されている。

上記の内容を踏まえると、まず、1996年法および2012年法の立法府解釈の双方が「敬老」、「養老」は伝統的な美德であると説明している。続いて、「敬老」、「養老」の内容、特徴、機能については1996年法の立法府解釈が説明している。最後に、1996年法の立法府解釈では、「助老」は「尊老」、「愛老」等と同様に、高齢者を対象とする美德の表現の一つとされており、「敬老」、「養老」に含まれると説明されているが、2012年法の立法府解釈では、

²⁶⁸ 以下、田等・前掲書(注37)4-5頁。

「助老」は、「敬老」、「養老」という伝統的な美德の延長線にあると説明されている。この点、「助老」の意味することについては、後者の説明を採用すべきであろう。したがって、「敬老」、「養老」は伝統的な美德であり、その内容、特徴、機能は1996年法の立法府解釈の通りである一方、「助老」は「敬老」、「養老」の延長線にあるものの、具体的な内容は説明されていない。

本節では、高権法を理解するために、最も重要な資料である1996年法および2012年法の立法府解釈に着目し、その総則編を分析してきた。その際に、立法府解釈で説明されているものと説明されていないものを詳細に確認してきた。そして、立法府解釈からわかる内容を整理してきた（本節第8款(1)）。さらに、3つの法の目的についての立法府解釈の内容を整理してきた（本節第8款(2)）。これによって、高権法の仕組みおよび高権法における重要な概念がある程度明らかになった。以下は、さらに「権益保障」、「養老」、「高齢事業」という3つの高権法の目的における概念を確認する。

なお、新たに設けられた2012年法第5条3項や「高齢者産業」（本節第5款(3)）等の説明がないこと等からすれば、立法府解釈から読み取れるものに限界があるといえよう。

第2節 高権法における権益保障

上記の通り、「権益保障」は高権法の主要な目的であるが、その意味は必ずしも明白ではない。というのも、まず、①高権法の条文のみでは、「権益」の意味は明白ではない。高権法の名称のみならず、複数の条文において「権益」という表現が使用されている（例：1996年法第1条、第4条1項；2012年法第1条、第3条1項）。同時に「権利」という表現も使用されている（例：1996年法第4条2項；2012年法第3条2項）。しかし、両者の定義および関係は条文上明らかではない。そして、②法をめぐる学説において、権益保障の意味に関する議論は多くはない²⁶⁹。こういう議論の中、さらに、立法府解釈が示す「権益」の意味と齟齬のある学説が存在する。例えば、2012年法の「権益」の説明として「法律が明文により規定する権利を含むと同時に、各種法律により保護すべき利益も含む」というものがあり、「権益」を(a)法律が明文により規定する権利と(b)法律により保護すべき利益とに分けている²⁷⁰。しかし、上記第2章第1節の通り、高権法の立法府解釈は「権益」と「権利」とを同様なものと理解し、「権益」が中国の憲法・法律で定める国民の権利および高権法で規定する高齢者の特別な権利によって構成されていると説明している。また、③そもそも、中国法一般において、「権益」の意味に関する合意があるとはいえない(下記第1款と第2款)。

権益保障は高権法の主要な目的であり、高権法を理解するために極めて重要な概念である。したがって、以下の第1款で中国法における「権益」の現状、第2款で不法行為法における「権益」の議論、第3款で本論文の立場、第4款で権益保障の裁判規範性（裁判での根拠となれるか）を通じて、高権法における「権益保障」の意味を検討する。

第1款 中国法における権益

「権益」という表現は日本法において、ほとんど使用されてはいないが²⁷¹、中国法にお

²⁶⁹ ①権益保障の定義について、麦鋭『中華人民共和国高齢者権益保障法注釈付きバージョン』（法律出版社、2014）（麦鋭、中華人民共和国老年人权益保障法注释本[M]。北京：法律出版社，2014.）。②権益保障の内容について、梁中堂＝翟勝明「高齢者の合法的な権益の問題の試論」理論探索 1995年の1号（1995）39-42頁（梁中堂，翟勝明。试论老年人的合法权益问题[J]。理论探索，1995（1）：39-42.）（以下、「梁等・論文1」という。）、梁中堂＝翟勝明「高齢者の権益保障の問題を試論する」中国人口科学 1996年の4号（1996）46-49頁（梁中堂，翟勝明。试论老年人的权益保障问题[J]。中国人口科学，1996（4）：46-49.）（以下、「梁等・論文2」という。）、吳国平「高齢者権益の法的保障に関する研究」広州大学学报（社会科学版）16巻3号（2017）28-33頁（吳国平。老年人权益的法律保障研究[J]。广州大学学报（社会科学版），2017（16-3）：28-33.）

²⁷⁰ 表・前掲書（注88）3頁。この本は、高権法の参考資料として、中国では一般的に使用されている。

²⁷¹ 一般的な言葉として、「権益」を中日の辞書を調べると、「権利と利益」（相原茂（編）『現代中国語新語辞典』（講談社、2007）331頁）、または「（法律で保証されている）権利」（松岡栄志等（編著）『クラウン中日辞典』（三省堂、2008）918頁）という異なる説明が存在する。

いては幅広く使用されている。例えば、中国の民法分野において、権利、利益または法益（法的に保護される利益）が一般的に使用されているが、個別の法律の総則には、しばしば「権益」という表現がみられる（例：不法行為法第1条、婚姻法第2条）²⁷²。そして、刑法（第307条の1虚偽訴訟の罪）、会計・金融等の法分野においても、「権益」の表現が使用されている²⁷³。また、特定のグループを保護または保障するための法律分野では、「権益」という表現が高頻度で使用されている。例えば、法以外として、中国の「消費者権益保護法」、「女性権益保障法」の法律名および各法律の第1条に「権益」を使用し、「障がい者保障法」（第1条）、「未成年者保護法」（第1条）の条文には特定のグループの「権益」の保護または保障を目的とする規定がある。

「権益」をめぐる学説から見れば、権利と利益の関係性は民法、労働法等の法分野において議論されてきたが、「権益」そのものに関する議論は少なく、合意されたものがあるとも言い難い²⁷⁴。労働法等の分野の議論はその分野の特殊性が強いゆえ、法における「権益」の議論に馴染まないと考える。したがって、本論文は権利と利益の関係性について議論が多く存在する、中国の民法分野の不法行為法における議論を参照したい。

²⁷² 不法行為法や婚姻法等は、「民法典」（2020年5月28日に成立し、2021年1月1日に施行）の施行により廃止された。

²⁷³ 刑法、会計・金融等の法分野における「権益」の使い方は、高齢者の問題との関連性が極めて薄いため、本論文の検討対象ではない。

²⁷⁴ ①民法分野の不法行為法における議論として、李岩「民事法益と権利、利益の間の転換」社会縦横—法学検討23巻3号（2008）73-75頁（李岩. 民事法益与权利、利益的转化关系 [J]. 社会纵横-法学探讨, 2008 (23-3): 73-75.）（以下、「李・論文1」という。）、于飛「不法行為法における権利と利益を区別する方法」法学研究2011年第4号（2011）104-119頁（于飞. 侵权法中权利与利益的区分方法 [J]. 法学研究, 2011 (4): 104-119.）、陽庚徳「不法行為法は権利と利益を区別して保護する理論」政法論壇31巻1号（2013）99-106頁（阳庚德. 侵权法对权利和利益区别保护论 [J]. 政法论坛, 2013 (31-1): 99-106.）、李炎「不法行為責任法の権利創造機能再考—権利と利益の区別的保護を足掛かりとして」華僑大学学报（哲学社会科学版）2017年第4号（2017）102-128頁（李炎. 侵权责任法的创权功能再思考—以权利与利益的区分保护为基点 [J]. 华侨大学学报（哲学社会科学版）, 2017 (4): 102-128.）（以下、「李・論文2」という。）。②民法分野の婚姻法第2条の解釈として、「権益」は特殊なグループの権利であるという説がみられる（法律出版社法規センター（編）『中華人民共和国婚姻法注釈付きバージョン』（法律出版社、2017）7頁（法律出版社法規中心編. 中华人民共和国婚姻法注释本 [M]. 北京：法律出版社, 2017: 7.））。③都市の区画整理による住居の取り壊し問題にかかわる権利と利益の検討として、馮玉軍「権力、権利と利益の戦い—現在我が国における都市の区画整理による住居の取り壊し問題に対する法的・経済的分析」中国法学2007年の第4号（2007）39-59頁（冯玉军. 权力、权利和利益的博弈—我国当前城市房屋拆迁问题的法律与经济分析 [J]. 中国法学, 2007 (4): 39-59.）。④労働法分野における議論として：楊強「権利から利益へ：我が国における労働紛争の新たな特徴およびその対応策」中国労働関係学院学報24巻6号（2010）63-67頁（杨强. 从权利到利益：我国劳动争议的新特点及其应对 [J]. 中国劳动关系学院学报, 2010 (24-6): 63-67.）。

第2款 不法行為法における権益

上記の通り、不法行為法第1条に「権益」という表現が使用されている²⁷⁵。立法者の理由としては、①権利と利益の線引きが困難であり、現段階ではうまく線引きできない。②関係性を示さず単純に並列する、またはどちらかにまとめるのを避けたいため「権益」という表現を使用した²⁷⁶。すなわち、立法者にとって「権益」は権利と利益を異なるものとしながら、線引きせず、同様に扱う概念となっているといえよう。しかし、権利、利益等の関係性に関する学説には権利と利益を同様に扱う説がみられる一方で、区別して取り扱う説²⁷⁷、実務上区別せざるを得ない説もある²⁷⁸。さらに権利、利益、法益の三者関係について、権利、利益、法益が一定の条件で転換できる説、利益は法益を包含し、法益は権利を包含する説があり²⁷⁹、利益は法益と権利で構成されている説²⁸⁰、利益は一定の過程を経て、権利として新たに創設できる説²⁸¹が存在する。

したがって、不法行為法において、「権益」は権利、利益または法益の関係で議論されているものであり、その意味は合意されたものではないといえよう。

第3款 本論文の立場

以上の「権益」に関する内容を踏まえて、本論文は以下の通りに分析する。

①立法府解釈と学説の齟齬については、上記の通り、法の立法府解釈は「権益」と権利とを同一視し、国民の一般的な権利のみならず、高齢者の特別な権利も含むと解釈している。一方、学説には「権益」を①法律が明文により規定する権利と②法律により保護すべき利益の組み合わせであると定義する説がみられる。前者は権利、利益の関係性を言及せず、特定のグループの特別な権利保障を重視しており、後者は権利、利益の関係を明確にしたが、特定のグループの権利保障の視点がないように考えられる。したがって、前者は特定のグルー

²⁷⁵ 不法行為法第1条（筆者翻訳）：民事主体の合法的な権益を保護し、不法行為責任を明確にし、不法行為を予防および制裁し、社会の調和と安定を促進するため、本法を制定する。

²⁷⁶ 王勝明（編）『中華人民共和国不法行為責任法解説』（中国法制出版社、2010）10頁（王勝明主編、中華人民共和国侵权责任法解读[M]。北京：中国法制出版社，2010：10.）、王勝明「不法行為責任法」中国民商法律網HP（王勝明：《侵权责任法立法思考（一）》，載中国民商法律網）
<<http://old.civillaw.com.cn/article/default.asp?id=47193>>（2019年6月21日参照）。そして、立法者の意見として、権利と利益を保護するための要件および程度を同様なものとする。

²⁷⁷ 于・前掲論文（注274）104-119頁。

²⁷⁸ 李・論文2（前掲注274）103頁。

²⁷⁹ 李・論文1（前掲注274）73-75頁。

²⁸⁰ 陽・前掲論文（注274）99-106頁。

²⁸¹ 李・論文2（前掲注274）105-117頁。

プを保護または保障するための法律（「消費者権益保護法」、「女性権益保障法」等）において、「権益」という表現が高頻度で使用されている傾向に合致しており、後者は不法行為法における権利、利益または法益の関係性の議論を重視し、権利、利益を区別して取り扱う説に親和性が高いといえよう。さらに、法そのものは特定のグループの権利保障を目的とする法律であることおよび立法府解釈の重要性を考慮すると、法における「権益」は権利と利益の関係性を重視するものではなく、高齢者という特定のグループの特別な権利を保障する前者の解釈がよりふさわしいであろう。また、法をめぐる学説において、権益保障の内容を議論する学説はほとんど、様々な権利を「権益」の内容としている点²⁸²も前者の解釈を支持していると考えられる。

②本論文における権益保障の意味については、上記の通り、法の立法府解釈を支持する。すなわち、権益保障²⁸³とは、憲法・法律で規定している国民一般の権利および高齢者にとって特別な権利（a. 国および社会から物質的な支援を受ける権利、b. 社会サービスを享受する権利、c. 社会的優遇を享受する権利、d. 社会の発展に参加して発展の成果を享受する権利（2012年法第3条2項））を保障し、高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止し（2012年法第3条3項）、さらに、高齢者に法の遵守の義務を課す（2012年法第11条）ことである（本論文第2章第1節）。

これによって、高権法における「権益保障」は「権利保障」であることが明らかになった。

第4款 権益保障の裁判規範性

第1章第3節によると、家族の扶養義務との関連で、高権法を用いる裁判例がある。しかし、家族の扶養義務以外に、とりわけ総則で規定している権益保障は裁判規範になれるかはまだ不明確である。

そこで、「国民が国の規定した法定退職年齢に達し、または高齢により労働力喪失となった場合、法律に基づき、国・社会からの物質的・経済的な支援（憲法第45条）および子からの扶養を受ける権利（憲法第49条）」を主要な内容とする「養老権」という概念を唱える

²⁸² 法をめぐる権益保障の内容を「労働の権利」、「生活保障の権利（経済的な援助、居住、財産権の保護）」、「婚姻の自由」とする学説があり（梁等・論文1（前掲注269）39-42頁、梁等・論文2（前掲注269）46-49頁）、法をめぐる権益保障の内容を「子から扶養される権利」、「私有財産の権利」、「医療保障の権利」、「社会参加の権利」、「教育を受ける権利」、「娯楽の権利」、「訴訟の権利」とする学説がある（呉・前掲論文（注138）28-29頁）。

²⁸³ 本論文では、法における「保障」の意味合いは、積極的な給付（家族からの給付・扶養を含む）と権利侵害への排除の両方を含むと理解する。

学説がある²⁸⁴。

当該学説によれば、「養老権」は基本的な人権であり、憲法に基づく基本的な権利であり、高権法に保障される権利でもある²⁸⁵。そして、国際条約および中国の憲法の要請から、「養老権」の裁判規範性があるべきであると主張しており、「養老権」の具体的な内容は法、婚姻法、刑法等に規定が存在すると主張している。とりわけ、高権法における諸々の「権益」を保障する規定（本節第3款の権益保障の内容に包含されると本論文は理解している）は訴訟において、具体的な根拠となりうると主張している。

当該学説は国際条約および憲法レベルの議論を中心としており、高権法に関しては具体的な分析がない。したがって、高権法における権益保障の裁判規範性はこの学説により明確になっているとも言い難い。ただし、子からの扶養を受ける権利（憲法第49条）が「養老権」として主張され、高権法における家族扶養を規定する部分はすでに裁判規範となっていることと合わせて考えれば、高権法における権益保障の裁判規範性を議論する糸口になる可能性があるだろう。

権益保障の裁判規範性の検討は、法の解釈の研究に当たって、重要な課題であり、今後さらに検討する価値があるといえよう。

²⁸⁴ 劉靈芝「中国の憲法における公民の養老権およびその意義」世紀橋 220 号（2011）56-57 頁（刘灵芝. 我国宪法中的公民养老权及其意义 [J]. 世纪桥, 2011 (220) : 56-57.）、劉靈芝「公民の養老権の権利性を論じる」河北法学 29 卷 6 号（2011）55-63 頁（刘灵芝. 论公民养老权的可诉性 [J]. 河北法学, 2011 (29-6) : 55-63.）（以下、「劉・論文 1」という。）。

²⁸⁵ 以下、劉・論文 1（前掲注 284）55-63 頁。

第3節 高権法における養老

次は、条文と立法府解釈に基づき、高権法における「養老」の概念をさらに確認する。

第1款 高権法の総則における養老

(1) 2012年法第1条および1996年法第1条

最初に、2012年法第1条および1996年法第1条の文言からみれば、高権法の総則における「敬老」・「養老」は中国の伝統的な美德である²⁸⁶。そして、上記第2章第1節第8款の通り、立法府解釈の総則編によれば、「敬老」・「養老」という美德の内容は高齢者に対して、経済的に養い、生活の世話をし、精神的に扶養することである。当該美德の特徴は、①高齢者を経済的に保障すると同時に、精神的にも保障すること、②中国の伝統的な美德でありながら、歴史において（西漢から清まで）法的な義務でもあったことである。当該美德の機能はa. 高齢者に満足感、自由、幸福、温もりを与えて、孤独感を減少させること、b. 高齢者に対する尊重・ケア・手助けという良好な社会の風潮を形成させることである。また、2012年法で新たに設けられた「助老」（2012年法第1条）は当該美德の延長線にあると説明されている。

したがって、2012年法第1条および1996年法第1条における「養老」は、「敬老」・「養老」・（「助老」）という美德に属し、高齢者に対する経済的な養い、生活の世話および精神的な扶養を内容とする中国の伝統的な美德であるといえよう。

(2) 2012年法第5条2項

最初に、2012年に新たに設けた2012年法第5条2項における「高齢者向け社会サービスシステム」の原文は「社会『養老（养老）』サービスシステム」である。条文の文言からすれば、当該条文における「養老」は「社会サービスシステム」を意味することから、美德ではなく、「方法としての養老」を指すと理解している。

そして、上記第2章第1節第4款の通り、立法府解釈の総則編によれば、「高齢者向け（養老）社会サービスシステム」の構成要素は「在宅養老」、「高齢者向け（養老）社区サービス」および「高齢者向け（養老）施設サービス」である。構成要素のうち、さらに「在宅養老」はa. 高齢者自身が老後生活を送ること、b. 家族からの「世話サービス」（扶養）を受けるこ

²⁸⁶ 高権法の総則において、1996年法第7条、同第8条、2012年法第8条2項、3項、同第10条も同様に「養老」を美德としている。

と、c. 国・社会からの「高齢者向け在宅サービス」（訪問サービス）を受けることに分けられている。構成要素の内容をみればわかるように、すべて「養老」の方法について規定している内容であるため、2012 年法第 5 条 2 項における「高齢者向け（養老）社会サービスシステム」の「養老」は「方法としての養老」を指すと理解している。

したがって、2012 年法第 5 条 2 項における「高齢者向け（養老）社会サービスシステム」の「養老」は、上記 2012 年法第 1 条および 1996 年法第 1 条と異なり、美德ではなく、担い手（高齢者自身、家族、国・社会）を意識している「方法としての養老」を指すことになる。また、「在宅養老」における a. と b. は「高齢者向け（養老）社会サービスシステム」に含まれていないこと（上記第 2 章第 1 節第 4 款参照）からすれば、2012 年法第 5 条 2 項における「高齢者向け（養老）社会サービスシステム」は、国・社会が担い手としての「方法としての養老」であると理解できよう。なお、高権法の総則には上記以外に、「養老」を使用する条文はない。

第 2 款 高権法の第 2 章における養老

（1）方法としての養老

高権法の総則に続き、その第 2 章家族扶養における最初の条文は、「養老」について規定している（1996 年法第 10 条、2012 年法第 13 条）²⁸⁷。文言からすれば、高齢者の「養老」と家族の関係が規定されており、当該「養老」は、「養老」の担い手を意識した「方法としての養老」を意味するように読み取れる。以下（2）で論じる「家族扶養²⁸⁸」に入る前に、立法府解釈における、1996 年法第 10 条および 2012 年法第 13 条の「養老」の意味を確認したい。

<1996 年法第 10 条> 高齢者の養老は主に家族に頼り、家族の構成員は高齢者に対して、気遣いおよび世話をしなければならない。

<2012 年法第 13 条> 高齢者の養老は居宅を基礎とし、家族の構成員は高齢者を尊

²⁸⁷ 1996 年法の第 2 章において、その第 10 条以外には、「養老」を使用する条文はない。2012 年法の第 2 章において、その第 13 条以外には、第 15 条 2 項の「高齢者向け（養老）施設」および第 27 条の「家族扶養（養老）」がある。

²⁸⁸ 原文は「家族養老」であるが、「はじめに」の言葉の整理に従って、担い手は家族のみの場合、「養老」を「扶養」と翻訳して、「家族養老」を「家族扶養」とする。

重し、気遣いおよび世話をしなければならない。

2012年の立法府解釈は「養老」の概念を正面から説明していないが、1996年の立法府解釈は「養老」を次の通り定義している。「養老」とは、高齢者が加齢により、元の職から離れて、悠々として余生を送ることである²⁸⁹。しかし、高齢化の影響で、高齢者は余生を送ること（養老）自体が社会問題となっている²⁹⁰。国はこのような養老問題に対応して、必要な「養老政策」を講じるために、「方法としての養老」を確立させることが重要である。したがって、1996年法第10条の趣旨は「方法としての養老」の確立であるとも説明されている。

すなわち、1996年法第10条の「養老」は「方法としての養老」を意味し、担い手を限定していない「方法としての養老」全般を意味するといえよう（主要な担い手を家族に限定するのは「主に家族に頼り」という文言である）。

これに対して、2012年法第13条の「養老」について、2012年法の立法府解釈は、①その第13条の「養老」をめぐる説明において、「方法としての養老」の説明を中心としていること、②正面から「養老」の定義、第13条の趣旨を説明せずに、条文の変更点のみを説明していることがみられる²⁹¹。したがって、立法府解釈において、2012年法第13条の「養老」は1996年法第10条の「養老」の意味を引き継いでいるといえよう。

したがって、条文の文言および立法府解釈によれば、1996年法第10条および2012年法第13条の「養老」の意味は同様であり、担い手を限定していない「方法としての養老」全般を意味するといえよう。

（2）家族扶養と在宅養老

続いて、1996年法第10条および2012年法第13条の相違点について検討する。上記（1）の両条文の内容を比較すればわかるように、1996年法第10条の「主に家族に頼り」は2012年法第13条の「居宅を基礎とし」に改正された。条文の文言のみでは、この改正は具体的に何を改正したかについては読み取れない。したがって、以下は立法府解釈を中心に検討を行う。

²⁸⁹ 田敬科等・前掲書（注37）24頁。

²⁹⁰ 以下、田敬科等・前掲書（注37）22頁。

²⁹¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）64-67頁。

1) 1996年立法府解釈における家族扶養

1996年の立法府解釈は、1996年法第10条の「養老は主に家族に頼り」という文言を「家族扶養」としており、同第10条は「家族扶養」を中心とする「方法としての養老」を確立し、高齢事業に対する指針を構築したと説明している²⁹²。「家族扶養」の内容は(下記(図1))、①家族の構成員、とりわけ、扶養義務者が経済的に高齢者を養うこと(基本的な保障)、②家族の構成員が高齢者に世話および精神的な慰藉を提供することである(同第10条後半)。「家族扶養」のポイントは、a. 高齢者が主として家族と一緒に居住・生活すること、b. 扶養義務者が扶養義務を履行すること、c. 家族の構成員は扶養義務の有無にかかわらず、高齢者に対して、気遣いおよび世話をする義務を負うこと、d. 高齢者が家族愛の満ちた環境で幸福な生活を営むことを目的とすることである。「家族扶養」の位置づけは、「敬老」・「養老」の美德(1996年法第1条)を表す「方法としての養老」である。さらに、同第10条および前記「家族扶養」内容・ポイントにおける「家族の構成員」とは、婚姻および血縁を基礎とする社会の単位であり、扶養義務者(同居かどうかを問わず)およびその他の共同生活をしている親族を含む。具体例として、高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹、または共同生活をしている嫁もしくは婿等の親族が挙げられている。なお、1996年の立法府解釈によると、「家族扶養」は「在宅養老」の意味をも含んでいる。当該「在宅養老」は、家族の生活の場での「養老」を意味する。

最後に、1996年の立法府解釈は、「家族扶養」を「方法としての養老」の中心とする理由を以下の通りに説明している²⁹³。1996年の時点において、「家族扶養」の機能が弱体化しているが、その機能は代替不可能なものである。1996年現在および将来の長い間に、「家族扶養」は主要な「方法としての養老」である。というのも、①経済的にみれば、高齢人口が多い一方で、中国は発展途上国であり、国・社会の負担能力が高くない。とりわけ、経済発展が遅れていて、国・社会の役割が発揮しづらい農村部において、4分の3の高齢者が集中している。したがって、現状として、「家族扶養」を「方法としての養老」の中心とせざるを得ない。②伝統文化からみれば、西洋文化と異なり、卑属が尊属を扶養することは中華民族の美德であり、擁護すべきものである。したがって、「家族扶養」を「方法としての養老」の中心とすることは美德の発揚のためでもある。③国・社会を中心とする「方法としての養

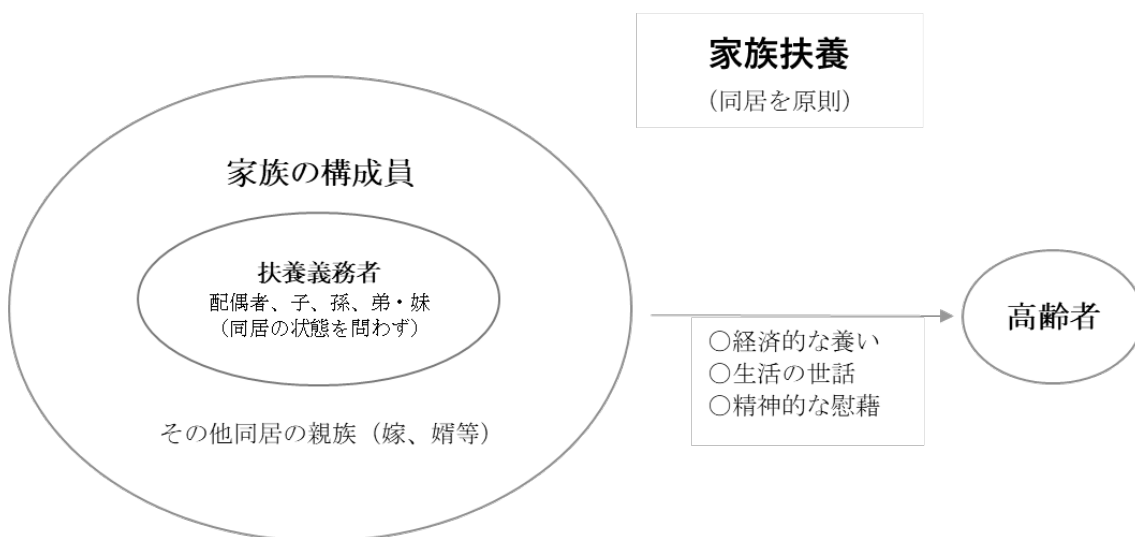
²⁹² 以下、田敬科等・前掲書(注37)22-25頁。

²⁹³ 以下、田敬科等・前掲書(注37)23、25-29頁。

老」を実行している先進国（スウェーデン等）例からみれば、社会負担の高騰、家族機能の崩壊が教訓となる。すなわち、国・社会を中心とする「方法としての養老」（社会保障等）には限界がある。④住み慣れた環境・家族愛の提供という点は、「家族扶養」の特有の性質であり、高齢者の生活慣習、心理的・精神的なニーズに合致する。この点は他の「方法としての養老」が代替できない。以上の四点から、「家族扶養」は代替不可能なものであり、たとえ将来的に、国・社会の経済的な負担能力が高まったとしても、「家族扶養」の役割の重要性は変わらない。

なお、「家族扶養」を強調することは、国・社会の「養老」に対するあるべき役割を軽減させることではないとも説明されている²⁹⁴。例えば、①「家族扶養」の宣伝、「家族扶養」を支える政策の構築（父母と同居する場合の家賃または父母と同居するための住宅の購入代金に対する優遇政策、父母と同居する場合の税の優遇政策）が挙げられており、②国・社会の負担能力に応じて、その「養老」の機能を発展させること（各種の社会保険、福祉施設、高齢者住宅、デイケア、リハビリ施設、社区サービス等）が挙げられている。

1996 年法第 10 条における家族扶養（図 1）



(筆者作成)

以上によれば、1996 年立法府解釈における「家族扶養」の特徴は以下の通りに整理でき

²⁹⁴ 以下、田敬科等・前掲書（注 37）23、29 頁。

よう。①「家族扶養」は主要な「方法としての養老」である。②その仕組みは、同居を原則として、家族の構成員（扶養義務者、その他同居の親族）は高齢者に対して、経済的な養い、生活の世話および精神的な慰藉を提供するものである。③「家族扶養」は、「敬老」・「養老」の美德（1996年法第1条）を実現している「方法としての養老」である。④住み慣れた環境・家族愛の提供という点において、「家族扶養」は特徴的である。

なお、上記1996年法第10条における「家族扶養」の具体的な権利義務関係は同法第2章の他の条文で規定している²⁹⁵。

2) 2012年立法府解釈における在宅養老

2012年の立法府解釈は、2012年法第13条の「養老は居宅を基礎とし」という文言を「在宅養老²⁹⁶」としており、「方法としての養老」の一つであるとしている²⁹⁷。そして、伝統的なa. 家族の構成員を主体とする「家族扶養」およびb. 国・社会を主体とする「方法としての養老」（施設、社区を含む）に対して、それらの良さを整合させている「在宅養老」を新たな「方法としての養老」として説明している。また、「在宅養老」とは、高齢者が家に居住しながら、家族の構成員および国・社会から扶養または高齢者向けサービスを受ける「方法としての養老」である。さらに、その性質は、「養老」の基盤であり、家族、国・社会（施設、社区を含む）という「養老」の担い手に、活躍の場を提供する土台であると説明している（下記（図2））。

「在宅養老」という「方法としての養老」を基礎（基盤）とする理由は以下の通りである²⁹⁸。①核家族化、人口流動性の増加（出稼ぎ）、家族に対する観念の変化による「家族扶養」機能の弱体化がみられており、1996年法のように「家族扶養」を主要な「方法としての養老」とすることができなくなっている。しかし、②養老施設の数と質は一定期間において、低水準にとどまること等、国・社会の負担能力に限界がある。③「家族扶養」は「敬老」・「養老」等の伝統文化の具体化の一つであり、擁護すべきものである。このような状況において、④住み慣れた空間に住むことができ、比較的家族と短距離にいる（家族愛の提供）ことができ、国・社会（社区、施設を含む）からのサービスと家族からの扶養が連携できる

²⁹⁵ 田敬科等・前掲書（注37）22頁。

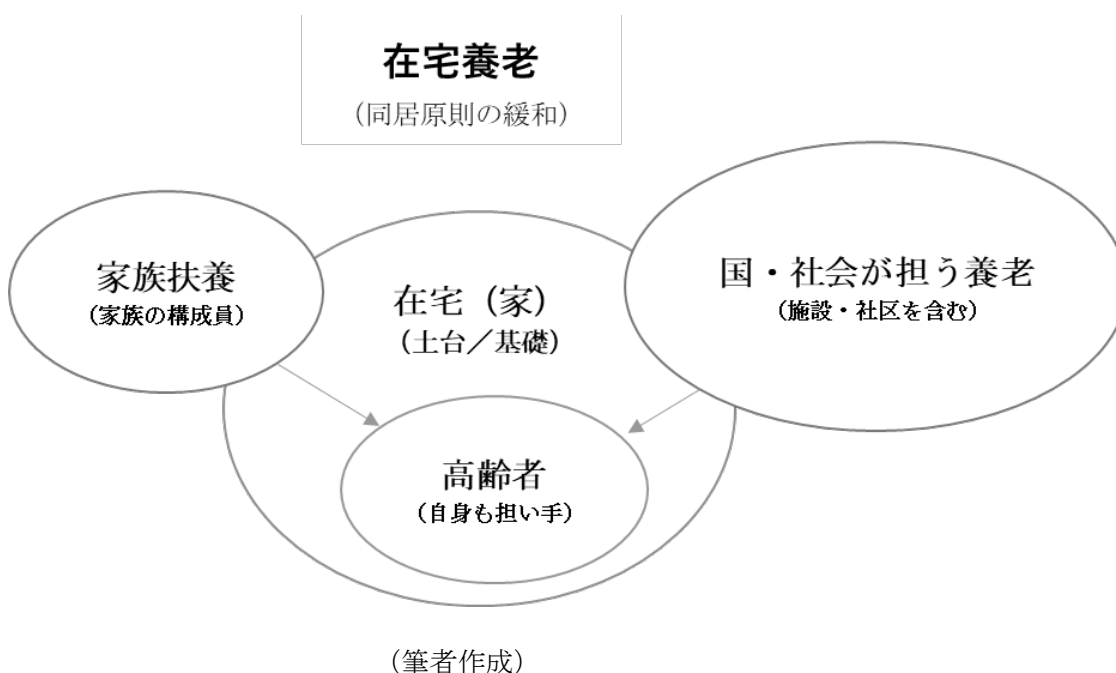
²⁹⁶ 「はじめに」での「言葉の整理」に従って、「方法としての養老」において、担い手は高齢者自身を含む場合、「養老」をそのまま使用する。「在宅養老」は高齢者自身を含むため、そのまま使用する。

²⁹⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）64-65頁。

²⁹⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）65-67頁。

「在宅養老」が主張されている（「家族扶養」と国・社会を担い手とする「方法としての養老」とのバランス）。さらに、⑤「施設より在宅」という高齢者の意向がみられており、⑥先進国で見られる施設から在宅への傾向もある。したがって、2012年法は「在宅養老」という「方法としての養老」を基礎（基盤）としている。

2012年法第13条における在宅養老（図2）



以上によれば、2012年法第13条における「在宅養老」の特徴は以下の通りに整理できよう。①上記第1款（2）と合わせてみれば、「在宅養老」は高齢者自身、家族、国・社会という担い手すべてを含んでいる「方法としての養老」である。②「在宅養老」は在宅（家）を土台として、「家族扶養」を国・社会を担い手とする「方法としての養老」と連携している「方法としての養老」である。そして、③「在宅養老」は「家族扶養」機能の弱体化を念頭におき、国・社会を担い手とする「方法としての養老」をさらに活用しているものである。さらに、④上記第2款（2）1）からすれば、1996年の立法府解釈において、「在宅養老」は「家族扶養」に含まれており、当該「在宅養老」は、家族の生活の場での「養老」を意味する。このような家族と同居するかどうかの点について、2012年の立法府解釈における「在宅養老」は、「家族扶養」の機能が弱体化している故に、高齢者が家族の構成員と同居する

という原則を緩和していると理解する²⁹⁹。⑤2012年法第13条における「在宅養老」は金銭より、サービスをより重視している。

以上によれば、高権法における「養老」の概念は、「美德としての養老」と「方法としての養老」のよって構成されていることが明らかになった。

²⁹⁹ 同居の原則の緩和は家族の構成員という概念に影響しており、2012年法における家族の構成員の概念についてさらに検討する必要がある。

第4節 高権法における高齢事業

次には、高権法における「高齢事業」の概念を条文の構造および立法府解釈に基づき、さらに検討する。

第1款 高齢事業の概念

最初に、1996年法における「高齢事業」（同法第1条）の概念を確認する。上記第2章第1節第8款の通り、1996年法の立法府解釈では、「高齢事業³⁰⁰」は、高齢者のための事業であり、諸々の側面を含むものである（定義）³⁰¹。その特徴として、社会性・公益性の強い事業であり、その発展は国・社会が担っている。「高齢事業」の内容としては、①年金、医療保険、低所得高齢者のための社会救助（最低生活保障）等の制度を構築すること、②高齢者のために各種の福祉施設（福利院³⁰²、老人ホーム、敬老院等）を建設すること、③高齢者に多様なサービス（社区における高齢者向けサービス、訪問サービス等）および優遇措置（観光・交通の優遇、建物の建設における高齢者に対する配慮等）を提供することが挙げられている。

続いて、2012年法における「高齢事業」（同法第1条）の概念を確認する。上記第2章第1節第8款の通り、2012年法の立法府解釈は、「高齢事業」について、その基本目標しか説明していない。したがって、2012年法における「高齢事業」の定義、特徴および内容は、基本的に1996年法の立法府解釈を引き継いでいると理解する。したがって、2012年法における「高齢事業」とは、高齢者（高齢）³⁰³のための諸々の側面を有している事業であり、国・社会がその担い手を務め、社会性・公益性の強い事業である（1996法の立法府解釈）。その基本目標は、a. 高齢者の「権益」を保障する各種の制度の完備、b. 高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善すること、c. 高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現することである（2012年法第4条2項）。ただし、2012年法における「高齢事

³⁰⁰ 1996年法第1条においては、「高齢者事業」と表現されているが、2012年の法改正によって、「高齢事業」（2012年法第1条）と改名された。しかし、2012年法の立法府解釈では、当該法改正の理由については、一切説明されていない。この事実から、当該法改正は、具体的な内容は別として、原則的な変更がないと推測する。したがって、本論文では、以下、1996年法における「高齢者事業」を2012年法の「高齢事業」と統一して、「高齢事業」という。

³⁰¹ 以下、田敬科等・前掲書（注37）3-4頁。

³⁰² 日本の特別養護老人ホームのイメージである。

³⁰³ 1996年法第1条の「高齢者事業」から、2012年法第1条の「高齢事業」に改名されたこと（前掲注(300)）によって、2012年法における「高齢事業」の定義には「(高齢)」を追加している。

業」の内容について、その範囲は、1996 年法における「高齢事業」と同様であると理解するが、具体的な項目は、そのまま 1996 年法における「高齢事業」の内容を引用してはいない。2012 年法における「高齢事業」の内容を明らかにするためには、大幅に改正された 2012 年法の関連条文をさらに分析する必要がある（下記第 2 款（2））。

第 2 款 高齢事業の内容

上記の通り、1996 年法および 2012 年法における「高齢事業」の概念のうち、さらに検討が必要なものは、「高齢事業」の内容である。以下は、その分析を進める。

（1）1996 年法における高齢事業の内容

まず、条文からみると、1996 年法第三章「社会保障」の内容は、上記 1996 年法の立法府解釈における「高齢事業」の内容に該当する。その理由は以下の通りである。上記第 1 章第 3 節の通り、1996 年法第三章「社会保障」は、①高齢者の所得保障として、年金制度を規定しており（同第 20 条から第 22 条）、さらに、低所得高齢者のための社会救助制度（同第 23 条）および家族以外の個人・組織との間で結ぶ扶養契約等（同第 24 条）を規定している。②高齢者の医療保障として、医療保険（同第 25 条）、医療扶助（同第 26 条）を規定しており、高齢者に対する医療給付の優遇（同第 27 条）、高齢者医療・保健の推進（同第 28 条）を規定している。③高齢者の住宅保障として、政策的住宅の分配および都市の設計における高齢者への配慮（同第 29 条、第 30 条）を規定している。④高齢者に対する他の保障として、高齢者の教育（同第 31 条）、文化活動（同第 32 条）、福祉施設（同第 33 条）、生活用具（同第 34 条）、社区サービス（同第 35 条）、観光・交通等に対する優遇（同第 36 条）、法的支援（同第 39 条）、農村高齢者の義務労働の免除（同第 37 条）、高齢者権益保障の宣伝（同第 38 条）を規定している。これら高齢者の社会保障システムをめぐる規定は、上記 1996 年法の立法府解釈における「高齢事業」の内容より詳細であるが、範囲は同様であると理解する。したがって、条文からみるとれば、1996 年法第三章「社会保障」の内容（高齢者の社会保障システムの内容）は、上記 1996 年法の立法府解釈における「高齢事業」の内容に該当する。

さらに、1996 年法の立法府解釈において、高齢者の社会保障システム（同法第 3 条）に

についての説明がある³⁰⁴。その内容は、①政府機関・事業ユニットの幹部、被用者、農民等の異なる対象者に対する年金、医療保険等の制度、②低所得高齢者のための社会救助（最低生活保障）等の制度、③高齢者のための福祉事業・優遇政策、④高齢者の生活のあらゆる困難に対応する多様なサービスである³⁰⁵。この説明にみられる高齢者の社会保障システムの内容の範囲も、上記1996年法の立法府解釈における「高齢事業」の内容の範囲と同様であると理解する。

したがって、1996年法の条文および立法府解釈の双方からみても、上記1996年法の立法府解釈における「高齢事業」の内容の範囲は、1996年法における高齢者の社会保障システムの内容の範囲と同様であるといえよう。したがって、1996年法の立法府解釈における「高齢事業」の具体的な内容を検討することは、1996年法第三章「社会保障」の内容（高齢者の社会保障システムの内容）を検討することになる。

（2）2012年法における高齢事業の内容

上記第1款の通り、2012年法における「高齢事業」の内容について、その範囲は、1996年法における「高齢事業」と同様であるが、具体的な項目には変化があると理解する。したがって、2012年法における「高齢事業」の内容を明らかにするためには、1996年法における「高齢事業」の内容、すなわち、1996年法における高齢者の社会保障システム（上記（1））の内容がどのように法改正されたのかを確認することになる。法改正された内容こそが、2012年法における「高齢事業」の内容であると理解することができよう。

まず、2012年法の立法府解釈によれば、①上記第2章第1節第4款の通り、総則における高齢者の社会保障システム（同法第5条1項）の内容は、a. 社会保険（保険としての経済的な保障）、b. 社会救助（国・社会が低収入の国民に対する経済的な最低限度の生活の保障）、c. 社会福祉（サービス保障）という3つの部分に分かれている³⁰⁶。②2012年法第3章「社会保障」における高齢者の社会保障システムの内容は、1996年法における広義の高齢者の社会保障（経済的な保障、サービス保障等分けずに、総合的な概念）に対する、国・社会から高齢者への経済的な保障に限定した、狭義なものである³⁰⁷。この定義に従い、2012年法

³⁰⁴ 以下、田敬科等・前掲書（注37）8-9頁。

³⁰⁵ 1996年法の立法府解釈における高齢者の社会保障システムの内容には、高齢者の社会参加への促進も含まれていることに留意する必要がある。

³⁰⁶ 全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注37）45-47頁。

³⁰⁷ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）25-27頁。

は1996年法の第3章「社会保障」を拡充して、経済的な保障に限定した第3章「社会保障」、そして新たに第4章「社会サービス」、第5章「社会的優遇」および第6章「快適な居住環境」を設けた。

上記①と②からすれば、2012年法の総則における高齢者の社会保障システムの内容は、広義のものであり、1996年法における広義の高齢者の社会保障システムの内容の範囲と同様である。ただし、さらにその内容は、経済的な保障・サービス保障・最低生活保障の3つに分類されていることに留意する必要がある。これに対して、2012年法第3章「社会保障」における高齢者の社会保障システムの内容は、経済的な保障に限定した狭義なものであり、同法第4章、第5章、第6章を加えると、1996年法の第3章における広義の高齢者の社会保障の内容の範囲と同様になる。

したがって、2012年法における「高齢事業」の内容は、2012年法第3章、第4章、第5章、第6章の内容を指しているといえよう。

続いて、2012年法の条文から、2012年法における「高齢事業」の具体的な内容を確認する。その内容は以下の通りである。

ア. 2012年法第3章において、1996年法第3章から部分的に受け継いだ、所得保障（年金・社会救助）（同第20条～第24条）、医療保障のなかの医療保険（同第25条）・医療扶助（同第26条）および住宅保障のなかの政策的住宅の分配（同第29条）はもちろん、それらに対する改正・拡充として、①低所得の高齢者が公的医療保険に加入するときの保険料の政府補助が新たに設けられたこと（2012年法第29条）、②高齢者の介護に対する国の介護事業と介護手当が新たに設けられたこと（同第30条）、③高齢者の社会救助の対象には、経済的な困窮者とホームレス等新たな類型が設けられたこと（同第31条）、④その他、高齢者の福祉制度の推進（同第33条）、高齢者の慈善事業（同第35条）等が新たに規定されたことも、2012年法における「高齢事業」の内容となる。

イ. 第4章において、1996年法第3章から部分的に受け継いだ、医療保障のなかの高齢者医療・保健の推進（同第28条）、高齢者の他の保障のなかの福祉施設（同第33条）・生活用具（同第34条）・社区サービス（同第35条）はもちろん、それらの内容を改正・拡充したのものとして、①政府の高齢者向けサービス（介護・精神的な慰藉に関するサービスを含む）に対する法的役割が新たに設けられたこと（2012年法第37条から第39条）、②高齢者にサービスを提供する高齢者向け施設をめぐって、政府の役割、施設基準、手続き（建設・終了・

サービス契約等)、管理監督、人材育成等が新たに設けられたこと(同第40条から第48条)、③高齢者医療に関する予防サービス・ターミナルケア等およびそれらに対する国の役割が新たに規定されたこと(同第49条、第50条)、④民間が主導する高齢者に商品・サービスを提供する高齢産業が新たに規定され、当該産業に関する国の役割が新たに規定されたこと(同第51条)も、2012年法における「高齢事業」の内容となる。

ウ. 第5章において、1996年法第3章から部分的に受け継いだ、高齢者に対する医療給付の優遇(同第27条)、観光・交通等の優遇(同第36条)、法的支援(同第39条)、農村高齢者の義務労働の免除(同第37条)という高齢者を優遇する条文はもちろん、それらを改正し、さらに内容を拡充したものとして、①政府の高齢者の優遇に対する役割が新たに規定されたこと(2012年法第52条から第54条)、②博物館、美術館等の公共施設の高齢者への優遇が新たに設けられたこと(同第58条)も、2012年法における「高齢事業」の内容となる。

エ. 第6章において、1996年法第3章から部分的に受け継いだ、都市の設計における高齢者への配慮(同第30条)はもちろん、それを改正し、さらに内容を拡充したものとして、高齢者の居住環境に対する国の法的役割が新たに、ある程度具体的に規定されたこと(2012年法第60条から第64条)も、2012年法における「高齢事業」の内容となる。

第3款 国・社会が担う養老

上記第2章第3節の通り、高権法における「養老」には、美德としての養老(1996年法第1条、2012年法第1条)および「方法としての養老」(1996年法第10条、2012年法第13条)という二つの意味がある。そのうち、「方法としての養老」の意味について、担い手は誰かという視点から、さらに、「家族扶養」、「高齢者自身」の養老、「国・社会が担う養老」に分かれている。「家族扶養」の位置づけは上記第2章第3節、具体的な仕組み等は下記第3章第1節で分析する。「高齢者自身」の養老は本論文の重点ではない。残された「国・社会が担う養老」の位置づけは、「高齢事業」との関係で以下の通り分析する。具体的な仕組み等は下記第3章第2節第1款で分析する。

最初に、1996年法の立法府解釈によれば、1996年法第三章「社会保障」は、高齢者の社会保障システムを規定しており、家族扶養の役割、高齢者自身の役割に対して、国・社会が担う養老の役割を規定している³⁰⁸。すなわち、1996年法第3章における高齢者の社会保障

³⁰⁸ 田敬科等・前掲書(注37)73-75頁。なお、国・社会が担う養老の役割は、家族扶養の負担の軽減に資するとしても、家族扶養を代替することはできないと説明されている。また、高齢者の権益保障の担い

システムの規定は、「国・社会が担う養老」を規定するものである。また、上記の通り、1996年法における「高齢事業」の内容は1996年法第3章における高齢者の社会保障システムの内容を指している。

したがって、1996年法における「国・社会が担う養老」の内容は、同法第三章における高齢者の社会保障システムの内容と同様であり、1996年法における「高齢事業」の内容は1996年法における「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」を指しているといえよう。すなわち、1996年法における「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」の具体的な仕組みを分析するためには、同法第3章における高齢者の社会保障システムの仕組みを分析することになる。

続いて、2012年法の立法府解釈には、総則における高齢者の社会保障システムに関する部分も、同法第3章「社会保障」、第4章「社会サービス」、第5章「社会的優遇」および第6章「快適な居住環境」に関する部分も、高齢者の社会保障システムと「国・社会が担う養老」との関係について説明していない³⁰⁹。したがって、上記1996年法の立法府解釈の内容を継承していると理解できよう。したがって、2012年法における「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」の内容は、同法総則における高齢者の社会保障システムという広義の高齢者の社会保障システムの内容であり、同法第3章、第4章、第5章および第6章を合わせた、広義の高齢者の社会保障システムの内容である。2012年法における「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」の具体的な仕組みを分析するためには、同法第3章、第4章、第5章および第6章を合わせた広義の高齢者の社会保障システムの仕組みを分析することになる。そして、2012年法における「高齢事業」も2012年法における「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」を指している。

以上のよって、高権法における「高齢事業」の具体的な内容、「高齢事業」と「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」の関係が明らかになった。

手は、高齢者自身、家族、国・社会に分かれているとも説明されている。

³⁰⁹ 全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他・前掲書（注37）45-47、101、124、151、176頁。なお、高齢者の社会保障システムは、権益保障の一環であると説明された。

第3章 高権法における介護保障

本論文第2章では、高権法の仕組みおよび重要な概念を確認した。以下、本論文の第3章の第1節と第2節では、本論文のタイトルにある高権法における「介護保障」のあり方を確認する。そして、第3節では、本論文の全体の流れを整理しつつ、詳細に分析を行う。なお、忠実に立法府解釈の内容を把握するために、以下、本論文の第3章の第1節と第2節では、分析を控えている。

第1節 高権法における家族介護

高権法における介護保障は、「家族介護」と「国・社会が担う介護」によって構成されている。そして、「家族介護」は「家族扶養」に属しており、「国・社会が担う介護」は「国・社会が担う養老」に属している。したがって、以下では、高権法における「家族扶養」および「国・社会が担う養老」の仕組みをそれぞれ詳細に確認することを通じて、それらの中に存在する「家族介護」と「国・社会が担う介護」のあり方を確認する。具体的には、第1節では、1996年法における家族扶養のあり方を細かく確認し（第1款）、2012年法における家族扶養のあり方も細かく確認する（第2款）。そして、第2節では、1996年法と2012年法の国・社会が担う養老のあり方を確認し（第1款）、2012年法改正によって新設された2012年法第30条の国・社会が担う養老のあり方を確認する（第2款）。

第1款 1996年法における家族扶養

1996年法の第二章（家族扶養）の条文および1996年の立法府解釈の分析を通じて、1996年法における家族扶養のあり方を確認する。なお、以下紹介する1996年法の第二章（家族扶養）における「扶養義務者」には、「扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者」および配偶者や兄弟姉妹という「同輩の扶養義務者」がある。したがって、使い分けていることに留意する必要がある。

（1）扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務

1996年法第11条1項は、①扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が扶養義務を履行しなければならないこと、②扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務の内容を規定しており、同第11条2項は、③扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の範囲を規定している。

そのうち、②と③について、立法府解釈は以下の通りに説明している。

第十一条

(第 1 項) 扶養義務者は高齢者に対する経済的な扶養、生活面の世話および精神的な感謝の義務を履行し、高齢者の特殊な需要に対して考慮しなければならない。

(第 2 項) 扶養義務者とは高齢者の子およびその他の法に基づき扶養義務のある者を指す。

(ア) 扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務の内容

1996 年の立法府解釈によれば、1996 年法第 11 条 1 項における扶養義務者の扶養義務とは、扶養義務者が被扶養者として的高齢者に対し、必要に応じて、経済的な扶養とともに、生活面および精神面において、世話・手助け・ケア等を行う義務である³¹⁰。

続いて、1996 年の立法府解釈によれば、経済的な扶養とは、高齢者（被扶養者）の生活の実態および扶養義務者自身の負担能力に応じて、扶養義務者が十分に金銭的、あるいは、物的に高齢者の生活を保障することである³¹¹。経済的な扶養の保障水準は、当該高齢者の家族の構成員（同居）の生活水準を下回らないよう保障するとともに、①扶養義務者の生活水準、②現地の一般的な生活水準を総合考慮したものである。また、経済的な扶養義務の不履行がある場合、高齢者（被扶養者）が扶養費を請求する権利があり、当該権利は高齢者の労働能力の有無、生活が困窮しているかどうかを問わない（1996 年法第 15 条 2 項）。この点は、子の扶養義務を規定している 1980 年婚姻法第 15 条 3 項（2001 年婚姻法第 21 条 3 項）が「労働能力の無いまたは生活困難」な高齢者（被扶養者）を要件とすることと異なっており、婚姻法の規定に対する特別な規定である。

すなわち、1996 年法第 11 条 1 項における経済的な扶養は、高齢者（被扶養者）の労働能力の有無、生活が困窮しているかどうかを問わず、その生活の実態および扶養義務者自身の負担能力に応じて、扶養費等を算定する。その際、扶養費等の水準は、当該高齢者の家族の構成員（同居）の生活水準を下回らないよう保障するとともに、①扶養義務者の生活水準、②現地の一般的な生活水準を総合考慮する必要がある。

次に、1996 年の立法府解釈によれば、生活面の世話とは、高齢者（被扶養者）の日常生活

³¹⁰ 田敬科等・前掲書（注 37）30 頁。

³¹¹ 以下、田敬科等・前掲書（注 37）30-31、45 頁。

において、原則として、扶養義務者（委任ではなく）が家族介護を行うことである³¹²。当該家族介護の義務が高権法の重要項目として規定される理由は、高齢者が加齢に伴い、心身の衰弱がみられ、自立能力の減退とともに、介護の必要性を法的に認めたからである。当該家族介護の内容については、必要な生活用品の購入、料理、着替え、洗濯、掃除、食事の介助、入浴、排泄等が挙げられている。

また、1996年の立法府解釈によれば、精神的な慰謝とは、精神的に、高齢者（被扶養者）のケアを行い、高齢者の精神的なニーズ（需要）を満たすことである³¹³。当該精神的なニーズとは、高齢者の退職後、やりがいをなくすこと、孤独感が増加することを解消するための家族愛へのニーズである。高権法は高齢者の孤独感等の解消、家族愛の強調のために、さらに、1996年現在、精神的な慰藉が軽視される傾向にあることから、精神的な慰藉を扶養義務者の扶養義務の構成要素として規定した。

最後に、1996年の立法府解釈によれば、1996年法第11条1項における「高齢者の特殊な需要に対して考慮」とは、高齢者の特殊なニーズに対応して、扶養義務者がその能力の範囲内で、最大限度満足させることである³¹⁴。さらに、当該高齢者の特殊なニーズは、①加齢に伴う心身の衰弱により生じた、高齢者以外のグループと比較して異なるニーズ、②個々人としての高齢者に存在する個別のニーズであると説明されている。

（イ）扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の範囲

1996年の立法府解釈によれば、1996年法第11条2項における扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の範囲は、1980年婚姻法第15条1項、第22条の規定を使用している³¹⁵。すなわち、1996年法第11条2項における「子」は、嫡出子、非嫡出子、養子および扶養義務のある継子を意味し（1980年婚姻法第15条1項³¹⁶）、同法同条同項における「その他の法に基づき扶養義務のある者」は、孫を意味している（1980年婚姻法第22条）³¹⁷。

³¹² 以下、田敬科等・前掲書（注37）31頁。

³¹³ 以下、田敬科等・前掲書（注37）31-32頁。

³¹⁴ 以下、田敬科等・前掲書（注37）32頁。

³¹⁵ 以下、田敬科等・前掲書（注37）32-33頁。

³¹⁶ 1980年婚姻法第15条1項における「子」の解釈について、嫡出子（同法同条同項）、非嫡出子（同法第19条1項）、養子（同法第20条1項）および扶養義務のある継子（同法第21条1項）が規定されていた。

³¹⁷ 1980年婚姻法第15条1項における「子」の解釈をめぐって、さらに、①嫡出子について、娘は結婚すれば扶養義務を負わない慣習が存在するが、相続法上息子と同様に相続権があることから、息子と同様に扶養義務を負うと説明されている。また、一般的には、結婚している娘は、婚姻法上の夫婦財産の共有制により、負担能力が確保されているとも説明されている。②継子について、高齢者から扶養された継子の

(ウ) 3つの具体的な扶養義務

上記扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務の原則規定に続き、1996年法第12条、第13条1項と3項および第14条は、疾病を患う高齢者、高齢者の住居、高齢者の請け負った土地等の3つの場合に対応して、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の具体的な扶養義務を規定している。

第十二条 扶養義務者は疾病を患う高齢者に対して、医療費および護理を提供しなければならない。

第十三条

（第1項）扶養義務者は高齢者の住居を適切に手配しなければならず、高齢者を条件が劣悪な住居に強制的に転居させてはならない。

（第3項）高齢者が所有する住居に対して、扶養義務者は修繕の義務がある。

第十四条 扶養義務者は高齢者が請け負った田畑を耕作し、高齢者の森林および家畜を世話・管理する等の義務を有する。収益は高齢者の所有となる。

第一に、1996年法第12条（疾病を患う高齢者）について立法府解釈を確認する。1996年の立法府解釈によれば、1996年法第12条は疾病を患う高齢者に、①各種の診療・医薬の費用を支給し、②入院または在宅医療の場合、「護理」を提供する義務を規定している³¹⁸。①の医療費について、原則的に、高齢者の負担できない部分が扶養義務者の負担となる³¹⁹。②の「護理」について、入院または在宅医療の場合、医療サービスの提供側は医療行為のみを提供する。したがって、療養中の高齢者の日常生活の世話は、扶養義務者が担うこととなる。すなわち、「護理」という療養中の高齢者への家族介護は、原則的に扶養義務者が自ら行うこととなっている。そして、例外的に、扶養義務者の配偶者およびその他の家族の構成

みが扶養義務を負うと説明されている。田敬科等・前掲書（注37）33-35頁。

³¹⁸ 以下、田敬科等・前掲書（注37）36-39頁。

³¹⁹ 1996年現在、社会保障制度の不備、高齢者の収入の不安定により、事実上、高齢者（とりわけ農村部の高齢者）の医療費のほとんどは扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が負担している。田敬科等・前掲書（注37）36-37頁。

員に委託することができ、さらに家族以外に委託することもできる。ただし、委託の場合、「護理」が適切に行われていることを扶養義務者が確保しなければならない。また、「護理」という療養中の高齢者への家族介護の特殊性について、一般的な介護と異なり、疾病を治癒するプロセスに関わるため、高齢者の性格と身体衰弱の特徴を考慮し、辛抱強く、高齢者の特徴に合う、疾病の治癒にプラスの効果をもつ介護を行う必要がある。最後に、1996年法第12条に違反する場合、当該条文を根拠として、訴訟まで起こせることが説明され、当該条文の裁判規範性が肯定されている³²⁰。

第二に、1996年法第13条1項と3項（高齢者の住居）について立法府解釈を確認する³²¹。1996年の立法府解釈によれば、同第13条1項における「高齢者の住居を適切に手配」というのは、住居を所有していない高齢者に、家族の構成員の平均水準を下回らない居住の環境を提供することである。具体的には、住居の向き、風通しの具合、湿度、面積を主要な目安として判断する³²²。また、当該義務に違反する場合、訴訟まで起こせる。

最後に、1996年法第14条（高齢者の請け負った土地等）について、立法府解釈を確認する³²³。1996年の立法府解釈によれば、同第14条は農村部の高齢者を保護するために作成された。というのも、一般的に農村部では、「土地請責任制³²⁴」により、高齢者には請け負った土地等がある。その土地等を使用して、農作業を行うことによって、生計を立ててきた。しかし、高齢者は心身の衰弱により、農作業ができなくなりつつあるため、扶養義務者の扶養義務として、高齢者に代わって、前記土地等を使用して、農作業を行い、その収益を高齢者に帰属させることが規定されている。さらに、1996年法第14条における扶養義務違反の3つの典型例として、①高齢者の請け負った土地等を放置する場合、②当該土地等を使用し

³²⁰ 1996年現在、1996年法第12条の義務を履行しない状況が相次いでいたと説明されている。さらに、当該条文の義務に対して、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の配偶者（1996年法第11条3項）とその他の家族の構成員は協力義務を負うことが説明されている。田敬科等・前掲書（注37）37-38頁。

³²¹ 以下、田敬科等・前掲書（注37）39-41頁。そして、1996年法第13条2項は「高齢者が所有又は賃貸している住居は、子又はその他の親族が横領してはならず、勝手に所有権関係又は賃貸関係を変更してはならない」と規定している。当該条文は、扶養義務を規定しているものではなく、所有権等の権利の侵害を禁止するものであると理解しているため、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の具体的な扶養義務の規定に分類しない。また、1996年法第13条3項についての説明はない。

³²² 高齢者の住宅の問題は農村部より都市部の方が深刻であると説明されている。というのも、農村部より都市部の平均住居の面積が狭く、高齢者が廊下またはベランダに住むことさえある。田敬科等・前掲書（注37）40頁。

³²³ 以下、田敬科等・前掲書（注37）41-42頁。

³²⁴ 「土地請責任制」は、鄧小平政権の「家庭聯産請責任制（家庭联产承包责任制）」から発展してきた制度であり、現在「農村土地請負法」（2002年成立、2003年施行、2009年第1次改正、2018年第2次改正）により規定されている。当該制度は、農村部において、世帯単位で国又は集団所有の土地等を請け負い（同法第3条）、農作業を行う制度（同法第11条）である。

て農作業を行っているが、収益を扶養義務者のものとし、高齢者には生活を維持するための最低限の資金のみ提供する場合、③当該土地等を再賃貸（不可）して、扶養義務者が利益を得る場合が挙げられている。いずれの違反行為に対しても、扶養義務者が1996年法第14条に従い、義務を履行し、やむを得ない場合は家族の構成員または家族以外の者に委託することが要求されており、委託の費用は扶養義務者が負担し、収益のすべてを高齢者に帰属させることが要求されている³²⁵。

（2）同輩の扶養義務

上記（1）における扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務と異なり、1996年法第16条は配偶者や兄弟姉妹という同輩の扶養義務を規定している。同条1項は、高齢者と配偶者の相互扶養義務を規定しており、同条2項は、扶養された成人の弟・妹が高齢の兄・姉を扶養する義務を規定している。

第十六条

（第1項）高齢者とその配偶者は互いに扶養する義務を有する。

（第2項）兄、姉の扶養を受けた弟、妹が成人になった後、負担能力がある場合、高齢で扶養義務者のいない兄、姉を扶養する義務がある。

1996年の立法府解釈によれば、同条1項は1980年婚姻法第14条1項の仕組みを使用している³²⁶。同条2項は、1980年婚姻法第23条（兄・姉が弟・妹を扶養する義務）とそれに対する最高人民法院の「民事政策・法律の徹底的な執行に関する若干の問題に対する意見」（1984）にある解釈（弟・妹が高齢の兄・姉を扶養する義務）の仕組みを使用している³²⁷。すなわち、1996年法第16条における同輩の扶養義務は、①高齢者と配偶者の相互扶養義務および②a. 兄・姉により扶養され、b. 成人して扶養能力がある弟・妹が、c. 高齢で扶養義務

³²⁵ 故意または過失により、高齢者の財産に損害をもたらした場合（収穫の減少、家畜の死亡等）、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が賠償責任を負う。田敬科等・前掲書（注37）42頁。

³²⁶ 以下、田敬科等・前掲書（注37）47-51頁。そして、1980年婚姻法第14条1項（2001年婚姻法第20条1項）の扶養義務は夫婦の関係の良さと関係なく、履行しなければならないものであると説明されている。

³²⁷ 1980年婚姻法第23条（2001年婚姻法第29条後半）に対する最高人民法院の「民事政策・法律の徹底的な執行に関する若干の問題に対する意見」（1984）にある解釈として、「兄・姉により扶養され、扶養能力のある成人の弟・妹は、労働力を欠き、扶養者のいない兄・姉に対して、扶養義務を負う」という規定がある。

者のいない兄・姉を扶養する義務を意味している³²⁸。

1996年の立法府解釈は上記同輩の扶養義務の内容について、言及していないが、1996年法第11条1項の扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の「経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝の義務」と同様であるといえよう。

以上（1）と（2）によれば、1996年法における扶養義務者の扶養義務は、①卑属が尊属を扶養する義務（子（孫）が親（祖父母）を扶養する義務）と、②同輩の扶養義務（配偶者が高齢者（弟・妹が兄・姉）を扶養する義務）によって構成されている。原則規定としての扶養義務の内容は「経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝」であり、さらに、疾病を患う高齢者、高齢者の住居、高齢者の請け負った土地等の3つの場面において具体的な扶養義務が規定されている。

（3）扶養義務の履行の確保

上記扶養義務者の扶養義務の履行を確保するため、1996年法第11条3項、第15条1項と2項、第17条、第18条2項が存在する。以下は扶養義務の履行を後押しする積極的な履行の確保および扶養義務不履行の場合の対処という消極的な履行の確保に分けて、それぞれの条文および立法府解釈の内容を確認する。

第十一条

（第3項）扶養義務者の配偶者は扶養義務者が扶養義務を履行することに協力しなければならない。

第十五条

（第1項）扶養義務者は相続権の放棄又はその他の理由により扶養義務の履行

³²⁸ 1996年法第16条2項の弟・妹が高齢の兄・姉を扶養する義務における、本文のa. b. c.の三要件の中、「c. 高齢で扶養義務者のいない兄・姉」という要件は、最高人民法院の「民事政策・法律の徹底的な執行に関する若干の問題に対する意見」（1984）の解釈における「労働力を欠き、扶養者のいない兄・姉」という要件（前掲（注327））、または、2001年婚姻法第29条後半における「労働能力を欠くかまたは生活の糧を欠く兄・姉」という要件とは異なることに留意する必要がある。

さらに、1996年法第16条2項の弟・妹／兄・姉の関係は、実の兄弟姉妹、片親が同じである兄弟姉妹、養子縁組による兄弟姉妹、連れ子としての兄弟姉妹を指すと説明され、共同生活を要件としないと説明されている。田敬科等・前掲書（注37）50-51頁。

を拒否してはならない。

(第 2 項) 扶養義務者が扶養義務を履行しない場合、高齢者は扶養義務者に扶養費の給付等を要求する権利を有する。

第十七条 扶養義務者間で扶養義務の履行に関する協議を締結することができると同時に高齢者の同意を得る必要がある。居民委員会、村民委員会又は扶養義務者が所属する組織は扶養の協議の履行を監督する。

第十八条

(第 2 項) 扶養義務者の扶養義務は高齢者の婚姻関係の変化により消滅するものではない。

まず、扶養義務者の扶養義務の履行を積極的に確保する規定について、1996 年法第 11 条 3 項、第 17 条が挙げられる。

1996 年法第 11 条 3 項は、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の配偶者の協力義務を規定している。1996 年の立法府解釈によれば、扶養義務者の配偶者（婿、嫁が主要な対象者）であり、高齢者と同居している者は、家族の安定、そして、家族愛が提供できる環境に対して重要な役割を担っている³²⁹。また、扶養義務者（とりわけ、長期的に出張が必要とされる業種に務める者）の扶養義務の履行は、その配偶者の協力を抜きにして、至難の業である。したがって、扶養義務者の配偶者には、扶養義務者の扶養義務に対する協力義務が規定されている。さらに、当該協力義務の内容について、主として、①扶養義務者の扶養義務への理解・協力、②扶養義務者が扶養義務を履行できない部分の補完（主に家族介護の補完）が挙げられている。最後に、当該協力義務は婚姻中に限る義務であり、婚姻の解消により消滅するものであると説明されている³³⁰。

³²⁹ 以下、田敬科等・前掲書（注 37）35-36 頁。

³³⁰ 婚姻中当該協力義務を履行した配偶者には、高齢者に対する補完的な扶養を行った程度に応じて、相続権ではないが、高齢者の遺産分与を受ける権利がある（相続法第 14 条後段、法律出版社法規センター（編）『中華人民共和国相続法注釈』（法律出版社、2017）13 頁（法律出版社法規中心編、中華人民共和国婚姻法注釋本 [M]. 北京：法律出版社，2017：13.）、田敬科等・前掲書（注 37）35 頁）。そして、配偶者を亡くした婿、嫁が、婚姻解消後も、高齢者に対して、主な扶養を行った場合は、第 1 順位の相続人となる（相続法第 12 条）。また、前記相続法第 14 条後段および第 12 条の扶養義務者の配偶者が有する高齢者の遺産分与に対する権利は「扶養・相続対価的原理」（鈴木賢『現代中国相続法の原理—伝統の克服と継承—』（成文堂、1992）293-297 頁）に基づく、扶養の事実があるからの権利であり、高齢者への直接

1996年の立法府解釈によれば、1996年法第17条は、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が複数いる場合、それらの間での役割分担を明らかにするため、扶養義務の履行に関する協議を締結することが可能であると規定している³³¹。当該協議は、一般的な双務契約と異なり、高齢者の同意を要する第三者のための契約である。協議の内容は、経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝に分けており、家族介護もその具体的な内容の一つである。最後に、当該協議の履行は、国民の生活に密接な関係にある民間自治組織としての居民委員会・村民委員会、または、扶養義務者の経済状況を把握し、扶養義務者に影響力をもつ扶養義務者が所属する組織（職場）が、その監督を担っている。

第二に、扶養義務者の扶養義務の履行を消極的に確保する規定について、1996年法第15条1項と2項、第18条2項が挙げられる。

1996年の立法府解釈によれば、1996年法第15条1項の趣旨は、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が扶養能力を欠く場合を除き、扶養義務を無条件で履行しなければならない³³²。したがって、同条同項における「相続権の放棄」はもちろん、高齢者が不公平な財産分与をした、または、高齢者が罪を犯した等の「その他の理由」による扶養義務の不履行も認められない。さらに、1996年法第18条2項は、高齢者の離婚・再婚等の婚姻の状況を口実とする扶養（卑属が尊属を扶養する）義務不履行の禁止を強調している。

また、上記第1款（1）（ア）の通り、1996年法第15条2項は、1996年法第11条1項における経済的な扶養が行われない場合、婚姻法の規定と異なり、高齢者の労働能力の有無、生活が困窮しているかどうかを問わず、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者自身の負担能力に応じて、高齢者が扶養費を請求する権利を規定するものである。したがって、1996年法第15条2項も、上記1996年法第15条1項の趣旨に合致していると理解する。

（4）その他の義務

1996年法の第二章（家族扶養）において、上記（1）、（2）、（3）の各種の扶養に関する義務と直結せず、高齢者の「権益」保障を図る規定が存在する。これらの条文は、1996年法第13条2項（高齢者の住居への侵害の禁止）、第15条3項（高齢者に負担能力を超えた労働の強要の禁止）、第18条1項（高齢者の婚姻の自由）および第19条（高齢者の

な扶養義務を規定するものではない（田敬科等・前掲書（注37）34頁）。

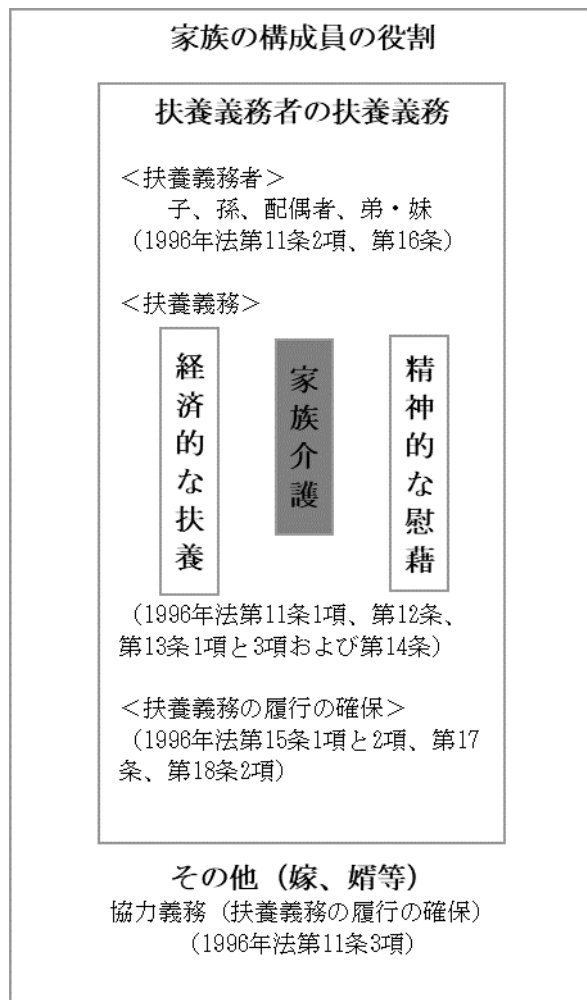
³³¹ 以下、田敬科等・前掲書（注37）51-54頁。

³³² 以下、田敬科等・前掲書（注37）42-47頁、55-59頁。

財産権・相続権への侵害の禁止)である。これらの条文は、1996年法第1条に示されている高権法の主要な目的である「権益」保障が、1996年法の第二章(家族扶養)において、具現化されていることを再認識させる点で、1996年法の第二章の解釈にとって有益であろう³³³。

上記の内容をまとめて、1996年法における家族介護の位置づけを明らかにすると、以下の通りになる(図1)。

1996年法における家族介護の位置づけ(図1)



(筆者作成)

³³³ そもそも、上記(1)、(2)、(3)の各種の扶養に関する義務も高齢者の「権益」保障を図る規定であることに留意する必要がある。

第2款 2012年法における家族扶養

上記1996年法における家族扶養のあり方の検討に続き、2012年法の第二章（家族扶養）の条文および2012年法の立法府解釈の分析を通じて、1996年法における家族扶養のあり方からの変更を示しつつ、2012年法における家族扶養のあり方を確認する。このことによつて、2012年法における家族介護のあり方を確認する。

なお、1996年法の第二章（家族扶養）と同様に、2012年法の第二章（家族扶養）における「扶養義務者」にも、「扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者」および「同輩の扶養義務者」がある。以下はその違いを意識しながら分析する。

（1）扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務

2012年法第14条1項と2項は、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務を原則的に規定しているものであり、1996年法第11条1項と2項をそのまま引き継いだものである（条文は上記第1款（1）参照）。

（ア）扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務の内容

まず、2012年法第14条1項の立法府解釈における扶養義務者の扶養義務の内容について検討する。2012年法第14条1項により規定されている扶養義務者の扶養義務の内容は、1996年法と同様に、「経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰藉」に分けている。しかし、1996年法の立法府解釈と比較すると、2012年法の立法府解釈では、以下の変更点がみられる³³⁴。①経済的な扶養について、その機能をさらにa. 高齢者の最低限度の生活の維持（基礎・核）とb. 高齢者の生活の質の向上に分けている。そして、家族の経済的な扶養に対する役割は、経済の発展、年金および社会救助制度等の成立により、社会の役割に転換しつつあることが指摘された。②生活面の世話という家族介護について、2012年法第14条1項は、当該家族介護を明確にa. 療養中の高齢者への家族介護（特殊）およびb. 高齢者の日常生活に対する家族介護（一般）に分けている。そして、家族の介護能力が減退しており、介護の社会化がみられつつあるが、2012年の時点において、家族介護はまだ主要な介護方式である。③精神的な慰藉について、現代社会において、高齢者（とりわけ、病気や配偶者

³³⁴ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）68、70頁。

喪失の高齢者)の精神的なニーズ(家族愛を求めて、孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズ)を満たすことは、家族の重要な役割であることを改めて強調している。そして、当該家族の役割は、子等が高齢の親等に対して、親孝行、ケア、慰め等の方式で行われ、a.の経済的な扶養およびb.の生活面の世話という家族介護により行われることもある。さらに、当該家族の役割は、経済の発展とともに増大していく、国・社会の役割がいくら高まっているとしても、代替不可能な役割である。

なお、2012年法第14条1項の立法府解釈における扶養義務者の扶養義務の内容について、1996年法の立法府解釈が詳細に説明しているのと異なって、2012年法の立法府解釈は、上記の変更点以外には詳細に説明していない。したがって、上記の変更点以外の内容は基本的に、1996年法の立法府解釈を引き継いでいると理解する。

(イ) 扶養(卑属が尊属を扶養する)義務者の範囲

続いて、2012年法第14条2項の立法府解釈における扶養(卑属が尊属を扶養する)義務者の範囲について検討する。2012年法の立法府解釈によれば、2012年法第14条2項の扶養義務者の範囲は、1996年法第11条2項の扶養義務者の範囲と同様である³³⁵。すなわち、2012年法第14条2項における「子」は、嫡出子、非嫡出子、養子および扶養義務のある継子を意味し(2001年婚姻法第21条1項³³⁶)、同法同条同項における「その他の法に基づき扶養義務のある者」は、孫を意味している(2001年婚姻法第28条)。ただし、1996年法の立法府解釈に加えて、2012年法第14条2項の淵源は憲法第49条(子が親を扶養する義務)であるとも説明されている。

(ウ) 四つの具体的な扶養義務

2012年法第14条1項と2項の原則規定に続き、2012年法第15条(1996年法第12条の改正)、第16条1項と3項(1996年法第13条1項と3項の改正)、第17条(1996年法第14条の改正)および第18条1項と2項(新設)は、それぞれ、高齢者の家族介護等、高齢者の住居、高齢者の請け負った土地等、および、高齢者の精神的な慰藉の四つの場合に対応して、扶養(卑属が尊属を扶養する)義務者の具体的な扶養義務を規定している(1996年

³³⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)68-70頁。

³³⁶ 2001年婚姻法第21条1項における「子」の解釈について、嫡出子(同法同条同項)、非嫡出子(同法第25条1項)、養子(同法第26条1項)および扶養義務のある継子(同法第27条1項)が規定されている。

法の条文については、上記第1款(1)(ウ)参照。そして、以下の2012年法の条文に下線がある部分は、改正・新設された内容である。

第十五条

(第1項) 扶養義務者は疾病を患う高齢者がタイムリーに治療および護理を受けられるようにしなければならない。経済的に困難な高齢者に対して、医療費を提供しなければならない。

(第2項) 自立的な生活のできない高齢者に対して、扶養義務者は世話をする責任を担わなければならない。自ら世話ができない場合、高齢者の希望に従い、他人もしくは高齢者向け施設等に世話を委託することができる。

第十六条

(第1項) 扶養義務者は高齢者の住居を適切に手配しなければならず、高齢者を条件が劣悪な住居に強制的に居住もしくは転居させてはならない。

(第3項) 1996年法第13条3項と同様(上記1.(1)(ウ))

第十七条 扶養義務者は高齢者が請け負った田畑を耕作又は他人に耕作を依頼し、高齢者の森林および家畜を世話・管理し、又は他人に世話・管理を依頼する等の義務を有する。収益は高齢者の所有となる。

第十八条

(第1項) 家族の構成員は高齢者の精神的なニーズに配慮しなければならず、高齢者を無視したり冷遇したりしてはならない。

(第2項) 高齢者と別居する家族の構成員は、高齢者を頻繁に訪問又は連絡しなければならない。

以下は、上記の条文の順番にしたがって、それぞれの2012年法の立法府解釈を確認する。

第一に、2012年法第15条が規定する高齢者の家族介護等の立法府解釈を確認する。最初に、2012年法第15条1項の立法府解釈は、上記1996年法第12条の立法府解釈と比較する

と、以下の点が新たに追加された³³⁷。①「護理」の概念を明確に、a. 病院等の医療提供者による注射、点滴、服薬等の医療行為としての看護、および、b. 扶養義務者が提供する食事、排泄等に対する高齢者の日常生活の世話（家族介護）とに分けている。そのうち、b. の側面の「護理」は、1996年法第12条の立法府解釈における「療養中の高齢者への家族介護」に該当する。②2012年法第15条1項の中で改正された「タイムリーに治療および護理を受けられるようにしなければならない」という文言は、扶養義務者が高齢者の身体の健康について、注意義務を有しており、必要に応じて、適切に診療、看護を受けさせ、療養中の高齢者への家族介護を提供する義務を有していることを意味する³³⁸。③2012年法第15条1項の中で改正された「経済的に困難な高齢者に対して」という文言は、1996年法第12条の立法府解釈の内容、「医療費は、原則的に高齢者の負担できない部分が扶養義務者の負担となる」という説明を明文化したものである。

なお、上記の追加された3つの点以外に、2012年法第15条1項の立法府解釈は、1996年法第12条の立法府解釈の内容を引き継いでいると理解する。

続いて、2012年法の立法府解釈によれば、新たに設けられた、2012年法第15条2項は、高齢者の介護ニーズの増大³³⁹に対応するために、療養中の高齢者への家族介護（特殊）を含めて、高齢者の日常生活に対する家族介護（一般）を明文化したものである³⁴⁰。当該条文の趣旨は、原則として、一般的な高齢者への家族介護（世話）と療養中の高齢者への家族介護（護理）の担い手としての扶養義務者が、委託せずに、自ら高齢者の介護をしなければならない（2012年法第15条2項前半）ということである。その理由は、①2012年法改正の時、中国の都市部および農村部における最も一般的な介護方式は家族介護であること、②家族介護により、代替不可能な家族愛が効果的に提供されていることから、③家族介護は一番

³³⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）73-74頁。

³³⁸ なお、高齢者が診療、看護等の医療行為を拒否する場合、扶養義務者は高齢者を説得する必要がある、強引に医療行為を受けさせてはいけない。また、認知症、意識不明、または高齢者の健康および生命に危険を及ぼす重症等の場合、高齢者の同意と関係なく、診療を受けさせることができる。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）74頁。

³³⁹ 2012年法の立法府解釈によれば、2012年の法改正時において、高齢者の介護ニーズの増大の状況は以下の通りである。指標とされる「自立能力喪失の高齢者」（介護が必要とする高齢者）の数は、約3300万人であり、高齢人口の19%を占めている。さらに、当時の予測として、自立能力喪失の高齢者は、一人っ子政策、平均寿命の延び等により、急激な増加傾向にある。なお、「自立能力喪失の高齢者」の定義については、「食事」、「更衣」、「起床」、「排泄」、「家庭における歩行や移動」、「入浴」という6つの評価項目のうち、1~2個の項目ができない場合は「軽度の自立能力喪失の高齢者」、3~4個の項目ができない場合は「中度」、5~6個の項目ができない場合は「重度」である。そして、高齢の認知症患者も含まれている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）74-75頁。

³⁴⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）74-76頁。

適切な介護方式であるということである。ただし、例外的に、核家族化、出稼ぎ、別居等により、扶養義務者が自ら家族介護ができない場合、高齢者の希望に従い、他人もしくは高齢者向け施設等に介護を委託することができる（2012年法第15条2項後半）。そして、当該例外規定における「高齢者の希望に従い」というのは、介護委託の内容について、高齢者が最終的に決定することを意味する。また、当該例外規定における「他人もしくは高齢者向け施設等に」介護「を委託する」方法としては、①完全に自立能力を失った高齢者に対して、家政婦、他の親族を雇い、在宅介護を委託すること、または、高齢者向け施設に入所させること、②部分的に自立能力を失った高齢者に対して、訪問サービス、デイサービスを利用することが挙げられている。さらに、当該例外規定の注意点として、委託ができるといっても、扶養義務者の家族介護に対する義務は免除されるわけではない。最後に、当該例外規定は2012年法第5条2項、第13条の方法としての養老（上記第2章第3節）を反映しているものである。

第二に、2012年法第16条1項と3項が規定する高齢者の住居に関する立法府解釈を確認する³⁴¹。まず、上記1996年法の立法府解釈と同様に、住居を所有していない高齢者に、家族の構成員の平均水準を下回らない居住の環境を提供する等の内容を引き継いでいる。さらに、新たに以下の内容を追加している。①当該条文の位置づけとして、当時、経済的に高齢者の老後生活を支える主要な資産は住居である。したがって、高齢者の経済的な扶養の重要な一環として、住居の保障（当該条文）が高齢者への特別な保障とされている。②扶養義務者の扶養義務として、高齢者に提供する住居について、上記家族の構成員の平均水準を下回らないという基準以外に、「高齢者のニーズに合う」という新たな基準が追加された。③②の二つの基準に基づき、a. 1996年法の立法府解釈における住居の向き、風通しの具合、湿度、面積という主要な目安を超えて、2012年法の立法府解釈は高齢者の住居の基準の具体的な内容について、衛生・安全基準を満たし、日差し・換気の基準を満たし、防雨・防風・防寒・防雷の機能を有し、寒い地域では暖房を有するというより広範な内容を規定している（2012年法第16条1項前半）。さらに、b. 住居の基準を満たさない場合（極端な例として、農村部における倉庫・豚小屋、都市部におけるキッチン、地下室、物置等が挙げられている）、高齢者は扶養義務者に対して、その改造・リフォーム、または別の住居に引っ越しすること

³⁴¹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）76-78頁。

を要求する権利があり、扶養義務者は高齢者をこのような住居に強制的に転居させてはいけない（2012年法第16条1項後半）。c. 高齢者を配偶者と強制的に別居させてはいけない（2012年法第16条1項）。また、d. 扶養義務者は住居の老朽化等に対する修繕の義務があり、修繕を怠って、高齢者に損害をもたらした場合、扶養義務者が賠償責任を負う（2012年法第16条3項）。

第三に、2012年法第17条が規定する高齢者の請け負った土地等に関する立法府解釈を確認する³⁴²。1996年と2012年法の立法府解釈を比較すると、2012年法第17条に対する解釈は1996年法第14条の立法府解釈を引き継いでいる。さらに、義務不履行の場合、農村部の自治組織としての村民委員会³⁴³が扶養義務者に対して指導・教育を行い、義務の履行を督促することが強調されている³⁴⁴。

最後に、新たに設けられている2012年法第18条が規定する高齢者の精神的な慰藉の義務に関する立法府解釈を確認する。まず、同法同条1項について、2012年法の立法府解釈は、学者の意見を踏まえて高齢者の精神的なニーズを感情的なニーズ、社会のつながりへのニーズ、文化・娯楽へのニーズ、教育へのニーズおよび自己実現のニーズに分類している³⁴⁵。一方、高齢者の精神的なリスクを強調し、その表れが①身体能力の衰弱および②労働環境の変化を原因とする孤独感、無力感、虚しさ、社会から排除された感情等の消極的な心理状態であると説明している。このような高齢者の精神的なリスクに対応して、高齢者の精神的なニーズへの保障がより重要であるとされている。さらに、高齢者の精神的なニーズへの保障において、家族愛を提供する家族の役割は、最も重要な要素であると説明されている。

続いて、2012年法第18条2項について、2012年法の立法府解釈は、当該条文は高齢者と同居していない家族の構成員が高齢者の精神的なニーズを保障する（高齢者の精神的な慰藉）あり方を規定していると説明している³⁴⁶。具体的には、高齢者の子と孫を主要な対象

³⁴² 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）78-79頁。

³⁴³ 村民委員会は中国農村部の自治組織であり、中国都市部の居民委員会に相当する。日本の町内会のイメージであるといえよう。

³⁴⁴ なお、1996年法の立法府解釈には、義務の履行について、「やむを得ない場合は家族の構成員または家族以外の者に委託すること」が書かれているが、1996年法第14条の条文には明示されていない。これに対して、2012年法第17条の改正の部分は前記1996年法の立法府解釈の文言を明文化したものであるといえよう。

³⁴⁵ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）79-81頁。

³⁴⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）81頁。

として、同居していない家族の構成員は頻繁に高齢者を訪問し、連絡（電話、手紙、ハガキ等）をしなければならない。当該条文は扶養義務者の精神的な慰藉に対する義務を同居しているかどうかの視点で細分化し、具体化したものであると説明されている。また、当該条文自体は道徳的な規定であり、そこまで具体的に高権法に規定すべきではないという意見に対して、2012年法の立法府解釈は、以下の通り説明した。①高権法は社会法の属性を持ち、道徳的・倫理的な規定を設けることは高権法の権威を損なうものではない。②当該条文は高齢者の精神的なニーズの保障に対する家族の役割に対して、実用性より、高権法の促進、指導、教育の機能を重視しており、さらに、美德としての養老を発揚するために重要な意味をもつ。したがって、高権法は当該条文を設けることにより、家族の構成員が頻繁に高齢者を訪問し、連絡することに対して、国がそれを促進・奨励する立場を明らかにした。

（2）同輩の扶養義務

2012年法第23条は、扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の扶養義務と異なり、同輩の扶養義務を規定している。当該条文は1996年法第16条をそのまま引き継いだものである（条文は上記第1款（2）参照）

同輩の扶養義務の担い手について、2012年法の立法府解釈によれば、2012年法第23条1項は、2001年婚姻法第20条の仕組みを使用している³⁴⁷。2012年法第23条2項は、2001年婚姻法第29条の仕組みを使用している³⁴⁸。すなわち、2012年法第23条における同輩の扶養義務は、1996年法第16条と同様に、①高齢者と配偶者の相互扶養義務および②a. 兄・姉により扶養され、b. 成人して扶養能力がある弟・妹が、c. 高齢で扶養義務者のいない兄・姉を扶養する義務を意味している。

2012年法の立法府解釈は、上記同輩の扶養義務の内容について、詳しく言及していないが、条文の構造からすれば、先に説明された、2012年法第14条1項の扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者の「経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝の義務」と同様であるといえよう。

³⁴⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）89-91頁。そして、2001年婚姻法第20条の扶養義務について、①扶養のあり方について、扶養費の支払のみではなく、住居の提供、共同で日常生活の費用の分担等があると説明されている。②2001年婚姻法第19条における夫婦の間で締結する夫婦財産に関する契約は、同法第20条の扶養義務を免除するものではないとも説明されている。

³⁴⁸ 2001年婚姻法第29条の前半は、兄・姉が弟・妹を扶養する義務であり、当該条文の後半は、扶養を受けた弟・妹が兄・姉を扶養する義務である。

以上（１）と（２）によれば、2012年法における扶養義務者の扶養義務は、1996年法における扶養義務者の扶養義務と同様に、①卑属が尊属を扶養する義務（子（孫）が親（祖母）を扶養する義務）と、②同輩の扶養義務（配偶者が高齢者（弟・妹が兄・姉）を扶養する義務）によって構成されている。原則規定としての扶養義務の内容も同様に、経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝に分かれている。また、具体的な扶養義務について、1996年法の疾病を患う高齢者、高齢者の住居、高齢者の請け負った土地等の3つの場合に対する扶養義務を修正して、a. 疾病を患う高齢者を超えて、日常生活における一般の高齢者まで範囲を拡大している。さらに、b. 精神的な慰謝に関する義務（頻繁に高齢者を訪問する義務等）を具体的に規定・説明して、追加している。

（３）扶養義務の履行の確保

上記扶養義務者の扶養義務の履行を確保するため、2012年法第14条3項（1996年法第11条3項）、第18条3項（新設）、第19条1項と2項（1996年法第15条1項と2項）、第20条（1996年法第17条の改正）、第21条2項（1996年法第18条2項）、第24条（新設）、第27条（新設）が存在する。以下は1996年法の紹介と同様に、扶養義務の履行を後押しする積極的な履行の確保および扶養義務不履行の場合の対処という消極的な履行の確保に分けて、それぞれの条文および立法府解釈の内容を確認する。（1996年法の条文については、上記の第1款（3）参照。そして、以下の2012年法の条文に下線がある部分は、改正・新設された内容である）。

第十四条

（第3項）1996年法第11条3項と同様（上記1.（3））

第十八条

（第3項）雇用ユニット³⁴⁹は国の関連規定に従い、扶養義務者が親族を訪問する休暇の権利を保障しなければならない。

第十九条

³⁴⁹ 「雇用ユニット」は職場を意味しており、原文は「雇用単位（用人单位）」である。

(第1項と第2項) 1996年法第15条1項と2項と同様(上記1.(3))

第二十条

(第1項) 高齢者の同意を得た上で、扶養義務者間で扶養義務の履行に関する協議を締結することができる。当該扶養の協議の内容は法律および高齢者の意向に違反してはならない。

(第2項) 民間自治組織、高齢者組織、又は扶養義務者が所属するユニットは扶養の協議の履行を監督する。

第二十一条

(第2項) 1996年法第18条2項と同様(上記1.(3))

第二十四条

扶養義務者が扶養義務を履行しない場合、民間自治組織、高齢者組織又は扶養義務者の所属のユニットはその履行を督促しなければならない。

第二十七条

国は、家族扶養を支援する政策を設立・完備し、家族の構成員と高齢者が同居又は近居することを奨励し、高齢者が配偶者又は扶養義務者と共に転居するために条件を整え、家族の構成員が高齢者の世話をするための支援を提供する。

まず、扶養義務者の扶養義務の履行を積極的に確保する規定について、2012年法第14条3項、第18条3項、第20条および第27条が挙げられる。

2012年法第14条3項は、1996年法第11条3項と同様に、扶養(卑属が尊属を扶養する)義務者の配偶者の協力義務を規定している³⁵⁰。しかし、2012年法の立法府解釈は、夫婦の共同財産制(2001年婚姻法第17条等)の下で、配偶者の協力が扶養義務の履行に関して、重要な役割を果たしているとしか説明していない。したがって、当該条文の解釈は、基本的に1996年法の立法府解釈を踏襲していると理解する。

³⁵⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)71頁。

新たに設けられた 2012 年法第 18 条 3 項について、2012 年法の立法府解釈は、当該条文は扶養義務者の親族を訪問する休暇の権利を保障するものであり、上記 2012 年法第 18 条 2 項の高齢者を訪問する義務を支えていると説明している³⁵¹。現在具体的な制度としては、1981 年 3 月 6 日第五期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議に批准され、1981 年 3 月 14 日国務院が公布・施行した「被用者の親族を訪問する休暇に関する国務院の規定」³⁵²が挙げられている。さらに、当該制度が時代に合わない指摘し、改善の方向として、社会の変容に対応できるように、適用対象の拡大、他の休暇制度との総合的な調整等が必要であると述べている。しかし、具体的な政策までは言及していない。

2012 年法第 20 条について、2012 年法の立法府解釈は、基本的に 1996 年法第 17 条に対する解釈を踏襲している³⁵³。新たに加わった内容として、①扶養（卑属が尊属を扶養する）義務者が複数いる場合に締結する、扶養義務の履行に関する協議は、高齢者の同意（1996 年の解釈）のみならず、当該協議が高齢者の「権益」と緊密な関係にあるため、高齢者の意思に反してはならないこと（2012 年の解釈）が強調されている（2012 年法第 20 条 1 項）。②当該協議の履行の監督者は、民間自治組織としての居民委員会・村民委員会、扶養義務者が所属する組織（職場）に加えて、高齢者組織（高齢者協会等）が追加された。

新たに設けられた 2012 年法第 27 条について、2012 年法の立法府解釈は、以下の通りに説明している³⁵⁴。まず、高齢化の深刻化に伴い、そして、諸外国の家族への支援策の経験³⁵⁵を参考に、高齢者を扶養する家族への支援策を講じる必要がある。続いて、支援策の方向性として、免税、手当、柔軟な就業政策等の法律法規・政策を創設することが予定されている。さらに、2012 年法第 27 条が 2012 年法総則との関係について、当該条文の支援策への要求は、2012 年法第 5 条 2 項における、高齢者向け社会サービスシステムの構築からの要

³⁵¹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）81-82 頁。

³⁵² 「被用者の親族を訪問する休暇に関する国務院の規定」の適用対象は、国家机关、人民団体、全民所有制の企業、公共企業体（事業単位）に従事し、仕事の年数は満 1 年以上であり、無期雇用の被用者であり、以下のいずれかに該当する者である。①配偶者と別居し、休日でも会えない場合、配偶者を訪問することができる。②父母と別居し、休日でも会えない場合、父母を訪問することができる。具体的には、①の場合、1 年 1 回、30 日の訪問期間が保障される。②の場合、a. 未婚の被用者が父母を訪問する期間は、1 年 1 回の場合、20 日である。二年 1 回の場合 45 日である。b. 既婚の被用者が父母を訪問する期間は、4 年 1 回、20 日である。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）82 頁。

³⁵³ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）72-73 頁。

³⁵⁴ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）96-100 頁。

³⁵⁵ 諸外国の家族への支援策の例として、シンガポールの「親孝行法（1994）」、日本の「老人福祉法（1963）」、韓国の扶養義務を果たしている家庭に対する遺産税の減免制度、イギリスの「介護者（認可サービス）法（1995）」、アメリカの「高齢者法（2000）」が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）97-98 頁。

求でもあると説明されている。最後に、支援策の例として、①国レベルの第十二回の五か年計画（2011～2015）において、家族への支援策の構築が重要な計画内容とされている。②すでに存在している地方レベルの支援策として、一人っ子政策を実施している家族への支援、高齢者を扶養するための戸籍移動政策、扶養義務者の就労支援政策、家族の負担を軽減させるための高齢者に対する介護手当等が挙げられている。

第二に、扶養義務者の扶養義務の履行を消極的に確保する規定について、2012年法第19条1項と2項、第21条2項および第24条が挙げられる。

2012年法の立法府解釈によれば、2012年法第19条1項の相続権の放棄等を理由とする扶養義務不履行の禁止（1996年法第15条1項）、当該規定と類似する2012年法第21条2項の高齢者の離婚・再婚等の婚姻の状況を口実とする扶養義務不履行の禁止（1996年法第18条2項）、または、2012年法第19条2項の扶養義務不履行に対する高齢者の扶養費への請求権（1996年法第15条2項）は、すべて1996年法の立法府解釈を踏襲している³⁵⁶。

新たに設けられた2012年法第24条について、2012年法の立法府解釈は、扶養義務の不履行に対する、民間自治組織としての居民委員会・村民委員会、高齢者組織（高齢者協会等）、扶養義務者が所属する組織（職場）の督促の義務が新たに規定されたとしか説明していない³⁵⁷。

（4）その他の義務

2012年法第2章「家族扶養」において、扶養に関する義務と直結せず、高齢者の「権益」保障を図る規定として、2012年法第16条2項（高齢者の住居への侵害の禁止、1996年法第13条2項）、第19条3項（高齢者に負担能力を超えた労働の強要の禁止、1996年法第15条3項）、第21条1項（高齢者の婚姻の自由、1996年法第18条1項）、第22条（高齢者の財産権・相続権・遺留分への侵害の禁止、1996年法第19条の改正）、第25条（高齢者への家庭内暴力の禁止、新設）、第26条（高齢者の後見制度、新設）が存在する。上記第1款の1996年法第2章「家族扶養」におけるその他の義務と同様に、これらの条文は扶養に関する義務と直結しないが、2012年法第1条に示されている高権法の主要な目的である「権益」保障が、2012年法の第2章（家族扶養）において、具現化されていることを再認識させる

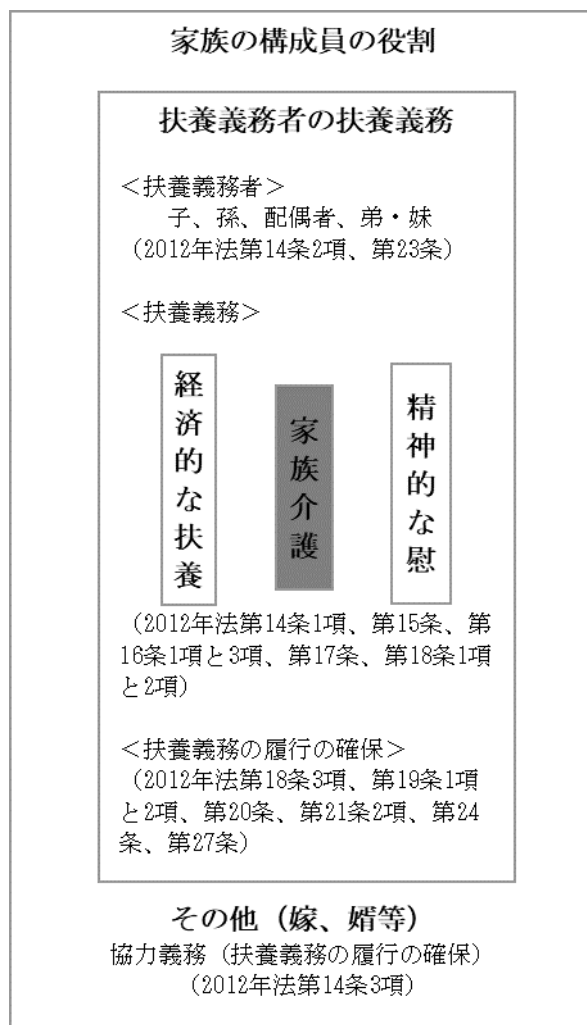
³⁵⁶ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）71-72、84-85頁。

³⁵⁷ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）73頁。

点で、2012年法の第2章の解釈にとって有益であろう。

上記の内容をまとめて、2012年法における家族介護の位置づけを明らかにすると、以下の通りになる（図2）。

2012年法における家族介護の位置づけ（図2）



（筆者作成）

第2節 高権法における国・社会が担う介護

第1款 国・社会が担う養老

前節（第3章第1節）では、高権法における家族介護のあり方を確認した。ここからは高権法における介護のもう一つの担い手、国・社会の役割を確認したい。まず、国・社会が担う介護を包含している国・社会が担う養老のあり方を確認する。これによって、高権法における国・社会が担う介護のあり方を確認する。

上記第2章第4節の通り、国・社会が担う養老は具体的には高齢者の社会保障システムを意味する。したがって、国・社会が担う養老のあり方、特徴を確認することは、高齢者の社会保障システムのあり方、特徴を確認することになる。そして、高齢者の社会保障システムの内容は、年金、医療、介護等多岐にわたっており、本論文の中心となる介護の主軸から外れないために、それらの全体像を紹介することにとどめる。主に、①網羅的に、国・社会が担う養老の仕組みを明らかにすることによって、そのあり方を確認する。②国・社会の役割（義務を含む）と高齢者が有する権益（権利）の確認、および、これらの権利義務等の具体的な政策等との繋がり（注釈で対応）を整理することを通じて、国・社会が担う養老の特徴を確認する。さらに、①と②を行うことを通して、1996年法と2012年法との違いを明らかにしつつ、その変化を確認する。

（1）1996年法における国・社会が担う養老

1996年法の立法府解釈は、その第3章（社会保障）で、国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）を説明している。まず、システムの構造について説明している³⁵⁸。高齢者の社会保障システムは、高齢者の社会保険、社会救助、社会福祉、社会サービス等によって構成されている。そのうち、a. 高齢者の社会保険は、国が立法を通じて、高齢者の生活を保障する社会保険制度である。主要な制度としては年金と医療保険が挙げられている。b. 高齢者の社会救助は、最も困窮している高齢者に対して、最低限度の生活水準を保障する制度であり、主要な財源は国が負担する（都市部は政府、農村部は集団経済組織）。c. 高齢者の社会福祉は、国・社会が高齢者の心身において生活の質を高めるための福祉プロジェクト、福祉施設・設備等を指すものである。それは経済の発展に伴って、徐々に高度化・成熟化するものである。d. 高齢者の社会サービスは、主に社区を中心に高齢者のために提供されてい

³⁵⁸ 以下、田等・前掲書（注37）73-74頁。

るサービスを指す。

続いて、1996年法の立法府解釈は上記の国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）の構造を前提に、1996年法第3章（社会保障）の各条文について説明している。（1996年法の条文は別紙一を参照）

1) 年金

1996年法第20条、第21条、第22条は高齢者の老後生活を保障するための年金について規定している。1996年法の立法府解釈は以下の通り説明している。

最初に、年金の全体像について、当時の中国では、養老の役割を主に担っている家族扶養の機能の低下を補うために、国・社会が担う養老の役割が増加しつつあった³⁵⁹。同第20条はこのような背景において、国の年金を整備・促進する役割を規定している。さらに、従来の通達レベルでの年金に関する制度を概観し、それらの不足を指摘している³⁶⁰。そして、同第20条で規定している将来に向けた年金の特徴は、①制度を強制的に施行するために国が立法すること、②特別会計を設けること、③年金をもって、高齢者は他の収入等に頼らず、最低生活の水準を保たれることである。

続いて、同第21条1項には、高齢者が法規により年金を受けるとき、その受給を確保する義務が規定されている³⁶¹。そして、1996年法の立法直前の年金改正に関する通達³⁶²は当該年金受給を確保する義務と関連していると立法府解釈が説明している。また、同第21条第2項は、インフレ、賃金・生活水準の上昇等の社会情勢に合わせて、年金給付を増額させ

³⁵⁹ 以下、田等・前掲書（注37）75-80頁。ただし、国・社会が担う養老の役割が増加しつつあるが、すべて国・社会に任せることはできない。あくまでも補足的な位置づけであるとも強調されている。

³⁶⁰ 1996年法の立法まで、従来の通達レベルでの年金に関する制度は、「中華人民共和国労働保険条例（中华人民共和国劳动保险条例）」（国務院、1951）、「国家机关職員の退職に関する暫定弁法（国家机关工作人员退休处理暂行办法）」（国務院、1955）、「国務院の老弱病残の幹部の退職に関する暫定弁法（国务院关于安置老弱病残干部的暂行办法）」（国務院、1978制定、1980と1982改正）、「国務院の職員の退職に関する暫定弁法（国务院关于关于工人退休，退职的暂行办法）」（国務院、1978）、「企業の職員の年金制度改革に関する決定（关于企业职工养老保险制度改革的决定）」（国務院、1991）、「企業の職員の年金制度改革を促進することに関する国務院の通知（国务院关于深化企业职工养老保险制度改革的通知）」（国務院、1995）である。

それらの不足としては次の通り説明している。①事実上適用された事業所が少ないため、カバー範囲が狭い。②企業が主体として管理しているため、国の役割が果たされていない。③保険料は企業のみが負担することになっており、企業の負担が重すぎる。④基本賃金を基準に年金を算定することは時代に合わない。上記最後の二つの通達により、改善しようとしていたが、1996年法の立法までは、年金制度が確立されていなかった。以上の内容は、田等・前掲書（注37）77-79頁。

³⁶¹ 以下、田等・前掲書（注37）80-83頁。

³⁶² 当該通達は、「企業の職員の年金制度改革を促進することに関する国務院の通知（国务院关于深化企业职工养老保险制度改革的通知）」（国務院、1995）である。田等・前掲書（注37）81頁。

るのは国の役割であると規定している。当該条項は 1996 年法第 4 条 2 項後段、「社会の発展の成果を享受する権利」の具体化であると立法府解釈が説明している。

最後に、同第 22 条は、主に農村部における年金の創設に関する規定であり、国の役割が規定されている³⁶³。そして、言及された当該条文の関連政策³⁶⁴は、将来に向けた農村部の年金の主要な財源を国の税金ではなく、農村住民の保険料で賄おうとしている。

2) 高齢者の医療保障

1996 年法第 25 条から第 28 条までは、高齢者の医療保障に関する規定である。1996 年法の立法府解釈は以下の通り説明している。

まず、医療保険について、1996 年法の立法当時の医療に関する諸制度³⁶⁵（いずれも保険とは言い難い）を概観し、それらの不足点を指摘した³⁶⁶。そのうえで、医療保障改革の方向性は、国が役割を果たして、中国の複雑かつ多様な実情に対応できる多層的・多種類の医療保険制度を構築することであり、当該医療保険制度の構築によって高齢者の医療へのニーズを保障することであると説明している（同第 25 条 1 項の趣旨）。そして、同第 25 条 2 項は、前項の医療保険制度を構築するとき、担当部門が高齢者に十分な配慮（保険料の減免等）を行う義務を規定していると説明している。

続いて、高齢者の医療の確保について、①法律法規で定められた高齢者の医療給付等に対する担当部門・関連組織の確保の義務（同第 25 条 3 項）、②高齢者が疾病を罹患し、本人および扶養義務者が確かに医療費を支払う能力がない場合に、高齢者が地方政府に対して医療扶助を申請する権利（同第 26 条前段）、および、このような高齢者に対して、美德としての養老からの要請として、社会（政府全般を指す国、家族、高齢者個人等を除く）からの援助の促進（同第 26 条後段）が挙げられている³⁶⁷。

³⁶³ 以下、田等・前掲書（注 37）83-86 頁。

³⁶⁴ この関連政策は「県レベルの農村年金の基本方案（县级农村社会养老保险基本方案）」（民政部、1992）である。田等・前掲書（注 37）84 頁。

³⁶⁵ 1996 年法の立法当時の医療に関する諸制度は、①国家機関の職員等に対する無拋出の公費医療制度、②計画経済における企業の職員およびその家族に対する企業拋出の労保医療制度、③集団投資、個人投資または集団と個人の共同投資の形での農村合作医療制度である。これらの不足点として、主に以下の内容が挙げられている。a. ①と②の制度の費用負担は、国や企業に任され、医療給付を受ける側に制約がないため、医療費の高騰や浪費が生ずる。b. ①と②の制度のカバー範囲が狭く、財源となる国や企業の拋出に対する有効な管理体制がない。c. ③の制度は農村住民の助け合いを理念としており、農村住民の医療費に対する負担の軽減に有効的であるが、利用率が低い。田等・前掲書（注 37）91-92 頁。

³⁶⁶ 以下、田等・前掲書（注 37）91-93 頁。

³⁶⁷ 田等・前掲書（注 37）93-94 頁。

次に、高齢者の医療への優遇について、同第 27 条が挙げられている³⁶⁸。当該条文は医療機関の高齢者に対する義務を規定している。具体的には、①権益（権利）保障を出発点として、身体機能が衰弱している高齢者のために、その医療へのアクセスに便宜（高齢者向け窓口、高齢者向け外来診療、高齢者向け病室、訪問医療等）を図る義務が挙げられており、②満 70 歳以上の高齢者を特別視し、その行動の不便さ、身体が大分衰弱していることを認識して、外来、診察、薬の受け取り等の場面において優先させ、遅延なく治療を行う義務が挙げられている（①と②は同第 27 条 1 項前段）。そして、③条件が整った場合、高齢者に対する家庭病床、巡回医療、デイサービスの形を取った看護も優遇の手段とする（同第 27 条 1 項後段）。また、④美德としての養老からの要請として、高齢者に対して無償の診療が奨励されている（同第 27 条 2 項）。

最後に、高齢者に対する医療水準の向上および保健教育について、同第 28 条が挙げられている³⁶⁹。具体的に、①高齢者に対する医療水準を向上させる必要性は、高齢者本人の健康・生活の質の保障と共に、高齢者を社会において支えられる側から支える（貢献する）側に転換させることにあると説明している。そして、1996 年法の立法当時の制度に対して、医療水準の向上に対する総合的な計画がないこと、高齢者の疾病に対する研究の不足、高齢者の医療に関する人材の不足を指摘した。さらに、今後の方針として、国が役割を果たして、不足点を改善し、高齢者の疾病の予防も視野に入れていくと指摘した（同第 28 条 1 項）。②高齢者に対する保健教育の必要性としては、高齢者に保健の知識を与えることによって、自発的に健康のために行動することができ、疾病の予防、心身の健康、生活の質の向上に有益であることが挙げられている。そして、高齢者向けの保健講座、医療従事者の高齢者の保健に対する相談、新聞等のメディアを通じての保健に関する宣伝等、様々な社会（政府全般を指す国、家族、高齢者個人等を除く）の役割が求められている（同第 28 条 2 項）。

3) 高齢者の社会救助

1996 年法第 23 条は、最も困窮している高齢者の最低限度の生活を保障するための社会救助について規定している。1996 年法の立法府解釈は以下の通り説明している。

まず、社会救助の特徴について、以下の四つの特徴が挙げられている³⁷⁰。①社会救助の

³⁶⁸ 以下、田等・前掲書（注 37）95-96 頁。

³⁶⁹ 以下、田等・前掲書（注 37）96-98 頁。

³⁷⁰ 以下、田等・前掲書（注 37）86-87 頁。

概念は、国・社会の国民（社会の構成員）に対する一方的な義務のみを強調する。②真に生活が困窮し、法規定に該当する者のみが給付の対象者となる制限を設けている。③社会救助の目的は、災害・貧困の克服であり、生活の質の向上には務めない。したがって、社会救助は、社会保障システムにおける最後の手段と位置付けている。④社会救助の給付は多種多様であり、現物・現金給付、一時・長期的な給付、公的（国）・私的（民間）な給付が存在する。

続いて、同第 23 条 1 項は都市部、同第 23 条 2 項は農村部の高齢者に対する社会救助制度を規定しており、両条項とも地方政府が高齢者の最低限度の生活を保障する役割を担っている³⁷¹。そして、同第 23 条と関連する都市部と農村部の政策³⁷²は、社会救助を利用するために、いずれも、a. 労働力がない、b. 生活の糧がない、c. 扶養義務者がいないまたは扶養義務者の扶養能力がないという要件（「三無」の要件）にすべて該当することを求めていると説明されている。

4) 高齢者の福祉

1996 年法第 33 条は、高齢者の福祉事業について規定している。1996 年法の立法府解釈は以下の通りに説明している。

まず、社会福祉とは、国・社会が法律と政策に基づき、住宅、公共衛生、環境、教育の領域において、一般国民に対して、普遍的な資金の援助および格安のサービスを提供する社会性を有している制度である³⁷³。その具体的な形は、国・社会が設立した多種多様な福祉施設およびそれらが提供する福祉サービス・福祉事業である。そして、高齢者の福祉事業とは、上記の多種多様な福祉施設が高齢者に対して提供している福祉サービスである。主に、①上記高齢者の社会救助における「三無」の要件に該当する者、または、一般の自費の高齢者を対象に提供する入所サービス、②高齢者の自主活動を含む娯楽を提供するサービス、③介護サービスとしてのデイケアを含む日常生活・健康に関するサービスに分類されている³⁷⁴。

³⁷¹ 以下、田等・前掲書（注 37）87-89 頁。

³⁷² この都市部の政策とは、当時実際に行われた本文の「三無」の要件に該当する高齢者の救助制度であり、農村部の政策とは、1994 年に国務院が公布した「農村五保供養業務条例」（《农村五保供养工作条例》）である。田等・前掲書（注 37）87-88 頁。また、2006 年に、農村部の政策は国務院より同様な名称で新たに制定され、「農村五保供養業務条例（国務院令〔2006〕456 号）」（《农村五保供养工作条例》国務院令〔2006〕456 号）という現行制度となっている。1994 年のバージョンは同時に廃止された（同条例第 26 条）。

³⁷³ 以下、田等・前掲書（注 37）108 頁。

³⁷⁴ ①の収容的なサービスを提供する福祉施設としては、養老院、高齢者住宅、福利院等が挙げられてい

次に、上記の多種多様な福祉施設について、国は社会（政府全般を指す国、家族、高齢者個人等を除く）に対して、それらの設立を奨励、促進する役割を有している（同第 33 条 1 項）³⁷⁵。そして、地方政府は高齢者の福祉事業を発展させる義務を有している（同第 33 条 2 項）と説明されている。

5) 高齢者の社会サービス

1996 年法第 35 条は、高齢者の社会サービスの中心であるコミュニティサービスについて規定している。1996 年法の立法府解釈は以下の通り説明している。

まず、コミュニティとは、地域住民が集い、組織され、統一的な管理の規則とそれを実行する管理の組織が形成された区域である³⁷⁶。そして、コミュニティサービスとは、コミュニティにおける助け合いに基づく、自発的で、自治が行われている福祉的なサービスである。当該サービスの主要な対象者は、生活困難を抱える高齢者、障害者、低所得者、または、社会に対して著しく貢献してきた軍人等が挙げられている。また、コミュニティサービスの特徴として、①自ら計画し、自分の状況に応じて、コミュニティサービスの内容、規模等を決定する地域住民の主体性、②政府の指導の下で、社会のあらゆる参加者の参加を基礎とする参加主体の広汎性、③収支相当の原則に基づき、単独でも運営できる独立性が挙げられている。

続いて、同第 35 条 1 項の趣旨は、高齢者のコミュニティサービスシステムを構築することであると説明されている³⁷⁷。そして、高齢になっても a. 養ってもらえて、b. 医療を受けることができ、c. やることがあり、d. 学ぶことができ、e. 楽しみがあるという規定（1996 年法第 3 条）の実現に向けて、高齢者のコミュニティサービスシステムの将来像が挙げられている³⁷⁸。

最後に、自発的な高齢者のコミュニティサービスと密接な関係にある、隣人同士の高齢者への手助け（同 35 条 2 項）、ボランティアの高齢者へのサービス（同 35 条 3 項）が、美德としての

る。②の娯楽を提供するサービスの福祉施設としては、高齢者の活動室・活動センター、高齢者の文化コーナー等が挙げられている。③の日常生活・健康に関するサービスを提供する福祉施設としては、高齢者向け医療・リハビリセンター施設、介護サービスを提供するデイケアセンター、高齢者食堂、高齢者銭湯、高齢者理髪店等が挙げられている。

³⁷⁵ 田等・前掲書（注 37）106-109 頁。

³⁷⁶ 以下、田等・前掲書（注 37）110-111 頁。

³⁷⁷ 以下、田等・前掲書（注 37）111 頁。

³⁷⁸ a. の実現に向けて、高齢者の入所施設、高齢者の在宅一括サービス、高齢者の日常用品の販売店、家事サービス等が挙げられている。b. の実現に向けて、高齢者向けクリニック、高齢者向けリハビリセンター、家庭病床、高齢者向け保健知識の講座、相談サービス等が挙げられている。c. の実現に向けて、高齢者のシルバー人材センター等が挙げられている。d. の実現に向けて、老年学校、高齢者向けの塾等が挙げられている。e. の実現に向けて、高齢者活動センター、健康・文化・体育に関する活動の実施等が挙げられている。

養老から要請されていると立法府解釈が説明している³⁷⁹。

6) その他

上記の1996年法の立法府解釈が挙げている、国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）の主要な内容以外に、以下の内容も国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）の内容として立法府解釈が説明している。

1996年法第24条は、高齢者が家族以外の個人・組織（農村集団経済組織、企業等）との間で結ぶ扶養の協議を促進する役割を規定している³⁸⁰。当該協議は債権債務が発生する契約であり、当該協議を促進することは美德としての養老からの要請であると説明されている。

高齢者の住宅の保障について、同第29条が挙げられている³⁸¹。当該条文の趣旨は、高齢者にとって、住宅が心身の健康に重大な影響を及ぼす、より重要な生活の場であり、老後生活に欠かせない経済的な要素でもあるため、高齢者の権益（権利）保障の理念から保障すべく、同第29条が設定された。具体的には、高齢者の所属する組織が義務を有し、住宅を分配、調整又は販売する場合に、高齢者のニーズを配慮して、優遇することである。さらに、各地方政府および担当組織は実情に応じて、より具体的な政策を制定することができる。

高齢者のバリアフリーの保障について、同第30条が挙げられている³⁸²。具体的には、高齢者の心身の衰弱から生じるあらゆるニーズに対応し、公共施設・町づくりの担当者および居住区の設計の担当者に高齢者のバリアフリーを保障する義務を規定していると立法府解釈が説明している³⁸³。

高齢者の教育について、同第31条が挙げられている³⁸⁴。当該条文は、①高齢者の教育を受ける権利（同第31条1項）と②国・社会の高齢者の教育を促進・発展させる役割（同第31条2項、3項）を規定している。①について、さらに高齢者の教育を受ける権利の淵源は、憲法（1993）第41条1項および教育法（1995）第9条が定める教育を受ける権利であ

³⁷⁹ 田等・前掲書（注37）111-112頁。

³⁸⁰ 田等・前掲書（注37）90頁。

³⁸¹ 以下、田等・前掲書（注37）99頁。

³⁸² 田等・前掲書（注37）100-101頁。

³⁸³ 公共施設について、病院、映画館、公園、飛行場等が挙げられ、居住区の設計について、公共施設との連携、騒音防止、室内の設計（ドアの大きさの確保、キッチン・トイレの面積の確保、手すりや滑り止めの設置等）等の目安が挙げられている。

³⁸⁴ 田等・前掲書（注37）101-105頁。

る。そして、1996年法第31条が採用している、年齢と関係なく、終身に教育を受ける理念は教育法（1995）第19条3項に由来していると説明されている³⁸⁵。②について、高齢者の教育を促進・発展させるために、国の統括的な役割（1996年法第31条2項前段、同第31条3項）および社会（政府全般を指す国、家族、高齢者個人等を除く）の助力への促進（同第31条2項後段）が求められている³⁸⁶。

高齢者の精神的・文化的な生活の保障について、1996年法第32条が挙げられている³⁸⁷。当該条文の説明において、養老は精神的なニーズを満たすという意味をも包摂している。孤独感等の解消を中心とする精神的な慰藉を超えて、高齢者の精神的なニーズ全般を満たす精神的・文化的な生活（文化、体育、教育、娯楽等の活動）の保障は同第32条の趣旨であり、国・社会がその役割を担っている。

高齢者の生活用品について、高齢者の多種多様なニーズに対応して、高齢者のニーズを満たせる生活用品の開発、生産、経営を国が企業に対して、促進する義務を有している（同第34条）と説明されている³⁸⁸。

高齢者の移動について、高齢者の文化的な生活を求める精神的なニーズを満たし、そして、その身体機能の衰弱を考慮して、地方政府には、見学、観光、公共交通機関の利用等において、高齢者を優遇する等の役割が規定されている（同第36条）³⁸⁹。

また、高齢者の権益保障の視点から、農村高齢者の義務労働の免除（同第37条）、メディアの高齢者の権益保障を宣伝する義務（同第38条）、高齢者に対する訴訟費用の免除および法律援助（同第39条）が規定されていると説明されている³⁹⁰。

（2）2012年法における国・社会が担う養老

2012年法の立法府解釈は、その第3章（社会保障）、第4章（社会サービス）、第5章（社

³⁸⁵ 憲法（1993）第41条1項および教育法（1995）第9条の内容は、現行法の憲法（2018）第41条1項および教育法（2015）第9条の内容と同様である。ただし、教育法（1995）第19条3項の内容は改正され、現行法の教育法（2015）第20条2項になっており、終身に教育を受ける理念が引き継がれている。

³⁸⁶ なお、高齢者の教育の機能として、①知識を吸収させるための教育の機能、②精神的なニーズを満足させるための養老の機能、③高齢者が教育により知識を得て、さらに社会に貢献することを可能にする機能、④高齢者が保健等に関する知識を得て、生活の質を向上させる機能が挙げられている。そして、国が促進する高齢者の教育の科目構成について、必修科目（保健、政策、法律、歴史等に関する一般知識）、自分で選択する科目（書道、絵描き、調理、科学技術等）が挙げられている。田等・前掲書（注37）103-104頁。

³⁸⁷ 田等・前掲書（注37）105-106頁。

³⁸⁸ 田等・前掲書（注37）109頁。

³⁸⁹ 田等・前掲書（注37）113頁。

³⁹⁰ 田等・前掲書（注37）113-118頁。

会的優遇)、第6章(快適な居住環境)で、国・社会が担う養老(高齢者の社会保障システム)を説明している。最初に、国・社会が担う養老(高齢者の社会保障システム)は、憲法45条を根拠に、国民の生活を保障し、社会の分配を調整する制度であり、国民の幸福および社会の公平・調和に関する重要な制度であると説明し、その重要性を強調した³⁹¹。そして、2012年の法改正は、1996年立法後の十数年の経験を踏まえて、高齢者の社会保障に対する権益(権利)を増加したと説明している。

続いて、2012年法の立法府解釈は、条文に沿って国・社会が担う養老(高齢者の社会保障システム)の法改正について、以下の通り説明している。

1) 年金

まず、1996年法第20条の「年金制度を構築し」という文言が2012年法第28条の「基本的な年金制度を通じて」という文言に改正された。2012年法の立法府解釈によると、これは中国の年金制度の発展を反映した改正である³⁹²。そして、基本的な年金制度とは、社会保険の主要な保険制度であり、保険料の納付期間を満たし、法定退職年齢³⁹³に達した後、国・社会が経済的に高齢者の生活を安定的かつ持続的に保障する制度である。さらに、2012年当時の基本的な年金制度は、①都市部の被用者年金制度、②都市部の住民の年金制度、③農村部の新型年金制度で構成されている³⁹⁴。また、第1階の基本的な年金制度の補足として、第2階の企業年金と第3階の民間保険(生命保険等)が今後の促進の対象として挙げられている。

続いて、年金受給の確保および社会情勢に応じる年金の給付水準の調整を規定する1996年法第21条は、2012年法第34条に改正されている。改正された条文では、年金のみなら

³⁹¹ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)101頁。

³⁹² 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)101-103頁。

³⁹³ 一般的には、中国の法定退職年齢は「国務院の高齢、障害等の幹部の処遇に関する暫定弁法」(以下は、「幹部弁法」という。)と「国務院の労働者の退職に関する暫定弁法」(以下は、「労働者弁法」という。)という二つの行政法規(国発(1978)104号)で規定されている退職年齢を指している。例えば、「男性は満60歳以上、女性は満55歳以上、仕事に従事する年数は満10年以上である場合」(幹部弁法第4条1号)という規定があり、または、「男性は満60歳以上、女性は満50歳以上、仕事に従事する年数は満10年以上である場合」(労働者弁法第1条1号)という規定がある。なお、現在高齢化の深刻化とともに、年金の支給開始年齢(法定退職年齢と同様)の引き上げが議論されており、法定退職年齢の引き上げも議論されている。

³⁹⁴ 2012年当時の基本的な年金制度の仕組みに関する法規・政策として、「国務院の農村部の新型年金制度のパイロット地域に関する指導意見(国発[2009]32号)」「(国务院关于开展新型农村社会养老保险试点的指导意见)(国发[2009]32号)」、社会保険法(2011)、国務院が公布した「都市部の住民の年金制度のパイロット都市に関する指導意見(国発[2011]18号)」「(国务院《关于开展城镇居民社会养老保险试点的指导意见》)(国发[2011]18号)」が挙げられている。

ず、医療に関する受給の確保および社会情勢に応じる医療の給付水準の調整も明確に追加されている³⁹⁵。

次に、農村部で年金制度を創設する旨の 1996 年法第 22 条前段が削除された。その理由は、上記 2012 年当時の基本的な年金制度において、③農村部の新型年金制度がすでに構築されたからであるといえよう。なお、1996 年法第 22 条後段は、高齢者の福祉を規定する 2012 年法第 33 条 4 項となったことに留意する必要がある（下記 5）高齢者の福祉）。

最後に、新たに設けられた、経済的な社会保障給付（年金・医療保険等）に関する行政サービスの高齢者への優遇を規定している 2012 年法第 53 条は、高齢者がタイムリーかつ簡便に年金を受領できるよう、政府および関連部門の条件整備の義務を規定している³⁹⁶。

2) 高齢者の医療保障

まず、医療保険について、2012 年法の立法府解釈は 1996 年法第 25 条から改正された 2012 年法第 29 条の内容を述べている。これは 1996 年法第 25 条の「各種の医療保険制度を構築し」を「基本的な医療保険制度を通じて」に改正し、低所得の高齢者の保険参加への政府の補助³⁹⁷を追加して、高齢者の医療保険への権益（権利）を強化したものであると説明している³⁹⁸。そして、基本的な医療保険制度とは、国の規定に基づき保険料を納めて、被保険者が疾病・傷害に遭遇するとき、医療保険の財源（医療保険基金）から当人の医療保険給付を行う社会保険制度である。さらに、2012 年当時の基本的な医療保険制度は、①都市部の被用者の基本医療保険制度、②都市住民基本医療保険制度、③新型農村合作医療制度で構成されている³⁹⁹。また、医療保険の運営に際して、高齢者の心身のニーズを考慮する必要がある

³⁹⁵ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）119-121 頁。

³⁹⁶ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）155-158 頁。そして、2012 年法第 53 条の関連政策として、「中国共産党中央委員会弁公庁、國務院弁公庁が労働と社会保障部等が公布した『企業退職者の管理・サービスの社会化を促進することに関する意見』を再公布することに関する通知（中弁発〔2003〕16 号）」（《中共中央办公厅、国务院办公厅关于转发劳动和社会保障部等部门〈关于积极推进企业退休人员社会化管理服务工作的意见〉的通知》（中办发〔2003〕16 号））が挙げられている。

³⁹⁷ 低所得の高齢者の医療保険参加への政府の補助について、①その関連法規として、社会保険法（2011）第 25 条の低所得の「満 60 歳以上の高齢者」の医療保険の保険料に対して、「政府が補助を行う」という内容が挙げられている。②2012 年当時、低所得の高齢者の医療保険参加への政府の補助は毎年 60 元以上であると説明されている。

³⁹⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）103-107 頁。

³⁹⁹ 2012 年当時の基本的な医療保険制度の仕組みに対して、立法府解釈はさらに以下の通り説明している。①都市部の被用者の基本医療保険制度とは、都市部の事業所と被用者に対して強制加入を原則とする保険制度である。保険料は労使双方が負担する（被用者の賃金の 6%は事業所、2%は被用者）。自営業者は任意で都市部の被用者の基本医療保険制度に参加できる。②都市住民基本医療保険制度とは、都市部の被用者・自営業者以外の者を対象とする任意加入の保険制度である。主要な被保険者は中小学校（専門学校を含む）の学生、児童およびその他の仕事に従事していない者である。保険料は本人の拠出を原則とし

あるとも強調されている。

続いて、高齢者の医療給付等の確保を規定する 1996 年法第 25 条 3 項は、上記年金受給の確保等を規定する 1996 年法第 21 条と同様に、2012 年法第 34 条に改正されている。改正された条文では、上記の通り、年金のみならず、医療に関する受給の確保および社会情勢に応じる医療の給付水準の調整も明確に追加されている⁴⁰⁰。また、低所得等の高齢者の医療扶助を規定する 1996 年法第 26 条は、下記高齢者の社会救助を規定する 2012 年法第 31 条 1 項に吸収されている（2012 年法第 31 条 1 項の具体的な内容は以下 4）。

次に、高齢者の医療への優遇を規定する 1996 年法第 27 条は、2012 年法第 56 条に改正されており、基本的に同様な内容が引き継がれている。ただし、以下の 2 点が改正されたことに留意する必要がある⁴⁰¹。①理由が説明されていないが、1996 年法第 27 条 1 項前段の年齢制限（満 70 歳以上）が 2012 年法第 56 条により削除された。②1996 年法第 27 条 1 項後段の医療の優遇サービスの列挙を踏まえて、2012 年法第 56 条はさらに「リハビリ、無償の健康診断」等を追加した。また、上記「1）年金」と同様に、新たに設けられた、経済的な社会保障給付（年金・医療保険等）に関する行政サービスの高齢者への優遇を規定している 2012 年法第 53 条は、高齢者がタイムリーかつ簡便に医療保険給付等を受領できるよう、政府および関連部門の条件整備の義務を規定している⁴⁰²。

続いて、高齢者に対する医療水準の向上および保健教育を規定する 1996 年法第 28 条は、2012 年法第 50 条に改正されている。①2012 年法第 50 条 1 項において「加齢に伴う病気の早期発見、診断および治療を促進する」という医療水準の向上の目的が追加されたこと、②2012 年法第 50 条 2 項において「国および社会」という高齢者の保健教育の担い手が明確に追加されたことを除いて、基本的に同様な内容が引き継がれている⁴⁰³。

て、政府の補助がある（例えば、2010 年に中央政府は中部西部の地域に対して、被保険者一人に毎年 60 元の補助を行った）。なお、被保険者の適用拡大について、国务院が公布した「大学生を都市住民基本医療保険制度の被保険者とするパイロット都市に関する指導意見（国発〔2007〕20 号）」（《关于将大学生纳入城镇居民基本医疗保险试点范围的指导意见》（国发〔2007〕20 号））が挙げられている。③新型農村合作医療制度とは、政府が構築・指導し、農村住民が世帯を単位として、任意で参加する医療共済制度である。保険料は本人の抛出と政府の補助で構成されている。2012 年当時、本人の抛出は毎年 10 元以上であり、政府の補助は毎年 40 元以上である。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）104-105 頁。

⁴⁰⁰ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）119-121 頁。

⁴⁰¹ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）166-168 頁。また、本文の 2 つの改正点以外に、2012 年法第 56 条の関連政策として、各地方（湖北省、北京、天津、河北省、遼寧省、山東省）の政策が例として挙げられている。

⁴⁰² 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）155-158 頁。

⁴⁰³ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）148-149 頁。

最後に、新たに追加された医療サービスの供給体制等を規定する 2012 年法第 49 条が挙げられている⁴⁰⁴。同条は主に医療サービスの供給体制の構築に関する国の義務を強調していると説明されている。

3) 高齢者の介護保障

2012 年法の立法府解釈によると、2012 年法第 30 条は、高齢者の介護ニーズに対応して、新たに設けられたものである⁴⁰⁵。そのうち、国（中央政府と地方政府）の徐々に介護保障を展開する役割（同法同条 1 項）と地方政府の高齢者の経済状況および自立の度合いに応じて介護に関する手当を提供する義務（同法同条 2 項）が挙げられている。（詳細は下記第 3 章第 2 節第 2 款参照）

4) 高齢者の社会救助

2012 年法の立法府解釈によると、高齢者の社会救助について、2012 年法第 31 条 2 項は、1996 年法第 23 条の a. 労働力がない、b. 生活の糧がない、c. 扶養義務者がいないまたは扶養義務者の扶養能力がないという要件（「三無」の要件）にすべて該当する高齢者に対する地方政府の社会救助制度を規定している⁴⁰⁶。そのみならず、2012 年法第 31 条 1 項は、経済的に困難な高齢者に基本的な生活、医療、住居又はその他の救助を提供するという国（地方政府を含む）の役割を明確に規定している。さらに、同法同条 3 項は、とりわけ、ホームレス・物乞い、遺棄された等生活のすべがない高齢者に対して、地方政府が関連規定に従い救助を与えるということを強調している。以下は、上記の条文で示されている 2012 年法における高齢者の社会救助の仕組みを紹介する。

まず、上記の 1996 年法の立法府解釈が社会救助の四つの特徴を列挙したことと異なり、

⁴⁰⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）145-147 頁。そして、2012 年法第 49 条に関する政策として、元衛生部（現在国家衛生と計画生育委員会）等が公布した「基本公共衛生サービスの段階的な均等化を促進することに関する意見（衛婦社発〔2009〕70 号）」（关于促进基本公共卫生服务逐步均等化的意见（卫妇社发〔2009〕70 号））が挙げられている。

⁴⁰⁵ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）107-108 頁。

⁴⁰⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）108 頁。また、2012 年法の立法府解釈は、本文の「三無」の要件に該当する高齢者を社会救助制度における最も救助すべき対象と位置づけており、関連政策として、民政部の弁公庁が公布した「都市住民の最低生活保障業務をさらに規範化し強化することに関する通知（民弁函〔2004〕60 号）」（《关于进一步加强和规范城市居民最低生活保障工作的通知》（民办函〔2004〕60 号））や「農村五保供養業務条例（國務院令〔2006〕456 号）」（《农村五保供养工作条例》國務院令〔2006〕456 号）が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）112-114 頁。

2012年法の立法府解釈は社会救助の定義およびその仕組みを以下の通り説明している⁴⁰⁷。

①社会救助とは、社会保障の一部であり、国・社会が自然災害に遭遇した者、労働力の無い者、または、その他低所得の国民に対して、それらの基本的な生活を維持し、最低生活水準を保障するために、経済的・精神的な救助を支給する仕組みである。②2012年当時の社会救助の仕組みは、a)一般的な社会救助（主に国の低所得者への社会救助制度）、b)緊急時の社会救助（主に災害への対応）、c)臨時的な社会救助（主にホームレス等への対応）、d)慈善事業、公益性の民間団体の促進等を通じて国民の間の支え合いを支援する仕組みで構成されている。

続いて、新たに追加された、高齢者の社会救助における国（地方政府を含む）の役割（「基本的な生活、医療、住居又はその他の救助」（2012年法第31条1項））について、2012年法の立法府解釈は以下の通り説明している⁴⁰⁸。①生活の救助の現状について、中央政府の定めた社会救助制度に基づき、地方政府は高齢者により手厚い給付を行っている⁴⁰⁹。②医療の救助の現状について、適用対象を低所得の高齢者全員に拡大しつつある⁴¹⁰。③住居の救助とは、国（地方政府を含む）が法に基づき行っている都市部と農村部での低所得の世帯等に対する住宅扶助政策である⁴¹¹。そして、高齢者の住居の救助に関して、高齢者の住宅の保障を規定する1996年法第29条から改正された「地方政府は、安価な賃貸住宅、公共賃貸

⁴⁰⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）109頁。

⁴⁰⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）109-112頁。

⁴⁰⁹ ここでの中央政府の定めた社会救助制度として、国务院が公布した「都市住民の最低生活を保障する条例（国务院令〔1999〕271号）」（《城市居民最低生活保障条例》（国务院令〔1999〕271号））および「国レベルの農村部における最低生活保障制度の構築に関する通知（国発〔2007〕19号）」（《关于在全国建立农村最低生活保障制度的通知》（国发〔2007〕19号））が挙げられている。そして、地方政府の低所得の高齢者に対してより手厚い給付を行う方法として、①高齢者に対して上乘せの給付を行うこと、②高齢者の収入認定を一部免除することで給付額を増加させることが挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）109-110頁。

⁴¹⁰ 医療の救助に関する中央政府の政策として、以下のものが挙げられている。①「中国共産党中央委員会、国务院の医薬衛生の体制改革を深めることに関する意見（中発〔2009〕6号）」（《中共中央，国务院关于深化医药卫生体制改革的意见》（中发〔2009〕6号））、②「医薬衛生の体制改革の近頃の重要な実施方法（2009-2011）を発行することに関する国务院の通知（国発〔2009〕12号）」（《国务院关于印发医药卫生体制改革近期重点实施方案（2009-2011）的通知》（国发〔2009〕12号））、③民政部等が公布した「都市部と農村部の医療の救助制度をさらに完備することに関する意見（民発〔2009〕81号）」（《关于进一步完善城乡医疗救助制度的意见》（民发〔2009〕81号））、④民政部が公布した「重い疾病に対する医療の救助のパイロット地域を促進することに関する意見（民発〔2012〕21号）」（《关于开展重特大疾病医疗救助试点工作的意见》（民发〔2012〕21号））。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）110-111頁。

⁴¹¹ 住居の救助に関する具体的な政策として、都市部では、低所得の世帯に対して、政府が提供する家賃の少ない福祉的なレンタル住宅、または、金銭給付としての民間の賃貸借を行う際の手当が挙げられている。農村部では、住宅に困っている世帯を対象に、住宅に対する補助金の支給が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）111頁。

住宅等の住宅保障制度又は危うい・古い建物の改築を行うとき、条件を満たした高齢者を優先的に配慮しなければならない。」(2012年法第32条)という条文が挙げられている⁴¹²。④その他の救助について、訴訟費用の減免等の司法救助および法律相談等の法律援助が挙げられている⁴¹³。

最後に、新たに追加された、地方政府のホームレス等の高齢者への救助(2012年法第31条3項)について、高齢者を救助センターへ導く義務、救助センターの高齢者への救助義務等が挙げられている⁴¹⁴。

5) 高齢者の福祉

新たに設けられた2012年法第33条は高齢者の福祉について規定している。まず、高齢者の福祉の概念について、1996年法の立法府解釈における「社会福祉」や「高齢者の福祉事業」の概念と異なり、2012年法の立法府解釈は「高齢者の社会福祉」を明らかに定義している⁴¹⁵。高齢者の社会福祉とは、高齢者の特殊なニーズや高齢者自身の特徴に応じて、養護、医療、リハビリや娯楽等において、国・社会が高齢者に対して提供する経済的な支援およびサービスである。

続いて、a. 労働力がない、b. 生活の糧がない、c. 扶養義務者がいないまたは扶養義務者の扶養能力がないという要件(「三無」の要件)に該当する高齢者を主要な対象とする伝統的な高齢者の福祉の考え方は、社会や経済の発展に伴い、徐々にすべてのニーズのある高齢者を対象とする普遍主義型の高齢者の福祉の考え方に変換している⁴¹⁶。この考え方の変換を背景に、2012年法の立法府解釈における高齢者の福祉の内容は1996年法の立法府解釈と異なり、以下の3点で説明されている。すなわち、高齢者の福祉の内容は、①年金等の社会保険による金銭給付や各種の高齢者に対する手当等で構成されている経済的な所得保障、②

⁴¹² 2012年法第32条と関連する政策として、①「高齢者を優遇する業務を強化することに関する意見(全国高齢弁発[2005]46号)」(《关于加强老年人优待工作的意见》(全国老龄办发[2005]46号))、②「安価な賃貸住宅の保障方法(元建設部(現在住居および都市農村建設部)等令[2007]162号)」(《廉租住房保障办法》(建设部等令[2007]162号))、③「公共賃貸住宅の管理方法(住居および都市農村建設部令[2012]11号)」(《公共租赁住房管理办法》(住房和城乡建设部令[2012]11号))が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)112頁。

⁴¹³ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)112頁。

⁴¹⁴ 地方政府のホームレス等の高齢者への救助に関する政策として、「都市で生活が定着できないホームレス・物乞いの救助管理方法(国务院令[2003]381号)」(《城市生活无着的流浪乞讨人员救助管理办法》(国务院令[2003]381号))が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)114頁。

⁴¹⁵ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)115頁。

⁴¹⁶ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)116頁。

高齢者向け在宅サービス、高齢者向け社区サービス、高齢者向け施設サービス等で構成されている高齢者の社会サービス（上記（1）4）の1996年法の立法府解釈における「高齢者の福祉事業（同法第33条）」のみならず、上記（1）5）の「高齢者の社区サービス（同法第35条）」もこの点の具体化であるといえよう）、③高齢者の優遇を主な内容とするその他の社会福祉で構成されている。

次に、2012年法の立法府解釈は、2012年法第33条各項について説明している⁴¹⁷。2012年法第33条1項は、上記の高齢者の福祉に関する制度の構築、完備、拡充の国の役割を規定している。2012年法第33条2項は、高齢者の生活の質の向上や高齢者がサービスを購入するための経済的な支援に重要な意義をもつ高齢手当（満80歳以上の低収入の高齢者）の構築に対する地方政府の役割を規定している⁴¹⁸。2012年法第33条3項は、一人子政策の家庭に属する高齢者への支援制度の構築、完備に対する国の役割を規定している。この支援制度は一人子政策による家族の扶養機能の低下を補うためのものであると説明されている。2012年法第33条4項は、1996年法第22条後段からなされている。同項は集団所有の土地、山林、水面、浜辺等の一部を高齢者向け事業の基地とし、その収益を高齢者の福祉（所得保障）に寄与するという農村部の役割を規定している⁴¹⁹。

6) 高齢者の社会サービス

2012年法の立法府解釈における高齢者の社会サービスは、1996年法の立法府解釈における社区サービスについて規定している1996年法第35条を指すこととは異なり、新たに設けられた2012年法の第4章（社会サービス）を指している⁴²⁰。2012年法の第4章は、高齢

⁴¹⁷ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）116-119頁。

⁴¹⁸ 高齢手当に関する政策として、①「寧夏が高齢老人の手当を構築することに関する政策の再公布に関する民政部弁公庁の通知（民弁函〔2009〕151号）」（民政部办公厅关于转发宁夏建立高龄老人津贴制度有关政策的通知（民办函〔2009〕151号））、②「高齢手当のパイロット地域に関する民政部の通告（民弁函〔2010〕111号）」（民政部关于建立高龄津（补）贴制度先行地区的通报（民办函〔2010〕111号））が挙げられている。そして、2012年までの高齢手当をめぐる地方政策の状況について、全国18の省はすでに高齢手当を実施しているが、ばらつきが大きいと説明されている。また、「満80歳以上の低収入の高齢者」という高齢手当の要件は基本的な要件であり、地方政府は給付対象を拡大することができる。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）117-118頁。

⁴¹⁹ 農村部における高齢者向け事業の基地の構築に当たって、以下3つの注意点が挙げられている。①当該基地は現地の状況に対応すべく、強制されたものではない。②当該基地は家族や他の国・社会の負担を軽減させるためのものである。③当該基地の収益は、賃金の支払を除き、すべて高齢者の所得保障に充当しなければならない。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）118-119頁。

⁴²⁰ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）125-150頁。そして、2012年法の第4章全体に関する政策として、「国务院弁公庁の『高齢者向け社会サービスシステムを構築する計画（2011-2015）』を公布することに関する通知（国弁発〔2011〕60号）」（国务院办公厅关于印发《社会养老服务体系建设规划（2011-2015年）》的通知（国办发〔2011〕60号））が挙げられている。

者向け社会サービスシステムを規定する 2012 年法総則における第 5 条 2 項の具体化であり、以下の条文で構成されている。①新たに設けられた 2012 年法第 37 条（高齢者向け在宅サービスの国の義務を規定しており、介護・精神的な慰藉に関するサービスを明確に規定）、②上記社区サービスを規定する 1996 年法第 35 条から改正された 2012 年法第 38 条（高齢者向け社区サービスの国・社会の役割を規定しており、社区の介護サービスとしてのデイケアを追加）⁴²¹、③上記（1）4）の福祉施設サービスを指す高齢者の福祉事業を規定する 1996 年法第 33 条から改正された 2012 年法第 39 条（高齢者向け施設の増設の国の役割）、新たに設けられた高齢者向け施設の建設用の土地を確保する地方政府の義務を規定する同第 40 条、新たに設けられた政府が投資した高齢者向け施設の優遇対象を規定する同第 41 条（③の 3 つの条文は高齢者向け施設サービスに関する条文であると整理されている）、④新たに設けられた高齢者向けサービス（主に①②③のサービス）の管理に関する国の役割を規定する 2012 年法第 42 条、⑤新たに設けられた高齢者向け施設の設立条件、設立許可と管理監督、変更または終了に関する国の役割等を規定する同第 43 条から第 45 条⁴²²、⑥新たに設けられた高齢者向け施設のリスク管理およびこれに対する国の役割を規定する同第 47 条、48 条、⑦新たに設けられた高齢者向けサービスの人材育成等に関する国の役割を規定する同第 46 条、⑧上記 2）高齢者の医療保障にある新たに設けられた、医療サービスの供給体制の構築に関する国の義務を強調する同法第 49 条、同様に上記 2）高齢者の医療保障にある 1996 年法第 28 条から改正された、高齢者に対する医療水準の向上および保健教育に関する国・社会の役割を規定する 2012 年法第 50 条（⑧の 2 つの条文は医療衛生サービスに関する条文であると整理されている）、⑨高齢者の生活用品について規定する 1996 年法第 34 条から改正された高齢産業（民間サービス等）に関する国の役割を規定する 2012 年法第 51 条。

したがって、2012 年法の立法府解釈における高齢者の社会サービスは、1996 年法の立法府解釈より範囲が広い。1996 年法第 35 条の社区サービス（2012 年法第 38 条の高齢者向け

⁴²¹ 2012 年法第 38 条の関連政策として、国务院が公布した「社区サービスを強化・改善することに関する意見（国発〔2006〕14 号）」（关于加强和改进社区服务工作的意见（国发〔2006〕14 号））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）127 頁。

⁴²² 2012 年法第 43 条から第 45 条に関して、①「高齢者向け施設の設立許可に関する方法（民政部令〔2013〕48 号）」（养老机构设立许可办法（民政部令〔2013〕48 号））、②「高齢者向け施設の管理方法（民政部令〔2013〕49 号）」（养老机构管理办法（民政部令〔2013〕49 号））が公布されていた。その後、2018 年の高権法改正の影響により、①は廃止されており、②は「高齢者向け施設の管理方法（民政部令〔2020〕66 号）」（养老机构管理办法（民政部令〔2020〕66 号））に改正されている。

社区サービスに改正)のみならず、高齢者向け在宅サービス(2012年法第37条)、高齢者向け施設サービス(同第39条から第41条)、医療に関するサービス(同第49条、第50条)、民間サービスとしての高齢産業(同第51条)等が含まれている。

そして、2012年法の立法府解釈における高齢者の社会サービスは、同第5条2項の高齢者向け社会サービスシステムの具体化であるとともに、上記(5)高齢者の福祉の第2段落における高齢者の福祉の内容の「②高齢者向け在宅サービス、高齢者向け社区サービス、高齢者向け施設サービス等で構成されている高齢者の社会サービス」にも該当するといえよう。したがって、2012年法の立法府解釈における高齢者の社会サービス(2012年法の第4章)は、同第5条2項の具体化であり、同第33条で規定している「高齢者の福祉」の一部でもある。さらに、条文の文言から、高齢者の社会サービス(2012年法の第4章)は、同第3条2項に新たに追加された高齢者の「社会サービス」を享受する権利の具体化でもあるといえよう。

また、2012年法の立法府解釈における高齢者の社会サービスは、2012年法第37条、第38条で新たに追加された高齢者向け在宅サービスにおける介護・精神的な慰藉に関するサービス、社区の介護サービスとしてのデイケアについてさらなる説明がない。

7) 高齢者の優遇

2012年法の立法府解釈における高齢者の優遇は、新たに設けられた2012年法の第5章(社会的優遇)を指している⁴²³。2012年法の第5章は1996年法の第3章(社会保障)に分散している高齢者の優遇に関する条文をまとめて、改正・拡充したものであり、2012年法総則第3条2項における高齢者の「社会的優遇を享受する権利」の具体化である。2012年法の立法府解釈における高齢者の優遇の内容は、以下の通り整理されている。①高齢者の優遇全体について、新たに設けられた2012年法第52条が挙げられている⁴²⁴。同条は高齢者の優遇に対する国の役割を規定しており、a)経済・社会の発展の状況に応じて、b)戸籍にかかわらず優遇するという原則を規定している。②行政サービスの優遇について、上記「1)年金」にある新たに設けられた、経済的な社会保障給付(年金・医療保険等)に関する行政

⁴²³ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)151-175頁。

⁴²⁴ 2012年法第52条の関連政策として、全国高齢業務委員会等21の国家機関が公布した「高齢者の優遇業務を強化することに関する意見(全国老齡弁發〔2005〕46号)」「关于加强老年人优待工作的意见(全国老齡办〔2005〕46号)」が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書(注37)152頁。

サービスの高齢者への優遇を規定する 2012 年法第 53 条が挙げられており⁴²⁵、新たに設けられた重大な事柄を取り扱う際、高齢者の意思の確認に関する国の義務を規定する同第 54 条が挙げられている。③権益（権利）侵害の救済の優遇について、高齢者に対する訴訟費用の減免および法律援助の司法側の役割を規定する 1996 年法第 39 条から改正された 2012 年法第 55 条が挙げられている⁴²⁶。同条はさらに弁護士事務所等が無償または割引されたサービスを高齢者に提供することの促進を追加した。④医療サービスの優遇について、上記「2）高齢者の医療保障」にある、高齢者の医療への優遇に関する医療機関の義務を規定する 1996 年法第 27 条から改正された 2012 年法第 56 条が挙げられている。同条は基本的に 1996 年法第 27 条の内容を踏襲している。⑤日常生活に関するサービスの優遇について、観光・交通等の優遇を規定する 1996 年法第 36 条から改正された 2012 年法第 57 条が挙げられている。同条は高齢者の日常生活と密に関連するサービス業界の高齢者を優遇する役割を新たに追加した。そして、新たに設けられた、博物館、美術館等の高齢者を優遇する義務を規定する 2012 年法第 58 条も挙げられている⁴²⁷。⑥農村部における義務労働免除の優遇について、農村高齢者の義務労働の免除を規定する 1996 年法第 37 条から改正された同様の趣旨をもつ 2012 年法第 59 条が挙げられている。

上記によると、2012 年法の立法府解釈における高齢者の優遇は、2012 年法総則第 3 条 2 項における高齢者の「社会的優遇を享受する権利」の具体化であり、国・社会（サービス業界等を含む）の役割（義務を含む）を明確に規定している。

また、上記 5）高齢者の福祉の第 2 段落における高齢者の福祉の内容の「③高齢者の優遇を主な内容とするその他の社会福祉」の文言から、2012 年法の立法府解釈における高齢者の優遇は、同第 33 条で規定している「高齢者の福祉」の一部でもあるといえよう。

8）高齢者の快適な居住環境

⁴²⁵ 2012 年法第 53 条の関連政策は、前掲注（37）参照。

⁴²⁶ 2012 年法第 55 条の関連法規として、①「最高人民法院の『経済的に確かに困難な当事者に司法の救助を提供することに関する規定』を公布することの通知（法発〔2005〕6 号）」（最高人民法院印发《关于对经济确有困难的当事人提供司法救助的规定》的通知（法发〔2005〕6 号））、②「法律援助条例（国务院令〔2003〕385 号）」（法律援助条例（国务院令〔2003〕385 号））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）161、163 頁。

⁴²⁷ 2012 年法第 58 条の関連政策として、中国共産党中央委員会宣伝部等が公布した「全国の博物館、記念館の無料化に関する通知（中宣発〔2008〕2 号）」（关于全国博物馆、纪念馆免费开放的通知（中宣发〔2008〕2 号））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）171 頁。

2012年法の立法府解釈における高齢者の快適な居住環境は、新たに設けられた2012年法の第6章（快適な居住環境）を指している⁴²⁸。2012年法の第6章は施設・設備等のハードウェアの側面から2012年当時まで重視されてこなかった高齢者の居住環境の構築を規定している。具体的には、①新たに設けられた2012年法第60条は、高齢者の居住環境の構築への国の役割を規定しており、安全を基礎とし、便利を実現し、快適を目標とする高齢者の居住環境の構築の理念を規定している⁴²⁹。②新たに設けられた同第61条は、高齢者の居住環境の構築の計画性の確保に関する国の義務を規定している⁴³⁰。③新たに設けられた同第62条は、高齢者の居住環境の構築に向けて、構築基準の作成・管理監督に関する国の役割を規定している⁴³¹。④高齢者のバリアフリーの保障を規定する1996年法第30条から改正された同様の趣旨をもつ2012年法第63条は、国・社会のバリアフリーの構築への義務を規定している⁴³²。⑤新たに設けられた同第64条は、高齢者に快適な居住環境を提供するために、高齢者向けの社区や住宅を開発・推進する国の役割を規定している。

上記のよると、2012年法の立法府解釈における高齢者の快適な居住環境は、新たに設けられた項目であり、国・社会の役割（義務を含む）を明確に規定している。上記5）高齢者の福祉の第2段落における高齢者の福祉の内容に照らしてみると、2012年法の立法府解釈における高齢者の快適な居住環境は、国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）に属しているが、高齢者の福祉には属していないといえよう。

9) その他

上記の内容以外に、2012年法の立法府解釈の国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）に対する説明について、以下の2点も挙げられている。

まず、新たに設けられた2012年法第35条は、高齢者の慈善事業を規定している⁴³³。同

⁴²⁸ 以下、全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）176-194頁。

⁴²⁹ 2012年法第60条の関連政策として、1999年に民政部と元建設部（現在住居および都市農村建設部）が公布した「高齢者建築設計規範（JGJ122-99）」（老年人建筑设计规范（JGJ122-99））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）183頁。

⁴³⁰ 2012年法第61条の関連法律として、都市農村企画法（城乡规划法、2007成立、2015、2019改正）が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）184頁。

⁴³¹ 2012年法第62条の関連基準として、民政部等・前掲基準（注410）を含み、2012年当時は約31の基準が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）186頁。

⁴³² 2012年法第63条の関連法規・基準として、①国务院が公布した「バリアフリー環境の構築条例（国务院令〔2012〕622号）」（无障碍环境建设条例（国务院令〔2012〕622号））、②住居および都市農村建設部が2012年に公布した「バリアフリー設計規範（GB50763-2012）」（无障碍设计规范（GB50763-2012））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注37）188-189頁。

⁴³³ 2012年法第35条の高齢者の慈善事業に関する政策として、「第十二次五ヵ年計画における中国の高齢

条は国が民間資源（慈善組織等）の活用を促進し、同条で明確に規定している民間資源の高齢者への経済的な支援のみならず、ボランティアサービス、高齢者向けサービス産業という民間資源の高齢者へのサービスの支援も促進する国の役割を規定している。

また、高齢者が家族以外の個人・組織との間で結ぶ扶養の協議等を規定している 1996 年法第 24 条は 2012 年法第 36 条に改正されている。主な改正は、高齢者と扶養の協議を結ぶ相手を明確に「集団経済組織、民間自治組織、高齢者向け施設等の組織又は個人」と規定している点である⁴³⁴。

なお、メディアの高齢者の権益保障を宣伝する義務を規定する 1996 年法第 38 条は 2012 年法の総則第 8 条 4 項に改正されており、高齢者の教育を規定する 1996 年法第 31 条、高齢者の精神的・文化的な生活の保障を規定する同第 32 条は 2012 年法の第 7 章（社会発展への参加）の第 70 条、第 72 条に改正された。これらの条文は 2012 年法の立法府解釈における国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）に属しないことに留意する必要がある。

事業の発展計画の発行に関する通知（2011-2015、国発〔2011〕28号）」（国务院关于印发中国老龄事业发展“十二五”规划的通知（国发〔2011〕28号））が挙げられている。全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）121 頁。

⁴³⁴ 全国人民代表大会内務司法委員会内務室他・前掲書（注 37）122-123 頁。また、2012 年法第 36 条で明確に規定されている高齢者と扶養の協議を結ぶ相手（集団経済組織、民間自治組織、高齢者向け施設等の組織または個人）は、同様に高齢者が家族以外の個人・組織との間で結ぶ扶養の協議を規定している相続法（1985）第 31 条における高齢者と扶養の協議を結ぶ相手（集団経済組織または個人）の範囲を拡大していると説明されている。

第2款 2012年法第30条の国・社会が担う介護

上記の本節第1款では、「国・社会が担う介護」を含む高権法における「国・社会が担う養老」の仕組みの全体を確認した。「国・社会が担う介護」に絞って具体的に分析するのは下記第3節である。以下は、本節第2款で、2012年の抜本的な法改正で、新たに設けられた2012年法第30条の国・社会が担う介護を確認する。

第30条

国は、段階的に介護保障業務⁴³⁵を行い、高齢者の介護ニーズを保障する。

自立的な生活が長期的にできず、経済的に困難な高齢者に対して、地方政府はその自立能力喪失の程度等の状況に基づき介護手当⁴³⁶を支給しなければならない⁴³⁷。

(1) 第30条の立法府解釈

2012年法第30条は「国は、段階的に介護保障業務を行い、高齢者の介護ニーズを保障する。自立的な生活が長期的にできず、経済的に困難な高齢者に対して、地方政府はその自立能力喪失の程度等の状況に基づき介護手当を支給しなければならない」を規定した⁴³⁸。これは新たに設けられた規定であり、高齢者介護ニーズを重視し、引いては、自立能力喪失の高齢者に対して、金銭およびサービスを保障することを示している。

⁴³⁵ 本論文で、2012年法における「介護保障業務」は「長期护理保障工作」の翻訳であり、そのうちの「業務（工作）」というのは、介護保障に係るあらゆることを行う概念であり、すなわち、介護保障と関係のある政策設定・サービス提供・人員配置・施設建設・経済的支援等幅広い内容を行うことを意味する。そして、「業務」と翻訳したのは、家族とは別に、国の責任を表すためでもある。

⁴³⁶ 本論文では、「介護手当」を要介護の高齢者本人に給付する手当とし、「家族介護手当」を要介護の高齢者に介護を行う家族に給付する手当とする。また、「手当」は「補貼」の翻訳である。「補貼」は文理解釈上金銭給付であり、税金をベースとするものである。

⁴³⁷ 本論文では、高齢者權益保障法の条文において「しなければならない」を「应该」の翻訳とする。「しなければならない」と規定された場合、その義務が示されたものと解しうる。それに対して、「できる」を「可以」の翻訳とし、これは裁量または選択の余地が認められるものと解しうる。なお、「しなければならない」という文言を用いても、司法において、法的な義務が認められるか、また、どのような義務が認められるかは別途検討する必要があると分析する。

⁴³⁸ 以下、全国人民代表大会内務と司法委員会内務室他（編著）『中華人民共和国高齢者權益保障法の読本』（華齡出版社、2013）107-108頁（人大内司委内務室等編著、中華人民共和国老年人權益保障法讀本[M]。北京：華齡出版社，2013。）参照、筆者翻訳。上記の本は2012年法の改正に参加した部門等が作成したコンメンタールである。法改正の議事録（入手する手段がない）ではないが立法府の意思を反映したものと見えよう。本論文では、上記の本の内容を「立法府解釈」とする。また、ここでは2012年法第30条の内容を繰り返して記載しているのは、翻訳の忠実性のためである。

一. 介護保障業務

高齢者に対する介護保障業務とは、加齢または衰えにより、自立的な生活ができない、介護が必要となる特殊なグループに介護サービス費用の補填⁴³⁹を提供する業務である。中国の高齢化の情勢は介護保障業務を徐々に展開させることを必要とする。具体的には、中国の人口高齢化の加速にともない、長寿者の増加、高齢者の慢性疾患の流行、重度の高齢障害者の激増が顕著になる一方、核家族化、女性の社会進出は状況をさらに悪化させている。従って、高齢者の介護は伝統的な家族の責任の範疇を超えて現実的な社会問題となりつつある。そのうえ、要介護高齢者の激増、介護コストの高止まり、介護サービスの供給と需要の大きなアンバランス、世話・サービスの欠如による高齢者の自殺等の問題が日々顕著になっている。政府および社会が真剣にそれらに向き合い、解決方法を求めなければならない。従って、2012年法は国が、段階的に介護保障業務を展開することによって、高齢者の介護ニーズを保障することを明確に規定している。

二. 介護手当

(一) 自立能力喪失

国際基準に応じて食事、着替え、ベッドに上るおよびベッドから降りること、室内の歩き回り、トイレ、入浴という六つの活動項目のうち、1項目-2項目ができない場合は軽度、3項目-4項目ができない場合は中度、5項目-6項目ができない場合は重度の自立能力喪失と定義する。

⁴³⁹ 「介護サービス費用の補填」は「护理费服务费用补偿」の訳である。原文は下記のように、三通りに解釈しえよう。①介護サービス費用に対する金銭補償（介護サービスの社会化を背景に、国が法律[例えば2012年法30条]によってある程度の介護サービスに対する責任を負うようになっているといえよう。従って、自己負担あるいは家族の負担により、全額支払われた介護サービス費用の[少なくとも]一部を損失ととらえるであろう。介護保障業務を前記損失に対する金銭補償の制度と捉えるならば、「保障」の言葉が使用されていない点も理解できよう。なお、原文の「补偿」の文面から、「保障」の意味をとるには無理がある。）、②介護サービス費用に対する金銭およびサービスの補填（すなわち、「补偿」を「補填」と翻訳し、その方式に金銭およびサービス両方が含まれるという理解である。）、③介護サービスおよび介護費用に対する補填（原文の文面からすれば、強引な解釈になりかねない。）。本論文では、2012年法の立法府解釈への理解において、第30条本文の「介護保障業務」内容の広汎性、および第30条の立法府解釈の第1段落（第30条の趣旨を説明している部分）の最後にある「金銭およびサービスを保障すること」を入れることから上記②の解釈をとる。また、第30条は2012年法の第3章「社会保障」に属し、立法府解釈の見解として物的・経済的支援を中心とする狭義的な社会保障の概念が採用されている。従って、本論文は立法府解釈における「介護サービス費用の補填」を、上記の②介護サービス費用に対する金銭およびサービスの補填でありながら、金銭による補填を中心とするものと理解している。

(二) 自立能力喪失の高齢者の数および現状

自立的な生活のできない高齢者(すなわち自立能力喪失の高齢者)の数は高齢化に伴い、徐々に増加している。全国高齢者弁公室の調査によると、2010年末まで、全国の自立能力喪失および寝たきり高齢者は約3300万人であり、高齢者人口の19%を占めていた。自立能力喪失の高齢者の世話において、家族の過重負担、世話のための資金の不足、介護機構および人員の不足、世話をする場所がないこと、または世話をする人がいないこと等の課題が一般的に存在し、重視すべきである。現在自立能力喪失の高齢者の介護は家族に頼っている場合が多い。しかし、一人っ子政策における親側が高齢期に入り、一人っ子側に頼って、自立能力喪失の高齢者をめぐる介護問題の解決を期待できなくなる。従って、自立能力喪失の高齢者に対する介護保障業務を行い、徐々に関連制度を構築するのが必要である。

(三) 介護手当

自立的な生活が長期的にできず、経済的に困難な高齢者に対して、地方政府は社会保障の給付を増加させ、当該高齢者の自立能力喪失の程度に応じて介護手当を給付しなければならない。介護手当は当該高齢者の基本介護費用を保障し、その生活の質を向上させ、その家族の経済的な負担を軽減し、特殊な高齢者グループの社会保障システムを完備させ、高齢者向け福祉制度のイノベーションを図るものである。高齢者向けサービスの社会化を推進する過程の中、多数の地域、とりわけ東部沿岸の裕福な地域は高齢化に適応し、財政投入の拡大と共に、積極的に介護保障業務を模索している。自立的な生活が長期的にできず、経済的に困難な高齢者に対して全面的に介護手当を給付することは国が最低限度の生活を保障する社会保障の責任を担うという国際通例に合致している。

(2) 検討

第30条は2012年法の第三章「社会保障」に属し、1項と2項に分かれている。1項は高齢者の介護ニーズを保障する介護保障業務を規定しており、2項は長期的に自立的な生活ができず、かつ、経済的に困難な高齢者に対する介護手当の支給を規定しているといえよう。以下は条文の文理解釈に基づき、立法府解釈を参照しながら、両者それぞれの性質を検討する。

1) 介護保障業務の性質

立法府解釈によれば、「高齢者に対する介護保障業務は加齢または衰えにより、自立的な生活ができず、介護が必要となる特殊なグループに介護サービス費用の補填を提供する業務である」。すなわち、立法府によると、①当該業務の対象者は「自立的な生活ができず、介護が必要となる」高齢者グループであり、そのグループは「特殊なグループ」と位置づけられたといえよう。②当該業務の内容は「介護サービス費用の補填」であり、いわゆる金銭による補填を中心とするものといえよう。さらに、上記立法府解釈の「二. (二) 自立能力喪失の高齢者の数および現状」に「自立的な生活のできない高齢者（すなわち自立能力喪失の高齢者）」という文言からみると、「自立的な生活のできない高齢者」を「自立能力喪失の高齢者」と同一視しているといえよう。そのうえ、上記立法府解釈の「二. (一) 自立能力喪失」にある自立能力喪失に対する定義からみると、少なくとも「軽度」の自立能力喪失の高齢者は「介護が必要となる」と一義的に言えるのかには疑問が残るといえよう。従って、上記の①当該業務の対象者と比較・分析すると、介護保障業務の対象者は介護が必要となる程度以上の自立能力喪失の高齢者と理解できよう。ちなみに、条文の文理解釈によれば、介護保障業務の対象者は不明確であり、内容は介護保障にかかわるあらゆることと解しうる。

また、第30条1項の条文によれば、介護保障業務の担い手は国である。ここでは、国の概念を明らかにする必要がある。前記のように、立法府の見解として、2012年法において、高齢事業における家族の役割と国・社会の役割を合理的に定めることが法改正の理念の一つである。従って、2012年法において、国と社会の概念が区別され、国は社会を包摂していないように考えている。さらに、上記の立法府解釈「一. 介護保障業務」に、高齢者の介護問題に対して「政府および社会」が対処すべきという書き方からすれば、少なくとも、立法府の見解として、第30条において、国は政府という意味合いを強く有していると考えられよう。

最後に、第30条1項の条文の後段、「高齢者の介護ニーズを保障する」という部分をいかに理解すべきかが問題となる。すなわち、「高齢者の介護ニーズを保障する」というのは国が直接に高齢者の介護ニーズを保障すると解釈するか、あるいは、国が介護保障業務を展開することを手段として、その目的が高齢者の介護ニーズを保障すると解釈するかという問題である。条文の文理解釈から、本論文は後者を支持する。そのうえ、上記立法府解釈「一.

介護保障業務」の最後において、「2012年法は国が、段階的に介護保障業務を展開することによって、高齢者の介護ニーズを保障することを明確に規定している」という書き方からすれば、立法府も後者の解釈を支持しているといえよう。従って、介護保障業務は手段であり、その目的は高齢者の介護ニーズの保障にあるといえよう。

従って、第30条の条文の文理解釈および立法府解釈を総合分析すると、介護保障業務は国（政府）が介護が必要となる程度以上の自立能力喪失の高齢者を対象に、高齢者の介護ニーズの保障を目的として、介護サービス費用の補填という金銭による補填を中心とするものを行う業務であるといえよう。以上に対しては、二つの留意点がある。①介護がいくら必要かという評価基準と自立能力喪失の度合の評価基準が必ずしも一致していないことである。少なくとも、第30条の条文および立法府解釈からは明白ではない。従って、具体的な制度設計のとき、介護等級等の設定は別途検討すべきであろう。②介護保障業務の内容に関して、条文の文理解釈と立法府解釈が必ずしも一致していないことに留意する必要がある。

また、現在中国の15のパイロット都市で試みられている、介護の費用負担に関する介護保険制度は部分的に第30条1項の介護保障業務に属するといえよう。

2) 介護手当の性質

上記介護保障業務と同様な担い手、目的、対象者および内容という側面に、給付水準の側面を加えて、介護手当について分析する。

第30条2項の文理解釈からみると、介護手当は「地方政府」（担い手）が「自立的な生活が長期的にできず」、かつ、「経済的に困難な高齢者」を対象に、「その自立能力喪失の程度等の状況に基づき」（給付水準）、「介護手当」（金銭給付・内容）を給付する制度であるといえよう。その目的は第30条2項のみでは、明示されていないように解するが、後述の通り、第30条2項は1項の具現化の一例と考えるため、介護手当の目的も介護保障業務と同様、高齢者の介護ニーズの保障と分析しえよう。

立法府解釈「二．（三）介護手当」によれば、介護手当の担い手も「地方政府」であり、対象者も「自立的な生活が長期的にできず」、かつ、「経済的に困難な高齢者」であり、内容も「介護手当」（金銭給付）である。条文の文理解釈と異なるのは、給付水準について、「その自立能力喪失の程度等の状況に基づき」に加えて、「当該高齢者の基本介護費用を保障」

するという給付水準が加えられているといえよう⁴⁴⁰。また、介護手当の目的は①「当該高齢者の基本介護費用」の保障、②「その生活の質」の向上、③「その家族の経済的な負担」の軽減、④「特殊な高齢者グループの社会保障システム」の完備、⑤「高齢者向け福祉制度」のイノベーションのように明確に述べられていると考える。そのうえ、上記介護保障業務の対象者の検討と同様に、上記立法府解釈の「二. (二) 自立能力喪失の高齢者の数および現状」に「自立的な生活のできない高齢者（すなわち自立能力喪失の高齢者）」という文言からみると、立法府は「自立的な生活のできない高齢者」を「自立能力喪失の高齢者」と同一視していると考えられるため、立法府解釈において、介護手当の対象者は長期的に自立能力喪失かつ経済的に困難な高齢者と考えられよう⁴⁴¹。

介護保障業務および介護手当の性質を条文の文理解釈および立法府解釈に分けつつ、以下の比較表に整理できよう。

介護保障業務・介護手当の比較表

	介護保障業務の構造（性質）	根拠	関係性	介護手当の構造（性質）	根拠
担い手	国（または政府；社会を含まない）	条文（立法府解釈）	>	地方政府	条文および立法府解釈
目的	高齢者の介護ニーズの保障	条文および立法府解釈	≧	①高齢者の基本介護費用の保障、②生活の質の向上	立法府解釈（条文）

⁴⁴⁰ 2012年法の第3章「社会保障」により提供された物的・経済的支援の水準については、「基本」的な給付がよくみられる。例えば、年金（第28条）・医療保険（第29条）・公的扶助（第31条）において、給付の水準がすべて「基本」を保障するとされている。従って、体系的な条文解釈をとる場合、第30条2項における給付水準も「基本」を保障するものと解釈する余地があろう。ただし、本文のような文理解釈のみでみる場合、「基本」を保障する意味合いが取れないと考える。従って、本文においては条文の文理解釈の場合の給付水準には、「基本」を保障するまでは取り入れないようにしている。

⁴⁴¹ 「自立能力喪失」の概念を介護保障業務および介護手当の対象者に盛り込む理由は、立法府解釈において、「自立能力喪失」の基準が「自立的な生活ができない」より明確であるためである。

		法 府 解 釈		上、③家族の経済的な負担の軽減、④特殊な高齢者グループの社会保障システムの完備、⑤高齢者向け福祉制度のイノベーション（高齢者の介護ニーズの保障）	文)
対 象 者	介護が必要となる程度以上の自立能力喪失の高齢者（不明確）	立 法 府 解 釈 (条 文)	>	長期的に自立的な生活ができない（長期的に自立能力喪失）かつ経済的に困難な高齢者	条 文 お よ び 立 法 府 解 釈 (立 法 府 解 釈)
内 容	介護サービス費用の補填・金銭給付を中心とする（介護保障にかかわるあらゆること）	立 法 府 解 釈 (条 文)	>	介護手当・金銭給付	条 文 お よ び 立 法 府 解 釈
給 付 水 準	明記されていない		>	自立能力喪失の程度等に応じた給付（および基本介護費用の保障）	条 文 お よ び 立 法 府 解 釈 (立 法 府 解 釈)

（筆者作成）

3) 第 30 条 1 項 と 2 項 の 関 係

2012 年法第 30 条の構造を解釈するためには、上記介護保障業務（第 30 条 1 項）および介護手当（第 30 条 2 項）の関係性を明らかにする必要がある。従って、上記の介護保障業務および介護手当の性質を条文の文理解釈および立法府解釈に分けつつ、比較分析する。

ア) 文理解釈

条文の文理解釈において、介護保障業務の担い手の〔国〕は介護手当の担い手の〔地方政

府]を包摂しているといえよう。対象者からみれば、前者は上記のように〔不明確〕である。前述の通り、ここでの〔不明確〕は対象者が非常に幅広いゆえに特定できないという意味であり、高齢者もその対象者に含まれると捉えられよう。これに対して、後者は〔長期的に自立的な生活ができず、かつ、経済的に困難な高齢者〕である。従って、前者の対象者は後者の対象者を包摂しているといえよう。目的から分析すると、前者は〔高齢者の介護ニーズの保障〕を目的とし、後者は文理解釈のみに依拠して分析する場合、目的が明示されていないようにみることができよう。内容から分析すると、前者は〔介護保障にかかわるあらゆること〕を内容とし、幅広い内容であるといえよう。後者は〔介護手当という金銭給付〕を内容とし、前者の内容の一例と解しうる。給付水準から分析すると、前者は〔明記されていない〕ことに対して、後者は〔自立能力喪失の程度等に応じた給付〕という相対的に明白な給付水準を規定しているといえよう。

従って、条文の文理解釈において、担い手、対象者、内容からみれば、介護保障業務は介護手当を包摂し、介護手当は介護保障業務の一例と捉えられよう。目的、給付水準から分析すると、介護保障業務の目的は〔高齢者の介護ニーズの保障〕であり、その給付水準は〔明記されていない〕であり、両方とも非常に幅広いものとみることができよう。それに対して、介護手当の給付水準は〔自立能力喪失の程度等に応じた給付〕という相対的に明白な給付水準であり、介護保障業務の給付水準より狭いものと解しうる。さらに、介護手当の目的は明記されていないが、上記の担い手、対象者、内容、給付水準から介護保障業務は介護手当を包摂しうる分析を踏まえ、第30条1項の目的を2項にも及ぶ条文構造上の可能性を含めて考慮すると、介護手当の目的は介護保障業務と同様に〔高齢者の介護ニーズの保障〕であると解しうる。よって、条文の文理解釈において、介護保障業務は介護手当を包摂し、介護手当は介護保障業務の一例と捉えられよう。

従って、条文の文理解釈において、介護保障業務を規定している第30条1項は介護手当を規定している第30条2項を包摂し、後者は前者の一例と捉えられ、前者の〔高齢者の介護ニーズの保障〕という目的は後者にも及ぶと解しうる。

イ) 立法府解釈

立法府解釈において、介護保障業務の担い手の〔政府〕は介護手当の担い手の〔地方政府〕を包摂しているといえよう。対象者について、上記のように介護保障業務は〔介護が必要となる程度以上の自立能力喪失の高齢者〕であり、介護手当は〔長期的に自立的な生活ができ

ならず、あるいは、長期的に自立能力喪失、かつ、経済的に困難な高齢者] である。確かに、前者の[介護が必要となる程度以上の自立能力喪失]と後者の[自立的な生活ができない]、および[自立能力喪失]、それぞれ微妙な差がみられるが、自立能力喪失の点においては、共通していると分析する。そのうえ、後者は[長期的に] および[かつ、経済的に困難な] というさらなる制限を加えている。従って、前者の対象者は後者より範囲が広く、後者を包含しているといえよう。目的について、前者の[高齢者の介護ニーズの保障] という直接の目的に対して、後者は[①高齢者の基本介護費用の保障、②生活の質の向上、③家族の経済的な負担の軽減、④特殊な高齢者グループの社会保障システムの完備、⑤高齢者向け福祉制度のイノベーション] という5つのより具体的な目的が述べられている。後者の5つの目的において、介護手当の金銭給付の性質を考慮して分析すると、①は直接の目的であり、②③は①の達成に伴い自然な結果であるといえよう。従って、②③は①の効果あるいは機能と解され、間接的な目的と解しうる。さらに、④⑤は介護手当という制度の社会保障システムまたは福祉制度上の位置づけあるいは機能を示すものと分析し、④⑤も間接的な目的と解しうる。したがって、後者の目的のうち、①は直接の目的であり、②-⑤は介護手当の意義と分析でき、間接的な目的と解しうる。上記の検討を踏まえて、前者と後者の目的を比較すると、直接の目的において、前者は後者を包含しているといえよう。間接的な目的において、前者は明示されていないとはいえ、解釈により、介護保障業務の意義は後者の②-⑤の介護手当の意義を包含することが十分考えられるであろう。従って、目的について、前者は後者を包含していると分析する。内容について、上記の通り、前者は[介護サービス費用の補填・金銭給付を中心とする] ものであり、金銭給付を中心に、サービスの提供も視野に入れている幅広い内容であると解する。後者は[介護手当・金銭給付] であり、サービスは含まないと解する。従って、内容について、前者は後者を包含していると分析できよう。給付水準について、上記の通り、前者の[明記されていない] という限定されない給付水準に対して、後者は[自立能力喪失の程度等に応じた給付および基本介護費用の保障] という制限を設けている給付水準を設定していると分析できよう。従って、前者は後者より範囲が広く、後者を包含していると分析する。

従って、立法府解釈において、担い手、対象者、目的、内容、給付水準において、介護保障業務は介護手当を包摂し、介護保障業務を規定している第30条1項は介護手当を規定している第30条2項を包摂し、後者は前者の一例と捉えられよう。

上記の条文の文理解釈および立法府解釈を総合すると、第30条1項と2項の関係は以下

のように整理できよう。1 項は介護保障業務を規定し、2 項の定める介護手当を包摂する。2 項は 1 項の具体的な一例であり、1 項の制約を受けている。

以上を踏まえると、2012 年法第 30 条の国・社会が担う介護のあり方および同第 30 条の構造が確認できた。

第3節 介護法制と高権法における介護保障

高権法における介護保障のあり方を明らかにし、そして、この介護保障のあり方から高齢者の介護法制への示唆を得るために、本節では論文全体の流れを再整理しつつ分析したい。

まず、本論文の第1章第1節の内容を整理すると、中央政府の高齢者の介護法制の沿革等を確認し、そのあり方を明らかにした。そして、高権法は、高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係していることが分かった。さらに、高齢者の介護法制が抱えている以下の3つの課題も明らかになった。①高齢者の介護サービスのあり方（供給体制）はある程度構築されているが、包括的な高齢者向けサービスを中心として構築されてきたといえよう。そのため、介護サービス自体のあり方については、抽象的な規定が存在しているが、不明確なところが多い。したがって、今後、規範的に介護保険と連携するときに、介護サービス自体のあり方について問われる余地があるといえよう。一方で、②費用負担の仕組みは現在構築する段階にあり、国の方針としては、不明確なところが大いにある。そして、③両者を総合的に統括する実用性のある理念はまだみられないといえよう。

上記のような高齢者の介護法制の仕組みをさらに完備させ、その課題を解決し、または、今後の介護法制の方向性を探るためには、高齢者の介護法制を構成している中央・地方政府が公布した高齢者の介護システムに関する政策、とりわけ、2016年以降介護保険のパイロット都市での政策をさらに分析する方法がある。「はじめに」の(3)で述べた通り、この方法を採用した先行研究が存在するが、検討は極めて不足している。そして、同様に「はじめに」の(3)で述べた通り、高齢者の介護法制を構成する政策の研究とは異なり、社会学・経済学・福祉学の理論に基づき、調査研究等を手法としての膨大な先行研究から、高齢者の介護法制へ示唆することも可能である（他分野のため、本論文では採用していない）。また、高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係している高権法を検討対象とし、今まで検討されてこなかった高権法の仕組み、高権法における介護保障のあり方を明らかにすることによって、高齢者の介護法制に対して示唆する方法もある。本論文はこの高権法を検討対象とする方法を採用している。

一方、上記の高齢者の介護法制が抱えている3つの課題に対して、高権法の条文をみれば、介護の供給体制（介護サービス等）、費用負担の仕組みの双方について規定しており、さらに、介護に対する国・社会のみならず、家族の役割についても規定している。つまり、高権法には介護サービス自体のあり方、および、現在構築段階にある費用負担の仕組み、並びに、双方を総合的に統括する実用性のある理念がすでに存在している可能性があるとい

えよう。したがって、今後の介護法制の仕組みをさらに完備させ、その課題を解決し、または、今後の介護法制の方向性を探るためには、もう一度、高権法に立ち返って、この法律が描いている介護保障のあり方を確認する価値があるといえよう。

したがって、以下は、高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係している高権法を検討対象とし、今まで検討されてこなかった高権法の仕組み、高権法における介護保障のあり方を明らかにした。そして、高齢者の介護法制に対して示唆を試みた。

第1款 高権法の全体像

上記の通り、本論文は高権法における介護保障のあり方を明らかにするという方法を採用して介護法制に対して示唆を試みた。そのために、まず、高権法の全体像を明らかにする必要があった。具体的には、本論文の第1章では、高権法の位置づけ、今まで重視されてこなかった高権法の立法・法改正の経緯および条文の内容・構造を確認した。

高権法の位置づけについて、本論文の第1章第2節の内容を整理すると、高権法は憲法をはじめとする、民法、刑法、労働法等の法律を含む高齢者をめぐる法制度において、重要な位置におかれていることがわかった。これは、今後介護法制をめぐって、法体系等を構築するときの参考になると考えられるが、本論文の中心的な論点ではない。

そして、本論文の第1章第3節の内容を整理すると、立法・法改正の経緯の検討を通じて、立法・法改正の流れにおいて、1996年法と2012年法は高権法を理解するための最も重要なものであることが明らかになった。この点に従い、本論文の検討は1996年法と2012年法を中心とした。

また、同節では、条文の内容・構造の検討を通じて、以下のことが明らかになった。①高権法のタイトルおよび第1条における「権益保障」は同法の第1の目的である（同条における第2の目的は「高齢事業」を発展させること、第3の目的は「敬老」、「養老」、「助老」という美德を発揚させること）。②高権法は権益保障の対象である高齢者を「個人（第2章）」と「グループ（1996年法は第3-4章、2012年法は第3-7章）」、そして、「保障・優遇される対象（1996年法は第2-3章、2012年法は第2-6章）」と「社会参加の主体（1996年法は第4章、2012年法は第7章）」に分けている。③高齢者の権益保障を担う主体は家族（第2章）、国・社会（1996年法は第3章、2012年法は第3-6章）および高齢者自身（1996年法は第4章、2012年法は第7章）という3つである。④家族、国・社会の高齢者の権益保障への役

割の変化について、2012年法は1996年法の家族の役割をさらに具体化し、軽減しており、国・社会の役割を充実・拡大している。

これらのことから、「権益保障」は高権法全体に関わる重要な概念であり、介護保障の検討に際しては明らかにすべき概念であるといえよう。そして、権益保障の担い手としての家族、国・社会も高権法の重要な概念であり、さらにこれらの担い手は介護保障の担い手でもあるため検討すべきであろう。なお、権益保障の担い手としての高齢者自身は高齢者の介護保障との関係が薄いため、本論文の検討対象ではない。

さらに、同節では、立法・法改正の経緯および条文の内容・構造の検討を通じて、高権法は民法、行政法、刑法等異なる法分野の組み合わせであるという側面が否定できないが、社会的な高齢者問題としての養老問題を解決しようとする意図があることもわかった。介護保障は養老問題を解決するための一手段であること、そして、「養老」ということばは高権法において複数使用されていること（例えば、第1条の美德としての「養老」）を考慮すると、高権法における「養老」の概念、この概念と養老問題を解決する高権法の意図との関係を介護保障の検討に先立って行うべきであろう。

したがって、高権法の全体像の検討を通じて、高権法に対する理解が深まったとともに、「権益保障」、「養老」、「家族、国・社会」という概念の重要性も明らかになった。以下は、まず、「権益保障」、「養老」、「家族、国・社会」の概念を確認した。なお、「権益保障」、「養老」と並んで、「高齢事業」も高権法の第1条における3つの目的のキーワードであるため、その概念も確認する必要がある。

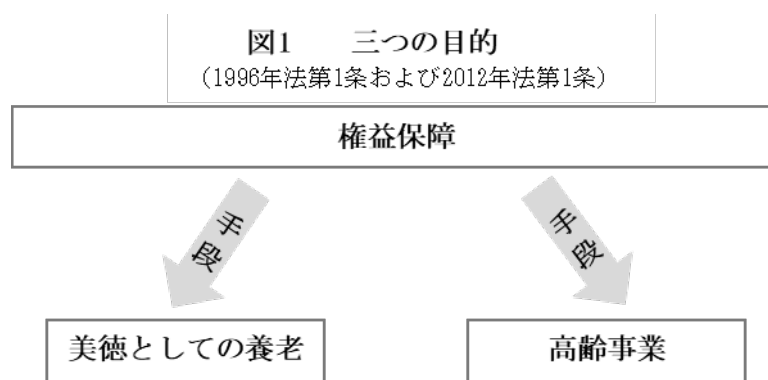
第2款 介護保障をめぐる概念

本論文の第2章では、高権法における介護保障の検討に先立って、いくつかの概念を確認した。主としては「権益保障」、「養老」、「高齢事業」、「家族、国・社会」について確認した。なお、これらの概念の確認および以後の分析に際しては、高権法を理解するために最も重要な資料である1996年法と2012年法の立法府解釈を根拠とした。

第1に、「権益保障」の概念を確認した。本論文の第2章第1節では、1996年法第1条および2012年法第1条の第1の目的である高齢者の「権益保障」は、高権法の主要な目的であり、同条における「高齢事業」を発展させるという第2の目的および中国の「敬老」、「養老」、「助老」という美德を発揚させるという第3の目的は、独自の意義を持ちながら、「権益保障」という主要な目的の実現を支えていることが分かった。さらに、高権法の総則にお

ける高齢者の社会保障システム、「高齢事業」等ほとんどすべての内容について、高齢者の「権益保障」の目的が強調された。

したがって、「権益保障」は高権法の最も重要な法理念であり、高権法全体を通じて実現しようとするものであるといえよう。さらに、その実現に際して、1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」と第3の目的における「美德としての養老」（条文の文言上）は重要な手段であるといえよう（図1）。



(筆者作成)

そして、上記の本論文の第2章第1節および本論文の第2章第2節の分析によると、「権益保障」の具体的な意味は、「権利と利益」の保障ではなく、憲法・法律で規定している国民一般の権利および高齢者にとっての特別な権利（a. 国および社会から物質的な支援を受ける権利、b. 社会サービスを楽しむ権利、c. 社会的優遇を楽しむ権利、d. 社会の発展に参加して発展の成果を楽しむ権利（2012年法第3条2項））を主として保障することである。

以上の「権益保障」に関する内容を総じていうと、「権益保障」は「権利保障」であり、高齢者に対して、憲法・法律上の国民の一般的な権利と高権法上の高齢者の特別な権利の保障を高権法の最も重要な法理念として、高権法全体を通じて実現しようとするものである。さらに、上記第1款第4段落の内容と合わせると、この実現の過程に際して、1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」と第3の目的における「美德としての養老」を重要な手段とし、保障対象である高齢者を「個人」と「グループ」に分けており、保障の担い手を家族、国・社会と分類している（高齢者自身は対象外）。

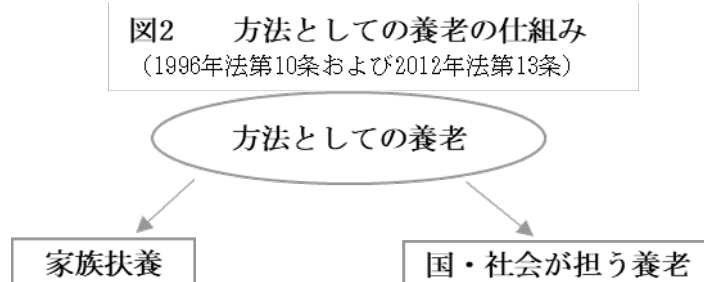
以下はこのような「権益（権利）保障」は介護保障とどのような関係にあるのかを念頭に置いて分析を進めた。この設問は本論文のタイトルの「高権法における介護保障」の性質を

明らかにするためのものであり、介護保障の性質という本論文の第 1 の結論を導く重要な設問である。

第 2 に、本論文の第 2 章で確認した「権益保障」、「養老」、「高齢事業」、「家族、国・社会」の概念のなかの「養老」の概念について検討した。一般的に「養老」は①老後生活を営む、②高齢者を養う（扶養する）ことを意味し、その内容は所得、医療、介護、精神的ケア等を含む幅広いものである。しかし、中国では「養老」の概念に関して、必ずしも合意された定義があるとはいえない。本論文では高権法上の「養老」の概念を確認した。

まず、高権法上の「養老」の種類を確認した。上記「権益保障」の概念の確認に際して、1996 年法第 1 条および 2012 年法第 1 条の第 3 の目的における「養老」は条文の文言上「美德としての養老」であることがわかった。その具体的な説明は本論文の第 2 章第 1 節および第 3 節で行われていた。すなわち、1996 年法第 1 条および 2012 年法第 1 条における「養老」は、「敬老」・「養老」（・「助老」）という美德に属し、高齢者に対する経済的な養い、生活の世話および精神的な扶養を内容とする中国の伝統的な美德であった。このような「美德としての養老」は、高齢者に満足感、自由、幸福、温もりを与えて、孤独感を減少させることを含意していることがわかった。これに対して、本論文の第 2 章第 3 節の分析によると、1996 年法第 10 条および 2012 年法第 13 条の「養老」は、上記 1996 年法第 1 条および 2012 年法第 1 条の「美德としての養老」と異なり、美德ではなく、担い手を意識している「養老の方法」を指すこととなった。そして、これらの「方法としての養老」の担い手も上記「権益保障」の担い手と同様に家族、国・社会、高齢者自身（高齢者自身は対象外）に分かれている。

すなわち、高権法上の「養老」の概念は「美德としての養老」および「方法としての養老」の 2 種類に分かれている。さらに、後者は担い手が誰かを基準に、「方法としての養老」は「家族扶養」（家族が担う養老）と「国・社会が担う養老」と分類されている（図 2）。



(筆者作成)

上記の議論により、「養老」の種類が確認できた以外に、「美德としての養老」の内容等も明らかになったことに対して、「方法としての養老」およびそれを構成する「家族扶養」と「国・社会が担う養老」の内容等はまだ示されていない。したがって、次は「方法としての養老」およびそれを構成する「家族扶養」と「国・社会が担う養老」についてさらに確認した。

本論文の第2章第3節では、高齢化の影響で、高齢者が余生を送ることが社会問題（養老問題）となり、このような社会問題としての養老問題に対応するために、1996年法第10条および2012年法第13条は「養老の方法」を確立したことがわかった。このことにより、上記（1）第6段落における養老問題を解決しようとする高権法の意図は1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」を介して実現しようとしているといえよう。

「家族扶養」の内容等について、本論文の第2章第3節によると、「家族扶養」とは、高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹、または共同生活をしている嫁もしくは婿等の「家族の構成員」（扶養義務者とその他同居の親族）は高齢者に対して、経済的な扶養、生活の世話および精神的な慰藉を提供する「養老の方法」であった。その具体的な内容は高権法第2章で規定されている。そして、「家族扶養」は1996年法第1条および2012年法第1条の第3の目的における「美德としての養老」の具体化であり、その特徴は家族愛の満ちた環境を提供することであった。

「国・社会が担う養老」の内容等について、本論文の第2章第1節によると、国は中央政府と地方政府を指しており、社会はNPOや企業等の国、家族、高齢者自身以外のものを指している。そして、同第4節によると、国・社会が担う養老の内容は、広義の高齢者の社会保障システムの内容（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）を指している。したがって、「国・社会が担う養老」とは、国（中央と地方政府）・社会（NPOや企業等の国、家族、高齢者自身以外のもの）が担う、広義の高齢者の社会保障システム（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）であるといえよう。

また、「家族扶養」と「国・社会が担う養老」の役割の変化について、本論文の第2章第3節によると、伝統文化の「美德としての養老」の具体化である「家族扶養」は1996年法では主要な役割を果たすよう規定された。これに対して、「家族扶養」機能のさらなる弱体化および経済の発展による国・社会の負担能力の上昇を背景に、2012年法では、高齢者自

身（本論文の検討対象ではない）、家族、国・社会という養老の担い手がバランスを取れた役割を分担する養老の方法（在宅養老）が規定された。すなわち、「家族扶養」の役割は減少し、「国・社会が担う養老」の役割が増大しているといえよう。また、伝統文化である「美德としての養老」を擁護する観点から、「美德としての養老」の具体化である「家族扶養」の役割はやむを得ず減少しているが、代替不可能であるとも説明された。

このような「家族扶養」と「国・社会が担う養老」の役割の変化は、上記第1款第4段落④の家族、国・社会の高齢者の権益保障への役割の変化と合わせて、本論文の副タイトルにおける家族と国・社会の「介護保障」への役割はどのように分担されているのかという設問の回答に有益である。この設問は、介護保障に対する家族と国・社会の役割分担のあり方という本論文の第2の結論を導くための重要な設問である。なお、この設問の検討は下記第3款で行った。

ここでは、一回上記各種類の「養老」の関係を整理する（「家族扶養」と「国・社会が担う養老」の役割の変化を除く）。1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」は、養老問題を解決しようとする高権法の意図を実現する仕組みである。その実現の仕組みの具体的な内容は「家族の構成員」（扶養義務者とその他同居の親族）が担い手であり、経済的な扶養、生活の世話および精神的な慰藉を内容（高権法第2章）とする「家族扶養」に加えて、国（中央と地方政府）・社会（NPOや企業等の国、家族、高齢者自身以外のもの）が担う、広義の高齢者の社会保障システム（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）である「国・社会が担う養老」で構成されている。さらに、この実現の具体的な仕組みにおける「家族扶養」は、1996年法第1条および2012年法第1条の第3の目的における「美德としての養老」を具体化したものである。

さらに、上記第2款の「第一に」の最後の段落で提示した「権益（権利）保障」は介護保障とどのような関係にあるのかという重要な設問に対して、「権益保障」と「養老」の関係を整理する。上記「権益保障」の検討の通り、高権法全体を通じて「権益保障」を実現しようとしていることから、上記高権法が意図している養老問題の解決に対応する1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」の仕組みは「権益保障」の実現の具体的な手段であるといえよう。

第3に、本論文の第2章で確認した「権益保障」、「養老」、「高齢事業」、「家族、国・社会」

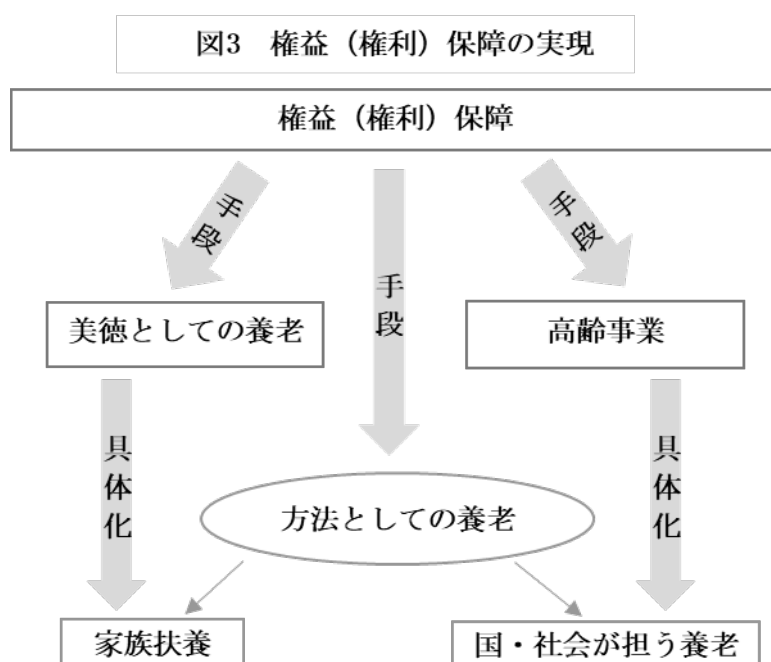
の概念のなかの「高齢事業」の概念について確認した。本論文の第2章第4節によると、1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」とは、高齢者（高齢）のための諸々の側面を有している事業であり、国（中央と地方政府）・社会（NPOや企業等の国、家族、高齢者自身以外のもの）がその担い手を務め、社会性・公益性の強い事業であった（1996法の立法府解釈）。その基本目標は、a. 高齢者の「権益（権利）」を保障する各種の制度の完備、b. 高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善すること、c. 高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現することであった（2012年法第4条2項）。そして、「高齢事業」の内容は抽象的であり、その範囲は広義の高齢者の社会保障システム（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）の内容の範囲と同様であった。

したがって、担い手（国・社会）からみると、「高齢事業」は上記1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」における「国・社会が担う養老」と同様である。内容からみると、「国・社会が担う養老」は広義の高齢者の社会保障システムそのものであることに対して、「高齢事業」の内容は抽象的であり、その内容の範囲は広義の高齢者の社会保障システムの内容の範囲と同様であるから、「国・社会が担う養老」は「高齢事業」の具体化であるといえよう。したがって、「高齢事業」は1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」における「国・社会が担う養老」を介して具体化しているといえよう。

ここでは、上記の「権益保障」、各種類の「養老」、「高齢事業」の関係を整理すると、以下の通りになる（図3）。1996年法第1条および2012年法第1条の第1の目的である高齢者の「権益保障」は、高権法の最も重要な法理念であり、高権法全体を通じて実現しようとするものである。この実現の過程に際して、1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」と第3の目的における「美德としての養老」を重要な手段とし、また高権法が意図している養老問題の解決に対応する1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」の仕組みも実現の具体的な手段としている。さらに、1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」は、1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」における「国・社会が担う養老」を介して具体化しており、1996年法第1条および2012年法第1条の第3の目的における「美德としての養老」は、1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」にお

る「家族扶養」を介して具体化している。

このような仕組みは上記第2款の「第一に」の最後の段落で提示した「権益（権利）保障」は介護保障とどのような関係にあるのかという重要な設問の答えを導くものであると考えられる。次は、高権法の最も重要な法理念である「権益（権利）保障」と本論文の主要な検討対象である「介護保障」の関係を分析し、本論文のタイトルの「高権法における介護保障」の性質を明らかにしたい。



（筆者作成）

なお、「家族、国・社会」の概念は、上記「養老」の概念における「家族扶養」と「国・社会が担う養老」の確認を通じて、すでに確認されていた。すなわち、「家族」は高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹、または共同生活をしている嫁もしくは婿等の「家族の構成員」（扶養義務者とその同居の親族）であり、「国」は中央政府と地方政府を指しており、社会はNPOや企業等の国、家族、高齢者自身以外のものを指している。

第4に、以上の検討を踏まえて、高権法の最も重要な法理念である「権益（権利）保障」と本論文の主要な検討対象である「介護保障」の関係を分析すると以下の通りになる。

1996年法第1条および2012年法第1条の第1の目的である高齢者の「権益（権利）保障」は、高権法が意図している養老問題の解決に対応する1996年法第10条および2012年

第13条の「方法としての養老」の仕組みを介して実現しようとしている。具体的には、1996年法第1条および2012年法第1条の第3の目的における「美德としての養老」を具体化した「家族扶養」（高権法第2章）と1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」を具体化した「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）を介している。これらの「家族扶養」（高権法第2章）と「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）にはそれぞれ「家族介護」と「国・社会が担う介護」（総じて高権法における「介護保障」）が規定されている。したがって、高権法の最も重要な法理念である「権益（権利）保障」を実現するための一環として、高権法における「介護保障」（家族介護と国・社会が担う介護）が規定されている。言い換えれば、高権法における「介護保障」は高齢者の「権利保障」の一部であるといえよう。

したがって、「権益（権利）保障」と「介護保障」の関係の分析を通じて、高権法における「介護保障」の性質は高齢者の「権利保障」であるといえよう。ここまで、本論文の第1の結論、タイトルの「高権法における介護保障」の性質は「権利保障」であることは明らかになった。また、本論文の第3章第1節と第2節で検討された高権法における「介護保障」（家族介護と国・社会が担う介護）の具体的な内容をみると、すべて権利義務関係を詳細に規定した。このことも本論文の第1の結論、タイトルの「高権法における介護保障」の性質は「権利保障」であることを補強しているといえよう。

以下はこのような「権利保障」である「介護保障」の具体的な内容を検討した。その検討に際して、本論文のタイトルにおける権利保障である「介護保障」は、具体的にどのような高齢者の権利を保障しているのか、そして、上記第2款「第2に」の第9段落で提起した本論文の副タイトルにおける家族と国・社会の「介護保障」への役割はどのように分担されているのか（本論文の第2の結論）という設問に答えたい。そして、検討の材料として「介護保障」を含む「家族扶養」（高権法第2章）と「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）を中心に扱った。

表1 高権法における「介護保障」の検討材料の位置づけ

	1996年法	2012年法
総則	第1章	第1章

家族扶養	第2章	第2章
国・社会が担う養老	第3章	第3-6章
高齢者個人の役割（対象外）	第4章	第7章
その他（対象外）	第5-6章	第8-9章

（筆者作成）

第3款 介護保障の具体的な内容

本論文の第3章では、「権利保障」である高権法における「介護保障」（家族介護と国・社会が担う介護）の具体的な内容を検討した。

第1に、「介護保障」を構成する「家族介護」を含む「家族扶養」（高権法第2章）の具体的な内容を明らかにした。この内容に基づいて、ここでは権利保障である「介護保障」を構成する「家族介護」の位置づけおよびその仕組みをさらに確認していく。

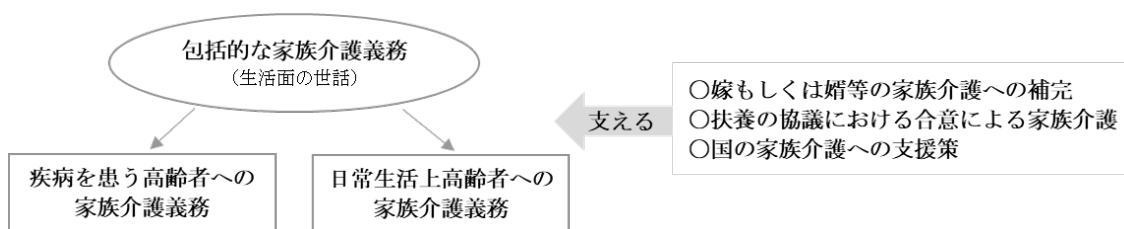
本論文の第3章第1節によると、「家族扶養」の基本構造は、1996年法においても、2012年法においても同様であった。すなわち、「家族扶養」は、①卑属が尊属を扶養する義務（子（孫）が親（祖父母）を扶養する義務）、②同輩の扶養義務（配偶者が高齢者（弟・妹が兄・姉）を扶養する義務）、および、③高齢者と共同生活（原則）をしている嫁もしくは婿等の「扶養義務者の配偶者」の協力義務によって構成された。これらの義務のうち、①②の扶養義務者の扶養義務の内容は「経済的な扶養、生活面の世話（家族介護）および精神的な慰謝」とであると包括的に規定されており、さらに1996年法では3つの場面（疾病を患う高齢者の家族介護を含む）、2012年法では四つの場面（疾病を患うまたは日常生活上の高齢者に対する家族介護、精神的な慰謝に関する義務を含む）における具体的な扶養義務が規定された。また、上記①②の扶養義務の履行を確保する仕組み（1996年法および2012年法における嫁もしくは婿等の家族介護への補完、扶養の協議における合意による家族介護、2012年法における国の家族介護への支援策を含む）が③の協力義務をはじめとして1996年法と2012年法でそれぞれ規定された。

したがって、本論文の第3章第1節で詳細に示した上記の基本構造を有している、1996年法と2012年法における「家族扶養」は、高齢者と高齢者の配偶者、子、孫、弟・妹、または共同生活をしている嫁もしくは婿等の「家族の構成員」（扶養義務者とその他同居の親族）との間の扶養に関する権利義務関係（家族介護を含む）を体系的、具体的、明確に規定しているといえよう。よって、このような扶養に関する権利義務の仕組み（家族介護を含む）

は、高権法の主要な目的である「權益（権利）保障」の家族が担う部分を体系的、具体的、明確に規定していることになる。なお、本論文の第3章第1節によると「家族扶養」（高権法第2章）には上記の扶養に関する権利義務の仕組みと直結せずに、高齢者の「權益（権利）保障」を図る規定も存在している。これは「家族扶養」のすべての規定が高権法の主要な目的である「權益（権利）保障」の具体化であることを再認識させていることになる。

したがって、高権法における「家族介護」は、権利保障であり、高権法の主要な目的である「權益（権利）保障」の家族が担う部分を体系的、具体的、明確に規定している「家族扶養」（高権法第2章）に属している。その仕組み（図4、2012年法を基準に）は生活面の世話（家族介護）という包括的な扶養義務者の扶養義務の一つをはじめとして、疾病を患うまたは日常生活上高齢者に対する家族介護の規定により具体化されている。さらに、扶養義務者の扶養義務の履行の確保に属している嫁もしくは婿等の家族介護への補完、扶養の協議における合意による家族介護、国の家族介護への支援策も高権法における「家族介護」の仕組みを構成している。

図4 家族介護の仕組み



(筆者作成)

第2に、上記高権法における「家族介護」の仕組みの具体的な内容を確認した。本論文の第3章第1節および第2節によると、高権法における「家族介護」の仕組みは以下の変遷を辿った。

立法当時の1996年法における「家族介護」について、①まず、包括的な扶養義務者の扶養義務の一つである高齢者への生活面の世話（家族介護・1996年法第11条1項）は原則として、扶養義務者（委託ではなく）が家族介護を行うことであった。この包括的な家族介護義務の内容は必要な生活用品の購入、料理、着替え、洗濯、掃除、食事の介助、入浴、排泄等と想定されていた。

②そして、1996年法では、疾病を患う高齢者に対する家族介護（「護理」・1996年法第12条）という具体的な場面を設定し、この場合での家族介護のあり方を強調した。すなわち、

医療行為ではない「護理」という療養中の高齢者への家族介護は、原則的に扶養義務者が自ら行うこととなった。例外的に、扶養義務者の配偶者およびその他の家族の構成員に委託することができ、さらに家族以外に委託することもできた。ただし、委託の場合、「護理」が適切に行われていることを扶養義務者が確保しなければならなかった。また、「護理」という療養中の高齢者への家族介護の特殊性に対応して、一般的な介護と異なり、疾病を治癒するプロセスに関わることを念頭におき、高齢者の性向と身体衰弱の特徴を考慮し、辛抱強く、高齢者の特徴に合う、疾病の治癒にプラスの効果をもつ介護を行う必要があった。なお、1996年法第12条に違反する場合、当該条文を根拠として、訴訟まで提起できることが説明され、当該条文の裁判規範性が肯定された。

③上記①②の扶養義務者の「家族介護」義務を確保するために、長期出張等の対応を想定する扶養義務者の配偶者の協力義務（1996年法第11条3項）があった。当該義務は扶養義務者の扶養義務への理解・協力を呼び掛ける一方、主として、扶養義務者が扶養義務を履行できない部分の補完、例えば扶養義務者の不在に対する家族介護への補完が求められた。なお、当該協力義務は婚姻中に限定する義務であり、婚姻の解消により消滅するものであった。また、同様に扶養義務者の「家族介護」義務を確保するために、複数の扶養義務者の間で締結する扶養の協議（1996年法第17条）があった。「家族介護」義務を明確に分担させ、紛争を回避させる「合意による家族介護」は、当該協議の具体的な内容の一つであった。なお、当該協議は、一般的な双務契約と異なり、高齢者の同意を要する第三者のための契約である。そして、国民の生活に密接な関係にある民間自治組織としての居民委員会・村民委員会、または、扶養義務者の経済状況を把握し、扶養義務者に影響力をもつ扶養義務者が所属する組織（職場）が、その協議の履行を監督する仕組みがあることがわかった。

抜本的な法改正を行った2012年法における「家族介護」について、①まず、包括的な扶養義務者の扶養義務の一つである高齢者への生活面の世話（家族介護・2012年法第14条1項）は1996年法と同様に、原則として扶養義務者（委託ではなく）が家族介護を行い、この家族介護義務の想定された内容も1996年法と同様である。同時に、法改正により当該包括的な家族介護義務は1996年法と比較するとさらに、a) 療養中の高齢者への家族介護（特殊）および b) 高齢者の日常生活に対する家族介護（一般）と明確に分けられた。そして、1996年法の時代背景と比較すると、家族の介護機能が減退しており、介護の社会化がみられつつあるが、2012年の時点において、家族介護はまだ主要な介護方式であることがわか

った。また、1996年法の立法府解釈は、扶養義務者の扶養義務の内容における「生活面の世話（家族介護）」と「精神的な慰藉」の関係性を説明していなかった。これに対して、2012年法の立法府解釈は孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」が家族の重要な役割であることを改めて強調し、このような「精神的な慰藉」は生活面の世話という「家族介護」を通じて行われることがあると明確に説明した。すなわち、「家族介護」は「精神的な慰藉」の機能を有しているといえよう。さらに、このような「家族介護」を通じて行われている「精神的な慰藉」という家族の役割は、経済の発展とともに増大していく国・社会の役割がいくら高まっているとしても、代替不可能な役割であるとも説明された。

②そして、2012年法の具体的な家族介護義務について、1996年法の疾病を患う場合の規定を改正したのみならず（2012年法第15条1項）、日常生活の場合の家族介護義務を新たに明文化した（2012年法第15条2項）。この改正は上記2012年法の包括的な家族介護義務が療養中の家族介護と高齢者の日常生活上の家族介護と分かれていることに対応しているといえよう。そして、a)療養中の家族介護（護理・2012年法第15条1項）について、1996年法の仕組みを受け継いだうえで、家族介護としての「護理」の概念を明確に、扶養義務者が提供する食事、排泄等高齢者の生活への介護と定義した。b)日常生活上の家族介護（2012年法第15条2項）について、療養中の家族介護と同様に、原則的に扶養義務者が、委託せずに、自ら介護を行うこととなった。その理由としては、家族介護が当時主要な介護方式であること以上に、上記の重要視されている「精神的な慰藉」は、家族愛の提供できる家族介護を通じて、効果的に行われるからであると強調された。また、療養中の家族介護と同様に、日常生活上の家族介護も例外的に委託することができる（この例外は2012年法ではじめて明文化された・2012年法第15条2項）。ただし、委託の場合、介護が適切に行われていることを扶養義務者が確保するという療養中の家族介護の要件と異なり、日常生活上の家族介護においては、核家族化、出稼ぎ、別居等扶養義務者が自ら家族介護ができないこと、そして、高齢者の希望に従うこと（介護委託の内容について、高齢者が最終的に決定する）、さらに、扶養義務者の家族介護に対する義務が免除されないことを要件とした。また、委託の形として、完全に自立能力を失った高齢者に対して、家政婦、他の親族を雇い、在宅介護を委託すること、または、高齢者向け施設に入所させることが想定されており、部分的に自立能力を失った高齢者に対して、訪問サービス、デイサービスを利用することが想定されていた。

③上記①②の扶養義務者の「家族介護」義務を確保するために、2012年法は、まず1996年法第11条3項の扶養義務者の配偶者の協力義務および1996年法第17条の扶養の協議による家族介護を引き継ぎ、2012年法第14条3項および同第20条で規定した。これ以上に、2012年法は、「家族介護」の支援策を構築する国の役割を規定した(2012年法第27条)。当該支援策の例として、家族の負担を軽減させるための高齢者に対する介護手当が挙げられた。

以上の高権法における「家族介護」の仕組みの変遷を辿ることによって、「家族介護」の仕組みの具体的な内容およびその特徴は以下の通り整理できよう。

最初に「家族介護」の仕組みの具体的な内容について整理する。権利保障である高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」は、原則として扶養義務者(委託ではなく)が必要な生活用品の購入、料理、着替え、洗濯、掃除、食事の介助、入浴、排泄等を行う義務がある(1996年法第11条1項、2012年法第14条1項)。この包括的な家族介護義務の実現に際して、疾病の治癒にプラスの効果をもつ高齢者の生活への介護という療養中の家族介護義務(1996年法第12条、2012年法第15条1項)と日常生活上の家族介護義務(2012年法第15条2項)が設けられている。この二つの具体的な家族介護義務も原則として扶養義務者が自ら行うが、例外的に委託することができる。さらに、前者の療養中の家族介護を委託する場合、介護が適切に行われていることを扶養義務者が確保しなければならないし、後者の日常生活上の家族介護を委託する場合、扶養義務者自ら介護できないこと、高齢者が最終的に介護内容を決定すること、扶養義務者の介護義務が免除されないことが要件とされている。また、委託の形として、療養中の家族介護は扶養義務者の配偶者およびその他の家族の構成員に委託することができ、さらに家族以外に委託することができる。一方、日常生活上の家族介護の委託は、完全に自立能力を失った高齢者に対して、家政婦、他の親族を雇い、在宅介護を委託すること、または、高齢者向け施設に入所させることが想定されており、部分的に自立能力を失った高齢者に対して、訪問サービス、デイサービスを利用することが想定されている。なお、このような家族介護義務の履行を確保するために、協力義務としての嫁もしくは婿等の家族介護への補完(1996年法第11条3項、2012年法第14条3項)、複数の扶養義務者の間で締結される扶養の協議における合意による家族介護(1996年法第17条、2012年法第20条)、高齢者への介護手当を例とする国の家族介護への支援策(2012年法第27条)がある。

次に、「家族介護」の特徴について整理する。まず、原則的に扶養義務者が委託せずに、自ら介護を行うことが挙げられよう。この原則の理由は1996年法の立法府解釈では説明されなかったが、2012年法の立法府解釈では、「家族介護」は高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能を有しており、そして、このような「精神的な慰藉」の機能は、家族愛の提供できる「家族介護」を通じて、効果的に行われることを重要な理由とされた。すなわち、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」は、効果的に「精神的な慰藉」の機能を果たせること（家族本人が介護を行うこと）を重要視し、原則的に扶養義務者が委託せずに、自ら介護を行うという家族介護のあり方を設定したといえよう。したがって、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能への重視は、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」の重要な特徴であろう。

上記の通り、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能を重視し、この機能を効果的に果たすために、原則的に扶養義務者が委託せずに、自ら介護を行うという家族介護のあり方を設定した。この原則は扶養義務者としての家族に重い負担を与えているといえよう。この原則に対して、例外的に介護を委託することも設定された。最初は療養中の家族介護義務に対して1996年法の立法府解釈で例外的に委託することが説明された。その後2012年法の立法府解釈では、1996年法の時と比較すると、家族の介護機能が減退しており、介護の社会化がみられつつあることが認識された。そこで、療養中の家族介護義務のみならず、日常生活上の家族介護義務に対しても例外的に委託できることが2012年法の立法府解釈で説明された。さらに、1996年法の条文では規定されていなかったが、この例外的に委託することは2012年法の条文ではじめて明文化された（2012年法第15条2項）。したがって、このような「例外的に介護を委託すること」は扶養義務者等の家族の介護義務を軽減させるものであり、家族介護の役割の縮小を背景に、この委託が明文化され、委託の範囲が療養中の家族介護のみならず、日常生活上の家族介護まで拡大されているといえよう。よって、家族介護の役割が縮小している時代背景において、例外的に介護を委託する範囲を拡大して、家族の介護義務をさらに軽減させることも、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」の重要な特徴であろう。なお、2012年法で新たに設けられた家族介護義務の履行を確保するための高齢者への介護手当を例とする国の家族介護への支援策は、この家族の介護義務をさらに軽減させる特徴を補強しているといえよう。

ここでは、上記のような家族介護の役割が縮小している時代背景における家族の介護義務へのさらなる軽減について、歯止めがないかという設問に答えたい。上記「第2に」の「抜本的な法改正を行った2012年法における『家族介護』について、①」によると、2012年法の立法府解釈では、「家族介護」を通じて行われている高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」という家族の役割は、経済の発展とともに増大していく国・社会の役割がいくら高まっているとしても、代替不可能な役割であると説明された。すなわち、「家族介護」の役割が縮小している時代背景があったとしても、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を果たす点に限って、家族の介護義務は軽減されるべきではないといえよう。そして、このような「家族介護」の「精神的な慰藉」の機能を保持しようとしている仕組みは以下の通りであると考えられよう。まず、原則的に扶養義務者が委託せずに、自ら介護を行うという家族介護のあり方は2012年法で引き継がれた。そして、日常生活上の家族介護を委託する場合の制限（扶養義務者が自ら介護できないこと、高齢者が最終的に介護内容を決定すること）、および、介護を委託する場合に、家族を間接的としても高齢者の介護に関与させること（療養中の家族介護を委託する場合、介護が適切に行われていることを扶養義務者が確保しなければならないし、日常生活上の家族介護を委託する場合、扶養義務者の介護義務が免除されない）がある。これらは、やむを得ないときに限って、介護の委託を許可し、介護を委託したとしても、家族の介護への関与を義務付けることによって、「家族介護」の「精神的な慰藉」の機能を保持しようとしていると理解できよう。最後に、家族介護義務の履行を確保するために設けられた、協力義務としての嫁もしくは婿等の家族介護への補完、および、複数の扶養義務者の間で締結される扶養の協議における合意による家族介護も、「家族介護」の「精神的な慰藉」の機能を保持しようとしている仕組みであるといえよう。

したがって、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」の重要な特徴の一つである家族の介護義務へのさらなる軽減は、もう一つの重要な特徴である「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能への重視によって、歯止めがかかるといえよう。

また、上記の通り、高権法における「介護保障」を構成する「家族介護」は、疾病の治癒にプラスの効果をもつ高齢患者の生活への介護という療養中の家族介護義務（1996年法第12条、2012年法第15条1項）と日常生活上の家族介護義務（2012年法第15条2項）と分けて設定された。このような二つの具体的な家族介護義務を明文化して区別することも特徴的であろう。

最後に、上記第2款の最後の段落で提起した、①本論文のタイトルにおける権利保障である「介護保障」は、具体的にどのような高齢者の権利を保障しているのか、そして、②本論文の副タイトルにおける家族と国・社会の「介護保障」への役割はどのように分担されているのかという設問に対して、「介護保障」を構成する「家族介護」を検討する。

まず、①の設問について検討する。上記の通り、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能への重視は、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」の重要な特徴である。言い換えれば、高齢者は孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利があって、この権利を保障するために、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能が重視されているといえよう。したがって、本論文のタイトルにおける権利保障である「介護保障」を構成する「家族介護」は、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を介して、保障しているといえよう。また、言うまでもなく、「家族介護」は高齢者の介護ニーズを満たすためのものであるため、高齢者の介護ニーズを満たす権利をも保障しているといえよう。したがって、本論文のタイトルにおける権利保障である「介護保障」を構成する「家族介護」は、上記の「家族介護」の仕組みを通じて、高齢者の介護ニーズを満たす権利を保障しており、さらに、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を介して、保障していることになる。この結論は、本論文の第1の結論、タイトルの「高権法における介護保障」の性質は「権利保障」であるということの補足である。

次に、②の設問について検討する。上記の通り、家族の介護機能の減退や介護の社会化から「家族介護」の役割が縮小している時代背景において、例外的に介護を委託する範囲を拡大等して、家族の介護義務をさらに軽減させたが、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能は、経済の発展とともに増大していく国・社会の役割がいくら高まっているとしても、代替不可能であるという点に限って、家族の介護義務が「扶養義務者の自ら介護を行う原則」の維持等を通じて保持されている。すなわち、本論文の副タイトルにおける家族の「介護保障」への役割は、家族の介護機能の減退や介護の社会化により縮小・軽減されたが、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を果たす点に限って、保持されているといえよう。これによって、介護保障に対する家族と国・社会の役割分担のあり方という本論文の第2の結論の半分、家族の役割分担のあり方が明らかになった。

なお、この家族の役割分担のあり方は、高権法で規定している介護保障には、身上の介護のみならず、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するための精神的な慰藉機能も要素であることを示唆しているといえよう。この点は、介護一般のあり方に対して、重要な考え方であり、本論文の重要な結論の一つである。

第3に、「介護保障」を構成する「国・社会が担う介護」を含む「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）の具体的な内容を明らかにした。この内容に基づいて、ここでは権利保障である「介護保障」を構成する「国・社会が担う介護」の位置づけおよびその仕組みをさらに確認していく。

本論文の第3章第2節第1款によると、1996年法の「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」は、高齢者の年金、医療保障、社会救助、福祉（福祉施設サービスにおける介護サービスを含む）、社会サービス（社区サービスにおけるデイケアの介護サービスを含む）、その他で構成された。そのうち、福祉施設サービスにおける介護サービスおよび社区サービスにおけるデイケアの介護サービスは、1996年法の立法府解釈で言及されたが1996年法では明文化されなかった。これに対して、2012年法の「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」は、1996年法の内容を再整理し、さらに新たな内容を追加した。これによって、高齢者の年金、医療保障、介護保障（国の介護に対する役割）、社会救助、福祉、社会サービス（高齢者向け在宅サービスにおける介護サービス、高齢者向け社区サービスにおける介護サービス、高齢者向け施設サービスにおける介護サービスを含む）、優遇、快適な居住環境、その他という新たな体系が形成された。そのうち、国の介護に対する役割は2012年法第30条で明文化されており、高齢者向け在宅サービスにおける介護サービスは同第37条で、高齢者向け社区サービスにおける介護サービスは同第38条で明文化された。高齢者向け施設サービスにおける介護サービスは明文化されなかったが、高齢者向け施設サービスを規定している2012年法第39条、第40条、第41条に包含されているといえよう。

そして、本論文の第3章第2節第1款によると、上記1996年法と2012年法の「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」の体系は、各条文についての詳細な立法府解釈を通じて、具体的、明確に高齢者の権利や国・社会の役割（義務を含む）を規定した。したがって、このような「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」は、高権法の主要な目的である「権益（権利）保障」の国・社会が担う部分を体系的、具体的、明確に規定

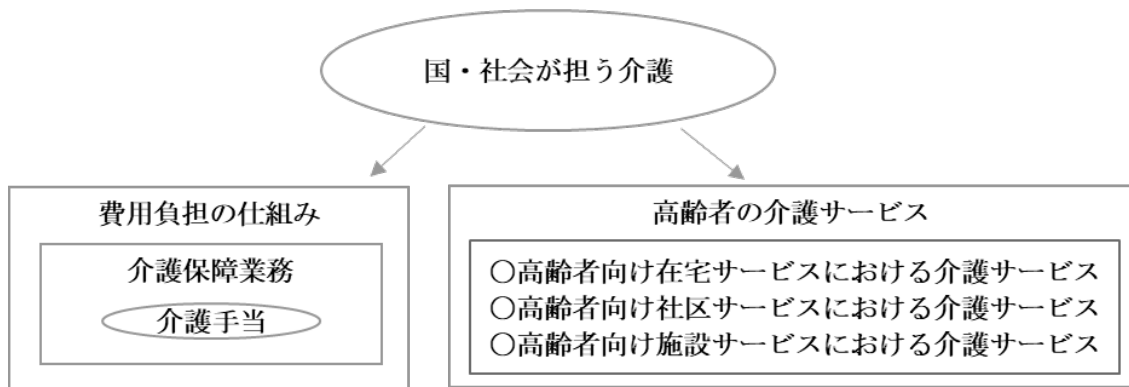
しているといえよう。

したがって、高権法における「国・社会が担う介護」は、権利保障であり、高権法の主要な目的である「権益（権利）保障」の国・社会が担う部分を体系的、具体的、明確に規定している「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）に属している。その仕組み（2012年法を基準に）は、国の介護に対する役割（2012年法第30条）、および、高齢者の介護サービスとしての①高齢者向け在宅サービスにおける介護サービス（同第37条）、②高齢者向け社区サービスにおける介護サービス（同第38条）、③高齢者向け施設サービスにおける介護サービス（同第39条、第40条、第41条）で構成されているといえよう。

第4に、上記の2012年法の「国・社会が担う介護」の仕組みのうち、2012年法第30条で規定されている国の介護に対する役割についてさらに分析した。

本論文の第3章第2節第2款に示した通り、2012年法第30条で規定されている国の介護に対する役割は、以下の構造を有している。まず、国（中央政府と地方政府）は、高齢者の介護ニーズを保障するために、介護が必要となる程度以上の自立的な生活ができない高齢者を対象に、介護サービス費用の補填という金銭給付を中心とする介護保障業務を担う役割がある（2012年法第30条1項）。そして、当該介護保障業務の具体例として、地方政府は、①高齢者の基本介護費用の保障、②生活の質の向上、③家族の経済的な負担の軽減、④高齢者の社会保障システムの完備、⑤高齢者の福祉制度のイノベーション（高齢者の介護ニーズを保障する目的の具体化）のために、自立的な生活が長期的にできない、経済的に困難な高齢者を対象に、その自立的な生活ができない程度等の状況に基づき、介護手当という金銭給付を行う役割（義務）がある（2012年法第30条2項）。したがって、2012年法第30条で規定されている国の介護に対する役割は、金銭給付を中心とする介護保障業務およびその具体例である金銭給付としての介護手当で構成されており、中央政府と地方政府の介護に対する費用負担の仕組みであるといえよう。この構造は、上記高権法における「国・社会が担う介護」の仕組みの補足である（図5）。

図5 国・社会が担う介護の仕組み



(筆者作成)

ここでは、上記第2款の最後の段落で提起した、①本論文のタイトルにおける権利保障である「介護保障」は、具体的にどのような高齢者の権利を保障しているのか、そして、②本論文の副タイトルにおける家族と国・社会の「介護保障」への役割はどのように分担されているのかという設問に対して、「介護保障」を構成する「国・社会が担う介護」を検討する。

まず、①の設問について検討する。「家族介護」と異なり、「国・社会が担う介護」は、特に高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能に言及しなかった。このことから、権利保障である「介護保障」を構成する「国・社会が担う介護」は、上記の「国・社会が担う介護」の仕組みを通じて、少なくとも、高齢者の介護ニーズを満たす権利が保障されているといえよう。この結論も、本論文の第1の結論、タイトルの「高権法における介護保障」の性質は「権利保障」であることの補足である。

次に、②の設問について検討する。上記「第3に」第2段落の1996年法と2012年法との比較によると、2012年法の「国・社会が担う介護」の仕組みの中で、新たな国の介護に対する役割は2012年法第30条で明文化された。そして、1996年法の立法府解釈で言及された福祉施設サービスにおける介護サービスは、高齢者向け施設サービスにおける介護サービスとして、2012年法の「国・社会が担う介護」の仕組みの中で引き継がれた（明文化されていない）。さらに、2012年法の「国・社会が担う介護」の仕組みの中で、1996年法の立法府解釈で言及された社区サービスにおけるデイケアの介護サービスは、2012年法第38条で明文化された。また、新たな高齢者向け在宅サービスにおける介護サービスが2012年法第37条で明文化された。したがって、本論文の副タイトルにおける国・社会の「介護保障」への役割は、2012年法の「国・社会が担う介護」の仕組みによって充実・拡大されているといえ

よう。これによって、介護保障に対する家族と国・社会の役割分担のあり方という本論文の第2の結論のもう半分、国・社会の役割分担のあり方が明らかになったことになる。

第4款 高権法における介護保障のあり方

以上すべての議論を踏まえて、高権法における介護保障のあり方について考察する。

第1に、本論文のメインタイトルに対応して、高権法における「介護保障」は「権利保障」であり、高齢者の介護ニーズを満たす権利や孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を保障しているということがわかった。その理由は以下の通りである。

まず、1996年法第1条および2012年法第1条の第1の目的である「権益（権利）保障」は、高権法の最も重要な法理念であり、高権法全体を通じて実現しようとするものである。その内容は、憲法・法律で規定している国民一般の権利および高齢者にとっての特別な権利（①国および社会から物質的な支援を受ける権利、②社会サービスを享受する権利、③社会的優遇を享受する権利、④社会の発展に参加して発展の成果を享受する権利）等を保障するものである。

高権法は養老問題を解決するために、1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」の仕組みを構築している。こうした具体的な仕組みによって、上記の「権益（権利）保障」の実現が具体化されている。すなわち、1996年法第10条および2012年法第13条の「方法としての養老」は、1996年法第1条および2012年法第1条の第3の目的における「美德としての養老」を具体化した「家族扶養」（高権法第2章）と1996年法第1条および2012年法第1条の第2の目的における「高齢事業」を具体化した「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）で構成されている。そして、「家族扶養」（高権法第2章）と「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）は、「権益（権利）保障」の家族と国・社会が担う部分をそれぞれ体系的、具体的、明確に規定している（第3章第3節第2款図3を参照）。

さらに、上記の仕組みにある「家族扶養」（高権法第2章）と「国・社会が担う養老（高齢者の社会保障システム）」（1996年法の第3章、2012年法の第3-6章）には、それぞれ「家族介護」と「国・社会が担う介護」（総じて高権法における「介護保障」）が規定されている。また、このような「家族介護」と「国・社会が担う介護」（総じて高権法における「介護保障」）は、権利義務関係を詳細に規定している。

したがって、権利義務関係を詳細に規定した「高権法における介護保障」は、高権法の最も重要な法理念である「権益（権利）保障」を体系的、具体的、明確に規定している「家族扶養」と「国・社会が担う養老」に位置付けられている。この「介護保障」は「権益（権利）保障」を実現するための一環であり、高齢者の「権利保障」の一部であり、その性質は「権利保障」である。

続いて、上記の権利保障である「介護保障」を構成する「家族介護」と「国・社会が担う介護」の具体的な内容を検討した後、両者とも高齢者の介護ニーズを満たす権利を保障していることがわかった。さらに、「家族介護」は、それが有している「精神的な慰藉」の機能を介して、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を保障していることもわかった。したがって、高権法における「介護保障」は「権利保障」であり、高齢者の介護ニーズを満たす権利や孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を保障しているという結論にたどり着いた。

上記の通り、高権法の「権利保障」の理念は、「介護保障」の具体的、かつ、ある程度実用性のある仕組みによって実現されていることが明らかになった。この点は、本論文の介護法制の体系的な研究、規範化の必要性という本論文の視点からすると、重要意義をもつといえよう。

第2に、本論文のサブタイトルに対応して、「介護保障」の担い手である家族と国・社会の役割分担のあり方が明らかになった。すなわち、家族の介護機能の減退や介護の社会化により、家族の「介護保障」の役割は縮小・軽減し、国・社会の「介護保障」の役割は充実・拡大している。一方、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を果たす点に限っては、このような傾向に歯止めがかけられている。その理由は以下の通りである。

まず、高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」は、原則として扶養義務者に必要な生活用品の購入、料理、着替え、洗濯、掃除、食事の介助、入浴、排泄等を自ら行う義務を課している（1996年法第11条1項、2012年法第14条1項）。この包括的な家族介護義務の実現に際して、疾病の治癒にプラスの効果をもつ高齢患者への介護という療養中の家族介護義務（1996年法第12条、2012年法第15条1項）と日常生活上の家族介護義務（2012年法第15条2項）が設けられている。この二つの具体的な家族介護義務も、原則として扶養義務者が自ら履行することが前提となっているが、例外的に委託することができる。とはいえ、前者の療養中の家族介護を委託する場合、介護が適切に行われていること

を扶養義務者が確保しなければならない。また、後者の日常生活上の家族介護を委託する場合、扶養義務者が自ら介護できないこと、高齢者が最終的に介護内容を決定すること、扶養義務者の介護義務が免除されないことが要件とされている。また、委託の形として、療養中の家族介護は扶養義務者の配偶者およびその他の家族の構成員に委託することができ、さらに家族以外に委託することができる。一方、日常生活上の家族介護の委託は、完全に自立能力を失った高齢者に対して、家政婦や他の親族を雇い、在宅介護を委託すること、または、高齢者向け施設に入所させることが想定されている。さらに、部分的に自立能力を失った高齢者に対して、訪問サービス、デイサービスを利用することが想定されている。なお、このような家族介護義務の履行を確保するために、協力義務としての嫁もしくは婿等による家族介護の補完（1996年法第11条3項、2012年法第14条3項）、複数の扶養義務者の間で締結される扶養の協議における合意による家族介護（1996年法第17条、2012年法第20条）、高齢者への介護手当を例とする国の家族介護への支援策（2012年法第27条）がある。

上記のような「家族介護」の仕組みは、高齢者の介護ニーズを満たす権利を保障している。さらに、「扶養義務者の自ら介護を行う原則」を通じて、「家族介護」が有している「精神的な慰藉」の機能を果たして、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を保障している。そして、家族の介護機能の減退や介護の社会化から「家族介護」の役割が縮小している時代背景において、上記のような「家族介護」の仕組みは、1996年法と比較すると2012年法では内容が充実し、それが明文化された。例外的に介護を委託する仕組みや国の家族介護への支援策を通じて、家族の介護義務をさらに軽減させた。一方、「家族介護」が有している高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能は、経済の発展とともに増大していく国・社会の役割がいくら高まっているとしても、代替不可能であると位置付けられた。この「精神的な慰藉」の機能を維持する点に限って、上記のような「家族介護」の仕組みは、「扶養義務者の自ら介護を行う原則」の維持や委託する場合の制限等を通じて、家族の介護義務を保持している。すなわち、家族の「介護保障」の役割は、家族の介護機能の減退や介護の社会化により縮小・軽減したが、「家族介護」が有する「精神的な慰藉」の機能を維持する点に限っては、縮小・軽減に歯止めがかかっている。

続いて、高権法における「介護保障」を構成している「国・社会が担う介護」の仕組みは以下の通りである。まず、介護の費用負担の仕組みとして、介護サービス費用の補填を中心とする中央政府・地方政府が行う介護保障業務がある（2012年法第30条1項）。さらに、

この業務の具体例である地方政府の介護手当がある（2012年法第30条2項）。次に、高齢者の介護サービスの仕組みとして、高齢者向け在宅サービスにおける介護サービス（同第37条）、高齢者向け社区サービスにおける介護サービス（同第38条）、および、高齢者向け施設サービスにおける介護サービス（同第39条、第40条、第41条）がある。このような「国・社会が担う介護」の仕組みは、高齢者の介護ニーズを満たす権利を保障している。このような仕組みを1996年法と比較すると、2012年法では、国・社会の「介護保障」の役割は充実し、拡大していることになる。

以上の高権法における「介護保障」を構成している「家族介護」と「国・社会が担う介護」についての考察から、家族の介護機能の減退や介護の社会化により、家族の「介護保障」の役割は縮小・軽減し、国・社会の「介護保障」の役割は充実・拡大していることが明らかになった。さらに、「家族介護」が有する「精神的な慰藉」の機能を維持する点に限っては、このような傾向に歯止めがかかっている点を浮き彫りにした。

介護保障については、精神的な慰藉（精神的な扶養）の機能を重視する考え方が伺える。すなわち、高権法で規定している介護保障では、身上の介護のみならず、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するための精神的な慰藉機能も要素としているという考え方が明らかになった。家族の介護機能の減退や介護の社会化という時代背景において、家族と国・社会の介護へのかかわり方、介護保障一般のあり方を検討するにあたって、高権法は重要な考え方を提示しているといえよう。

上記の二つの観点は、2018年法改正以降の現行高権法においても法改正されておらず、現行法においてもその考え方は引き継がれているといえよう。

なお、上記で分析した内容⁴⁴²によると、家族と国・社会の「高齢者の権益保障」の役割分担のあり方および「方法としての養老」の役割分担のあり方は、家族と国・社会の「介護保障」の役割分担のあり方と類似している。すなわち、同様に家族の役割が縮小・軽減しており、国・社会の役割が充実・拡大している。そして、「方法としての養老」の役割分担のあり方については、伝統文化である「美德としての養老」を擁護する観点から、「美德としての養老」の具体化である「家族扶養」の役割はやむを得ず減少しているが、代替不可能であ

⁴⁴² ここにいう上記の内容とは、第3章第3節第1款第4段落④の「家族、国・社会の高齢者の権益保障への役割の変化」および同第2款「第2に」の第8段落の「家族扶養と国・社会が担う養老の役割の変化」を指す。

ると説明されている。この点を「家族扶養」の一部である「介護保障」についての家族と国・社会の役割分担のあり方と合わせて考慮してみる。すると、家族と国・社会の「介護保障」の役割分担のあり方における高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能を重視することは、伝統文化である「美德としての養老」を擁護する観点を淵源としている可能性があるといえよう。

第5款 介護法制に対する示唆

第1に、本論文の第1章第1節の通り、高権法は、高齢者の介護法制の隅々まで関係している法律であり、現在、高齢者の介護法制にかかわる唯一の法律でもある。そこで、高齢者の介護法制の重要な一部を規定する高権法について、本論文がこれまで検討されてこなかった高権法の仕組み、高権法における介護保障のあり方を明らかにしたことは、高齢者の介護法制の研究において重要な意義をもつといえよう。

第2に、本論文の第3章第3節の冒頭で示した通り、高齢者の介護法制において、介護サービスの供給体制と費用負担の仕組みを総合的に統括する実用性のある理念がいまだないという課題があった。

この点、本論文では、これまで検討されてこなかった、「方法としての養老」の仕組みを介して、高権法の主要な目的である「権益（権利）保障」を実現しようとする仕組みを明らかにした。この仕組みは、高権法全体に及ぶものであり、高権法が規定している年金、医療、介護等あらゆる社会保障に関する政策（高齢事業）にもその効力が及びえよう。そして、高権法における介護保障の性質も権利保障であった。したがって、高齢者の介護法制における唯一の法律であり、介護法制の隅々まで関係している高権法の「権利保障」の理念は、高齢者の介護法制を総合的に統括する理念の一つとなろう。

他方で、本論文の第1章第1節の高齢者の介護法制の整理によると、高権法は介護法制の主要な仕組みである5つの政策の内容である「高齢事業」全体の根拠法というよりも、「高齢事業」の一部である高齢者の権益保障の根拠法として、位置付けられているのに過ぎないようにもみえる。すなわち、現在の高齢者の介護法制は、高権法の「権利保障」の理念を介護法制の全体ではなく、その一部の理念としている可能性がある。高齢者の介護法制を分析するうえで、今後、高権法の「権利保障」の理念の位置づけをさらに検討する必要があるろう。

本論文の考察の第1の帰結の一部として、高権法における「介護保障」は、①「家族介護」

と「国・社会が担う介護」の具体的な仕組みを通じて、高齢者の介護ニーズを満たす権利を保障していることが明らかとなった。さらに、②「家族介護」は、それが有している「精神的な慰藉」の機能を介して、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たす権利を保障している。したがって、高権法の「権利保障」の理念は、高齢者の介護法制にとって、総合的な理念の一つであるのみならず、ある程度実用性のある理念であるともいえよう。

この点、「はじめに」で挙げた先行研究では、高齢者の介護システムの前提となる高齢者の介護ニーズの把握、高齢者の介護システム全体のあり方、高齢者の介護システムの構成要素である高齢者の介護サービスの供給体制、費用負担の仕組みがそれぞれ検討されてきた。しかし、これらの先行研究には、高権法の「権利保障」の理念といった具体的な権利を実現する仕組みを念頭において、介護を検討する議論（権利論的な分析）があるとはいえない。

本論文では、高齢者の介護法制において、供給体制と費用負担の仕組みを総合的に統括する実用性のある理念の欠如という課題に対して、高権法の「権利保障」の理念の位置づけ等を再検討した。とりわけ、「介護保障」の具体的な権利を実現する高権法の仕組みへの注目は、今後の介護法制の構築において一つの指針となろう。

第3に、本論文の第3章第3節の冒頭で示した通り、高齢者の介護法制において、介護サービスのあり方（供給体制）が不明確であるという課題があった。まず、高権法の家族介護の仕組みとしては、疾病の治癒にプラスの効果をもつ高齢患者への介護という療養中の家族介護義務（現行高権法第15条1項）と日常生活上の家族介護義務（現行高権法第15条2項）が設けられていることを本論文は明らかにした。このような疾病の治癒にプラスの効果重視する療養中の介護と、日常生活上の介護とを分けて規定している点は、高齢者の介護法制における介護サービスの供給体制を検討するうえで、一つの基準を提示しているといえよう。

第4に、本論文の第3章第3節の冒頭で示した通り、高齢者の介護法制において、費用負担の仕組みが不明確であるという課題があった。本論文は、高権法の国・社会が担う介護における費用負担の仕組みが、中央政府・地方政府の介護サービス費用の補填という金銭給付を中心とする介護保障業務と当該業務の具体例である地方政府の金銭給付としての介護手当で構成されていることを明確にした（現行高権法第30条）。このような中央政府と地方政府の役割分担、そして、介護手当とその他の金銭給付の仕組み（介護保険等）の関係性を法律の条文で明確に規定している点は、高齢者の介護法制にとって有益であろう。

第5に、家族と国・社会の介護に対する役割分担について、家族の介護機能の減退や介護の社会化により、高権法において家族の「介護保障」の役割は縮小・軽減し、国・社会の「介護保障」の役割は充実・拡大している。他方で「家族介護」が有している、高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」の機能を維持する点限っては、このような傾向に歯止めがかかっていることを本論文は明らかにした。このような介護保障における「精神的な慰藉」の機能を重視する考え方は、家族の介護機能の減退や介護の社会化という時代背景において、家族と国・社会の介護へのかかわり方、介護保障一般のあり方を検討する際に、重要な視点を提示しているといえよう。この点は、中国の高齢者の介護法制の構築に向けて一つの方向性を示すのみならず、日本の介護法制のあり方を検討するうえでも示唆的であろう。

また、本論文が立法府解釈を細かく分析した結果、高権法の各条文、とりわけ、社会保障制度について規定する条文が政策と密接な関係にあり、政策によって条文が制定・改正され、条文によって政策が作成・変更されているという関係を新たに示すことができた（本論文の第3章第2節）。すなわち、高齢者の介護法制の重要な一部である高権法は、スローガンにとどまるものではない。この高権法に対する再認識は、介護法制の規範化に向けて有益であり、中国の高齢者の介護法制の今後の発展にとって、重要な意義をもつといえよう。

なお、本論文では、高権法のすべてが正しいというつもりはない。強調したいのは、本論文で明らかになった高権法の仕組みや考え方が、今後の介護法制の発展、例えば、中国の28のパイロット都市で行われている介護保険の実験において示唆に富む点を示したことである。

おわりに

(1) 本論文の意義

本論文では、まず、高齢化とともに、高齢者の介護ニーズが増大している中国のおかれている状況について、中国の高齢者の介護システムの沿革に沿って、その先行研究を確認した。これによって、高齢者の介護システムを支えて、それについて規定している「高齢者の介護法制」に対する検討が不足していることを明らかにした。このような「高齢者の介護法制」のあり方を規範的にとらえるという問題意識は、習近平政権で提唱されている法治国家の理念のもとで、重要な意義をもつといえよう。

この問題意識を念頭に、高齢者の介護システムを規範化する作業の前段階に本論文を位置づけ、「高齢者の介護法制」の仕組みを整理した。この整理は、高権法と関連した国の政策との関係性を重視し、体系化を目指して試みたものであり、既存の研究より、一步踏み出したものとなったといえよう。こうした「高齢者の介護法制」の仕組みの説明は、高齢者の介護システムの規範化にとって、有意義なものとなろう。

続いて、「高齢者の介護法制」の仕組みをさらに分析するために、「高齢者の介護法制」の隅々まで関係し、介護法制における唯一の法律である高権法を分析した。高権法の先行研究を確認したところ、高権法の条文とその構造、立法の経緯、立法府の意思を詳細に分析する研究が不足していることが分かった。この点を踏まえて、法解釈の手法を参考に、条文とその構造、立法の経緯、立法府解釈を分析する形で、高権法を詳細に分析することとした。上記のような研究方法は、日本の社会保障法分野における法解釈、老人福祉法・高齢社会対策基本法等の仕組みの研究を土台としている。この研究方法は、中国の政策分野において重視されてこなかったため、今後の法政策の研究にとって、意義があるといえよう。また、政策分野では、中日間の比較法研究が少ないなか、本論文では、政策を規定している高権法を法解釈の手法で分析し、日本において紹介した。これは、将来政策分野で、中日間の比較法研究が本格的に行われるための土台作りとしての意義があう。

次に、具体的に高権法の分析を進めるなかで、今まで整理されてこなかった、高権法の重要な概念（権益、養老等）を整理し、高権法の仕組みを明らかにした。特に、「権益（権利保障）」の仕組みと高権法における「介護保障」のあり方を検討した。これらの仕組みを明らかにすることで、「高齢者の介護法制」の姿の一部を提示できた。また、この作業は、その他の高権法と関連している政策分野、例えば、社会保障政策、高齢者政策等にとっても有意

義であろう。

本論文の高権法の分析によって明らかになった考え方として、具体的な権利を実現する仕組みも考慮した「権益（権利）保障」の理念がある。とりわけ、権利保障である介護保障の仕組みにおける高齢者の孤独感、無力感、虚しさ等を克服するニーズを満たすための「精神的な慰藉」機能の重視という考え方が挙げられる。これらの考え方は、「高齢者の介護法制」またはその他の高権法と関連している政策分野にとって、示唆に富む。さらに、後者の介護保障における「精神的な慰藉」の機能の重視という高権法の考え方は、家族の介護機能の減退や介護の社会化という時代背景において、家族と国・社会の介護へのかかわり方、介護保障一般のあり方の検討において、重要な考え方を提示した。この考え方は、現在世界的に関心を集めている孤独の問題に対しても示唆を与えよう。

（２）残された課題

上記（１）に対応して、それぞれの箇所で課題が残されており、今後研究していきたい。

まず、「高齢者の介護法制」のあり方という問題意識の背後に存在する「法治国家」のあり方について本論文では分析できていない。将来中国の政策分野で本格的に高齢者の介護法制の規範化を行うとすれば欠かせない研究であろう。そして、高齢者の介護システムの先行研究、特に、パイロット都市に関する現状分析等の先行研究は詳細に検討できていない。このような分析をするならば、中国の高齢者の介護システムのあり方がさらに明らかになるであろう。これを今後の研究課題としたい。続いて、「高齢者の介護法制」の仕組みについて、本論文では、５つの高齢事業に関する国の政策を中心に、その主要な仕組みを詳細に検討した。しかし、主要な仕組みを補足する政策は詳細に分析できていない。今後は、このような主要な仕組みを補足する政策に加えて、地方政府の政策も視野に入れて整理したい。次に、高権法の分析において、本論文では、検討に至らなかった裁判例や地方の高齢者権益保障条例を含めて分析したい。そして、本論文で明らかになった高権法の仕組み・理念を具体的な政策と関連付けて分析したい。また、高権法と関連している政策分野、例えば、社会保障政策、高齢者政策等とを関連付けて分析していきたい。

上記の本論文を補足する課題とは別に、本研究テーマについては、以下の課題がある。

まず、本論文では、「美德としての養老」という道徳的な規定から「精神的な慰藉」の義務という具体的な家族の扶養義務が形となるまでの流れを検討した。これは道徳が法的な義務に至る過程である。今後、本論文が射程とした政策と高権法の議論を超えて、親孝行法

の視点からさらに家族の扶養のあり方を検討することができよう。そして、高権法を裁判規範、行為規範として考える場合の議論も残されている。続いて、親孝行という道徳の視点とは別に、家族法における扶養義務と関連して、高権法を議論する意義もある。また、高権法は高齢者という特殊なグループを保障する法律であり、同様に特殊なグループを保障する法律、例えば、障害者、児童、女性を対象とする法律との関係で議論を展開することもできよう。その他、高権法の権益（権利）保障の議論において、憲法との関係が問われる可能性や、政策との関係で議論を深める際に、行政法との関係が問われる可能性がある。これらの課題を今後研究していきたい。さらに、本論文で明らかになった高権法の仕組みや考え方を土台に、日本といった他国との比較法研究を行いたい。

以上のすべての課題に関するさらなる研究は、高権法の各条文が規定している具体的な権利義務の性質、そして、高権法を実社会でどのように運営すべきかといった根本的な課題の検討において、重要な役割を担うといえよう。

別紙一 中華人民共和国高齢者權益保障法（1996年と2012年バージョンの翻訳）

①法律の原文および②全国人民代表大会内務司法委員会内務室他（編著）『中華人民共和国高齢者權益保障法の読本』（華齡出版社、2013）317-339頁（人大内司委内務室等編著、中華人民共和国老年人權益保障法讀本[M]、北京：華齡出版社、2013：317-339.）参照

2012年法 (2012年法の条文に下線がある部分は、1996年法の条文と比較して、2012年の法改正で改正された内容である)	1996年法 (1996年法の条文は2012年法の条文に合わせており、元の条文の順序と異なることに注意する必要がある)
第一章 総則	第一章 総則
<p>第一条 高齢者の合法的な權益を保障し、<u>高齢事業</u>を發展させ、<u>中華民族の敬老、養老、助老の美德</u>を發揚させるため、憲法に基づき本法を制定する。</p>	<p>第一条 高齢者の合法的な權益を保障し、<u>高齢者事業</u>を發展させ、<u>中華民族の敬老、養老の美德</u>を發揚させるため、憲法に基づき本法を制定する。</p>
<p>第二条 本法における高齢者とは満60歳以上の公民を指す。</p>	<p>第二条 本法における高齢者とは満60歳以上の公民を指す。</p>
<p>第三条 国は高齢者が法律に基づき有する權益を保障する。</p> <p>高齢者は、国および社会から物質的な支援を受ける権利、<u>社会サービスおよび社会的優遇を享受する権利</u>、<u>社会の發展に参加し發展の成果を享受する権利</u>を有する。</p> <p>高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止する。</p>	<p>第四条 国は高齢者が法律に基づき有する權益を保障する。</p> <p>高齢者は、国および社会から物質的な支援を受ける権利、<u>社会の發展の成果を享受する権利</u>を有する。</p> <p>高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止する。</p>
<p>第四条 <u>人口高齢化への積極的な対応は国の長期的な戦略の一つである。</u></p> <p>国および社会は、<u>高齢者の權益を保障する各種の制度</u>を完備させ、高齢者の生活、健康、<u>安全</u>および社会の發展への参加を保障する条件を段階的に</p>	<p>第三条 国および社会は、高齢者に対する社会保障制度を完備させ、高齢者の生活、健康、および社会の發展への参加を保障する条件を段階的に改善し、高齢になっても養ってもらえて、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶこと</p>

<p>改善し、高齢になっても養ってもらえて、医療を受け ることができ、やることがあり、学ぶことができ、 楽しみがある状態を実現しなければならない。</p>	<p>ができ、楽しみがある状態を実現しなければならない。</p>
<p>第五条 国は多層的な社会保障システムを構築 し、高齢者に対する保障水準を段階的に向上させ る。</p> <p>国は在宅を基礎とし、社区を拠り所とし、施設 を支えとする高齢者向け社会サービスシステムを 構築、完備する。</p> <p>社会全体が高齢者を優遇するよう奨励する。</p>	
<p>第六条 政府は高齢事業を国民の経済および社 会の発展計画に取り入れ、<u>高齢事業の経費を財政予 算に組み込み、安定的な経費保障体制を構築すると ともに、社会各主体からの投入を奨励し、高齢事業 を経済、社会と調和的に発展させなければならない い。</u></p> <p><u>国務院は国の高齢事業の発展計画を制定する。 県以上の地方政府は国の高齢事業の発展計画に基 づき、当該行政区域の高齢事業の発展計画および年 度計画を制定する。</u></p> <p><u>県以上の政府における高齢業務の担当機関は、 関連部門が高齢者権益保障業務を良好に行うよう、 それらを組織、調整、指導、督促する責任を負う。</u></p>	<p>第五条 政府は高齢事業を国民の経済およ び社会の発展計画に取り入れ、段階的に高齢者事 業への投入を増加するとともに、社会各主体から の投入を奨励し、高齢者事業を経済、社会と調和 的に発展させなければならない。</p> <p>国務院および省、自治区、直轄市の政府は組 織面で措置を取り、関連部門と協力して高齢者権 益保障業務を良好に行う。具体的な機関は国務院 および省、自治区、直轄市の政府が決定する。</p>
<p>第七条 高齢者の合法的な権益を保障すること は社会全体の共同責任である。</p> <p>国家機関、社会团体、企業・事業<u>ユニットおよ びその他の組織は各自の職責に従い、高齢者権益保 障業務を良好に行わなければならない。</u></p> <p>民間自治組織および法に基づき設立された高</p>	<p>第六条 高齢者の合法的な権益を保障するこ とは社会全体の共同責任である。</p> <p>国家機関、社会团体、企業・事業組織は各自 の職責に従い、高齢者の権益を保障する業務を良 好に行わなければならない。</p> <p>居民委員会、村民委員会および法に基づき設</p>

<p>齢者組織は高齢者の要求を反映し、高齢者の合法的な權益を擁護し、高齢者に尽くさなければならない。</p> <p>無償で高齢者に尽くすことを促進、<u>奨励</u>する。</p>	<p>立された高齢者組織は高齢者の要求を反映し、高齢者の合法的な權益を擁護し、高齢者に尽くさなければならない。</p> <p>第七條三項 無償で高齢者に尽くすことを促進する。</p>
<p><u>第八條 国は人口高齢化の状況に関する教育を行い、社会全体が積極的に人口高齢化に対応する意識を向上する。</u></p> <p>社会全体は敬老、養老、<u>助老</u>の宣伝、教育の活動を広範に行い、高齢者を尊重、気遣い、支援する社会的風潮を確立しなければならない。</p> <p>青少年組織、学校および幼稚園は青少年および児童に対して敬老、養老、<u>助老</u>の道徳的教育および高齢者の合法的な權益に関する法の知識の教育を行わなければならない。</p> <p>ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、<u>インターネット</u>等は高齢者の生活を反映し、高齢者の合法的な權益を擁護する宣伝を行い、高齢者に尽くさなければならない。</p>	<p>第七條 社会全体は敬老、養老の宣伝、教育の活動を広範に行い、高齢者を尊重し、気遣い、支援する社会的風潮を確立しなければならない。</p> <p>青少年組織、学校および幼稚園は青少年および児童に対して敬老、養老の道徳的教育および高齢者の合法的な權益に関する法の知識の教育を行わなければならない。</p> <p>第三十八條 ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌等は高齢者の生活を反映し、高齢者の合法的な權益を擁護する宣伝を行い、高齢者に尽くさなければならない。</p>
<p>第九條 国は高齢科学研究を支援し、高齢者の状況を統計、調査および公開する制度を構築する。</p>	
<p>第十條 政府および<u>関連部門</u>は高齢者の合法的權益の擁護および敬老、養老、<u>助老</u>の成績が優れた組織、家庭又は個人に対し、<u>社会の発展を参加し際立った貢献を行った高齢者に対し、国の関連規定に従い表彰もしくは報奨する。</u></p>	<p>第八條 政府は高齢者の合法的權益の擁護および敬老、高齢者扶養の成績が優れた組織、家庭又は個人に対し表彰もしくは報奨する。</p>
<p>第十一條 高齢者は法を遵守し、法律で規定された義務を履行しなければならない。</p>	<p>第九條 高齢者は法を遵守し、法律で規定された義務を履行しなければならない。</p>
<p>第十二條 毎年陰暦の9月9日を高齢者節とす</p>	

る。	
第二章 家族扶養	第二章 家族扶養
第十三条 高齢者の養老は <u>居宅を基礎とし</u> 、家族の構成員は高齢者を <u>尊重</u> し、気遣いおよび世話をしなければならない。	第十条 高齢者の養老は主に家族に頼り、家族の構成員は高齢者に対して、気遣いおよび世話をしなければならない。
第十四条 扶養義務者は高齢者に対する経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰藉の義務を履行し、高齢者の特殊なニーズに対して考慮しなければならない。 扶養義務者とは高齢者の子およびその他の法に基づき扶養義務のある者を指す。 扶養義務者の配偶者は扶養義務者が扶養義務を履行することに協力しなければならない。	第十一条 扶養義務者は高齢者に対する経済的な扶養、生活面の世話および精神的な慰謝の義務を履行し、高齢者の特殊なニーズに対して考慮しなければならない。 扶養義務者とは高齢者の子およびその他の法に基づき扶養義務のある者を指す。 扶養義務者の配偶者は扶養義務者が扶養義務を履行することに協力しなければならない。
第十五条 扶養義務者は疾病を患う高齢者が <u>タイムリーに治療および護理を受けられるようにしなければならない</u> 。 <u>経済的に困難な高齢者に対して</u> 、医療費を提供しなければならない。 <u>自立的な生活のできない高齢者に対して、扶養義務者は世話をする責任を担わなければならない</u> 。 <u>自ら世話ができない場合、高齢者の希望に従い、他人もしくは高齢者向け施設等に世話を委託することができる</u> 。	第十二条 扶養義務者は疾病を患う高齢者に対して、医療費および護理を提供しなければならない。
第十六条 扶養義務者は高齢者の住居を適切に手配しなければならないが、高齢者を条件が劣悪な住居に強制的に <u>居住もしくは転居</u> させてはならない。 高齢者が所有又は賃貸している住居は、子又はその他の親族が横領してはならず、勝手に所有権関係又は賃貸関係を変更してはならない。 高齢者が所有する住居に対して、扶養義務者は	第十三条 扶養義務者は高齢者の住居を適切に手配しなければならないが、高齢者を条件が劣悪な住居に強制的に転居させてはならない。 高齢者が所有又は賃貸している住居は、子又はその他の親族が横領してはならず、勝手に所有権関係又は賃貸関係を変更してはならない。 高齢者が所有する住居に対して、扶養義務者は

<p>修繕の義務がある。</p>	<p>は修繕の義務がある。</p>
<p>第十七条 扶養義務者は高齢者が請け負った田畑を耕作又は他人に耕作を依頼し、高齢者の森林および家畜を世話・管理し、又は他人に世話・管理を依頼する等の義務を有する。収益は高齢者の所有となる。</p>	<p>第十四条 扶養義務者は高齢者が請け負った田畑を耕作し、高齢者の森林および家畜を世話・管理する等の義務を有する。収益は高齢者の所有となる。</p>
<p>第十八条 家族の構成員は高齢者の精神的なニーズに配慮しなければならず、高齢者を無視したり冷遇したりしてはならない。</p> <p>高齢者と別居する家族の構成員は、高齢者を頻りに訪問又は連絡しなければならない。</p> <p>雇用ユニットは国の関連規定に従い、扶養義務者が親族を訪問する休暇の権利を保障しなければならない。</p>	
<p>第十九条 扶養義務者は相続権の放棄又はその他の理由により扶養義務の履行を拒否してはならない。</p> <p>扶養義務者が扶養義務を履行しない場合、高齢者は扶養義務者に扶養費の給付等を要求する権利を有する。</p> <p>扶養義務者は高齢者に対して、その負担能力を超えた労働を要求してはならない。</p>	<p>第十五条 扶養義務者は相続権の放棄又はその他の理由により扶養義務の履行を拒否してはならない。</p> <p>扶養義務者が扶養義務を履行しない場合、高齢者は扶養義務者に扶養費の給付等を要求する権利を有する。</p> <p>扶養義務者は高齢者に対して、その負担能力を超えた労働を要求してはならない。</p>
<p>第二十条 <u>高齢者の同意を得た上で</u>、扶養義務者間で扶養義務の履行に関する協議を締結することができる。<u>当該扶養の協議の内容は法律および高齢者の意向に違反してはならない。</u></p> <p>民間自治組織、高齢者組織、又は扶養義務者が</p>	<p>第十七条 扶養義務者間で扶養義務の履行に関する協議を締結することができると同時に高齢者の同意を得る必要がある。居民委員会、村民委員会又は扶養義務者が所属する組織は扶養の協議の履行を監督する。</p>

<p>所属する<u>ユニット</u>は扶養の協議の履行を監督する。</p>	
<p>第二十一条 高齢者の婚姻の自由は法的に保護される。子又はその他の親族は高齢者の離婚、再婚および婚姻後の生活に干渉してはならない。</p> <p>扶養義務者の扶養義務は高齢者の婚姻関係の変化により消滅するものではない。</p>	<p>第十八条 高齢者の婚姻の自由は法的に保護される。子又はその他の親族は高齢者の離婚、再婚および婚姻後の生活を干渉してはならない。</p> <p>扶養義務者の扶養義務は高齢者の婚姻関係の変化により消滅するものではない。</p>
<p>第二十二条 高齢者は個人の財産に対して、法に基づき<u>占有、使用、収益および処分する権利を有し、子又はその他の親族は干渉してはならないし、窃盗、詐取、強要等の方法で高齢者の財産の<u>権益を侵害してはならない。</u></u></p> <p>高齢者は法に基づき父母、配偶者、子又はその他の親族の遺産を相続する権利を有し、贈与を受ける権利を有する。<u>子又はその他の親族は高齢者が相続又は贈与を受けた財産を横領、強奪、移譲、隠匿又は毀損してはならない。</u></p> <p><u>高齢者が遺言で財産を処分する場合、法に基づき高齢の配偶者に必要な割合を保留しなければならない。</u></p>	<p>第十九条 高齢者は個人の財産を法に基づき処分する権利を有し、子又はその他の親族は干渉してはならないし、窃盗、詐取、強要等の方法で高齢者の財産の権益を侵害してはならない。</p> <p>高齢者は法に基づき父母、配偶者、子又はその他の親族の遺産を相続する権利を有し、贈与を受ける権利を有する。</p>
<p>第二十三条 高齢者とその配偶者は互いに扶養する義務を有する。</p> <p>兄、姉の扶養を受けた弟、妹が成人になった後、負担能力がある場合、高齢で扶養義務者のいない兄、姉を扶養する義務がある。</p>	<p>第十六条 高齢者とその配偶者は互いに扶養する義務を有する。</p> <p>兄、姉の扶養を受けた弟、妹が成人になった後、負担能力がある場合、高齢で扶養義務者のいない兄、姉を扶養する義務がある。</p>
<p>第二十四条 扶養義務者が扶養義務を履行しない場合、民間自治組織、高齢者組織又は扶養義務者の所属のユニットはその履行を督促しなければな</p>	

らない。	
第二十五条 高齢者に対する家庭内暴力を禁止する。	
<p>第二十六条 完全な民事行為能力のある高齢者は、近親族又はその他自分と密接な関係にあり、後見の責任を負う意志のある個人、組織のうちで、交渉して自分の後見人を確定することができる。後見人は高齢者が民事行為能力を喪失又は一部喪失したとき、法に基づき後見の責任を負う。</p> <p>高齢者が事前に後見人を確定せずに、民事行為能力を喪失又は一部喪失したときは、関連の法律の規定に従い、後見人を確定する。</p>	
第二十七条 国は、家族扶養を支援する政策を設立・完備し、家族の構成員と高齢者が同居又は近居することを奨励し、高齢者が配偶者又は扶養義務者と共に転居するために条件を整え、家族の構成員が高齢者の世話をするための支援を提供する。	
第三章 社会保障	第三章 社会保障
第二十八条 国は、 <u>基本的な年金制度を通じて</u> 、高齢者の基本的な生活を保障する。	第二十条 国は、年金制度を構築し、高齢者の基本的な生活を保障する。
<p>第二十九条 国は、<u>基本的な医療保険制度を通じて</u>、高齢者の基本的な医療ニーズを保障する。<u>最低生活保障を受けている高齢者および条件を満たした低収入の家庭にある高齢者が、新型農村合作医療および都市住民基本医療保険に参加するための個人納付費用は政府が補助する。</u></p> <p>関連部門は医療保険に関する通達を制定する場合、高齢者に対して配慮しなければならない。</p>	<p>第二十五条 国は、各種の医療保険制度を構築し、高齢者の基本的な医療ニーズを保障する。</p> <p>関連部門は医療保険に関する通達を制定する場合、高齢者に対して配慮しなければならない。</p> <p>高齢者の法に基づいて享有する医療の待遇を保障しなければならない。</p>

<p>第三十条 国は、段階的に介護保障業務を展開し、高齢者の介護ニーズを保障する。</p> <p>自立的な生活が長期的にできず、経済的に困難な高齢者に対して、地方政府はその自立能力喪失の程度等の状況に基づき介護手当を支給しなければならない。</p>	
<p>第三十一条 <u>国は、経済的に困難な高齢者に基本的な生活、医療、住居又はその他の救助を提供する。</u></p> <p><u>高齢者は労働能力がなく、生計を立てるすべがなく、扶養義務者がなく又はその扶養義務者が確かに扶養能力がない場合、地方政府が関連規定に従い養い又は救助を与える。</u></p> <p><u>ホームレス・物乞い、遺棄された等生活のすべがない高齢者に対して、地方政府が関連規定に従い救助を与える。</u></p>	<p>第二十三条 都市部の高齢者は労働能力がなく、生計を立てるすべがなく、扶養義務者がいない、又はその扶養義務者が確かに扶養能力がない場合、現地の政府が救済を与える。</p> <p>農村部の高齢者は労働能力がなく、生計を立てるすべがなく、扶養義務者がいない、又はその扶養義務者が確かに扶養能力がない場合、農村の集団経済組織が食・衣・住・医療・葬式を保障する五保という養いを負担し、郷、民族郷、鎮の政府がその実施を担当する。</p>
	<p>第二十六条 高齢者が疾病を罹患し、本人および扶養義務者が確かに医療費を支払う能力がない場合、現地の政府は状況に応じて部分的に支援することができると共に、社会からの救助を奨励することができる。</p>
<p>第三十二条 <u>地方政府は、安価な賃貸住宅、公共賃貸住宅等の住宅保障制度又は危うい・古い建物の改築を行うとき、条件を満たした高齢者を優先的に配慮しなければならない。</u></p>	<p>第二十九条 高齢者の所属する組織は住宅を分配、調整又は販売する場合、実情および関連基準に基づき、高齢者のニーズを配慮しなければならない。</p>
<p>第三十三条 <u>国は、高齢者の福祉制度を構築、完備し、経済・社会の発展の水準および高齢者の実際のニーズに基づき、高齢者の社会福祉を増加させる。</u></p>	<p>第二十一条 農村部は状況に応じて年金制度を構築する他、条件を整えた場合、請負いのない集団所有の土地、山林、水面、浜辺等の一部を高齢者向け事業の基地とし、その収益を高齢者が晩</p>

<p><u>国は、地方が満 80 歳以上の低収入の高齢者に対して高齢手当の制度を構築することを奨励する。</u></p> <p><u>国は、一人子政策の家庭の高齢者支援制度を構築、完備する。</u></p> <p>農村部は<u>請負いのない集団所有の土地、山林、水面、浜辺等の一部を高齢者向け事業の基地とし、その収益を高齢者が晩年を過ごすことにあてること</u>ができる。</p>	<p>年を過ごすことにあてることができる。</p>
<p>第三十四条 高齢者が法に基づき享受している年金、<u>医療の水準</u>およびその他の水準は保障されなければならない、<u>関連機関は期限通りに規定の額を支払わなければならない、上前を撥ね、延滞又は流用をしてはならない。</u></p> <p>国は、<u>経済の発展および従業員の平均賃金の増加並びに物価の上昇等の状況に基づき、適時に高齢者に対する保障の水準を向上させる。</u></p>	<p>第二十一条 高齢者が法に基づき享受している年金およびその他の待遇は保障されなければならない。関連組織は期限通りに規定額の年金を支払わなければならない、理由なく延滞又は流用をしてはならない。</p> <p>国は、<u>経済の発展、人民生活水準の向上および従業員の賃金の増加の状況に基づき、年金給付を増加させる。</u></p>
<p>第三十五条 国は、<u>慈善組織およびその他の組織並びに個人が高齢者に物質的な支援を提供することを奨励する。</u></p>	
<p>第三十六条 <u>高齢者は、集団経済組織、民間自治組織、高齢者向け施設等の組織又は個人と遺贈扶養の協議又はその他の扶助の協議を結ぶことができる。</u></p> <p><u>扶養義務のある組織又は個人は、遺贈扶養の協議に従い、当該高齢者の生前の扶養および逝去時の葬儀の義務を負い、遺産贈与を受ける権利を有する。</u></p>	<p>第二十四条 国民又は組織が高齢者と扶養の協議又はその他の扶助の協議を結ぶことを奨励する。</p>
<p>第四章 社会サービス</p>	

<p>第三十七条 地方政府および関連部門は、都市・農村の社区における高齢者向けサービスを発展させ、専門サービス施設及びその他の組織や個人が在宅の高齢者のために生活の世話、緊急援助、医療看護、精神的な慰藉、カウンセリング等多様なサービスを提供することを奨励、支援しなければならない。</p> <p>経済的に困難な高齢者に対して、地方政府は段階的に高齢者向けサービスに対する補助金を支給しなければならない。</p>	
<p>第三十八条 <u>地方政府および関連部門並びに民間自治組織は、高齢者向けサービス施設を都市・農村の社区に合わせる施設建設計画に取り入れ、高齢者のニーズに適応できる生活サービス、文化・体育活動、<u>デイケア</u>、疾病の看護・リハビリ等のサービス施設およびネットワーク拠点を構築し、より近く高齢者にサービスを提供しなければならない。</u></p> <p>近隣間における相互の伝統を発揚し、近隣間での気遣い、困難のある高齢者の支援を奨励する。</p> <p><u>慈善組織、ボランティアが高齢者に尽くすことを奨励する。高齢者の互助を奨励する。</u></p>	<p>第三十五条 社区サービスを発展させ、高齢者のニーズに適応できる生活サービス、文化・体育活動、疾病の看護・リハビリ等のサービス施設およびネットワーク拠点を段階的に構築する。</p> <p>近隣間における相互の伝統を発揚し、近隣間での気遣い、困難のある高齢者の支援を奨励する。</p> <p>社会ボランティアが高齢者に尽くすことを奨励および支援する。</p>
<p>第三十九条 政府は<u>経済発展の水準および高齢者のサービスのニーズに基づき、高齢者向けサービスへの投入を徐々に増加</u>しなければならない。</p> <p><u>政府および関連部門は、財政、税務、土地、融資等の方面から、企業・事業ユニット、社会組織又は個人が高齢者向け、高齢者の<u>デイケア</u>、高齢者の文化・体育活動等の施設を設立、<u>運営</u>することを奨励、支援する。</u></p>	<p>第三十三条 国は社会組織又は個人が高齢者向け福利院、敬老院、高齢者マンション、高齢者むけ医療・リハビリセンターおよび高齢者向け文化・体育活動場等の施設を設立することを奨励、支援する。</p> <p>地方政府は当地の経済発展の水準に基づき、高齢者の福祉事業への投入を徐々に増加し、高齢者向け福祉施設を設立しなければならない。</p>

<p>第四十条 地方政府および関連部門は高齢人口の比率および分布状況に基づき、高齢者向けサービス施設の建設を都市・農村計画および土地利用総合計画に組み入れ、高齢者向けサービス施設の建設用地および必要な物資を総合的に計画しなければならない。</p> <p>非営利の高齢者向けサービス施設の用地は、法に基づき国有の割当の土地又は農民集団所有の土地を使用できる。</p> <p>高齢者向けサービス施設の用地は、法定の手続きを経ずに用途を変更してはならない。</p>	
<p>第四十一条 政府が投資して設立された高齢者向け施設は、一人暮らし、能力喪失、高年齢等の経済的に困難な高齢者のサービスのニーズを優先的に保障しなければならない。</p>	
<p>第四十二条 国務院の関連部門は高齢者向けサービス施設の建設、高齢者向けサービスの質、高齢者向けサービスに関する職業等の基準を制定し、高齢者向け施設の分類管理および高齢者向けサービスの評価制度を構築・完備する。</p> <p>政府は高齢者向けサービスの料金徴収項目および基準を規範化し、監督および管理を強化しなければならない。</p>	
<p>第四十三条 高齢者向け施設の設立は、以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>(一) 自らの名称、住所、規約を有する。</p> <p>(二) サービスの内容および規模に対応できる資金を有する。</p> <p>(三) 関連の資格条件を満たす管理人員、専門技術</p>	

<p>人員およびサービス人員を有する。</p> <p>(四) 基本的な生活用住居、施設設備、活動場所を有する。</p> <p>(五) 法律、法規で規定されるその他の条件。</p>	
<p>第四十四条 高齢者向け施設の設定は、県以上の政府の民政部門に行政許可を申請しなければならない。許可を得たものは、法に基づき対応する登記を行う。</p> <p>県以上の政府の民政部門は高齢者向け施設の指導、監督および管理を担当し、その他の関連部門は職責の分業に従い高齢者向け施設の監督を実施する。</p>	
<p>第四十五条 高齢者向け施設を変更又は終了する場合、入居する高齢者の善後処置を適切に行い、並びに規定に従い関連部門で手続きを行わなければならない。関連部門は高齢者向け施設が高齢者の適切な善後処置を行うための支援を提供しなければならない。</p>	
<p>第四十六条 国は高齢者向けサービスの人材育成、使用、評価および促進の制度を構築・完備し、法律に基づき雇用を規範化し、従業員の労働報酬の合理的な増加を促進し、専業、兼業およびボランティアからなされた高齢者向けサービスの人材層を発展させる。</p> <p>国は高等学校、中等職業学校および職業訓練機関が関連の専攻又は訓練項目を設置し、高齢者向けサービスの専門的人材を育成することを奨励する。</p>	

<p>第四十七条 高齢者向け施設は、サービスを受ける高齢者又はその代理人とサービス契約を結び、双方の権利、義務を明確にしなければならない。</p> <p>高齢者向け施設及びその職員は、どのような方式でも高齢者の権益を侵害してはならない。</p>	
<p>第四十八条 国は、高齢者向け施設が賠償責任保険に加入するのを奨励し、保険企業が賠償責任保険を提供することを奨励する。</p>	
<p>第四十九条 政府および関連部門は、高齢者の医療衛生サービスを都市・農村医療衛生サービス計画に組み込み、高齢者の健康管理と一般的な疾病の予防等を国の基本公共衛生サービスプロジェクトに組み込まなければならない。高齢者に対する保健、看護、終末期ケア等のサービスの提供を奨励する。</p> <p>国は医療機関が加齢に伴う疾病を対象とする専門科又は診療所を開設することを奨励する。</p> <p>医療衛生機関は高齢者の健康サービス並びに疾病の予防及び治療の業務を実施しなければならない。</p>	
<p>第五十条 国は、<u>高齢医学の研究および人材育成を強化し、加齢に伴う病気の予防、治療、科学研究の水準を引き上げ、加齢に伴う病気の早期発見、診断および治療を促進する。</u></p> <p><u>国および社会は、多種類の健康教育を実施し、高齢者の保健知識を普及させ、高齢者の自主的な保健意識を強化する。</u></p>	<p>第二十八条 国は、高齢者医学の研究および人材育成を強化し、加齢に伴う病気の予防、治療、科学研究の水準を引き上げる。</p> <p>多種類の健康教育を実施し、高齢者の保健知識を普及させ、高齢者の自主的な保健意識を強化する。</p>
<p>第五十一条 <u>国は、高齢産業を発展させ、高齢産業を国の支援業界リストに組み込む。企業が高齢</u></p>	<p>第三十四条 政府は企業が高齢者の生活用品を開発、生産、経営し、高齢者のニーズに適応す</p>

<p>者のニーズに<u>適応できる商品</u>を開発、生産、経営し、<u>関連のサービスを提供するよう支援および導くこと</u>を行う。</p>	<p>るよう導かなければならない。</p>
<p>第五章 社会的優遇</p>	
<p>第五十二条 県以上の政府及びその関連部門は、<u>経済・社会の発展の状況および高齢者の特殊なニーズに基づき、高齢者を優遇する方法を制定し、優遇の水準を徐々に引き上げる。</u></p> <p>当該行政区域内に常住する他の戸籍の高齢者に同等の優遇を与える。</p>	
<p>第五十三条 政府および関連部門は高齢者がタイムリーかつ簡便に年金を受領し、医療費を精算し、その他の物的・経済的な支援を享受することに対して、条件を整えなければならない。</p>	
<p>第五十四条 政府および関連部門は、不動産所有権の帰属関係の変更、戸籍の移動等高齢者の權益に係る重大な事柄を取り扱う際、当該事柄が高齢者の本当の意志表示であるか否かについて問い合わせを行い、同時に法に基づき優先的に取扱わなければならない。</p>	
<p>第五十五条 高齢者はその合法的な權益が侵害されたため起訴する際に訴訟費用の支払いに確かに困難がある場合、支払いの延期、減額又は免除を行うことができる。弁護士の支援が必要であり、その費用を負担する能力がない場合、法的な支援を得ることができる。</p> <p><u>弁護士事務所、公証所、基層法律サービス所およびその他法律サービス機関が経済的に困難な高齢者に無償又は割引されたサービスを提供するこ</u></p>	<p>第三十九条 高齢者とその合法的な權益が侵害されたため起訴する際に訴訟費用の支払いに確かに困難がある場合、支払いの延期、減額又は免除を行うことができる。弁護士の支援が必要であり、その費用を負担する能力がない場合、法的な支援を得ることができる。</p>

<p><u>とを奨励する。</u></p>	
<p>第五十六条 医療機関は高齢者の医療へのアクセスに便宜を提供し、高齢者の医療へのアクセスを優先しなければならない。条件の整った地方では高齢者に対して家族病床を設立し、<u>巡回医療、看護、リハビリ、無償の健康診断等のサービスを行うことができる。</u></p> <p>高齢者に対して無償の診療を奨励する。</p>	<p>第二十七条 医療機関は高齢者の医療へのアクセスに便宜を提供し、満70歳以上の高齢者の医療へのアクセスを優先しなければならない。条件の整った地方では高齢者に対して家庭病床を設立し、巡回医療等のサービスを行うことができる。</p> <p>高齢者に対して無償の診療を奨励する。</p>
<p>第五十七条 <u>高齢者の日常生活と密切に関連するサービス業界が、高齢者に対して優先的に割引されたサービスを提供することを奨励する。</u></p> <p><u>都市の公共交通、道路、鉄道、水路および航空旅客運送では、高齢者に対して優遇および考慮をしなければならない。</u></p>	<p>第三十六条 地方政府は現地の状況に応じて、見学、観光、公共交通機関の利用等においては、高齢者を優遇および考慮することができる。</p>
<p>第五十八条 博物館、美術館、科学技術館、記念館、公共図書館、文化館、映画館、体育場・体育館、公園、観光地等の場所は、高齢者を無料又は割引された価格で入場させなければならない。</p>	
<p>第五十九条 農村の高齢者は、<u>公益事業のための労働徴集の義務を負わない。</u></p>	<p>第三十七条 農村の高齢者は、<u>義務工および労働蓄積工の義務を負わない。</u></p>
<p>第六章 快適な居住環境</p>	
<p>第六十条 国は、快適な居住環境の構築を推進し、高齢者に安全、便利および快適な環境を提供する。</p>	
<p>第六十一条 政府は、都市・農村計画の制定時に、人口高齢化の進展、高齢者人口の分布および高齢者の特徴に基づき、高齢者に適した公共インフラ、生活サービス施設、医療衛生施設および文化・体育施設の建設を総合的に検討しなければならない</p>	

<p>い。</p>	
<p>第六十二条 国は、高齢者に関連する工事建設基準システムを制定、改善し、計画、設計、施工、監理、検収、運用、メンテナンス、管理等の段階で関連基準の実施および監督を強化する。</p>	
<p>第六十三条 <u>国は、バリアフリー施設の工事建設基準を制定する。道路、公共交通施設、建築物、居住区等の新設、改修および拡張は、国のバリアフリー施設工事建設基準に合致しなければならない。</u></p> <p><u>政府および関連部門は、国のバリアフリー施設工事建設基準に従い、高齢者の日常生活と密切に関連する公共サービス施設の改修を優先的に推進しなければならない。</u></p> <p><u>バリアフリー施設の所有者および管理人はバリアフリー施設が正常に利用されることを保障しなければならない。</u></p>	<p>第三十条 都市のインフラ、居住区および住宅を新設又は改修する場合、高齢者の特別なニーズを考慮し、高齢者の生活および活動に適應できる施設を建設しなければならない。</p>
<p>第六十四条 国は、高齢者向けの快適な居住する社区の建設を推進し、高齢者向けの快適な居住住宅の開発を導き、支え、高齢者の家庭において、バリアフリー施設の改修を推進および支援し、高齢者のためにバリアフリーな居住環境を創出する。</p>	
<p>第七章 社会発展への参加</p>	<p>第四章 社会発展への参加</p>
<p>第六十五条 国および社会は、高齢者の知識、技能、経験および優れた品徳を重視かつ大切にし、高齢者の長所および役割を發揮し、<u>高齢者の経済、政治、文化および社会生活への参加を保障</u>しなければならない。</p>	<p>第四十条 国および社会は、高齢者の知識、技能および革命、建設の経験を重視かつ大切にし、彼らの優れた品徳を尊重し、高齢者の長所および役割を發揮しなければならない。</p>
<p>第六十六条 高齢者は高齢者組織を通じて、心身の健康に有益な活動を実施することができる。</p>	

<p>第六十七条 法律、法規、行政規則および公共政策の作成において、高齢者の権益と関連する重大な問題と係わる場合、高齢者および高齢者組織の意見を聞かなければならない。</p> <p>高齢者および高齢者組織は、国家機関に対して高齢者の権益保障、高齢者をめぐる事業の発展等に関する意見および建議を提出する権利を有する。</p>	
<p>第六十八条 国は高齢者が<u>社会の発展</u>に参加する条件を創出する。社会のニーズおよびキャパシティーに応じて、高齢者が自発的および能力を図って、以下の活動に従事することを奨励する。</p> <p>(一) 青少年および児童に対する社会主義、愛国主義、集団主義および苦難に負けずに奮闘すること等の優れた伝統の教育。</p> <p>(二) 文化および科学技術の知識の伝授。</p> <p>(三) コンサルティングサービスの提供。</p> <p>(四) 法律に基づく科学技術の開発および利用への参加。</p> <p>(五) 法律に基づく経営および生産活動への従事。</p> <p>(六) <u>ボランティアサービスへの参加</u>、社会公益事業の行い。</p> <p>(七) 社会治安の維持への参加、民間紛争の調停への協力。</p> <p>(八) その他の社会活動への参加。</p>	<p>第四十一条 国は高齢者が社会主義物質文明および精神文明の建設に参加する条件を創出する。社会のニーズおよびキャパシティーに応じて、高齢者が自発的および能力を図って、以下の活動に従事することを奨励する。</p> <p>(一) 青少年および児童に対する社会主義、愛国主義、集団主義および苦難に負けずに奮闘すること等の優れた伝統の教育。</p> <p>(二) 文化および科学技術の知識の伝授。</p> <p>(三) コンサルティングサービスの提供。</p> <p>(四) 法律に基づく科学技術の開発および利用への参加。</p> <p>(五) 法律に基づく経営および生産活動への従事。</p> <p>(六) 社会公益事業の行い。</p> <p>(七) 社会治安の維持への参加、民間紛争の調停への協力。</p> <p>(八) その他の社会活動への参加。</p>
<p>第六十九条 高齢者の労働による合法的な収入は法的に守られている。</p> <p>いかなるユニットおよび個人も高齢者をその心身の健康に危害を与える労働又は危険な作業に従事させてはならない。</p>	<p>第四十二条 高齢者の労働による合法的な収入は法的に守られている。</p>

<p>第七十条 高齢者は継続して教育を受ける権利を有する。</p> <p>国は高齢者の教育を発展させ、<u>高齢者向け教育を終身教育システムに取り入れ、社会が各種の高齢者向け学校を良好に設立経営することを奨励する。</u></p> <p>政府は高齢者向け教育に対して統括を強化し、<u>統一的に計画し、投入を拡大しなければならない。</u></p>	<p>第三十一条 高齢者は継続して教育を受ける権利を有する。</p> <p>国は高齢者の教育を発展させ、社会が各種の高齢者学校を良好に設立経営することを奨励する。</p> <p>政府は高齢者教育に対して統括を強化し、<u>統一的に計画しなければならない。</u></p>
<p>第七十一条 国および社会は、高齢者に適した大衆的な文化、体育、娯楽活動を行い、高齢者の精神的、文化的な生活を豊かにする。</p>	<p>第三十二条 国および社会は、高齢者に適した大衆的な文化、体育、娯楽活動を行い、高齢者の精神的、文化的な生活を豊かにする。</p>
<p>第八章 法的責任</p>	<p>第五章 法的責任</p>
<p>第七十二条 高齢者の合法的な権益が侵害された場合、被害者又はその代理人は関連部門に処理を要求、又は法律に基づき裁判所に提訴する権利を有する。</p> <p>裁判所と関連部門は、高齢者の合法的な権益の侵害に対する不服申し立て、告発、検挙について、<u>法律に基づき速やかに受理しなければならない、責任逃れ、遅延をしてはならない。</u></p>	<p>第四十三条 高齢者の合法的な権益が侵害された場合、被害者又はその代理人は関連部門に処理を要求、又は法律に基づき裁判所に提訴する権利を有する。</p> <p>裁判所と関連部門は、高齢者の合法的な権益の侵害に対する不服申し立て、告発、検挙について、<u>法律に基づき速やかに受理しなければならない、責任逃れ、遅延をしてはならない。</u></p>
<p>第七十三条 高齢者の合法的な権益を保護する職責を履行しない部門又は組織に対して、その上位所轄部門は批判、教育を行い、改めを命じなければならない。</p> <p>国の公務に従事する者が法律に違反し又は職責を果たさず、それにより高齢者の合法的な権益が損なわれた場合、その所属<u>ユニット</u>もしくは上位機関が改めを命ずる、又は<u>法に基づき不利益処分</u>を与える。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追究する。</p>	<p>第四十四条 高齢者の合法的な権益を保護する職責を履行しない部門又は組織に対して、その上位所轄部門は批判、教育を行い、改めを命じなければならない。</p> <p>国の公務に従事する者が法律に違反し又は職責を果たさず、それにより高齢者の合法的な権益が損なわれた場合、その所属組織もしくは上位機関が改めを命ずる、又は行政処分を与える。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追究する。</p>

<p>第七十四条 高齢者は家族の構成員と扶養又は住宅、財産等で紛争を起こした場合、<u>人民調解委員会</u>もしくは<u>その他の関連組織に調停を申請することができ、または直接裁判所に提訴することもできる。</u></p> <p><u>人民調解委員会又はその他の関連組織は前項の紛争調停の際に、説得、誘導等の方法を通じて問題および紛争の解決を図らなければならない。</u>過失のあった家族の構成員に対しては、批判、教育を行わなければならない。</p> <p>裁判所は高齢者の扶養費払の遡及適用の請求に対して、法律に基づき裁定し、判決確定の前に執行することができる。</p>	<p>第四十五条 高齢者は家族の構成員と扶養又は住宅、財産等で紛争を起こした場合、家族の構成員の所属する組織又は居民委員会もしくは村民委員会に調停を要求することができ、または直接裁判所に提訴することもできる。</p> <p>前項の紛争調停の際に、過失のあった家族の構成員に対しては、批判、教育を行わなければならない。</p> <p>裁判所は高齢者の扶養費払の遡及適用の請求に対して、法律に基づき裁定し、判決確定の前に執行することができる。</p>
<p>第七十五条 高齢者の婚姻の自由に干渉し、高齢者に対する扶養義務を負いながら扶養を拒絶し、<u>高齢者を虐待もしくは高齢者に家庭内暴力をふるまう場合、関連ユニットが批判、教育を行う。治安</u><u>管理に違反する行為に至る場合、法に基づき治安</u><u>管理の罰を与える。</u>犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第四十七条 高齢者の婚姻の自由に干渉し、高齢者に対する扶養義務を負いながら扶養を拒絶し、<u>経緯が重大であり、犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</u></p>
<p>第七十六条 家族の構成員が高齢者の財産を窃盗、詐取、強奪、<u>横領、脅迫して取得、故意に毀損</u><u>し、治安管理に違反する行為に至る場合、法に基づき治安</u><u>管理の罰を与える。</u>犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第四十八条 家族の構成員が高齢者の財産を窃盗、詐取、強奪、脅迫して取得、故意に損ない、<u>経緯が比較的軽い場合、治安</u><u>管理の罰則に関する条例の関連規定に従い罰する。</u>犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第七十七条 <u>高齢者を侮辱、誹謗し、治安</u><u>管理に違反する行為に至る場合、法に基づき治安</u><u>管理の罰を与える。</u>犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>第四十六条 暴力もしくはその他の方法で公然として高齢者を侮辱し、<u>事実を偽って高齢者を</u><u>誹謗し、又は高齢者を虐待し、経緯が比較的軽い場合、治安</u><u>管理の罰則に関する条例の関連規定</u></p>

	に従い罰する。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。
第七十八条 許可を経ずに高齢者向け施設を設立した場合、県以上の政府の民政部門が改めを命じる。法律、法規で規定された高齢者向け施設の条件を満たしたものは、法に基づき関連手続きを追加で行う。期限を超過しても法定条件を満たさない場合、営業停止を命じて入居する高齢者の善後処置を行う。損害が生じた場合、法に基づき民事責任を負う。	
第七十九条 高齢者向け施設及びその従業員が高齢者の人身および財産の権益を侵害する、又は契約に従いサービスを提供しない場合、法に基づき民事責任を負う。関連所轄部門が法に基づき行政不利益処分を行う。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。	
第八十条 高齢者向け施設に対して、管理および監督の職責のある部門およびその従業員が職権乱用、職務怠慢、私利私欲に走った場合、直接に責任を負う所轄の人員およびその他の直接の責任者に法に基づき不利益処分を与える。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。	
第八十一条 規定に従い高齢者優遇の義務を履行しない場合、関連所轄部門が改めを命じる。	
第八十二条 高齢者関連の工事が国の定める基準を満たさない、又はバリアフリー施設の所有者、管理人がメンテナンスおよび管理の職責を尽くさない場合、関連所轄部門が改めを命じる。損害が生じた場合、法に基づき民事責任を負う。関連ユニッ	

<p>ト、個人に対しては法に基づき行政不利益処分を行う。犯罪に至る場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	
<p>第九章 附則</p>	<p>第六章 附則</p>
<p>第八十三条 民族自治の地方の人民代表大会は本法の原則に基づき、当該地方の民族の習慣の具体的な状況に応じて、法定の手続きに従い、柔軟又は補足的な規定を制定することができる。</p>	<p>第四十九条 民族自治の地方の人民代表大会は本法の原則に基づき、当該地方の民族の習慣の具体的な状況に応じて、法定の手続きに従い、柔軟又は補足的な規定を制定することができる。</p>
<p>第八十四条 本法施行前に設立された高齢者向け施設は本法規定の条件に満たさない場合、期限を定めて整頓、改善しなければならない。具体的な方法は国務院の民政部門が制定する。</p>	
<p>第八十五条 本法は 2013 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>第五十条 本法は 1996 年 10 月 1 日から施行する。</p>

別紙二

2012年の高齢者權益保障法の総則に対する立法府解釈の筆者翻訳

(全国人民代表大会内務司法委員会内務室他(編著)『中華人民共和国高齢者權益保障法の読本』(華齡出版社、2013) 35-63頁(人大内司委内務室等編著. 中華人民共和国老年人權益保障法讀本 [M]. 北京: 華齡出版社, 2013.))

第一節 高齢者權益保障法の立法趣旨

高齢者權益保障法の立法の趣旨、すなわち、本法律を作成する根本的な目的は第一章総則の第一条にある。その趣旨あるいは目的は「高齢者の合法的な權益を保障し、高齢事業を發展させ、中華民族の敬老、養老、助老という美德を發揚させるため」である。当該趣旨あるいは目的の確立は中国の国勢を全面的に考察し、經濟、文化、社会等多方面の要素を総合判断したものである。当該趣旨あるいは目的は立法過程において終始一貫のものであり、直接あるいは間接的に高齢者權益保障法の条文ごとに表れている。

一、高齢者の合法的な權益を保障する

高齢者の心身の特殊性により、高齢者は特別なケアを必要とするグループである。高齢者の合法的な權益を保障することは高齢者權益保障法の主要な目的である。

(一) 高齢者の意味

生命は徐々に変化する過程にあり、中年と高齢の線引きは難しい。従って、高齢者という言葉は一般的に見られるものであるが、比較的複雑な概念でもある。すなわち、異なる側面から、高齢者を定義することができるからである。我々は高齢者を定義するには最も一般的に使う基準は年代年齢である。年代年齢とは、個体が母体から離れ、地球に生存している時間である。年代年齢の側面から、WHOは60歳以上を高齢者と定義する。そのうち、さらに低年齢、中年齢、高年齢の高齢者と分けられる。それ以外、学説上、生理年齢、心理年齢、社会年齢等を基準に高齢者を定義することがみられる。しかし、年代年齢以外の基準を実際に利用するのは困難である故、立法においては、採用されなかった。

高齢者權益保障法において、従来高齢者を定義する基準は年代年齢である。すなわち、1996年法第2条により、「本法における高齢者とは満60歳以上の公民を指す」。法改正の検

討にあたって、専門家および高齢業務の従事者から、上記のような高齢者の定義はあまりにも単純であり、高齢者の意味を正確に包含できないという見解がみられた。さらに、現在生活水準は高くなりつつあり、高齢者の寿命は以前より長くなっている。従って、高齢者の定義は60歳ではなく65歳まで引き上げるべきという見解、また、高齢者を能動的な概念としてとらえ、具体的な年齢ではなく、あらゆる要素を総合的に考慮したうえで確定すべきという見解等がみられた。各見解を総合して考慮した結果、法律の起草者は、当分の間、高齢者を定義する基準を調整しないことにした。従って、法改正を経た2012年法は1996年法の規定を引き継ぎ、高齢者を定義する基準を満60歳以上とした。これは現段階の中国の経済・社会状況、歴史・文化の伝統、就職・社会保障および国民の心身・生活方式等あらゆる要素を総合的に考慮した選択である。

(二) 高齢者の権利

第3条は高齢者の四つの権利を強調している。すなわち、国および社会から物質的な支援を受ける権利、社会サービスを享受する権利、社会的優遇を享受する権利、社会の発展に参加し発展の成果を享受する権利である。

物質的な支援を受ける権利：当該権利は生存権に起源し、中国公民の基本権利の一つであり、国が以前から優先的に保障することを強調してきた公民の権利でもある。1954年に遡って、中国の最初の憲法は公民の当該権利を確認した。現行憲法も再び、当該基本権利を確認した。現行憲法第45条は「中華人民共和国の公民は、高齢、疾病または労働力喪失の場合、国および社会から物質的な支援を受ける権利を有する。国は公民がこれらの権利を享受するために必要な社会保険、社会救済および医療衛生事業を発展させる。」を規定している。物質的な支援を受ける権利の基本的な意味に関して、学説上多様な見解がみられるが、大まかに共通している点は、物質的な支援を受ける権利は生存権に基づく社会的経済保障の権利であり、公民が高齢、疾病、労働力喪失のとき国および社会に対して、物質的な支援を主張する権利である。高齢者は当該権利を享受する最も主要なグループである。

社会サービスを享受する権利：当該権利は2012年法に新たに加わった権利である。社会サービスを享受する権利とは、基本的な生活、日常世話サービス、医療保健等の側面における基本的なニーズを満たすため、政府または社会組織が提供する各種の関連サービスを享受する権利である。当該権利の出現は、養老の社会化と直接な関係性を有している。20世紀90年代以前、中国において、養老の担い手は主に家族であり、家族が直接に高齢者に生活の世話等のサービスを提供し、政府および社会の責任が比較的軽かった。従って、高齢

者の社会サービスを享受する権利があまり強調されてこなかった。現在、421の家族（四人の高齢者、夫婦二人、子供一人の家族）が大量に出現し始めていると同時に、生活のリズムの加速化により、人々は家族と仕事の二重負担に直面し、高齢者に掛けられる時間および努力は減少している。従って、高齢者は日常世話および精神的な慰藉の不足に直面し、たとえ経済的に不自由のない高齢者であっても、晩年の生活の質が保障されていない可能性がある。このような状況において、社会サービスの促進は高齢者が質の高い、幸福な晚年生活を享受するための必然的な選択である。

社会的優遇を享受する権利：親孝行は中華民族の伝統的な美德であり、中華民族の伝統文化の真髄でもある。高齢になる前に、高齢者はさまざまな場面で、国および社会に貢献し、社会の富の増加に寄与してきた。彼らの勤労がなければ、現在の人々の幸福がない。従って、社会は高齢者を尊重すべきのみならず、さらに高齢者に優遇を提供すべきである。近年、多くの地域では、高齢者に優遇証明書を与え始め、高齢者は証明書によりある程度の優遇を享受できる。例えば、無料または割引で公園、観光スポット、展覧館、記念館、公共図書館・文化館、映画館・劇場、博物館、陳列館および記念的な霊園に入ること、無料または割引で公共体育施設に入り、トレーニングまたはその他の体育に関する活動を行うこと、公共交通システムの利用にあたって、優遇およびケアを受けること等である。本法において、高齢者が社会的優遇を享受することを一つの権利として、総則で明確に強調している。これは、今後高齢者の社会的優遇を享受する権利の実現、普及化および均等化に寄与している。

社会の発展に参加し発展の成果を享受する権利：社会の発展に参加するとは、高齢者は十分に自己の才能および長所を生かし、能力の及ぶ範囲において社会に貢献することである。高齢者の積極的な参加は人口高齢化の重要な対策である。中国の億単位の高齢者人口は莫大かつ貴重な資源を秘めている。その中には、経済・社会の発展への参加に関する資源、自己管理・自己教育・自己サービスに関する資源および自立により家族・社会の負担を軽減する資源が含まれている。多くの高齢者はリタイアしても、自分の人生はすでに終了したという考えではなく、依然として生活・社会に対して、情熱および責任感を抱き、能力の及ぶ範囲において国および社会のために何らかのことをしたい。これ（高齢者は能力の及ぶ範囲において国および社会のために何らかのことをする）は高齢者という人的資源を活用できるのみならず、高齢者の生活の質をも向上させられる。本法は社会の発展に参加し発展の成果を享受することを高齢者の重要な権利の一つとしているのは、各地域が関連政策を検討・作成し、高齢者の長所を生かし、社会のニーズおよび高齢者の意思・その能力の及ぶ範囲を前

提に、高齢者が引き続き経済・社会の発展に参加することを奨励・支援するのを指導するためである。例えば、上海市は2003年から上海と新疆における「銀齡活動」を開始し、2012年現在までの10年の間延べ266人の高齢者がボランティアとして新疆に行き、現地各民族のために、医療・トレーニング・教育等を行った。毎回のボランティア活動が、数万の現地の人々に利益をもたらせたとともに、高齢の知識人が「高齢になってもやることがある」ことの土台を構築した。参加者は皆、リタイアした後も新疆へのボランティア活動に参加し、新疆の経済および社会に貢献できたことに名誉および達成感を持つようになったと評価している。これにより、ウインウインの結果が得られている。「発展は人民のため、発展は人民に頼り、発展の成果は人民の共有」というのは中国の科学的な発展の理念の基本的な意味合いの一部であり、与党の基本理念でもある。従って、高齢者が改革・発展の成果を共に享受することが求められている。我々は各社会的事業に多くの力を注ぎ、積極的に基本的な公共サービスの均等化を促進し、収入の分配・調整の度合いを上げ、速度と質、効率と公平のバランスをよりよく保ち、経済の発展と民生の改善を有機的に合わせることによってこそ、発展の成果を高齢者を含む人民全体に享受させられよう。

高齢者權益保障法は高齢者の特殊な權益を明示したのみならず、同時に、第3条第3款において、高齢者への差別、侮辱、虐待又は遺棄を禁止することを明確に規定している。これは異なる側面から高齢者の權益を保障している。

權利と義務は常に有機的に連携しており、憲法および法律を遵守することはすべての国民の義務である。従って、高齢者權益保障法は高齢者の合法的な權益の保障を強調する一方、総則では「高齢者は法を遵守し、法律で規定された義務を履行しなければならない」ということをも規定している。

二、高齢事業を發展させる

これは今回の法改正の時に新たに設けた内容である。中国政府は以前から高齢事業に目を向け、重視してきた。長年にわたり、国は中華民族の敬老、養老、助老という伝統文化の發揚に力を入れ、現実に合わせた効果のある手段をとり、積極的に中国の国勢に合う高齢事業のモデルを探ってきた。特に近年、政府は全面的に科学的な發展の理念を貫いて実行し、積極的に人口高齢化がもたらす課題に挑み、高齢事業を經濟・社会の総合的な發展および社会主義の調和的な社会の構築における重要な一部分とし、經濟、法律および行政の手段を総合的に使用し、高齢事業を促進し続けてきた。しかし、中国において、人口高齢化の厳しさ

に対応できる準備が十分整えられているとはいえない。例えば、高齢者向け社会保障システムはまだ不完全であり、高齢者向けサービスシステムの構築は遅れており、高齢事業への参加の仕組みは未だに成り立っておらず、高齢業務機構およびチームの構築は不十分である等が挙げられる。中国は世界最大の発展途上国として、高齢者人口総数の増加、人口高齢化の加速およびアンバランスな発展という状況のなか、事実上高齢者の合法的な権益を保障するためには、高齢事業を更に発展させなければならない。従って、本法は立法目的においてこの点について特別な規定を設けている。総則の後の各章では、例えば社会保障、社会サービス等の章のなか、高齢事業の発展に関する多くの具体的な内容が増加している。

三、中華民族の敬老、養老、助老という美德を発揚させる

敬老・養老は中華民族の伝統的な美德であり、数千年に渡って、伝承された貴重な精神的な富である。悠久かつ深い伝統的な中華民族の文化のなか、優れた道徳を重視し、社会の調和を追求するのはその真髄であり、中華民族の強い愛と親和力の主要な表現でもある。中国では、古来「身を売り父の葬式を行う」、「百里を越えて米を運ぶ」、「自ら薬を試す」等の二十四の親孝行の物語が存在している。そして、「自分の親に孝行をし、他人の親にも及ばせる」、「孝行はあらゆる善行の一番である」、「泰山を持ち北の海を越えようとするのは不可能であり、やろうとしてもできない；高齢者のために枝を折ることをしないのは、やろうとしないからであり、不可能ではない」等の敬老・養老に関する名言が今日まで伝えられてきた。このようなものは現代社会においても、依然として美德として輝いており、人々の心を温め、より良い行いを呼び寄せている。例えば、第三期全国の道徳の模範、王冬梅は養女であるが、20年余りの間、寝たきりの高齢な養母を親身になって世話をし、「高齢者の疾病が長年続くとその病床の傍らにはどんなに親孝行な人でもいなくなる」という言い伝えを書き換えた。現在二十歳余りの大学生孟佩杰は十数年の間寝たきりの養母を世話してきた……。このような生き生きした物語は、敬老・養老に関する現代の伝説を継続させている。敬老・養老はすべての善行の始まりであり、すべての幸福の源である。ただし、敬老・養老は一つの家のことではなく、一時的な風潮ではない。従って、高齢者権益保障法が「中華民族の敬老、養老、助老という美德を発揚させる」ということを立法の趣旨の一つとするのは、全社会においてさらに敬老・養老の美德を発揚させ、すべての社会の構成員が小さなことから高齢者をケア・扶助し、高齢者に親孝行および敬老を行い、共に敬老・養老の美德を描いてゆくことを促進するためである。

一つ注目に値する点は、1996年法と比較すると、2012年法は「助老」という内容を新たに設けていることである。これは中華民族の伝統的な美徳の含意およびその応用を豊かにし、中華民族の伝統文化の発揚、高齢者の合法的な権益の保障に積極的な意義を持っている。

第二節 人口高齢化への積極的な対応は国の長期的な戦略の一つである

2012年法では人口高齢化への積極的な対応は国の長期的な戦略の一つであると規定している。これは法改正で、中国の人口高齢化を踏まえて新たに設けられた重要な指針および法的原則である。当該指針および原則は特殊な背景を踏まえて、将来に向かって重要な意義を持つ。

一、人口高齢化は中国の基本的な国勢である

中国は1999年に高齢社会に突入し、人口高齢化のスピードが加速してきた。2011年末までに、60歳以上の高齢者数は1.85億に達した。予測によると、「十二五」（第十二の五年計画）の間、中国ははじめての高齢者人口増加のピークに出会い、毎年平均860万前後の増加がみられよう；2021年から2035年まで、中国は第2の高齢者人口増加のピークに出会い、毎年平均1100万強の増加がみられよう；2050年前後、中国の高齢者人口は4.87億前後に達し、総人口の3分の1を超えて、世界における高齢者人口の4分の1を占め、中国は高齢化の度合いが最も高い国の一つになろう。さらに、21世紀半ばから21世紀末まで、中国の高齢化の水準は常に、重度の高齢化時期を示す30%以上を維持することになろう。以上からすれば、人口高齢化は21世紀全体において、中国の基本的な国勢であるといえよう。

人口高齢化は21世紀全体において、中国の基本的な国勢となっていることは、中国の政治・経済および社会に四つの側面から重大な変化をもたらしつつある。①一つは経済発展の側面である。経済領域において、人口高齢化は労働力の構造、消費ニーズの構造および国の税源の構造を変化させ、国民の貯蓄および資本の貯蓄を低下させるのみならず、養老の経済的・社会的コストを上昇させ、金融システムの安全に影響を及ぼし、経済発展の方式の転換のハードルを高め、徐々に実態経済と仮想経済の構造的な食い違いを顕著にし、中国のマクロ経済の運用において、システムティックなリスクを増加させ、中国のマクロ経済運用に影響を与える重要な要素となる。②もう一つは、家族保障機能の弱体化の側面である。高齢者の経済保障、生活の世話の側面における家族の役割は高齢者人口の比率の上昇、核家族化に

より弱体化する。③第三は、社会保障において、負担増加の側面である。社会的扶養の比率の上昇は、社会保障基金の負担能力を厳しく問うている。④第四は、社会的雰囲気、消費の構造、さらに政治生態の迅速な変化という側面である。例えば、高齢者の医療衛生に関する消費は高齢者ではない人々の3-5倍であり、高齢者人口の増加は医療費に対して回避できない深刻な影響を及ぼす。そのうえ、日々増加している高齢者向けサービスの消費のニーズも避けられない課題である。さらなる例として、高齢者グループが社会に対して求めるものも増加しつつある。これは公共政策による調整および社会管理の仕組みのイノベーションにおける課題でもある。政治の側面において、西洋諸国からわかるように、高齢者人口の政治的な選好は選挙、国の政策に重大な影響を及ぼす。中国でも、人口高齢化の政治生活への影響が徐々に表れるのであろう。

二、国内における(人口高齢化への)対応の準備に関して、さらなる向上が期待されている。

人口問題は人間社会の基礎的な問題であり、人口高齢化はすべての国の経済社会の発展にとって、課題である。中国は発展途上国であり、人口大国である。人口高齢化のスピードが速く、規模が大きく、発展が不均衡である。さらに、中国はまだ社会主義の初期段階にあり、人口高齢化は工業化、都市化、現代化に伴い、都市と農村間の発展の不均衡と重なり、経済社会体制の改革、社会利益の調整とも絡み合っている。先進国と対比すると、中国は億単位の高齢者の福祉水準の向上、および、持続可能な発展の実現という二重の圧力に直面し、人口高齢化に対応することに当たって、取り巻く状況がより複雑であり、任務がより重く、時間がより緊迫している。

中国の日々顕著になりつつある高齢化問題に対して、党の中央、国務院はそれを重視し、一連の積極的な政策・アレンジメントを出し、国民の経済および社会の発展を踏まえ、前記政策・アレンジメントの実現を図り、高齢事業に力を注ぎ、高齢者向け社会保障を建設・完備し、高齢者向け社会サービスを積極的に発展させ、顕著な成績を上げた。しかし、全体から見れば、中国における現在の人口高齢化の課題に対する関心は高齢者自身、例えば、高齢者の生活保障、生活の世話、精神的な慰藉等の問題に集中している一方、人口高齢化が経済・社会の発展全体にもたらしている全局的・構造的・長期的な影響について、十分に注目されていない。近年、高齢者規模の日々の拡大により、高齢者への社会扶養および医療保障への圧力、高齢者向け社会サービスへの圧力、社会管理のイノベーションへの圧力等が徐々に顕著になっている。例えば、ある地方では、毎年の年金の財源において、百億単位の赤字が存

在する等。したがって、高齢化の深刻化に伴い、高齢化が中国の経済・社会の発展の全体に対する深刻な影響は徐々に現れ、その影響に対して、発展のプロセスにおいて、事前に準備し、適切に対応しなければならない。さもないと、高齢化による問題が蓄積してしまい、一旦爆発すると、中国は厳しい局面に立たされることになる。

(人口高齢化への) 対応の状況からみると、中国は顕著な成績を上げたとはいえ、人口高齢化の進展の速さと比べると、全体的には、中国はまだ「対応が不十分」という状況にある。国務院副総理・全国高齢業務委员会主任の回良玉は2009年に、中国の人口高齢化の対応をめぐる戦略研究・アレンジメントに関する会議で発言し、前記状況は「三つの不足」として、具体的に表れていると指摘した。一つ目は理論的な準備の不足であり、二つ目は政策的な準備の不足であり、三つ目は保障およびサービスの不足である。2011年10月に、国務院の第三回全国高齢業務会議で、回良玉副総理は再び高齢化の対応に不足があると指摘した。すなわち、「人口高齢化の深刻さに向かって、我々の認識、対応の準備が不足しており、政策・措置、体制・仕組みが完備されていない。そのうえ、高齢産業において、その発足が遅れており、喫緊の課題が存在している。高齢事業において、その発展が経済・社会の発展と不均衡、調和されていない等の状態にあり、人民とりわけ高齢者の期待との間に大きなギャップがある……」。2011年8月、全国人民大会常務委員会高齢者權益保障法執行検査組は「三つの不足、一つのまだ」を用いて、中国の高齢化の対応をめぐる認識上の問題点をまとめた。すなわち、中国は高齢化の激しい進行に対する認識が不足しており、高齢化が経済・社会の発展に対する深刻な影響に対して、予防が不足しており、高齢化の対応をめぐる戦略的な計画に対する注目が不足していることによって、高齢業務はまだ重要な位置に置かれていない。

三、人口高齢化は課題であると同時に機会でもある

高齢化の深刻化は、課題であると同時に、大きな発展の機会でもある。人口高齢化が社会の発展に寄与する機会は以下の側面で表れている。

第一は豊富な人的資源の到来である。「ウィーンの高齢問題国際行動計画」が指摘した通り、「高齢社会最大のポテンシャルは高齢者自身にある（人的資源）」。

人口高齢化の国において、その高齢者の人的資源は、他の人口構造の社会よりはるかに豊富である。高齢者の人的資源はその独特なアドバンテージを有している。すなわち、経験および知恵のアドバンテージがある。経験は実践により得られた知識であり、終身教育、知識経済を重要視している

時代では、その価値がさらに高まることになる。高齢化社会において、高齢者人口の増加に伴い、開発できる貴重な資源も徐々に蓄積されている。そのうえ、中国の「銀色の人的資源」にある再生できない知恵の豊富な鉱脈が存在している。我々はこの点を早く認識できればできるほど、高齢化から益をより早く得られるようになる。これは中国の人口ボーナスの消失による影響を大部分緩和できる。

第二は「銀髪産業」の経済発展に対する後押しである。人口構造の変化は、各年齢層の人口の変化のみならず、人口をめぐる市場のニーズ、消費のニーズの変化でもある。高齢者人口の顕著な増加および高齢者人口が総人口に占める比率の増加により、高齢者が市場に占める割合も拡大しつつある。中国現在の定年年齢は、一般的には男性は60歳であり、女性は55歳である。定年年齢に辿り着いた大多数の人口は元の生産人口から消費人口に転換する。異なる人口構造の社会の消費ニーズも異なる。高齢者自身の生活ニーズの特徴により、高齢者の消費ニーズもその特徴がある。マズローの欲求5段階説により、高齢者のニーズは健康、安全、社会的尊重のニーズに集中している。これは高齢化社会の健康、安全商品および社会サービス産業の発展に足掛かりを提供している。高齢者人口の数および総人口に占める比率の急速な増加は社会の産業構造および就業構造に大きな変化をもたらし、新たな経済の成長ポイントの形成を促進し、並びにさらなる就職の機会を提供する見込みである。高齢者サービス産業を例としてみると、在宅養老および標準化された高齢者への社区扶養の連携は中国における養老の主要な方式になる見込みである。さらに、在宅養老は一定の労働力を必要とし、とりわけ、自立できない高齢者に対して、社区からの一定のサービスが必要である。したがって、80歳以上の高齢者規模の増大は以下二つの側面がある。一つは、一定のケアを必要とする高齢者グループの健康保健および日常の世話に対する需要が拡大しつつある。もう一つは、人口高齢化と核家族化の背景において、家族の役割が衰退し、社会の力を借り、社会化の道を歩むしかない。上記の二つの側面により、高齢者サービス業、とりわけ、社区における助老産業が促進され、当該産業も労働力の受け皿として、多くの中堅および若手の労働者に就職の機会を提供する見込みである。いくつかの先進国において、高齢者は市場の注目を集め、「銀髪産業」も新興産業とみられている。「人類は18世紀において児童を発見し、19世紀において女性を発見し、20世紀において高齢者を発見した」ともいわれている。中国の「銀髪産業」も好調な見込みを有している。ある専門家によれば、「銀髪産業」は自動車、不動産等の産業とともに、21世紀の「最も利潤の高いトップテンの業界」になるという見解がみられる。ただし、中国の「銀髪産業」は始まったばかりであ

り、現在は全国においても高齢者に提供できるものが不足しており、市場のニーズを満足させるには大きなギャップがある。中国の経済・社会の継続的な発展に伴い、あらゆる要素は「銀髪産業」の強力な後押しになる見込みである。

第三は社会管理に対する積極的な意義である。高齢者グループは経験豊富であり、人生観、世界観および価値観が比較的安定しており、社会に関する物事の観察・思考は比較的成熟している。中青年グループと比較すると彼らは十分な時間および精力をもち、政治・社会に関する物事に参加でき、政治・文化・生活等の各分野において残存能力を発揮したいと思っている。これらの特徴は社会管理のイノベーション、社会安定の促進に重要な価値を有している。中国の人口高齢化において、高齢者は長期的に培った社会的経験および文化的素養を有している。それらが社会全体に影響を及ぼすことができれば、社会の秩序のある発展が促進されよう。高齢者の社会的な属性を発展させ、高齢者を社会に溶け込ませ、あらゆる側面から社会参加を促進し、高齢者が社会とともに生き、社会とともに進歩し、その文化・教育に関する機能を生かすことができるのが成熟した社会の印である。ある社会において、高齢者の増加は社会化を経験している段階にある若者の割合を減少させる。したがって、若者による道の踏み外しの現象も減少する。これは社会の安定に有益である。

法改正の過程において、全国人民代表大会常務委員会委員に対して、人口高齢化への積極的な対応を基本国策に昇格させるべきという専門家の意見もあった。例えば、一部の全国人民代表大会常務委員会委員はグループ分けで、全国人民代表大会常務委員会法律執行検査組の「中華人民共和国高齢者權益保障法」実施状況に関する検査の報告を審議する場で、人口高齢化への積極的な対応を基本国策に昇格させることを提案した。一部の委員は審議において、以下のように指摘した。人口高齢化への対応が中国の建設・発展における重大な戦略的課題であり、民生の改善における要でもある。近年、中国は高齢者の權益保障、高齢化への対応に関するやり方を探りつつ、経験を培ってきた。そのうえ、いくつかの有効な政策・制度も作成してきた。人口高齢化への積極的な対応を基本国策に昇格させることには理論的、実践的な基礎があるといえる。したがって、上記のような中国の経済建設、社会発展および人民生活に対して、総合的、長期的、決定的な影響力を有している人口高齢化政策を基本国策に昇格させることを提言した。

基本国策というのは、国を建設・管理する方策のうち、最も基本的な政策である。中国の基本国策は、中央が制定した国の経済の建設、社会の発展および人民の生活に対して全体的、長期的、決定的な影響のある重大な計画および政策である。近年、中国は計画生育、環境保

護、改革開放、資源の節約（資源保護）、土地を十分大切にし、合理的に利用することおよび実質的な耕地の保護、男女平等、土壌の保持・保全等を明確に基本国策としている。しかし、長い間、中国の基本国策を線引きする基準がなく、多くなりすぎるとその意味が失われつつある。したがって、今回の法改正において、慎重・穏便の原則をもって、人口高齢化への積極的な対応を基本国策まで昇格させていなかったが、「人口高齢化への積極的な対応は国の長期的な戦略の一つである」と規定することも同様に影響力がある。

第三節 高齢者の社会保障システムおよび高齢者向けサービスシステム

一、国は多段階な社会保障システムを構築し、高齢者に対する保障水準を段階的に向上させる。

改正後の高齢者権益保障法は総則において、「国は多段階な社会保障システムを構築し、高齢者に対する保障水準を段階的に向上させる。」と規定し、高齢者の社会保障の基本原則を法的に確立した。

社会保障は人民の生活を保障し、社会の分配を調整する基礎的な制度であり、国が社会のメンバーに一連の基本生活保障を提供し、老齢、疾病、失業、労働力喪失等の状況において、国および社会から物質的なサポートおよびサービスを受けるための制度である。社会保障は人民が経済・社会の発展の成果を享受するための重要な手段であり、社会主義の調和的な社会を構築するための基本的な要求でもある。健全な社会保障システムは人民の生活の「セーフティーネット」であり、社会の「安定器」および収入分配の「調整器」である。国にとっては重要な安全保障制度である。中国共産党第 17 回全国代表大会報告は「社会保険、社会救助、社会福祉を基礎とし、基本養老、基本医療、最低生活保障制度を主とし、慈善事業、私的保険を補完として、社会保障システムの完備を促進する」と提言した。そのうえ、2020 年までに、都市・農村を包括している社会保障システムの大まかな構築を完了させるという明確なノルマを設定した。中国共産党第 18 回全国代表大会報告は再び皆保障、基本的な保障、多段階の保障、持続可能の方針を強調し、公平性の向上、流動性への適応、持続可能性の保証に着眼して、都市・農村を包括した社会保障システムを構築することを強調した。

高齢者の社会保障制度は三つの側面に分けられる。

一つ目は社会保険である。社会保険は社会保障制度の最重要な構成要素の一つであり、労働力喪失、失業または健康状態により損失を被る人々に収入または補償を提供する社会的、

経済的な制度の一種である。社会保険の計画は一般的に、政府が主催し、強制的にあるグループの収入の一部を社会保険税（料）として徴収し、社会保険基金を形成させる。一定の条件を満たす場合、被保険者は基金から一定額の収入または損失の補償を得られる。社会保険は再分配制度の一種であり、物質及び労働力の再生産並びに社会の安定を保証することを目的としている。社会保険は主に、年金（養老社会保険）、医療保険（医療社会保険）、失業保険、労災保険、生育保険等を含んでいる。

二つ目は社会救助である。社会救助は国およびほかの社会のセクターが、自然災害に遭遇したり、労働力を喪失したり、またはほかの低収入の国民に対して、物質的な支援を与え、基本生活のニーズを満たし、最低生活水準を保障する各種の措置である。社会救助は資源配分の調整、社会公平の実現、社会安定の保障に対して、重要な意義を持つ。現在中国の都市農村最低生活保障、都市「三無」人員および農村「五保」供養制度、ホームレスの救助制度、自然災害救助制度等はすべて社会救助に属している。

三つ目は社会福祉である。社会福祉は自立能力が相対的に弱い児童、老人、母子家庭、障害者、慢性精神病患者等に対する社会的世話および社会サービスである。社会福祉の内容は広範囲にわたる。生活、教育、医療に関する福祉的な待遇のみならず、交通、文化・娯楽、体育等に関する待遇も含まれている。社会福祉はサービスに関する政策および措置であり、社会構成員の物質的・精神的な生活水準の向上を目的としている。同時に、社会福祉は一種の職責でもあり、社会保障をベースに、人々の生命力を保護・延長する社会的な機能である。

二、国は在宅を基礎とし、社区を拠り所とし、機構を支えとする高齢者向け社会サービスシステムを構築、完備する。

2012年法は総則において、「国は在宅を基礎とし、社区に依拠し、機構が支える高齢者向け社会サービスシステムを構築、完備する」を規定している。これは今後中国における高齢者向けサービスシステムの構築に基本原則を確立し、2012年法の特徴および評価すべき点である。

高齢者向けサービスシステムは高齢者が生活において全面的なサービス支援を受けられるシステムである。それは、家庭から提供される各種のサービスおよびリソースを包含する一方、政府・社会から提供されるサービスに係る様式、制度、政策、機構等の各リソースも包含している。ただし、一般的には物的・経済的支援を含まない。高齢者向け社会サービスシステムは社会の経済レベルに適応し、高齢者の高齢者向けサービスへの需要を満たすこ

とおよび高齢者の生活の質の向上を目的とし、すべての高齢者に向けて、生活の世話・リハビリ・精神的な慰藉・緊急援助および社会参加等を提供する施設・組織・人材および技術という要素が形成するネットワークおよび相応のサービス基準・運営の仕組み・監督の制度である。

高齢者向けサービスシステムの構築は国の経済・文化等のあらゆる状況に対応すべきである。中国の経済発展の水準、養老の伝統および固有の文化の伝統等の状況に基づき、高齢者向け社会サービスシステムの構築は在宅を基礎とし、社区に依拠し、機構を拠り所とすべきであり、2012年の法改正が当該原則を明確にした。

2012年法により、中国の高齢者向け社会サービスシステムは主に在宅養老、高齢者への社区扶養および高齢者への機構扶養によってなされる。

在宅を基礎とする、すなわち大多数の高齢者が家で養老生活を送り、家で卑属から尊属への扶養、世話、精神的な慰藉等のサービスを楽しむ。421の家族モデルが徐々に主流となる状況の下で、高齢者人口の高齢化、高い自立能力喪失の率および核家族化の進行により、家族メンバーが家にいる高齢者に全面的な世話サービスを提供できない恐れがある。従って、高齢者向け在宅サービスを重点的に促進し、社会が家で養老生活を送る高齢者に社会サービスを提供する必要がある。高齢者向け在宅サービスは生活の世話、家政サービス、リハビリ、医療保健、精神的な慰藉等を含み、高齢者が家から離れず、主に訪問サービスを受けることを特徴とする。身体状況が比較的によい、基本的に生活が自立できる高齢者に対して、家庭サービス、高齢者食堂、法律サービス等のサービスを提供する。生活が自立できない高齢、独居、自立能力喪失等の高齢者に対して、家事、家庭保健、補助器具の配置、出前、バリアフリーへの改造、緊急コールおよび安全サポート等のサービスを提供する。条件が揃っている地域は在宅養老における自立能力喪失の高齢者に対する特別手当の給付を模索する。その給付は必要なリハビリ補助器具の備え、生活における自立能力の向上、生活の質の向上を促進することを目的とする。在宅を基礎とする養老モデルは中国の伝統文化に適合し、高齢者に広く受け入れられている。

高齢者向け社区サービスは高齢者向け在宅サービスの重要な支えであり、社区におけるデイケアおよび在宅養老に対する支援という二つの機能がある。主に社区に属し、昼間に世話役のいない高齢者を対象とする。都市部において、社区サービス施設の建設に取り組み、高齢者向け施設を増やし、高齢者向け社区サービスのキャパシティを向上させ、高齢者向け在宅サービスの土台を構築する。同時に、多様なボランティア活動および高齢者が互いにサ

ポートすることを提唱し、より多くの人々が高齢者向けサービスに参加することを促進する。農村において、都市化および新農村プロジェクトに取り組み、郷・鎮の敬老院をベースにし、デイケアおよび短期入所の高齢者向けベッドを設け、段階的に地域的な高齢者向けサービスセンターの構築を目指す。これによって、子供がそばにいない高齢者およびその他ニーズのある高齢者にデイケア、短期入所、配食等のサービスを提供する。近年、河北省肥東県等では、建制村および比較的大きい自然村をベースに、村民自治および集団経済に依拠し、農民が互いにサポートする高齢者向け施設の建設が模索され、農村における高齢者向けサービスへのイノベーションがみられた。その経験はさらに広げる価値がある。

高齢者向け機構サービスは施設の建設に着目し、施設の建設を通じて、その高齢者向けサービスの基本機能を実現する。高齢者向けサービス施設の建設において、高齢者養護機構およびその他の高齢者向け機構が重点的に取り扱う。高齢者養護機構は主に自立能力喪失および部分的に自立能力喪失の高齢者に相応なサービスを提供する。とりわけ以下の機能が備わっている。(1) 生活の世話：施設自体はバリアフリーの基準を満たし、必要な機能付きの部屋を配置し、高齢者の着替え、食事、トイレ、入浴、室内外の活動等日常生活のニーズを満たさなければならない。(2) リハビリ・看護：施設自体はリハビリ、看護および応急処置を行える条件を満たし、相応のリハビリ用設備を配置し、高齢者に一定程度身体機能を回復させ、または一部の身体機能の衰退を緩和させることを支援する。(3) 緊急救助：急性疾病およびその他の緊急事態において、高齢者に対して応急処置および救助を施すキャパシティーを備える。高齢者養護機構に医療機構を内設することを奨励する。条件を満たした高齢者養護機構は各自の資源に関するメリットを生かし、高齢者向けサービスへの組織および人員をトレーニング・指導し、高齢者向け在宅サービスを提供し、模範および促進の効用を実現しなければならない。その他の高齢者向け機構は各自の特徴に合わせて、異なる類型の高齢者に入所ケア等のサービスを提供する。

高齢者向け社会サービスシステムの構築は人口高齢化に対応する長期的な戦略の一部であり、政府が主導し、社会が支援し、サービス内容を充実させ、サービス基準を完備させ、人民の日々増加している高齢者向けサービスへのニーズを満たすための継続的な過程である。中国の高齢事業の実情を踏まえて、国务院弁公庁は2011年に「高齢者向け社会サービスシステムを構築するための計画(2011-2015)」を通知した。当計画により、目標としては、2015年までに、大まかに制度・組織が完備された、適切な規模、良好な運用、良質なサービス、十分な監督を有する、持続可能な高齢者向け社会サービスシステムを構築する。高齢者

千人ごとに高齢者向けベッド数を 30 床にし、高齢者向け在宅サービスおよび高齢者向け社区サービスのネットワークを大まかに完備させる。

「高齢者向け社会サービスシステムを構築するための計画 (2011-2015)」が規定した主要なタスクは以下の通りである。在宅養老をめぐる環境を改善し、高齢者向け在宅サービス支援システムを完備させる。社区デイケアセンターおよび専門的な高齢者向け機構に着眼し、新設、改装、拡大および購入の手段を通じて、高齢者向け社会サービス施設の水準を向上させる。経済・社会の発展の水準および人口高齢化の程度を十分に考慮し、第十二の五年計画の間、デイケアベッド数および機構の高齢者向けベッド数を 340 万強増加させ、高齢者向けベッド総数の倍増を図る；現在すでに存在するベッドの 30%を建設基準に合わせて改める。在宅養老において、ニーズがある高齢者の居宅バリアフリーへの改造を支援する。在宅サービス機構を促進し、そのサービスの内容を完備させ、高齢者の在宅養老に便利なサービスを提供する。都市農村の高齢者への社区扶養において、高齢者のデイケアセンター、高齢者の短期入所施設、高齢者の活動センター、互助型の高齢者向けサービスセンター等の社区高齢者向け施設を重点的に促進し、社区総合サービス施設における高齢者向けサービスを提供する機能を強化し、都市部の社区におけるデイケアのカバー率を 100%に向上させ、農村部の社区におけるデイケアのカバー率を 50%に向上させる。高齢者への機構扶養において、供養型、養護型、医療型の高齢者向け施設を重点的に建設する。県以上の都市は最低限一か所の自立能力喪失、部分的な自立能力喪失の高齢者を主として受け入れる高齢者養護施設を建設する。国および省において、いくつかの訓練機能を有している高齢者向けサービス施設を建設する。高齢者向け社会サービスを支える設備の水準を向上させ、高齢者向け看護に関する設備、補助器の開発を促進し、高齢者向けサービス専用車の配置を推進する。高齢者向けサービスの情報化を強化し、先進技術を通じて、高齢者に効率的で、便利・迅速なサービスを提供し、業界の管理を規範化し、高齢者向けサービスの水準を継続的に向上させる。

第四節 政府の高齢者權益保障業務における責任

修正された高齢者權益保障法は政府の高齢者權益保障業務における責任を強化している。総則において、とりわけ、高齢事業を国民の経済および社会の発展計画に取り入れること、高齢事業の経費を財政予算に組み込むこと、高齢事業の発展計画を制定すること、高齢科学研究を支援すること、高齢者の状況を統計、調査および公開する制度を構築すること、表彰

もしくは報奨と関連する業務の展開等の政府の責任を強調した。

一、高齢事業を国民の経済および社会の発展計画に取り入れる

国民の経済および社会の発展計画は全国またはある地域の経済・社会の発展のガイドラインであり、戦略的な公文書である。国民の経済および社会の発展計画はマクロに全国またはある地域の経済、社会、文化をめぐる作業をアレンジ・ガイドする。国民の経済および社会の発展計画は行政の仕組みから、国家級計画、省（区、市）級計画、市県級計画に分けられている。対象および機能から、全体計画、特定計画、地域計画に分けられている。国家級の全体計画、省（区、市）級全体計画、および市県級全体計画はそれぞれ、同レベルの政府がその編制を主催し、同レベルの政府発展改革部門が関連部門と共同で草案の起草を担当する；特定計画は各レベルの政府の関連部門がその編制を主催し、同レベルの政府に報告し、批准を求める。特定計画のうち、特殊な計画は上級の政府に報告し、同意を求める必要がある；一つの省（区、市）を超える地域計画は国務院発展改革部門が主催して、国務院の関連部門および当該地域内の省（区、市）政府の関連部門が当該計画を編制する。一般的に、国家級の全体計画、省（区、市）級全体計画および地域計画の期間は5年であるが、10年以上の場合もある。市県級全体計画および各特定計画の期間は必要に応じて確定する。国民の経済および社会の発展計画は国がマクロコントロールの強化および改善を図るための重要な手段であり、政府が経済の調整、市場の管理監督、社会の管理および公共サービスという責任を履行するための重要な根拠でもある。国民の経済および社会の発展計画の編制および実施は政府が経済の調整、市場の管理監督、社会の管理および公共サービスという責任を履行するための重要な根拠および手段であり、政府が制定した戦略目標の実現、市場の不備に対する補完、資源の有効的な配置、ともに豊かになろうという政策の促進および経済・社会の発展の調和に対して重要な意義を持つ。高齢者權益保障法は「政府は高齢事業を国民の経済および社会の発展計画に取り入れ」と明確に規定している。これは政府、各関連部門の高齢事業を発展させるという全局的な意識の確立に有益であり、高齢事業を政府の業務の大局に入れ、総合的に、マクロで考慮、配置することにより、政府および関連部門のよりよく高齢業務をこなすという意識を向上させ、担当職務において積極的に高齢業務を徹底・実施することに有益である。

二、高齢事業の経費を財政予算に組み込み、安定的な経費保障体制を構築する

財政予算は公共財産予算とも呼ばれる。これは政府の基本財政収支の計画を指し、一定の基準に基づき、特定の収支分類のリストの形で、財政収入および財政支出を明確化し、政府の財政収支の状況を反映する。公共財産予算を通じて、人々に政府活動の範囲および方向性を示せると同時に、政府の政策の意図および目標も窺われる。財政予算は一般財政予算収入および財政予算支出で構成する。財政予算収入は主に部門に所属している公共事業組織が取得した財政割当金、行政組織の予算外の資金、公共事業による収入、公共事業組織の経営による収入その他の収入等を指す；財政予算支出は部門およびそれに属している公共事業組織の行政経費、各事業経費、社会保障支出、基本建設支出、ポテンシャル開発・変革の支出、科学・技術における三費用その他の支出を指す。形式上、これ（財政予算）は一定の基準に基づき、政府の財政収支の計画を類型化し、その内容を一つの収支が対比しているリストに反映させるものである；内容からみると、これは政府の年度財債収支の規模および構造を規定し、政府が計画している財政年度内の主要な業務およびそのコスト、また政府がいかに前記コストの資金収集を行うかを表しているものである。一般予算と異なり、財政予算は法的な効力を持つ。財政予算の基本的な内容としての等級区分、収支の内容、管理における職権の区分等は予算法で規定している；予算の編制、執行および決算の過程も予算法の下で行われている。財政予算編制後、国家権力機関の批准を経てから初めて公布・実施ができる；予算の執行過程は厳格な法的な制約を受けており、法定プロセスを経ずに、何人も予算の規定している各収支項目を変更できない。予算の法制化の管理によって、政府の財政行為を国民の監督下に置いている。高齢者権益保障法は明確に高齢事業の経費を財政予算に組み込み、安定的な経費保障体制を構築することを規定している。これにより高齢事業の経費を比較的に良く保障でき、さらに高齢事業と経済・社会との調和的な発展を促進する。一方、高齢事業の発展に必要な経費は政府の投入のみでは足りない。したがって、法律（高齢者権益保障法）は国の財政投入を強調したうえ、明確に「社会各主体からの投入を奨励」と規定し、これも政府の責任の一つとした。政府は経済的な手段、優遇政策等各種の措置を通じて、社会の資本が高齢者産業に入ることを奨励し、社会の力が高齢事業に参加することを奨励しなければならない。

三、高齢事業の発展計画を制定する

高齢事業の発展計画は全国またはある地域における高齢事業を発展させるための全体的な要綱であり、戦略的な意義を持つ指導性のある書類である。高齢事業の発展計画は全体を

見据えて全国またはある地域の高齢業務をアレンジおよび指導する。個々の高齢事業の発展計画は未来5年の間において、高齢事業の発展に対する基本的な要綱であり、高齢業務の展開、高齢事業の推進において指導性、要綱性のある書類である。

国は1994年から高齢事業の発展計画を制定し始めた。1994年12月、元中華人民共和国国家計画委員会、民生部等の部門が連名で「中国高齢業務七年の発展の要綱(1994-2000)」を制定した。2001年から、中国は国民の経済および社会の発展計画に基づき、五年ごとに高齢事業の発展計画を編制してきた。当該計画を通じて、それ以降の5年間の高齢事業の発展についてアレンジする。多数の県以上の地方政府も国の高齢事業の発展計画および現地の実情に基づき、地方の高齢事業の発展計画を作成してきた。高齢事業の発展計画の作成は県以上の政府の重要な責任となっている。

20年ほどの実践により、個々の高齢事業の発展計画が設定した目標・任務はすべて大きな導きおよび奨励の効果を持ち、個々の高齢事業の発展計画の公布・実施は高齢事業の発展、調和している社会の構築を促進していることが明らかになった。計画の公布・実施は社会全体の高齢に対する意識の向上、人口高齢化に対応する責任感および使命感の向上、各部門、各地域、各ユニットおよびあらゆる力の統一的な行動の調整に有益であり、全体を見据えて、計画的・段階的に高齢者の最も現実的・喫緊の養老の課題を解決し、高齢者の生命・生活の質を改善することに有益であり、科学的な発展の実現、高齢事業と経済・社会の調和的・持続可能な発展、社会安定の促進に有益である。したがって、高齢者権益保障法はこの点について「国務院は国の高齢事業の発展計画を制定する。県以上の地方政府は国の高齢事業の発展計画に基づき、当該行政区域の高齢事業の発展計画および年度計画を制定する。」という規定を設けた。

四、高齢科学研究を支援し、高齢者の状況に対する統計・調査制度を構築する

積極的かつ有効的な高齢科学研究は高齢業務の基礎である。政策、計画および戦略の制定のとき、直面している状況を研究により明らかにして、解決策を要する問題点を徹底的に分析したうえで、初めて実情に合う問題解決の切り口を見つけられ、相応の政策を作成できる。中国の人口高齢化は基数の大きさ、スピードの速さ等が特徴である。それに加えて、「未富先老」、「未備先老」、都市・農村の二元構造、経済・社会の変化等の国勢がみられる。よって、中国の人口高齢化およびそれを取り巻く国勢の特殊性・複雑性および深刻性が明らかである。したがって、高齢科学研究を促進し、中国の人口高齢化問題を分析・解決しなければ

ならない。また、中国の国勢に基づき、中国の高齢科学研究を促進し、マクロの戦略的な研究およびミクロの問題点の分析を行ってこそ、実情に合う高齢事業の発展政策が作成できる。全体的にみれば、現段階では、中国の高齢科学研究は高齢事業の発展と人口高齢化に対応する需要に追いついていない。我々は高齢問題の基本の規律、本質的な特徴、高齢化が経済・社会の発展に及ぼす深い影響および国勢に立脚した人口高齢化に対応する戦略に対して、注目・認識・研究・把握が不足しており、具体的な業務の中で諸々の難題と窮地が表れることに至った。今回の法改正において、特に「国は高齢科学研究を支援」という規定を設けて、高齢科学研究の発展を促進し、高齢事業に応援する。

政府は政策を決定するときに、科学的な政策が基本的に求められるようになった。高齢事業の発展計画および高齢に関わる政策の制定には、十分な事実としての根拠および関連情報・資料がますます重視されてきた。よって、政府は高齢者に関するあらゆる情報の把握および政策の決定に向けて、情報の調査研究による諮問に対するニーズが向上しつつある。正確に、全面的に、遅れのないように、高齢者人口および高齢事業の発展の状況を把握するために、国は 20 世紀 80 年代にすでに初歩的な高齢事業の統計指標体系および高齢統計業務制度を設けて、その後全国の高齢者人口の状況を 4 回調査し、高齢事業の科学的な政策の決定に重要な根拠を提供してきた。各地も相次いで高齢者人口と高齢事業の発展における統計監視測定制度を設けて、高齢者人口と高齢事業の監督測定による統計情報を編制し、政府各部門の高齢に関わる政策の作成に根拠を提供してきた。これは、効果的であった。この経験に基づいて、今回の法改正は総則において、「高齢者の状況を統計、調査および公開する制度を構築する」という規定を新たに設けた。

五、高齢業務を表彰もしくは報奨する

表彰もしくは報奨は一種の管理手段として、重視されてきた。激励的な政策と処罰的な政策は互いに補完しあい、共同で人々の行為に影響する有効な手段となる。現代の国において、表彰もしくは報奨の行為は行政処罰行為、行政強制行為等と並列し、行政手段の一つとなり、注目されている。その目的は先進的なものを表彰し、後進的なものを刺激し、人々の積極性および創造性を十分に動員・激励し、国と社会の統治を最終的に実現することにある。したがって、表彰もしくは報奨の合理的な運用は社会、国、人民に有益なことをさらになすように人々を激励するに違いない。高齢業務の表彰もしくは報奨は、政府および関連部門が高齢者の合法的権益の擁護および敬老、養老、助老の成績が優れた組織、家庭又は個人に対し、

社会の発展に参加し、際立った貢献を行った高齢者に対し、国の関連規定に従い表彰もしくは報奨する行為である。関連法律法規により、高齢事業の表彰もしくは報奨の内容と形式は主に名誉称号の授与、通達による表彰、命令による表彰、功績の記録、賞状・名誉証書・メダルの授与または奨励金・賞品の授与等がある。現在、国と部門のレベルにおいて、高齢事業にかかわる表彰もしくは報奨の形式には「全国高齢業務先進ユニット」、「全国高齢業務先進個人」等がある。

六、高齢業務機構

高齢業務機構に関して、1996年の高齢者權益保障法は、国務院および省、自治区、直轄市の政府は組織面で措置を取り、関連部門と協力して高齢者權益保障業務を良好に行う。具体的な機構は国務院および省、自治区、直轄市の政府が決定する。法改正において、高齢業務機構に対して、あらゆる立場から多くの意見と提案が出された。それらを総合的に考慮し、現在の中央および地方の高齢業務機構の現状を踏まえて、法改正後は元の法律の条文「国務院および省、自治区、直轄市の政府は組織面で措置を取り、関連部門と協力して高齢者權益保障業務を良好に行う。具体的な機構は国務院および省、自治区、直轄市の政府が決定する。」を「県以上の政府における高齢業務の担当機構は、関連部門が高齢者權益保障業務を良好に行うよう、それらを組織、調整、指導、督促する責任を負う。」に変更した。この表現は障害者保障法、女性權益保障法等の法律にある障害者業務機構、女性業務機構の規定を参考にし、最大限に各地の実情を尊重した。この表現は高齢機構の構築の強化に有益であり、あらゆる力を動員して高齢業務を良好に行うことに有益である。

近年、各地では高齢業務委員会の設置が一般的となり、現地の高齢業務を指導、督促、調整している。全国高齢業務委員会は全国の高齢業務の検討・調整機構であり、1999年10月に設立された。現在の構成メンバーは中国共産党中央委員会組織部、中国共産党中央委員会宣伝部、中国共産党中央直屬機関の業務委員会、中国共産党中央と国家機関の業務委員会、外交部、国家発展と改革委員会、教育部、中国国家民族事務委員会、公安部、民政部、司法部、財政部、人的資源と社会保障部、住宅と都市農村建設部、文化部、衛生部、国家人口計画生育委員会、国家税務総局、国家放送とテレビ総局、新聞出版総署、国家体育総局、国家統計局、国家観光局、中国人民解放軍総政治部、中華全国総組合、中国共産主義青年団中央、中華女性連合会、中国高齢協会等の28機関である。全国高齢業務委員会の主任は一般的に国務院の高齢業務を担当する副総理が務める。その副主任は国務院の高齢業務を担当する

副秘書長、民生部部長等が務める。民生部部長は全国高齢業務委員会の弁公室の主任をも務める。全国高齢業務委員会の弁公室は常務副主任を別に設けて、日常の業務を行う。

国務院の決定により、全国高齢業務委員会の主要な責務は：（１）高齢事業の発展の戦略および重大な政策を検討、制定し、関連部門が高齢事業の発展計画を実施するよう調整、促進することである。（２）関連部門が高齢者の権益を保障するよう調整、促進することである。（３）関連部門が高齢業務に対して、マクロの指導および総合管理を強化するよう調整、促進し、高齢者の心身の健康に有益なあらゆる活動を促進することである。（４）各省、自治区、直轄市の高齢業務を指導、督促および検査することである。（５）中国国内における国連およびほかの国際組織の高齢事務に関連する重要な活動を組織、調整することである。

現段階において、各地では高齢業務委員会の設置が一般的となり、その仕組みは全国高齢業務委員会とほぼ同様であり、具体的な構成メンバーにおいてのみ異なる。地方の高齢業務委員会の構成メンバーの責務も全国高齢業務委員会の構成メンバーの責務と類似している。

第五節 高齢者の合法的な権益を保障することは全社会の共同責任である

改正後の高齢者権益保障法第４条第２項は高齢業務の基本目標を規定したものである。すなわち、「国および社会は、高齢者の権益を保障する各種の制度を完備させ、高齢者の生活、健康、安全および社会の発展への参加を保障する条件を段階的に改善し、高齢になっても生計を立てることができ、医療を受けることができ、やることがあり、学ぶことができ、楽しみがある状態を実現しなければならない。」この目標の実現を保障するため、同法第７条は「高齢者の合法的な権益を保障することは全社会の共同責任である。」と規定され、第７条、第８条における多くの条項は各主要な側面の責任を原則的に規定したものである。

一、国家機関、社会团体、企業・事業組織およびその他の組織の責任

改正後の高齢者権益保障法第７条第２項は「国家機関、社会团体、企業・事業ユニットおよびその他の組織は各自の職責に従い、高齢者権益保障業務を良好に行わなければならない。」と規定された。本項はそれぞれ、国家機関、社会团体、企業・事業ユニットおよびその他の組織の高齢者権益の保障における責任を言及している。

（一）国家機関の責任

高齢者権益保障業務において、国家機関は非常に重要な責任を担っている。国家機関は立

法・法の執行・司法等の手段を借り、経済・政治・文化等各種の措置を取ることによって、高齢者権益保障業務を有効的に促進することができる。一方、高齢者の権益を侵害する行為を阻止・懲戒することができる。中国では、高齢者の権益保障の責任を持つ国家機関は権力機関、行政機関、司法機関および軍事機関という4種類に分けられる。

権力機関：主に各レベルの人民代表大会およびその常務委員会を指す。権力機関は高齢者権益保障業務において、主に三つの責任を担っている。一つ目は、高齢者の権益保障に関連する法律・法規の制定である。例えば、全国人民代表大会常務委員会が高齢者権益保障法を制定し、各省、自治区、直轄市の人民代表大会の常務委員会がその地域の高齢者権益保障の地方立法を行った。ある比較的に大きい市の人民代表大会の常務委員会も現地の高齢者権益保障の法規を制定した。二つ目は、高齢者権益保障の法律・法規の実施状況を検査・監督することである。主な方式は、法の執行に対する検査と特定項目としての業務に関する報告の聴取りである。例えば、全国人民代表大会常務委員会は2011年に、全国規模で、高齢者権益保障法の執行を検査した。三つ目は、高齢者権益保障業務の重要なポイントに、対応の決定を行うことである。例えば、安徽省人民代表大会常務委員会は2010年に、高齢者向けサービスシステムの構築を加速し、高齢者権益保障業務を強化することを決議した。

行政機関：行政機関は権力機関の執行機関であり、国務院および地方政府を含む。高齢者権益保障において、国務院は関連行政法規を制定し、行政措置を規定し、決定・命令を公布し、または発展計画・ガイドラインを制定することができる。地方政府は法律・法規に基づき、当該地域の高齢者権益保障の行政規則・政策を制定することができる。各レベルの政府の部門は高齢者権益保障業務において、具体的な業務を担っている。例えば、民政部高齢者権益保障業務において、以下の責務を有している。高齢者権益保障の行政管理の業務を担い、関連方針・政策の草案を作成し、関連行政規則の制定、その実施を担う；高齢者の社会福祉サービスの業務を担い、高齢者福祉事業の発展計画、高齢者福祉施設の基準およびサービスの規範を制定し、各種の高齢者福祉機構に対して、マクロの管理、業界指導および監督・検査を行う；地方政府に引き渡して適切な待遇を受けさせる予定の軍からの退職した幹部および軍からの軍籍のない退職者の管理を担い、適切な待遇の方針、政策、規則を起草し、その実施を監督し、生活待遇の基準を編み出し、政治・生活の待遇の実質的な保障を監督する；高齢業務進展のニーズおよび国の財力のキャパシティに基づき、高齢業務に必要な財政保障を行う；高齢業務における各経費の使用に対する管理・監督を強化する。さらに例を挙げると、各レベルの政府の公安部門の責任は公安機関の役割を果たし、法的に高齢者の合法

的な権益の侵害を阻止、有効的に予防する；高齢者に自分で自分を守る教育を行い、高齢者の安全・防御の意識と能力を向上させる；高齢者に治安、戸籍、交通等のサービスを心を込めて提供し、高齢者の困難を解決する；関連部門・組織に積極的に協力し、高齢者がらみの紛争を調停・処理し、高齢者の権益を擁護し、家族および社会の安定を促進する。

司法機関：主に審判機関および検察機関を指す。検察機関の責任は主に告発・告訴によって、高齢者の権益を侵害する犯罪行為を阻止する。これによって、高齢者の権益を保障する。審判機関は高齢者権益がらみの案件を審理することによって、法的に高齢者の合法的な権益を擁護する。

軍事機関：軍事機関は高齢者権益保障業務において、重要な責任を担っている。解放軍総政治部は全国高齢業務委員会のメンバーであり、党の中央、國務院、中央軍事委員会の高齢の幹部向けの業務に関する方針、政策からその実行までを一貫して担い、軍の高齢の幹部向けの業務を統括し、軍の退職幹部向けの業務の政策、法規、制度および計画を起草・定めること等を担っている。各関連軍事機関は日常の業務の中、高齢業務に関する責務は主に以下の内容を含む：軍の退職幹部の政治・生活における待遇の実現、軍の高齢の幹部における党の組織の編制および学習・教育の強化、軍の高齢の幹部向けサービスの管理をよりよく行うこと、軍の退職幹部の処遇を政府に移行させることおよびその後の関連業務を担うこと、軍の退職幹部が国および軍の建設に有益であるように指導すること、軍の退職幹部および高齢の幹部に関する業務のモデルを宣伝すること等である。

一つ注意すべきところは、中国共産党は中国労働者階級の前衛部隊であり、中国の特色のある社会主義事業のリーダーの核である。各レベルの党の組織は高齢者権益保障業務において、政治、組織、思想のリーダーを務めている。各レベルの党の組織の関連部門はその役割によって、相応の保障責任を担っている。

（二）社会団体の責任

社会団体は中国の国民が自発的に構成し、メンバーの共通目標を実現するため、その定款に従って活動する非営利組織である。社会団体は現代中国の政治生活において重要な力であり、憲法、法律およびその定款に従い、独自に活動を展開し、国全体の被用者、青年、女性および各界の人々を連携・団結させ、国・地方の業務に参加し、社会公共事業に協調し、国民の合法的な権益を擁護する。社会団体、とりわけ、各レベルの労働組合、共産主義青年団、女性連合会等の活動は往々にして、高齢者権益保障業務にかかわる。そのうち、労働組合の高齢者権益の擁護における責任は主に以下の内容を含む：高齢業務に関する政策の制

定に積極的に参加すること；退職者の生活を気遣い、関係先に退職者の意見とニーズを積極的に伝え、実質的に退職者の合法的な権益を擁護すること；各レベルの労働組合があらゆる活動を実施することを指導し、退職者の「五つの老有」の実現を促進することに努力すること；関連部門を積極的にサポートし、退職者管理の社区化という業務を推進する。共産主義青年団の責任は主に、青少年に敬老教育活動を幅広く展開すること、青年のボランティアおよび少年先鋒隊員を動員し多様な高齢者向けサービスを行うこと、青少年と高齢者のコミュニケーションを増加させ、互いに理解しあい、共同で社会の発展への参加を促進すること等を含む。各レベルの女性連合会の責任は主に、女性高齢者の合法的な権益を法に従って擁護すること、女性高齢者の権益の政策設定および実施に参加・促進すること、女性高齢者に健康的な社会環境を作り出し、女性高齢者の社会における役割を十分に発揮させることを含む。

（三）企業・事業組織とその他の組織の責任

企業組織は自ら主導して経営する経済実体であり、事業組織は非営利を目的とする実体であり、ここにおけるその他の組織は合法的に成立し、一定の組織と財産を有し、法人格のない組織を指す。中国の民法通則はその他の組織を規定していないが、これらの客観的に存在し、法人でない社会組織の合法的な利益を確保するため、中国の民事訴訟法はその他の組織が民事訴訟の当事者になれると規定している。大部分の企業・事業組織およびその他の組織の生産・業務内容は国家機関のように直接的に高齢者権益保障業務とかかわるものではない。しかし、企業・事業組織およびその他の組織は一定の職員を有し、これらの職員は一定時間の経過後高齢者となり、そのうえ、職員の家の内相当の割合の家は高齢者を抱えている。したがって、一定程度の高齢者権益保障業務を担う責任がある。

二、民間自治組織および高齢者組織の責任

中国において、民間自治組織は主に都市居民委員会および農村村民委員会を指す。憲法および関連法律の規定により、都市部と農村部において、居住者の居住地によって、居住者の自治教育・自治管理・自治サービスの民間自治組織、いわゆる都市居民委員会および農村村民委員会を設立する。その構成員は主任、副主任および委員数人で構成され、居住者の選挙により選ばれる。居民委員会および村民委員会はニーズに応じて、人民調停、治安保衛、公共衛生等の委員会を設置し、主に担当居住地の公共の業務および公益事業を担い、民間の紛争を調停し、関連部門に社会における治安の維持、文化建設の展開に協力し、政府に居

住者の意見・建議を反映し、要求を申し出る。民間自治組織は高齢者権益業務において、多くの末端の業務を担う。例えば、高齢者の文化体育活動、多種多様な高齢者向け在宅サービスを行い、高齢者の権益に関係する紛争を調停し、担当地域内の高齢者の意見・建議を反映し、高齢者のボランティア活動への参加を促進するなどなどである。

その他、法に従って設立した高齢者組織は高齢者そのものに、および、高齢者の権益に関わる各種の社会組織の総称である。現時点では、中国の各種の高齢者組織は大まかに三つに分類されている：一つめは高齢者そのものの組織、例えば、高齢者協会、高齢の科学従事者協会、高齢の教授協会等である。二つめは高齢者の権益と関わる社会組織、例えば、高齢者財団等である。三つめは高齢問題および老年学研究学術団体、例えば、老年学会、老年医学会等である。高齢者権益保障法の規定により、これらの法に従って設立された高齢者組織は高齢者の要求を反映し、高齢者の権益を擁護し、高齢者のために機能しなければならない。

三、国は人口高齢化の国勢に関する教育を行う

前述の通り、人口高齢化は中国の基本国勢であり、長期的に存在するものである。したがって、本法改正において、「国は人口高齢化の国勢に関する教育を行い、全社会が積極的に人口高齢化に対応する意識を向上させる」という規定を設けた。その目的は広範囲な宣伝および教育により、全社会の人口高齢化という国勢に対する認識度を高め、自発的に高齢化問題に立ち向かう意識を向上させ、中国社会において「積極的な高齢化」という観念を築き、積極的な態度・政策・行動で人口高齢化に対応し、高齢事業の発展に力を入れ、高齢者権益を実質的に保障する。

四、全社会は敬老、養老、助老の宣伝、教育の活動を広範に行う

人生において、少年、青年、中年および老年という時期を経ることは自然である。高齢者を尊重、ケア、手助けすることは人生・社会の法則を尊重し、歴史を尊重し、すべての人の根本的な利益および発展のニーズに合致することを意味する。中国古来から「孝行はすべての善行の始まりである」という理念があり、すなわち、人は高齢者を尊敬する心を持つことによって、さらなる優しい心、公正な心、責任感および奉仕の精神を持ち、より人格の優れた人になれる。新時代において、敬老・養老・助老という伝統的な美德は新たな含意を持つようになる。これは社会文明の進歩の印であり、社会主義先進文化の重要な一部であり、公民の道德建設、とりわけ、青少年の道德教育の重要な内容である。社会全体において、広範

困な敬老・養老・助老の宣伝・教育活動を行い、高齢者に対して尊重、ケア、手助けをするという社会の風潮を築くことは、社会主義の文化建設の重要な一環であり、公民の道德建設における重要な内容であり、世代間の調和を促進し、高齢の国民の生活を保障・改善するための有効な手段であり、人口高齢化に対応する重要な手段でもある。したがって、高齢者権益保障法の第8条2項は「全社会は敬老、養老、助老の宣伝、教育の活動を広範に行い、高齢者を尊重、気遣い、支援する社会的風潮を確立しなければならない」と規定している。

青少年と児童は中国の未来であり、敬老・養老・助老の宣伝・教育の重点的な対象である。青少年と児童に対して、継続的に有効な敬老・養老・助老の宣伝・教育を行い、「家ごとに高齢者がいる、誰でも老いていく、みんなで高齢者を敬ったら、より良い社会になる」という理念を形成させ、「我が家の高齢者を敬い、他人の家の高齢者を敬う」という強い社会倫理を形成させ、自分から行動し、小さなことから始まり、自分の両親と回りの高齢者から、継続的に高齢者をケア、手助けし、敬老、助老の習慣を身につけさせることによって、はじめて世代間、家族、社会の調和を促進でき、社会主義文化建設を推進できる。これに対して、青少年組織、学校と幼稚園は相応の責任を担わなければならない。したがって、高齢者権益保障法は「青少年組織、学校および幼稚園は青少年および児童に対して敬老、養老、助老の道德的教育および高齢者の合法的権益を擁護する法的教育を行わなければならない」と規定している。

高齢者というグループは本質から見れば、特殊なグループである。多くの高齢者は仕事の場から離れ、社会から遠ざかる可能性があり、彼らの生活状況、抱える特殊な問題、願望とニーズ等は一定の伝達のルートを通じて初めて反映できる。ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等は高齢宣伝の主要なルートであり、重要な媒介である。これらのルート・媒介の役割を生かし、十分に高齢者の生活を披露することで、より多くの人が高齢者を知り、高齢者をケアし、高齢者を手助けし、高齢者を尊重することができる。一方、高齢者グループには教育とガイドが必要である。高齢者に「健康的な高齢化」と「積極的な高齢化」の理念を教育・ガイドし、最大限に健康的な高齢化を実現するため、高齢者に科学的、健康的、文明的な生活方式を教育・ガイドし、より高いレベルの積極的な高齢化を実現するため、養老に対する適切な観念を築くこと、政府、社会、家族に対する必要以上の依存を減少させること、最大限に主観的能動性を発揮すること、さらなる自信・自助努力・自立を身につけること、自律的に自分の晩年生活をよりよく計画・アレンジすることを高齢者に教育・ガイドする必要がある。ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等も具体

的な事例と注目された事柄を通じて、意識的にこのような宣伝を行い、社会全体に積極的な高齢化の意識を普及させることができる。そのため、高齢者権益保障法は「ラジオ、映画、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等は高齢者の生活を反映し、高齢者の合法的な権益を擁護する宣伝を行い、高齢者に尽くさなければならない」と規定している。

五、無償で高齢者に尽くすことを促進および奨励する

高齢者権益保障法第7条第4項は「無償で高齢者に尽くすことを促進、奨励する」と規定している。無償で高齢者に尽くすというのは金銭的な報酬を目的としない、自発的に自分の時間、知識、技能を持って高齢者に生活の世話、精神的な慰藉等各種のサービスを提供する活動である。法律の条文として明確に「無償で高齢者に尽くすことを促進」と規定しているのは、敬老、助老の具体的な表しである。一方、「奉仕、友愛、互助、進歩」というボランティア精神の広報；社会全体の力を動員して高齢者に尽くすというボランティア活動を行うこと；高齢者に意味のあることをし、良いことをし、温かさを送ること；高齢の弱者グループの困難を解決し、彼らの生活の質を向上させることにも有益である。

第六節 毎年陰暦の9月9日を高齢者節とする

改正後の高齢者権益保障法第12条は「毎年陰暦の9月9日を高齢者節とする」と規定している。当該節が法律によって規定されることは深く浸透した文化と社会通念に基づいている。

中国では、陰暦の九月九日は伝統的な重陽節である。「九」は古代の数字において、「陽の数」であり、「極の数」でもある。これは天の頂点は「九層」、地の底は「九泉」を意味する。九月九日、日と月は両方九と出会って、ダブルナインであるから「重複の九」と呼ばれる。同時に、二つの陽の数の組み合わせでもあり、「重陽」と呼ばれ、その日は重陽の日となるわけである。(一般的に、九月九日重陽の日というのを省略して)九九重陽(とも呼ばれる)。

(中国では、)「九九」の発音は「久久(長々)」と同様であるため、未永く、長寿という意味がある。加えて、(九月九日は秋であり、)秋は収穫の季節でもある。したがって、重陽節は深い意味を持ち、人々は古来この節に特殊な感情を抱いている。

重陽節は中国の伝統的な祝日であり、歴史が長い。関連資料により、重陽節の起源は春秋戦国時代まで遡る。屈原の「遠遊」の詩において、「重陽に集まって宮殿に入る」という句

がある。ただし、ここの「重陽」は日にちを指し、重陽節ではない。三国時代の曹丕は「九日钟繇に対する文書」において、明確に重陽の宴会のことを書いた。「年月が流れて、いつの間にか、また九月九日になる。九は陽の数であり、かつ、日と月がそろっている。俗はその名称を褒めて、末永いことを祈る。したがって、宴会を楽しみ、高いところに登る」。魏と晋の時代において、菊を楽しみ、酒を飲む習慣が出現し、陶淵明の作品にある程度表現されている。唐の時代に入ると、重陽節は正式な祝日と定められた。それ以降、全国で重陽節を祝い、多種多様なイベントを開催してきた。明の時代において重陽節のとき、宮廷では花餅を食べて、皇帝自ら万歳山に登って祝う。このような行事は清の時代まで盛んであった。民間において、重陽節に山登りする習慣があり、重陽節は「高登り節」とも呼ばれる。また「重九節」、「シュユ節」、「菊の節」等の名称もある。

九月九日を表す「九九」は「久久（長々）」と同様な発音を持ち、末永いという意味を持つため、この日において敬老活動を行うのは一般的である。例えば、高齢者向けの秋の山登り、座談会、運動会等がある。数多くの家族の若者も年寄りを支えて、郊外のイベントやほかの関連行事に参加する。

近年、数多くの地域は地元の高齢者権益保障と関連する法規を制定する時、陰暦九月九日を現地の敬老節と設定している。高齢者権益保障法の法改正において、草案（過程案）の中に「毎年陰暦の9月9日を敬老節とする」という表現もあったが、多くの組織と専門家・学者は「敬老節」を「高齢者節」に変更すべく助言した。その理由は以下の二つである。一つ目は中国の「女性節」、「青年節」、「児童節」、「教師節」等祝日は祝う対象で命名しており、これに倣って、「敬老節」を「高齢者節」に変更すべきである；二つ目は敬老は重陽節その日のみに行うものではないからである。改正後の高齢者権益保障法はあらゆる意見を総合的に考慮したうえ、「毎年陰暦の9月9日を高齢者節とする。」と明確に規定している。このことを以て、中国の億単位の高齢者は自分の法定祝日を有することになる。1990年第45回国連大会の議決により、毎年10月1日が「国際高齢者節」と決まった。世界各国のうちたくさんは自国の伝統を踏まえて、高齢者節を明確に規定している。今回の高齢者権益保障法の改正で重陽節を中国の法定高齢者節としたのは、国が高齢者を尊重することを意味し、社会全体が高齢者に注目することに有益であり、中華民族の伝統文化と敬老の美德を発揚することにも重要な意義を持つ。

参考文献

(中国語文献〔翻訳付〕は中国語の発音順、日本語文献は五十音順)

<介護保障>

○中国

(中国語)

* 著書

(社会保障全体・養老保障)

- ・贾素平 (編). 养老机构管理与运营实务 [M]. 天津: 南开大学出版社, 2013. (贾素平 (編) 『養老機構管理と運営実務』(南開大学出版社、2013))
- ・刘翠霄 (編著). 中华人民共和国社会保障法治史 1949—2011 [M]. 北京: 商务印书馆, 2014. (劉翠霄 (編著) 『中華人民共和国社会保障法治の歴史 1949—2011』(商務印書館、2014))
- ・黎建飞 (主編). 社会保障法第 4 版 [M]. 北京: 中国人民大学出版社, 2011. (黎建飛 (主編) 『社会保障法第 4 版』(中国人民大学出版社、2011))
- ・张开云, 陈雷 (主編). 社会保障学导论 [M]. 广州: 暨南大学出版社, 2012. (張開雲=陳雷 (主編) 『社会保障導論』(暨南大学出版社、2012))
- ・中华人民共和国国家统计局编. 中国统计年鉴 2020 [M]. 北京: 中国统计出版社, 2020. (中華人民共和国国家統計局 (編) 『中国統計年鑑』(中国統計出版社、2020))

(介護保険)

- ・陈诚诚. 德日韩长期护理保险制度比较研究 [M]. 北京: 中国劳动社会保障出版社, 2016. (陳誠誠 『独日韓の介護保険制度の比較研究』(中国労働社会保障出版社、2016))
- ・戴卫东. OECD 国家长期护理保险制度研究 [M]. 北京: 中国社会科学出版社, 2015. (戴卫东 『OECD 各国介護保険制度の研究』(中国社会科学出版社、2015))
- ・荆涛. 长期护理保险理论与实践研究: 聚焦老龄人口长期照料问题 [M]. 北京: 对外经济贸易大学出版社, 2015. (荆涛 『介護保険における理論と実践の研究: 高齢者の介護問題を焦

点として』(対外経済貿易大学出版社、2015))

・刘金涛. 老年人长期护理保险制度研究 [M]. 北京:科学出版社, 2014. (劉金濤『高齢者の介護保険制度における研究』(科学出版社、2014))

*論文

(社会保障全体・養老保障)

・白梅. 农村养老现状调研报告—以甘肃省天水市张家川镇研究为例 [J]. 阜阳职业技术学院学报, 2016 (27-1): 78-80. (白梅「農村の養老の現状調査報告—甘肅省天水市張家川鎮の研究を例として」阜陽職業技術学院学報 27 卷 1 号 (2016) 78-80 頁)

・边卫军. 探究我国农村养老困境及优化模式 [J]. 农村经济与科技, 2017 (420): 174-182. (辺衛軍「中国の農村の養老をめぐる窮地およびその改善のモデルを探る」農村経済と科技 420 号 (2017) 174-182 頁)

・崔恒展, 李宗华. 老龄化背景下的养老内容研究 [J]. 山东社会科学, 2012 (200): 29-35. (崔恒展=李宗華「高齢化の背景での養老の内容の研究」山東社会科学 200 号 (2012) 29-35 頁)

・胡婉. 我国智能养老模式的构建及路径选择 [J]. 山西经济管理干部学院学报, 2018 (26-4): 60-63 頁 (胡婉「中国の人工知能を活用した養老の構築および構築方法の選択」山西经济管理幹部学院学報第 26 卷 4 号 (2018) 60-63 頁)

・丘志乔, 胡丹纓. 澳门养老福利制度特色及其启示 [J]. 政法学刊, 2016 (33-3): 27-34. (丘志喬=胡丹纓「澳門の養老福祉制度の特徴およびその示唆」政法学刊 33 卷 3 号 (2016) 27-34 頁)

・全国老龄办. 2016 年全国“十大老龄新闻” [J]. 中国社会工作, 2017 (1): 6-7. (全国老龄办「2016 年の全国の十大高齢に関するニュース」中国社会工作 2017 年の 1 号 (2017) 6-7 頁)

・王章安. 机构养老服务标准体系的研究现状与展望 [J]. 中国老年学杂志, 2015 (35): 2864-2867. (王章安「高齢者向け施設サービスの基準の体系に関する研究と展望」中国老年学雑誌 35 卷 (2015) 2864-2867 頁)

・赵雪伶. 北京市养老护理员的专业化程度研究 [D]. 北京:首都经济贸易大学, 2015. (趙雪伶「北京市の養老護理員の専門化の程度についての研究」首都經濟貿易大学 (2015) [修士論文])

・郑功成. 习近平民生思想: 时代背景与理论特质 [J]. 社会保障评论, 2018 (7): 3-21. (鄭

功成「習近平の民生に関する思想：時代背景および理論の特質」社会保障評論 7 号（2018）
3-21 頁）

（介護保障の全体像）

・馬広博. 多支柱長期護理社会保障體系構建研究 [J]. 吉林工商學院學報, 2018 (34-4) :
82-97. (馬広博「複数の柱をもつ介護に関する社会保障システムの構築への研究」吉林工商
學院學報 34 卷 4 号 (2018) 82-97 頁)

・宋知行. 家进社退, 还是社进家退? 一家庭与社会长期照护的沿革与协调发展 [J]. 决策与
信息, 2020 (527) : 57-63. (宋知行「家族進社会退か、あるいは、社会進家族退か—家族・
社会の介護に関する沿革とそれらの調和を図る発展」决策と情報 527 号 (2020) 57-63 頁)

・周堅, 韦一晨, 丁龙华. 老年长期護理制度模式的國際比較及其啟示 [J]. 社会保障研究, 2018
(3) : 92-101. (周堅=韋一晨=丁龍華「高齢者の介護制度のモデルに関する国際比較とそ
の示唆」社会保障研究 2018 年の 3 号 (2018) 92-101 頁)

（介護ニーズ）

・劉定剛, 王淨, 蔣月萍, 況瑩瑩. 重慶市城市养老机构失能、半失能老年群体长期照護現狀 [J].
中國老年學雜誌, 2020 (40) : 431-433. (劉定剛=王淨=蔣月萍=況瑩瑩「重慶市の高齡者
向け施設における自立できないあるいは部分的に自立できない高齡者の介護の現狀」中國
老年學雜誌 40 卷 (2020) 431-433 頁)

・劉濤, 俞潔毅, 朱水華, 蔣華. 農村失能老年人長期照護供給與需求研究 [J]. 護理研究,
2020 (34-22) : 4118-4121. (劉濤=俞潔毅=朱水華=蔣華「農村の自立できない高齡者の介
護ニーズとその供給に関する研究」護理研究 34 卷 22 号 (2020) 4118-4121 頁)

・劉昱瑩, 麻倩, 井坤娟. 失能老年人長期照護需求及影響因素研究進展 [J]. 醫學研究與教
育, 2019 (36-1) : 58-62. (劉昱瑩=麻倩=井坤娟「自立できない高齡者の介護ニーズおよ
びそれに影響を及ぼす要素に関する研究の進展」醫學研究と教育 36 卷 1 号 (2019) 58-62
頁)

・劉姪莉, 汪曾子, 邱增輝, 彭双双, 蔣祿. 空巢失能老人長期照料現狀及影響因素—基于中國老
年健康影響因素跟蹤調查 [J]. 中國老年學雜誌, 2019 (39) : 5833-5836. (劉姪莉=汪曾子
=邱增輝=彭双双=蔣祿「身寄りのないかつ自立できない高齡者の介護の現狀およびそれ
に影響を及ぼす要素—中國の高齡者の健康に影響を及ぼす要素の追跡調査に基づいて」中

国老年学雑誌 39 卷 (2019) 5833-5836 頁)

- ・宋平, 刘晓颖, 刘小溪, 曲鹏玮, 柳韦华. 社区失能老年人长期照护需求的调查研究 [J]. 护理研究, 2019 (33-3): 381-385. (宋平=劉曉穎=劉小溪=曲鵬禕=柳韋華「社区の自立できない高齢者の介護ニーズに対する調査研究」護理研究 33 卷 3 号 (2019) 381-385 頁)
- ・苏群, 彭斌霞. 我国失能老人的长期照料需求与供给分析 [J]. 社会保障研究, 2014 (5): 17-23. (蘇群=彭斌霞「中国の自立できない高齢者の介護ニーズとその供給に関する分析」社会保障研究 2014 年の 5 号 (2014) 17-23 頁)
- ・王慧. 城市失能老人长期照护服务问题研究—以长沙市为例[D]. 湖南: 湖南师范大学, 2012. (王慧「都市部の自立できない高齢者の介護サービスに関する問題の研究—長沙市を例として」湖南師範大学 (2012) [修士論文])
- ・王金冬, 刘予玲, 李树雯. 独生子女家庭失能老年人的长期护理需求 [J]. 中国老年学杂志, 2013 (33): 1620-1622. (王金冬=劉予玲=李樹雯「一人っ子家庭の自立できない高齢者の介護ニーズ」中国老年学雑誌 33 号 (2013) 1620-1622 頁)
- ・赵元萍, 杨茹侠, 胡大洋, 严娟, 韩凤, 励建安, 刘洪波, 谢红. 老年人失能现状—依据长期照护保险的失能评估 [J]. 中国老年学杂志, 2020 (40): 416-419. (趙元萍=楊茹俠=胡大洋=嚴娟=韓鳳=勵建安=劉洪波=謝紅「自立できない高齢者の現状—介護保険の自立の度合いに関する評価基準に基づいて」中国老年学雑誌 40 号 (2020) 416-419 頁)

(介護保険)

- ・戴卫东. 商业长期护理保险的全球趋势及其思考 [J]. 中国医疗保险, 2016 (10): 64-68. (戴卫东「私的な介護保険の世界情勢およびその検討」中国医療保険 2016 年の 10 号 (2016) 64-68 頁)
- ・刘欢. 中国长期护理社会保险制度的功能定位、价值理念与实施路径 [J]. 求实, 2021 (1): 46-58 頁 (劉歡「中国の介護保険制度の機能、理念および実施の方法」求实 2021 年の 1 号 (2021) 46-58 頁)
- ・刘文, 王若颖. 我国试点城市长期护理保险筹资效率研究—基于 14 个试点城市的实证分析 [J]. 西北人口, 2020 (5): 29-45 頁 (劉文=王若穎「中国のパイロット都市における介護保険の資金調達効率に関する研究—14 のパイロット都市の実証分析」西北人口 2020 年の 5 号 (2020) 29-45 頁)
- ・吕学静. 日本长期护理保险制度最新改革的启示 [J]. 中国人力资源社会保障, 2016 (4):

23-25 頁 (呂学静「日本の介護保険制度における最新の改革から得られる示唆」中国人力資源社会保障 2016 年の 4 号 (2016) 23-25 頁)

- ・孙敬华. 我国长期护理保险制度试点:现状、问题及对策—以青岛市为例[J]. 法治·社会, 2020 (170) : 81-87 頁 (孫敬華「中国の介護保険制度のパイロット都市:現状、問題と対策—青島市を例として」法治・社会 170 号 (2020) 81-87 頁)
- ・钟仁耀, 宋雪程. 中国长期基本照护保险制度框架设计研究 [J]. 新疆师范大学学报, 2017 (38-1) : 99-107. (鐘仁耀=宋雪程「中国介護保険制度の枠組みの設計に関する研究」新疆師範大学学报 38 卷 1 号 (2017) 99-107 頁)
- ・左菁. 我国老年护理法律保障机制研究—基于长期护理保险制度实践 [J]. 法制博览, 2020 (2) : 1-5. (左菁「中国の高齢者介護に関する法的保障の仕組みの研究—介護保険制度の実践に基づいて」法制博覧 2020 年の 2 号 (2020) 1-5 頁)

(介護サービス)

- ・丁一. 我国失能老人长期照护模式构建研究[D]. 北京:首都经济贸易大学, 2014. (丁一「中国の自立できない高齢者の介護サービスの提供モデルを構築する研究」首都経済貿易大学 (2014) [博士論文])
- ・李艳, 黄永霞, 赵爱平. 上海市社区失能老人家庭主要照顾者焦虑与抑郁情绪现况调查及影响因素分析 [J]. 护理研究, 2019 (33-1) : 91-96. (李艶=黄永霞=趙愛平「上海市の社区における自立できない高齢者の家庭内での介護提供者の不安とうつの状態に対する現状調査とそれに影響を及ぼす要素の分析」護理研究 33 卷 1 号 (2019) 91-96 頁)
- ・张明锁, 米粟. 农村家庭老年照护行为及其影响因素研究 [J]. 河南社会科学, 2018 (26-1) : 120-124. (張明鎖=米粟「農村の家庭における高齢者に介護を提供する行為とそれに影響を及ぼす要素の研究」河南社会科学 26 卷 1 号 (2018) 120-124 頁)
- ・张雅伟. 城市社区居家失能老人长期照护服务研究[D]. 上海:上海师范大学, 2017. (張雅偉「都市部の社区における在宅の自立できない高齢者に対する介護サービスの研究」上海師範大学 (2017) [修士論文])

* 法規・政策 (時間順)

(五ヵ年計画)

- ・《中华人民共和国国民经济和社会发展第十个五年计划纲要》 (「第十次五ヵ年計画」)

- ・《中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要》（「第十一次五ヵ年計画」）
- ・《中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要》（「第十二次五ヵ年計画」）
- ・《中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要》（「第十三次五ヵ年計画」）

（中国共産党中央委員会の高齢に関する公文書）

- ・《中共中央、国务院关于加强老龄工作的决定》（中发〔2000〕13号）（中国共産党中央委員会、国務院が公布した「高齢事業の強化に関する決定（中発〔2000〕13号）」）
- ・《国家积极应对人口老龄化中长期规划》（2019年11月に、中国共産党中央委員会、国務院が公布した「積極的に高齢化に対応する国の中長期計画」）

（高齢事業）

- ・关于印发《中国老龄工作七年发展纲要（1994-2000年）》的通知（1994年12月14日に、元国家計画生育委員会、元労働部、民政部等が公布した「『中国高齢事業七年発展要綱（1994-2000）』の発行に関する通知」）
- ・国务院关于印发中国老龄事业发展“十五”计划纲要的通知（国发〔2001〕26号）（2001年7月22日に、国務院が公布した「第十次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画要綱の発行に関する通知（2001-2005、国発〔2001〕26号）」）
- ・关于印发《中国老龄事业发展“十一五”规划》的通知（全国老龄委发〔2006〕7号）（2006年8月16日に、全国高齢事業委員会が公布した「『第十一次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画（2006-2010）』の発行に関する通知（全国高齢委発〔2006〕7号）」）
- ・国务院关于印发中国老龄事业发展“十二五”规划的通知（国发〔2011〕28号）（2011年9月17日に、国務院が公布した「第十二次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画の発行に関する通知（2011-2015、国発〔2011〕28号）」）
- ・国务院关于印发“十三五”国家老龄事业发展和养老体系建设规划的通知（国发〔2017〕13号）（2017年2月28日に、国務院が公布した「第十三次五ヵ年計画における中国の高齢事業の発展計画および高齢者向けシステムの建設計画の発行に関する通知（2016-2020、国発〔2017〕13号）」）

（介護保障）

- ・ 人力资源社会保障部办公厅关于开展长期护理保险制度试点的指导意见（人社厅发〔2016〕80号）（2016年6月27日に、人的資源社会保障部弁公庁が公布した「介護保険制度のパイロット都市に関するの指導意見（人社庁発〔2016〕80号）」）
- ・ 关于制定和实施老年人照顾服务项目的意见（国办发〔2017〕52号）（2017年6月6日に、國務院弁公室が公布した「高齢者の介護サービスの項目を制定し実施することに関する意見（国弁発〔2017〕52号）」）
- ・ 关于扩大长期护理保险制度试点的指导意见（医保发〔2020〕37号）（2020年9月10日に、国家医保局と財政部が公布した「介護保険制度のパイロット都市に関する指導意見（医保発〔2020〕37号）」）

（その他）

- ・ 关于全面推进居家养老服务工作的意见（全国老龄办〔2008〕4号）（2008年1月29日に、全国高齢事業委員会弁公室、民政部等が公布した「高齢者向け在宅サービスを全面的に推進することに関する意見（全国老龄弁発〔2008〕4号）」）
- ・ 国务院办公厅关于印发社会养老服务体系规划（2011-2015年）的通知（国办发〔2011〕60号）（2011年12月16日に、國務院弁公庁が公布した「高齢者向け社会サービスシステムを構築する計画（2011-2015）（国弁発〔2011〕60号）」）
- ・ 养老机构设立许可办法（民政部令第48号）（2013年6月28日に、民政部が公布した「高齢者向け施設の設立許可に関する方法（民政部令第48号）」、2015年改正、2019年に廃止）
- ・ 养老机构管理办法（民政部令第49号）（2013年6月28日に、民政部が公布した「高齢者向け施設の管理方法（民政部令第49号）」、2020年の「高齢者向け施設の管理方法（民政部令第66号）」に改正された）
- ・ 关于促进健康服务业发展的若干意见（国发〔2013〕40号）（2013年9月28日に、國務院が公布した「健康サービス業の発展を促進することに関する若干の意見（国発〔2013〕40号）」）
- ・ 《关于加快推进健康与养老服务工程建设的通知》（发改投资〔2014〕2091号）（2014年9月12日に、国家發展改革委員会、民政部等が公布した「健康と高齢者向けサービスの結合を推進することに関する通知（发改投資〔2014〕2091号）」）
- ・ 民政部关于贯彻落实新修改的《中华人民共和国老年人权益保障法》的通知（民函〔2019〕

1号) (2019年1月7日に、民政部が公布した「『高齢者權益保障法』の改正を徹底することに関する民政部の通知(民函〔2019〕1号)」)

・国务院办公厅关于推进养老服务发展的意见(国办发〔2019〕5号)(2019年3月29日に國務院弁公庁が公布した「國務院弁公庁の高齡者向けサービスの發展を推進することに関する意見(国弁發〔2019〕5号)」)

・《养老护理员国家职业技能标准(2019年版)》(2019年9月25日に、人的資源社会保障部と民政部が公布した「養老護理員国家職業技能標準(2019)」(2002年制定、2011年改正、2019年改正によって現行制度))

・养老机构管理办法(民政部令第66号)(2020年9月1日に、民政部が公布した「高齡者向け施設の管理方法(民政部令第66号)」、2013年の「高齡者向け施設の管理方法(民政部令第49号)から改正されたもの)

(日本語)

* 著書

- ・天兒慧ほか『岩波現代中国事典』(岩波書店、1999)
- ・沈潔(編著)『中華圈の高齡者福祉と介護：中国・香港・台湾』(ミネルヴァ書房、2007)
- ・多田英範(編)『現代中国の社会保障制度』(流通経済大学出版社、2004)
- ・増田雅暢(編著)『世界の介護保障』(法律文化社、第二版、2014)
- ・若林敬子『中国 人口超大国のゆくえ』(岩波書店、1994)(一人っ子政策の詳しい説明あり)

* 論文

- ・石田路子「中国における高齡者介護サービスの現状と課題」城西国際大学紀要 21 卷 4 号 (2013) 1-29 頁
- ・王文亮「中国における介護保険制度の試験的導入」週刊社会保障 2900 号 (2016) 54-59 頁
- ・王文亮「中国における介護保険制度の試験的実施の背景について」金城学院大学人文・社会科学研究所紀要 23 卷 (2019) 15-29 頁
- ・岡室美恵子「中国における介護保険制度導入に関する初期的考察」千葉経済論叢 53 号 (2015) 39-53 頁
- ・韓君玲「中国における高齡者介護システムの現状と課題」社会保障法研究 11 号 (2020)

25-36 頁

- ・片山ゆき「国際経済 中国の『2025年問題』：13億人の医療・介護保険制度のゆくえ」金融財政 business:時事トップ・コンフィデンシャル+10504号（2015）4-8頁
- ・畢麗傑「中国都市部における高齢者介護の社会化—北京市と上海市の事例研究を通じて」立命館国際研究 23 卷 1 号（2010.6）131-152 頁
- ・畢麗傑「中国都市部における公的介護保険制度創設の可能性—ドイツ・日本・韓国の介護保険制度の比較を通して」立命館国際研究 23 卷 3 号（2011）599-621 頁
- ・呉紅敏「海外研究 中国介護保障制度の現状と課題(上)」週刊社会保障 2409 号（2006）54～57 頁
- ・呉紅敏「海外研究 中国介護保障制度の現状と課題(下)」週刊社会保障 2410 号（2006）54-57 頁
- ・城本るみ「中国の高齢者福祉施設の運営—上海市における社会福利院の事例」人文社会論叢（社会科学篇）14 号（2005）39-61 頁
- ・徐栄「中国の高齢者福祉入所施設のあり方に関する研究」評論・社会科学 91 号（2010）107-126 頁
- ・許福子「中国・大連市における在宅介護サービスの現状と課題—主として中国の社区福祉サービスの展開に関連して」東北福祉大学研究紀要 31 卷（2007）83-100 頁
- ・沈潔「介護サービス社会化の動向から見る中国の社会保障改革」週刊社会保障 2687 号（2012）44-49 頁
- ・沈潔「中国における介護保険制度の創設を巡って—政策の動向と政策的な要因の整理—」日本女子大学人間社会学部紀要 27 号（2016）13-21 頁
- ・沈潔「中国版『介護保険制度』の構想を読み取る」週刊社会保障 2948 号（2017）50-55 頁
- ・大和三重「中国における高齢者介護のゆくえ—蘇州市の事例から」関西学院大学社会学部紀要 97 号（2004）57-70 頁
- ・趙偉偉「中国の社区における高齢者ケア—介護保険制度の可能性についての—考察」保健の科学 47 卷 8 号（2005）584-588 頁
- ・陳引弟「中国大都市部における介護職養成の現状と課題：大連市の実態調査を通して」総合社会福祉研究 41 号（2012）168-181 頁
- ・方蘇春=富川拓=野本茂他「中国における高齢者福祉の現状に関する—考察」聖泉論叢 18

号 (2010) 15-23 頁

・矢野聡「中国における高齢化と介護福祉政策の課題」政経研究 42 卷 2 号 (2005) 223-281 頁

・吉池由美子「中国介護市場 高齢者人口が 3.3 億人となる中国 介護保険制度導入が鍵」エコノミスト 90 卷 38 号 (2012) 80-81 頁

＜高齢者權益保障法＞

○中国語

* 著書

(高齢者權益保障法の解釈等)

・曹健, 王云斌. 老年人權益保障法律制度比較研究 [M]. 北京: 中国政法大学出版社, 2012.

(曹健=王雲斌『高齢者權益保障法律制度の比較研究』(中国政法大学出版社、2012))

・国際欧亚科学院中国科学中心等編. 中国城市狀況報告 2016-2017 全球視野与中国实践-谋划城市的未来 [M]. 北京: 中国建筑工业出版社, 2017. (国際欧亚科学院編『中国の都市の現状報告 2016-2017 世界における中国の実践-都市の未来を図る』(中国建筑工業出版社、2017))

・何永堅編. 中華人民共和國老年人權益保障法釋義及適用指南 [M]. 北京: 中国法制出版社, 2013. (何永堅編『中華人民共和國高齢者權益保障法の解釈及び適用のガイドライン』(社会科学文献出版社、2013))

・李濤. 我国人口老龄化问题的法律应对研究 [M]. 武汉: 武汉大学出版社, 2017. (李濤『中国の高齢化問題への法的対応に関する研究』(武漢大学出版社、2017))

・林琳. 国际法语境下老年人權益保障法研究 [M]. 北京: 中国水利水电出版社, 2017. (林琳『国際法の文脈での高齢者權益保障法の研究』(中国水利水电出版社、2017))

・麦銳. 中華人民共和國老年人權益保障法注釋本 [M]. 北京: 法律出版社, 2014. (麦銳『中華人民共和國高齢者權益保障法注釋付きバージョン』(法律出版社、2014))

・人大内司委内務室等編著. 中華人民共和國老年人權益保障法讀本 [M]. 北京: 華齡出版社,

2013. (全国人民代表大会内務司法委員会内務室他(編著)『中華人民共和国高齢者權益保障法の読本』(華齡出版社、2013))

・田敬科, 张同春主編. 中華人民共和国老年人權益保障法释义 [M]. 北京: 華齡出版社, 1997.

(田敬科=張同春編『中華人民共和国高齢者權益保障法の解釈』(華齡出版社、1997))

・肖金明. 老年人權益保障立法研究 [M]. 山东: 山东大学出版社, 2015. (肖金明『高齢者權益保障立法の研究』(山東大学出版社、2015))

・张同春等著. 老年人權益保障法講座 [M]. 北京: 教育科学出版社, 1997. (張同春『高齢者權益保障法の講座』(教育科学出版社、1997))

・周俊業, 潘祐周編著. 老年人權益保障法問答 [M]. 北京: 群众出版社, 1998. (周俊業=潘祐周編著『高齢者權益保障法のQ&A』(群众出版社、1998))

(權益・養老保障)

・刘玉民. 老年人權益保护 [M]. 北京: 中国民主法制出版社, 2015. (劉玉民『高齢者の權益保護』(中国民主法制出版社、2015))

・七五普法图书中心. 公民维权案例读本 [M]. 北京: 中国法制出版社, 2016. (第七次五ヵ年計画による法律普及センター『国民の権利擁護のケース読本』(中国法制出版社、2016))

・杨波. 老年人养老维权案例大讲堂 [M]. 北京: 中国法制出版社, 2016. (楊波『高齢者の養老に関する権利擁護のケース大講座』(中国法制出版社、2016))

・曾庆敏. 老年人權益保障与社会发展 [M]. 北京: 社会科学文献出版社, 2008. (曾慶敏『高齢者權益保障と社会発展』(社会科学文献出版社、2008))

* 論文

(立法・法改正)

・阿計. 替天行道: 中国为老年人立法 [J]. 政府法制, 1996 (11): 7-13. (阿計「天に代わって道を行う: 中国は高齢者のために立法している」政府法制 1996年の11号(1996) 7-13頁)

・曹海苓, 张若开. 日本养老服务法律建设对中国的启示 [J]. 赤峰学院学报(汉文哲学社会科学版), 2018 (39-7): 20-22. (曹海苓=張若開「日本の養老サービスを規定する法律の制定の中国への示唆」赤峰学院学报第39卷7号(2018) 20-22頁)

・黄薇. 发展老年事业保障老年人合法权益的重要法律—《中华人民共和国老年人權益保障

法》简介 [J]. 人大工作通讯, 1996 (21) : 10-12. (黄薇「高齢者事業の発展および高齢者の合法的な權益を保障する重要な法律—『中華人民共和国高齢者權益保障法』の簡単紹介」人大工作報道 1996 年の 21 号 (1996) 10-12 頁)

・孔繁华. 我国《老年人權益保障法》基本原则解析 [J]. 暨南学报 (哲学社会科学版), 2011 (3) : 82-87. (孔繁華「我が国の『高齢者權益保障法』の基本原則の解析」暨南学报 2011 年の 3 号 (2011) 82-87 頁)

・刘传江. 中国人口老龄化前景与对策专家研讨会综述 [J]. 社会学研究, 1993 (6) : 108-110. (劉伝江「中国の人口高齢化の将来と対策の専門家の検討会に関する要約」社会学研究 1993 年の 6 号 (1993) 108-110 頁)

・孟连崑. 关于《中华人民共和国老年人權益保障法 (草案)》的说明 [EB/OL]. [2020-02-21]. http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1996-06/28/content_1479991.htm. (孟連崑「『中華人民共和国高齢者權益保障法 (草案)』に関する説明」全国人民代表大会 HP <http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1996-06/28/content_1479991.htm> (2020. 2. 21 参照))

・屈野. 论老年人合法权益的保护 [J]. 现代法学, 1995 (6) : 78-80. (屈野「高齢者の合法的な權益の保護を論じて」現代法学 1995 年の 6 号 (1995) 78-80 頁)

・徐周同. 银色浪潮: 中国世纪之交冲击波一写在《老年人權益保障法》实施之际 [J]. 社会工作, 1996 (5) : 7-10. (徐周同「銀色の浪: 中国の世紀の変わり目の衝撃は—『高齢者權益保障法』の実施の際に書く」社会工作 1996 年の 5 号 (1996) 7-10 頁)

・相自成. 人口老龄化及其法律对策—评中国第一部《老年人權益保障法》[J]. 中国法律, 1996 (4) : 12-13. (相自成「人口高齢化およびその法的対策—中国最初の『高齢者權益保障法』を評価して」中国法律 1996 年の 4 号 (1996) 12-13 頁)

・杨文忠. 实施老年人權益保障法应注意的几个问题 [J]. 河北法学, 1997 (2) : 41-44. (楊文忠「高齢者權益保障法の実施に当たって注意すべき若干の問題」河北法学 1997 年の 2 号 (1997) 41-44 頁)

・于鸿, 程颖, 张志刚. 关于侵害老年人合法权益案件的分析 [J]. 当代法学, 2002 (8) : 140-141. (于鴻=程穎=張志剛「高齢者の合法的な權益を侵害する案件に関する分析」当代法学 2002 年の 8 号 (2002) 140-141 頁)

・曾庆敏. 《老年人權益保障法》应予以修正 [J]. 法学杂志 (立法研究), 2004 (25) : 14-16. (曾慶敏「『高齢者權益保障法』を修正すべし」法学雑誌 25 卷 (2004) 14-16 頁)

・张学忠. 关于《中华人民共和国老年人权益保障法（修订草案）》的说明[EB/OL]. (2015-12-28) [2020-02-13]. http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2015-12/28/content_1957520.htm. (張学忠「『中華人民共和国高齢者權益保障法（修訂草案）』に関する説明」全国人民代表大会 HP <http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2015-12/28/content_1957520.htm > (2020. 2. 13 参照))

・郑春贤. 我国《老年人权益保障法》修订若干问题思考 [J]. 北京劳动保障职业学院学报, 2012 (6-4) : 11-14. (鄭春賢「我が国の『高齢者權益保障法』の修訂に関する若干の問題の思考」北京労働保障職業学院学報第6巻4号(2012) 11-14頁)

(高齢者をめぐる法体系等)

・李春斌. 人口老龄化的法律应对-以老年法学的立法模式和体系构建为中心 [J]. 甘肃社会科学, 2011 (2) : 150-153. (李春斌「人口高齢化の法的対応—高齢者をめぐる法学の立法モデルおよび体系の構築を中心に」甘肅社会科学 2011 年の 2 号 (2011) 150—153 頁)

・李金杏. 完善保护老年人权益的法制体系—以建立老年精神赡养法律制度为视角 [J]. 财经政法资讯, 2014 (2) : 61-65. (李金杏「高齢者の權益を保護する法制度の体系を完備する—高齢者をめぐる精神扶養の法制度の構築を視点として」財經政法情報 2014 年の 2 号 (2014) 61-65 頁)

・李晓农. 我国的老龄权益保障法律体系 [J]. 中国卫生法制, 2019 (27-1) : 10-13. (李曉農「中国の高齡權益保障の法体系」中国衛生法制第27巻2号(2019) 10—13頁)

・马云桥. 浅谈我国古今养老法律制度的差异 [J]. 法学研究, 2015 (12) : 5-6. (馬雲橋「中国の養老に関する法制度の歴史的な差異」法学研究 2015 年の 12 号 (2015) 5-6 頁)

・孙娟娟. 关于老龄法学学科建设若干问题的探讨 [J]. 老龄科学研究, 2014 (2-9) : 3-11. (孫娟娟「高齢者をめぐる法学という学問の構築に関する若干の課題の検討」老年科学研究 2 巻 2 号 (2014) 3-11 頁)

・汪地彻. 中国老龄法变迁论 [J]. 河南科技大学学报 (社会科学版), 2017 (35-4) : 95-101. (汪地徹「中国の高齡者をめぐる法制度の変遷論」河南科技大学学報 35 巻 4 号 (2017) 95-101 頁)

・王文军, 刘云, 潘重阳. 中国老龄法制体系构建论纲 [J]. 大连海事大学学报 (社会科学版), 2013 (12-3) : 49-53. (王文軍=劉雲=潘重陽「中国の高齡者をめぐる法制度の体系の構築

を論ずる大綱」大連海事大学学报 12 卷 3 号 (2013) 49-53 頁)

・肖辉, 孙文胜. 构建我国老年法学学科和老年法体系初探 [J]. 河北法学, 2017 (35-1) : 107-118. (肖辉=孫文勝「我が国における高齢者をめぐる法学の学問および高齢者をめぐる法体系の構築の試み」河北法学 35 卷 1 号 (2017) 107-118 頁)

・肖金明. 构建完善的中国特色老年法制体系 [J]. 法学论坛, 2013 (147) : 27-35. (肖金明「完備の中国的の高齢者をめぐる法体系の試み」法学論壇 147 号 (2013) 27-35 頁)

・晏英. 日本老年人权益保障的法律体系及其启示 [J]. 中共山西省委党校学报, 2017 (10) : 91-94. (晏英「日本における高齢者權益保障の法体系およびその示唆」中華人民共和國共產黨山西省委員會黨校學報 2017 年の 10 号 (2017) 91-94 頁)

(權益・養老保障)

・陈玮. 社区居家养老服务问题的法律思考 [J]. 山西农经, 2016 (5) : 101-103. (陳玮「社區における在宅養老サービスの問題に対する法的な検討」山西農經 2016 年の 5 号 (2016) 101-103 頁)

・崔恒展, 刘雪. 中国养老制度运行中的政府职责完善研究 [J]. 山东社会科学, 2018 (276) : 73-82. (崔恒展=劉雪「中国の養老制度の運営における政府責任の完備に関する研究」山東社会科学 276 号 (2018) 73-82 頁)

・高弘. 人口老齡化的立法思考 [J]. 法制博覽, 2015 (2) : 135-137. (高弘「人口高齡化の立法をめぐって」法制博覽 2015 年の 2 号 (2015) 135-137 頁)

・高留志, 李昇. 失独老人照顾责任分担制度的构建及立法完善 [J]. 洛阳理工学院学报(社会科学版), 2020 (35-3) : 30-35. (高留志=李昇「自立できない独居の高齢者に対する介護の責任分担制度の構築およびその立法の完備」洛陽理工學院學報 (社会科学版) 35 卷 3 号 (2020) 30-35 頁)

・韩慧珍. 农村空巢老人养老问题研究-以河南新蔡县为例 [J]. 柳州职业技术学院学报, 2019 (19-6) : 5-9. (韓慧珍「農村部の家族と別居する老人の養老問題に関する研究-河南省新蔡縣を例として」柳州專門技術學院學報 19 卷 6 号 (2019) 5-9 頁)

・黄颖. 我国老年人法律权益保障研究 [J]. 法制与社会, 2020 (10) : 120-121. (黃穎「中国の高齡者の法的な權益の保障に関する研究」法制と社会 2020 年の 10 号 (2020) 120-121 頁)

・靳豆豆. 农村老年权益保护路径探索 [J]. 法制博覽, 2016 (5) : 141-143. (靳豆豆「農村

の高齢者の権益保護のツールを探る」法制博覧 2016 年の 5 号 (2016) 141-143 頁)

・李超. 完善法律政策体系保障老年人合法权益 [J]. 中国社会工作, 2017 (8) : 36-37. (李超「法律と政策の体系を完備し高齢者の合法的な権益を保障する」中国社会工作 2017 年の第 8 号 (2017) 36-37 頁)

・李春斌, 林福辰. 论积极老龄化视域下的老年人权利保障 [J]. 辽宁师范大学学报 (社会科学版), 2016 (39-2) : 21-25. (李春斌=林福辰「積極的な高齢化の視点から高齢者の権利保障を論じる」遼寧師範大学学報 (社会科学版) 39 卷 2 号 (2016) 21-25 頁)

・李欣. “家庭养老”保障论—以亲属法之保障为视角 [J]. 河北法学, 2011 (8) : 111-119. (李欣『『家族養老』保障論——親族法における保障の視点から』河北法学 2011 年の第 8 号 (2011) 111-119 頁)

・梁中堂, 翟胜明. 试论老年人的合法权益问题 [J]. 理论探索, 1995 (1) : 39-42. (梁中堂=翟勝明「高齢者の合法的な権益の問題の試論」理論探索 1995 年の 1 号 (1995) 39-42 頁)

・梁中堂, 翟胜明. 试论老年人的权益保障问题 [J]. 中国人口科学, 1996 (4) : 46-49. (梁中堂=翟勝明「高齢者の権益保障の問題を試論する」中国人口科学 1996 年の 4 号 (1996) 46-49 頁)

・刘灵芝. 论公民养老权的可诉性 [J]. 河北法学, 2011 (29-6) : 55-63. (劉靈芝「公民の養老権の権利性を論じる」河北法学 29 卷 6 号 (2011) 55-63 頁)

・刘灵芝. 我国宪法中的公民养老权及其意义 [J]. 世纪桥, 2011 (220) : 56-57. (劉靈芝「中国の憲法における公民の養老権およびその意義」世紀橋 220 号 (2011) 56-57 頁)

・任俊琳, 周彩林. 山西省养老服务立法分析-基于供给侧改革理论 [J]. 中北大学学报 (社会科学版), 2019 (39-6) : 86-91. (任俊琳=周彩林「山西省養老サービスの立法の分析-供給側改革の理論に基づいて」中北大学学报 (社会科学版) 39 卷 6 号 (2019) 86-91 頁)

・谭雷. 民办养老服务领域行政监管的困境与出路 [J]. 社会福利 (理论版), 2019 (5) : 3-9. (譚雷「民間の高齢者向けサービスに対する行政管理監督の窮地と打開策」社会福祉 (理論版) 2019 年の第 5 号 (2019) 3-9 頁)

・王建军. 突出重点改进方式推动人口老龄化国情教育深入开展 [J]. 中国社会工作, 2019 (5) : 6-8. (王建军「重点を明確にしやり方を改革して高齢化をめぐる国勢の教育を促進する」中国社会工作 2019 年の 5 号 (2019) 6-8 頁)

・吴国平. 老年人权益的法律保障研究 [J]. 广州大学学报 (社会科学版), 2017 (16-3) : 28-33. (吳国平「高齢者権益の法的保障に関する研究」広州大学学报 (社会科学版) 16 卷 3 号

(2017) 28-33 頁)

- ・ 吳国平. 老年人养老权益保障法律对策研究 [J]. 河南工程学院学报 (社会科学版), 2017 (32-4) : 37-43. (吳国平「高齢者の養老の權益保障に対する政策の研究」河南工程学院学报 (社会科学版) 32 卷 4 号 (2017) 37-43 頁)
- ・ 吳国平. 失独老人养老权益保障立法研究 [J]. 社会福利, 2017 (4) : 35-39. (吳国平「頼りのない高齢者の養老の權益保障に関する立法の研究」社会福利 2017 年の 4 号 (2017) 35-39 頁)
- ・ 張玉杉. 农村“空巢老人”权益保护问题浅析 [J]. 法制博览, 2017 (5) : 142-143. (張玉杉「農村『空巢老人』の權益保護の問題の分析を試みる」法制博覧 2017 年の 5 号 (2017) 142-143 頁)

(親孝行の美德と扶養義務)

- ・ 江璐. 当前农村孝道实现的法律思考 [J]. 法制与社会, 2015 (3) : 209-210. (江璐「現在農村における親孝行の実現に対する法的な考え」法制と社会 2015 年の 3 号 (2015) 209-210 頁)
- ・ 李义. 传统孝道的现代转型及其当代价值 [J]. 河北经贸大学学报 (综合版), 2015 (15-4) : 26-29. (李義「伝統的な親孝行の現代版およびその価値」河北経貿大学学报 (総合版) 15 卷 4 号 (2015) 26-29 頁)
- ・ 喻中. 孝治的终结与法治的兴起-从《老年人权益保障法》第 17 条切入 [J]. 山东大学学报 (哲学社会科学版), 2015 (2) : 20-29. (喻中「親孝行の規範化の修了と法治の始まり—『高齢者權益保障法』第 17 条を切口として」山東大学学报 (哲学社会科学版) 2015 年の 2 号 (2015) 20-29 頁)

(扶養義務一般)

- ・ 孫碩. 贍養費糾紛的解決路徑研究 [J]. 遼寧公安司法管理幹部學院學報, 2017 (91) : 87-91. (孫碩「卑屬から尊屬への扶養費をめぐる紛争の解決手段に関する研究」遼寧公安司法管理幹部學院學報 91 号 (2017) 87-91 頁)
- ・ 楊翠迎, 馬濤. 子女贍養責任政策与立法的國際比較及对中国的启示 [J]. 社會保障研究, 2014 (5) : 81-88. (楊翠迎=馬濤「子の扶養義務に関する政策と立法の国際比較および中国に対する示唆」社会保障研究 2014 年の 5 号 (2014) 81-88 頁)

(精神的ニーズ)

- ・常冰. 探望权保障实施状况调查研究 [J]. 社会福利, 2017 (11) : 55-60. (常冰「訪問権保障の実施状況の調査研究」社会福利 2017 年の第 11 号 (2017) 55-60 頁)
- ・陈雄, 刘雪婷. 老年人精神需求立法保障研究 [J]. 南华大学学报 (社会科学版), 2019 (20-3) : 82-89. (陳雄=劉雪婷「高齢者の精神的ニーズの立法による保障の研究」南華大学学报 (社会科学版) 20 卷 3 号 (2019) 82-89 頁)
- ・冯一帆. 韩国孝文化的立法保护对我国的启示 [J]. 开封教育学院学报, 2018 (38-8) : 252-253. (馮一帆「韓国の孝の文化の保護に関する立法の中国への示唆」開封教育学院学报 38 卷 8 号 (2018) 252-253 頁)
- ・雷遥遥, 严学慧, 杨立婷, 蒋志燕. 城乡结合部空巢老人精神权益保障现状及对策 [J]. 法制与社会, 2020 (9) : 118-155. (雷遥遥=嚴学慧=楊立婷=蒋志燕「都市農村の境界にある空巢老人の精神的な權益保障の現状とその対策」法制と社会 2020 年の 9 号 (2020) 118-155 頁)
- ・李思然. 从“常回家看看”条款浅析立法的实效性和立法权限问题 [J]. 法制博览, 2016 (1) : 212-213. (李思然「『頻繁に高齢者を訪問する』条項からその立法の実効性と立法の権限の分析を試みる」法制博覧 2016 年の 1 号 (2016) 212-213 頁)
- ・吕宝庆, 张乐星. 探讨空巢老年人精神赡养的路径 [J]. 大庆社会科学, 2015 (189-2) : 90-92. (呂宝慶=張樂星「空巢老人の精神扶養の方法を探る」大慶社会科学 189 卷 2 号 (2015) 90-92 頁)
- ・王家国. “精神赡养”与中国法制的亲情伦理回归 [J]. 法学, 2015 (1) : 81-83. (王家国「精神扶養と中国の法制における家族愛と倫理の回帰」法学 2015 年の 1 号 (2015) 81-83 頁)
- ・徐春芬, 王兆良. 论我国老年人权益保障法的人文关怀 [J]. 湖南科技学院学报, 2017 (38-5) : 90-92. (徐春芬=王兆良「中国の高齢者權益保障法における人文的考慮を論じる」湖南科技学院学报 38 卷 5 号 (2017) 90-92 頁)
- ・姚明, 陈广明. “常回家看看”的困境与破局: 老年人精神赡养权益保障的实证分析 [J]. 华侨大学学报 (哲学社会科学版), 2018 (4) : 107-116. (姚明=陳広明「『常に高齢者を訪問する』の窮地と打開策-高齢者の精神扶養の權益保障の実証分析」華僑大学学报 (哲学社会科学版) 2018 年の 4 号 (2018) 107-116 頁)
- ・张娣. 论《老年人权益保障法》第十八条的不足及完善 [J]. 法制博览, 2017 (5) : 272.

(張娣『高齢者權益保障法』第18條の不足とその改善を論じる) 法制博覽 2017年の5号 (2017) 272頁)

- ・張燕. 论我国老年人精神赡养的法律规制研究 [J]. 法制博覽, 2016 (3) : 41-43. (張燕「中国の高齡者の精神扶養に関する法規への研究を論じる」法制博覽 2016年の3号 (2016) 41-43頁)
- ・周維良. 法律手段还是经济手段让年轻人“常回家看看” [J]. 经济与法, 2015 (3) : 47-50. (周維良「若者が『頻繁に高齡者を訪問する』ことをさせるのは法的な手段か経済的な手段か」経済と法 2015年の3号 (2015) 47-50頁)

(高齡者の後見制度)

- ・陳耿華. 公私法接轨視域下老年人意定監護制度研究 [J]. 安徽大學法律評論, 2014 (2) : 176-188. (陳耿華「公法と私法の交差からみる高齡者の任意後見制度の研究」安徽大學法律評論 2014年の2号 (2014) 176-188頁)
- ・丁麗文, 李夢雅. 论我国成年監護制度的發展与完善 [J]. 法律適用(個案探討), 2018 (16) : 50-54. (丁麗文=李夢雅「中国の成年後見制度の發展と完備を論じる」法律適用(ケーススタディー) 2018年の16号 (2018) 50-54頁)
- ・李家興. 我国成年意定監護制度的反思与重構—以《老年人權益保障法》第26條為視角 [J]. 法制博覽, 2017 (2) : 102-103. (李家興「中国の任意成年後見制度の反省と再構築—『高齡者權益保障法』第26條を切口として」法制博覽 2017年の2号 (2017) 102-103頁)
- ・李濤. 论我国老年人監護制度的完善—以《老年人權益保障法》第26條為中心 [J]. 江漢論壇, 2016 (12) : 126-131. (李濤「中国の成年後見制度の改善を論じる—『高齡者權益保障法』第26條を中心として」江漢論壇 2016年の12号 (2016) 126-131頁)
- ・劉慧蘭. 社区老年監護的作用及机制构建探析 [J]. 西昌學院學報(社會科學版), 2016 (28-3) : 77-81. (劉慧蘭「社区における高齡者の後見制度の機能とその仕組みの構築を探る」西昌學院學報(社會科學版) 28卷3号 (2016) 77-81頁)
- ・劉茸. 老年人意定監護合同的訂立与生效 [J]. 法制与社会, 2021 (1) : 17-19. (劉茸「高齡者の任意後見契約の締結とその効力の発生」法制与社会 2021年の1号 (2021) 17-19頁)
- ・劉陽陽. 试論民法總則中的成年人監護制度 [J]. 蕪湖職業技術學院學報, 2017 (19-2) : 10-13. (劉陽陽「民法總則における成年後見制度の試論」無湖市職業技術學院學報 19卷2号 (2017) 10-13頁)
- ・劉芸, 劉淑波, 邴菊馨. 我国老年人監護制度之反思 [J]. 長春理工大學學報(社會科學版), 2017 (30-5) : 39-43. (劉芸=劉淑波=邴菊馨「中国の高齡者の後見制度の再考」長春理工

大学学報（社会科学版）30 卷 5 号（2017）39-43 頁）

- ・秦春云. 我国老年人意定监护制度研究 [J]. 法制博览, 2015 (1) : 59-62. (秦春雲「中国の高齢者の任意後見制度の研究」法制博覧 2015 年の 1 号 (2015) 59-62 頁)
- ・王静元. 《民法总则》意定监护制度的不足与完善 [J]. 广西政法管理干部学院学报, 2018 (33-2) : 40-44. (王静元「『民法総則』における任意成年後見制度の不足と完備」広西政法管理幹部学院学報第 33 卷 2 号 (2018) 40-44 頁)
- ・邢宝东. 我国老龄化背景下成年人意定监护制度的不足及完善 [J]. 特区经济, 2019 (353) : 114-116. (邢宝東「中国の高齢化の背景における任意成年後見制度の不足と完備」特区経済 353 号 (2019) 114-116 頁)
- ・张玲玲. 成年意定监护制度的中国范式 [J]. 大连海事大学学报(社会科学版), 2018 (17-1) : 22-30. (張玲玲「任意成年後見制度の中国式」大連海事大学学报(社会科学版) 17 卷 1 号 (2018) 22-30 頁)
- ・张倩文. 我国老年人监护制度的立法研究 [J]. 理论观察, 2019 (156) : 113-115. (張倩文「中国の高齢者の後見制度の立法に関する研究」理論觀察 156 号 (2019) 113-115 頁)
- ・周湖勇. 我国老年监护制度的立法检讨与完善 [J]. 温州大学学报(社会科学版), 2016 (29-2) : 4-12. (周湖勇「中国の高齢者の後見制度の立法に関する検討とその改善」温州大学学报(社会科学版) 29 卷 2 号 (2016) 4-12 頁)

(高齢者の虐待)

- ・刘珊. 中国“虐待老人”现象、成因及对策 [J]. 中国老年学杂志, 2016 (36) : 221-223. (劉珊「中国における高齢者虐待の現象、その原因および対策」中国老年学杂志 36 卷 (2016) 221-223 頁)

(高齢者の犯罪)

- ・李应敏. 论老年人犯罪案件的特点、成因及预防对策—以近年来办理的老年人犯罪案件为样本 [J]. 公民与法, 2015 (4) : 54-57. (李应敏「高齢者の犯罪の特徴、原因および予防策—近年の高齢者の犯罪をサンプルとして」公民と法 2015 年の 4 号 (2015) 54-57 頁)
- ・王杨灿. 社区矫正实施中的老年人问题探讨 [J]. 理论观察, 2018 (141) : 79-82. (王楊燦「社区矫正实施中の高齢者の課題」理論觀察 141 号 (2018) 79-82 頁)

(高齢者向け施設の管理等)

- ・夏新华, 彭科. 新时代我国养老服务机构法治化反思 [J]. 湖南工业大学学报 (社会科学版), 2020 (25-4) : 8-16. (夏新華=彭科「新時代における中国の高齢者向け施設の法治に対する思考」湖南工業大学学報 25 卷 4 号 (2020) 8-16 頁)
- ・赵曼, 朱丽君. 取消设立许可: 养老机构事中事后监管研究 [J]. 社会保障研究, 2020 (2) : 13-19. (趙曼=朱麗君「設立許可の廃止: 高齢者向け施設の設立後の監督に関する研究」社会保障研究 2020 年の 2 号 (2020) 13-19 頁)

(高齢者權益保障法と関わる介護休暇)

- ・邓文, 王琦. “独生子女护理假” 政策执行困境与对策研究—以湖北省为例 [J]. 湖北社会科学, 2020 (10) : 57-65. (鄧文=王琦「一人っ子の介護休暇政策の実行に関する窮地とその対策—湖北省を例として」湖北社会科学 2020 年の 10 号 (2020) 57-65 頁)
- ・郭一帆. 我国子女护理休假制度问题与对策探析 [J]. 阜阳师范大学学报 (社会科学版), 2020 (194) : 120-125. (郭一帆「中国における子の介護休暇制度の問題と対策」阜陽師範大学学報 (社会科学版) 194 号 (2020) 120-125 頁)

(地方政府の高齢者權益保障法に関する条例等の立法)

- ・马丽萍, 许国英. 为老年人撑起法律保护伞—专访福建省老龄办常务副主任方少雄 [J]. 中国社会工作, 2017 (2) : 30-33. (馬麗萍=許国英「高齢者のために法律の保護を与える—福建省の高齢弁常務副主任の方少雄へのインタビュー」中国社会工作 2017 年の 2 号 (2017) 30-33 頁)
- ・王丹. 内蒙古自治区老年人权利保障制度研究—以呼伦贝尔市为例 [J]. 呼伦贝尔学院学报, 2014 (22-5) : 33-35. (王丹「内蒙古自治区の高齢者權益保障制度の研究—フルンボイル市を例として」フルンボイル学院学報 22 卷 5 号 (2014) 33-35 頁)

○日本語

- ・上坪陽「アジアの高齢者法(2)中国老人權益保障法」月刊ゆたかなくらし 257 号 (2003) 54-59 頁
- ・清水由賀「改正『高齢者權益保障法』と中国の高齢者政策——『頻繁に親元に帰れ』条項

に着目して」社学研論集 23 卷 (2014) 121-133 頁。

・賀玉辰『中国老年人權益保障法』と高齢者における社会的ネットワーク——遼寧省撫順市・都市および農村の高齢者介護に関する事例研究から——」日中社会学研究 26 号 (2018) 36-51 頁

・朴光駿「中国高齢者權益保障法 2012 年改正の内容と課題」佛教大学社会福祉学部論集 10 号 (2014) 33-47 頁。

・宮尾恵美 (海外立法情報調査室)「中国 高齢者權益保障法の改正」(2012 年改正) 国立国会図書館 HP <
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544690_po_02540209.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> (2020.2.12 参照)

・ミミ・ツォウ (橋本有生訳)「講演 中国および国際的なコンテキストにおける高齢者法の発展——人の相互関係に基づく解釈への展望——」比較法学=Comparative law review 51 卷 3 号 (2018) 87-104 頁

<その他>

○中国の法学一般

* 權益とは何か

・冯玉軍. 权力、权利和利益的博弈——我国当前城市房屋拆迁问题的法律与经济分析 [J]. 中国法学, 2007 (4) : 39-59. (馮玉軍「權力、權利と利益の戦い——現在我が国における都市の区画整理による住居の取り壊し問題に対する法的・経済的分析」中国法学 2007 年の第 4 号 (2007) 39-59 頁)

・李岩. 民事法益与权利、利益的转化关系 [J]. 社会纵横-法学探讨, 2008 (23-3) : 73-75. (李岩「民事法益と權利、利益の間の轉換」社会縦横—法学検討 23 卷 3 号 (2008) 73-75 頁)

・李炎. 侵权责任法的创权功能再思考——以权利与利益的区分保护为基点 [J]. 华侨大学学报 (哲学社会科学版), 2017 (4) : 102-128. (李炎「不法行為責任法の權利創造機能再考——權

利と利益の区別的保護を足掛かりとして」華僑大学学报（哲学社会科学版）2017年第4号（2017）102-128頁）

・王胜明主編．中华人民共和国侵权责任法解读 [M]．北京：中国法制出版社，2010．（王勝明（編）『中華人民共和國不法行為責任法解讀』（中国法制出版社、2010））

・王胜明．侵权责任法立法思考（一） [EB/OL]．（2009-12-7） [2019-06-21]. <http://old.civillaw.com.cn/article/default.asp?id=47193>．（王勝明「不法行為責任法」中国民商法律網 HP <<http://old.civillaw.com.cn/article/default.asp?id=47193>>（2019年6月21日参照））

・杨强．从权利到利益：我国劳动争议的新特点及其应对 [J]．中国劳动关系学院学报，2010（24-6）：63-67．（楊強「權利から利益へ：我が国における労働紛争の新たな特徴およびその対応策」中国労働関係学院学報 24 卷 6 号（2010）63-67 頁）

・阳庚德．侵权法对权利和利益区别保护论 [J]．政法论坛，2013（31-1）：99-106．（陽庚德「不法行為法は權利と利益を区別して保護する理論」政法論壇 31 卷 1 号（2013）99-106 頁）

・于飞．侵权法中权利与利益的区分方法 [J]．法学研究，2011（4）：104-119．（于飛「不法行為法における權利と利益を区別する方法」法学研究 2011 年第 4 号（2011）104-119 頁）

・赵修义，朱貽庭．权利、利益和权力 [J]．毛泽东邓小平理论研究，2004（5）：3-9．（趙修義＝朱貽庭「權利、利益と權力」毛沢東鄧小平理論研究 2004 年の第 5 号（2004）3-9 頁）

* 中国の法解釈の方法（法学の方法論）に関する文献

・陈瑞华．社会科学方法对法学的影响 [J]．北大法律评论，2007（8-1）：199-235．（陳瑞華「社会科学の方法の法学に対する影響」北大法律評論 8 卷 1 号（2007）199-235 頁）

・陈瑞华．从经验到理论的法学方法 [J]．法学研究，2011（6）：36-40．（陳瑞華「経験から理論への法学の方法」法学研究 2011 年の 6 号（2011）36-40 頁）

・陈瑞华，陈柏锋，侯猛，陈虎．对话陈瑞华：法学研究的第三条道路 [J]．法律和社会科学，2016（15-2）：281-322．（陳瑞華＝陳柏鋒＝侯猛＝陳虎「陳瑞華と対話：法学研究の第三の道」法律と社会科学 15 卷 2 号（2016）281-322 頁）

・陈兴良．法的解释与解释的法 [J]．法律科学，1997（4）：23-32．（陳興良「法の解釈と解釈の法」法律科学 1997 年の 4 号（1997）23-32 頁）

・范进学．论法解释的情理性与客观性 [J]．法学论坛，2002（17-6）：5-9．（範進学「法解釈の情理性と客観性を論じる」法学論壇 17 卷 6 号（2002）5-9 頁）

- ・冯果. 法解释学等传统法学方法—未来中国经济法的主流研究方法 [J]. 重庆大学学报 (社会科学版), 2008 (14-5) : 130-132. (馮果「法解釈学等伝統的な法学の方法—未来中国の経済法の主流の研究手法」重慶大学学报 14 卷 5 号 (2008) 130-132 頁)
- ・高克强. 宪法解释的目的论—兼论法律解释的目的 [J]. 湖南公安高等专科学校学报, 1999 (3) : 8-12. (高克強「憲法解釈の目的論—法律解釈の目的も論じて」湖南公安高等専科学校学报 1999 年の 3 号 (1999) 8-12 頁)
- ・焦宝乾. 西方法解释学：传统与现代的分野 [J]. 法商研究, 2004 (2) : 3-7. (焦宝乾「西洋法解釈学：伝統と現代の分野」法商研究 2004 年の 2 号 (2004) 3-7 頁)
- ・季卫东. 法解释学大有发展 [J]. 东方法学, 2011 (3) : 126-128. (季衛東「法解釈学の発展が大きい」東方法学 2011 年の 3 号 (2011) 126-128 頁)
- ・梁慧星. 法解释方法论的基本问题 [J]. 中外法学, 1993 (1) : 15-22. (梁慧星「法解釈方法論の基本問題」中外法学 1993 年の 1 号 (1993) 15-22 頁)
- ・梁慧星. 论法律解释方法 [J]. 比较法研究, 1993 (1) : 47-64. (梁慧星「法律の解釈方法を論じて」中外法学 1993 年の 1 号 (1993) 47-64 頁)
- ・凌斌. 什么是法教义学：一个法哲学追问 [J]. 中外法学, 2015 (27-1) : 224-244. (凌斌「法教義学は何：一つの法哲学の問」中外法学 27 卷 1 号 (2015) 224-244 頁)
- ・刘水林. 法学方法论研究 [J]. 法学研究, 2001 (3) : 42-54. (劉水林「法学方法論研究」法学研究 2001 年の 3 号 (2001) 42-54 頁)
- ・桑保军. 自由法运动—20 世纪法解释学的状况及启示 [J]. 兰州商学院学报, 2003 (19-3) : 93-95. (桑保軍「自由法運動—20 世紀法解釈学の状況および啓示」蘭州商学院学报 19 卷 3 号 (2003) 93-95 頁)
- ・孙海波. 论法教义学作为法学的核心—以法教义学与社科法学之争为主线 [J]. 北大法律评论, 2016 (17-1) : 201-232. (孫海波「法教義学が法学の核心であることを論じる—法教義学と社会科学法学の争いを軸として」北大法律評論 17 卷 1 号 (2016) 201-232 頁)
- ・孙笑侠. 法解释理论体系重述 [J]. 中外法学, 1995 (1) : 14-19. (孫笑俠「法解釈理論体系再論」中外法学 1995 年の 1 号 (1995) 14-19 頁)
- ・熊静波. 理解中国法解释论的三个分析框架 [J]. 法商研究, 2010 (5) : 52-58. (熊静波「中国の法解釈論を理解するための三つの分析フレーム」法商研究 2010 年の 5 号 (2010) 52-58 頁)
- ・张成敏. 法解释学与逻辑 [J]. 四川省公安管理干部学院学报, 1994 (1) : 54-57. (張成敏

「法解釈学とロジック」四川省公安管理幹部学院学報 1994 年の 1 号 (1994) 54-57 頁)

・周贇. 现实主义法学批判 [J]. 濟南大学学报, 2006 (16-1) : 85-92. (周贇「現実主義法学の批判」濟南大学学报 16 卷 1 号 (2006) 85-92 頁)

○日本語

・林修三『法令解釈の常識』(日本評論社、第 2 版、1993)

・末川博(編)『法学入門 第 6 版補訂版』(有斐閣、2014)